令 和 5 年 旭 市 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　1　号　（11月29日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……2

開　　会……3

議長報告事項……3

会議録署名議員の指名……3

会期の決定……4

議案上程……4

議案第　1号　令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　2号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第　3号　旭市学校再編代表者会議条例の制定について

議案第　4号　旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　5号　旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　6号　旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　7号　旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第　8号　旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　9号　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１０号　旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１１号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについて

議案第１２号　工事請負契約の締結について

（海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（建築））
議案第１３号　工事請負契約の締結について
（海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（電気設備））
議案第１４号　工事請負契約の締結について
（海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（機械設備））
議案第１５号　工事請負契約の締結について
（（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築））
議案第１６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第１７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
提案理由の説明並びに政務報告……５
議案の補足説明……１１
散　　会……２６

第　２　号　（１２月４日）
議事日程……２７
本日の会議に付した事件……２７
出席議員……２７
欠席議員……２７
説明のため出席した者……２７
事務局職員出席者……２８
開　　議……２９
議案質疑……２９
議案第１６号、議案第１７号直接審議（先議）……９８
常任委員会議案付託……９９
常任委員会請願付託……９９
散　　会……１００

第　３　号　（１２月６日）
議事日程……１０１
本日の会議に付した事件……１０１

出席議員……１０１
欠席議員……１０１
説明のため出席した者……１０１
事務局職員出席者……１０２
開　　議……１０３
一般質問……１０４
　９番　島　田　　恒……１０５
　１番　常世田　正　樹……１２２
　８番　井　田　　孝……１３５
　３番　菅　谷　道　晴……１４２
　６番　﨑　山　華　英……１４７
１４番　飯　嶋　正　利……１６５
散　　会……１７５

第　４　号　（１２月７日）

議事日程……１７７
本日の会議に付した事件……１７７
出席議員……１７７
欠席議員……１７７
説明のため出席した者……１７７
事務局職員出席者……１７８
開　　議……１７９
一般質問……１７９
　７番　永　井　孝　佳……１７９
　２番　伊　藤　春　美……１９４
　５番　伊　場　哲　也……２０７
　４番　戸　村　ひとみ……２３３
１６番　伊　藤　房　代……２５４
２０番　松　木　源太郎……２６３
議案上程……２８０

議案第１８号　令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について
提案理由の説明……２８１
議案の補足説明……２８１
議案質疑……２８２
常任委員会議案付託……２８３
散　　会……２８４

第　５　号　（１２月１８日）

議事日程……２８５
本日の会議に付した事件……２８５
出席議員……２８５
欠席議員……２８６
説明のため出席した者……２８６
事務局職員出席者……２８６
開　　議……２８７
常任委員長報告……２８７
質疑、討論、採決……２９０
常任委員長請願報告……３０４
質疑、討論、採決……３０５
事務報告……３１０
議長辞職の件……３１１
議長選挙の件……３１２
副議長辞職の件……３１５
副議長選挙の件……３１７
閉　　会……３２０

令和５年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和５年１１月２９日（水曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会

第　２　議長報告事項

第　３　会議録署名議員の指名

第　４　会期の決定

第　５　議案上程

第　６　提案理由の説明並びに政務報告

第　７　議案の補足説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会

日程第　２　議長報告事項

日程第　３　会議録署名議員の指名

日程第　４　会期の決定

日程第　５　議案上程

日程第　６　提案理由の説明並びに政務報告

日程第　７　議案の補足説明

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利

１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	榎澤　茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開会　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内での写真撮影を行います。ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（木内欽市）　ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより令和５年旭市議会第４回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（木内欽市）　日程第２、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

３番、菅谷道晴議員、４番、戸村ひとみ議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（木内欽市）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 20 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 12 月 18 日までの 20 日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第 17 号までの 17 議案であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（木内欽市）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第 17 号までの 17 議案を一括上程いたします。

議案第　１号　令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　２号　令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第　３号　旭市学校再編代表者会議条例の制定について

議案第　４号　旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　５号　旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第　６号　旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第　８号　旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　９号　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１０号　旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１１号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについて

議案第１２号　工事請負契約の締結について

（海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（建築））

議案第１３号　工事請負契約の締結について

（海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（電気設備））

議案第１４号　工事請負契約の締結について

（海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（機械設備））

議案第１５号　工事請負契約の締結について

（（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築））

議案第１６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第１７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第６　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市）　日程第６、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和５年旭市議会第４回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号は、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ２億 2,000 万円を追加し、予算の総額を 324 億 2,300 万円とするものであります。

議案第２号は、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ 300 万円を追加し、予算の総額を 84 億 2,700 万円とするものであります。

議案第３号は、旭市学校再編代表者会議条例の制定についてでありまして、小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるに当たり、市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第４号は、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市飯岡出張所の位置を変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第５号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第６号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第７号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第８号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第９号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の産前産後軽減制度に対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設に伴い、海上野球場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについてでありまして、第２期中期目標期間の満了に伴い、経営の指針となる今後４年間の中期目標について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 12 号から議案第 15 号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第 12 号は、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設に係る建築工事について、議案第 13 号は、同じく電気

設備工事について、議案第14号は、同じく機械設備工事について、議案第15号は、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設に係る建築工事について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第16号及び議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和６年３月 31 日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、鈴木志敏氏及び伊藤兼道氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、９月 20 日から秋開始接種として、初回接種を終了している５歳以上の全ての方を対象に行っているところであります。11 月 20 日現在の接種率は、65歳以上の接種対象者１万8,972人に対して47.7％となっております。

なお、市で実施している集団接種については12月20日まで実施し、市内10か所の協力医療機関で実施している個別接種は、令和６年３月末まで実施予定であります。

新型コロナウイルスの感染者は減少しておりますが、季節性インフルエンザの感染者は増加しているため、市民の皆様には改めて基本的な感染対策をお願いいたします。

次に、各種支援策について申し上げます。

住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金については、原油価格・物価高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象に、１世帯当たり３万円を給付するもので、10月２日に受付を終了し6,225件、１億8,675万円を給付いたしました。

子育て世帯生活支援特別給付金については、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親世帯とひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に、子ども１人当たり５万円を給付するもので、10月31日現在1,337件、6,685万円を給付いたしました。

就学前児童応援臨時給付金については、市内在住の就学前の児童を養育する世帯を対象に、子ども１人当たり３万円を給付するもので、11 月 10 日に受付を終了し 2,480 件、7,440 万円を給付いたしました。

千葉県子どもの成長応援臨時給付金については、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、市内に在住する小・中学生を養育する主たる生計維持者に対し、子ども１人当たり１万円を給付するもので、10 月 31 日に受付を終了し 4,456 件、4,456 万円を給付いたしました。

次に、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

市の主要事業や財政状況などについて、各区の役員方に説明し、直接話し合うための地域意見交換会を 10 月 18 日に海上公民館、23 日に総合体育館において４年ぶりに開催し、94 区、177 名の参加をいただきました。当日いただいたご意見やご提案につきましては、検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、農業振興について申し上げます。

産業まつり、あさひオータムジャンボリーについては、11 月 12 日に旭文化の杜公園で開催いたしました。当日は小雨の交じるあいにくの天候でありましたが、大勢の方にご来場いただき、ステージイベントや「旭が誇る食」を生かした飲食店などをはじめ、農畜水産物や商工業製品の展示販売など、多くの方に楽しんでいただくことができました。運営にご協力いただいた方々に、改めて感謝を申し上げます。

畜産については、先日、千葉県が実施したモニタリング検査で、今季初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、また、隣の茨城県では 11 月 27 日に畜舎内での発生が確認されました。本市においても、本年１月に市内農場で発生していることから、今後、千葉県と連携し、各農場における防疫対策の徹底を働きかけてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

観光客の誘致促進については、10 月 20 日に都内で大手旅行会社 17 社を集めて開催された千葉県観光商談会において、通年での誘致を目指した観光資源の旅行商品化に向けたプロモーション活動を行ってまいりました。

観光イベントについては、千葉県初の恋する灯台に認定されている飯岡灯台のイベントである「飯岡灯台　恋するライトアップ」を 12 月１日から２月 29 日まで実施いたします。

海をイメージしたイルミネーションと音楽、変化するビームライトで、飯岡灯台や刑部岬展望館を彩る華やかな冬の観光スポットとして、にぎわいが期待されます。

また、海上公民館前の広場では、今年も商工会青年部によるスターライトファンタジーが開催されます。いずれも旭市の冬の風物詩として定着しており、毎年にぎわいを見せております。

今後も関係団体と連携して、観光素材を生かしたＰＲや魅力あるイベントを積極的に展開し、観光振興と市の活性化につなげてまいります。

次に、公立保育所の再編について申し上げます。

中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事については、11 月 21 日に仮契約を締結したことから、関連する議案について本定例会に提案したところであり、今後は令和７年４月の開所に向けて適切に工事を進めてまいります。

次に、小・中学校の再編について申し上げます。

小学校の再編については、干潟地域の各小学校の地域検討会議において、それぞれ計４回の会議を開催した結果、古城小学校への統合に向けての意見書が提出されました。

今後は、旭市学校再編基本方針に基づき旭市学校再編代表者会議を新たに設置し、学校再編の可否や学校の位置、名称、開校の時期などについて調査、審議いただく予定であり、関連する議案について、本定例会に提案したところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

今年度から新たな事業として実施する「旭市子ども書道大会」については、小学校３年生から６年生を対象に 12 月 16 日、旭市総合体育館を会場として開催する予定であります。書き初め講座や書道パフォーマンスを通して書道への関心を深め、書道の普及に寄与することを期待しております。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルについては 10 月 22 日に、パークゴルフあさひスポフェスカップは 11 月５日に、それぞれ開催し、子どもから大人まで大勢の方にスポーツを楽しんでいただきました。

「ぽるぽろ」については、11 月 26 日に本年度３回目のイベントを開催いたしました。当日は天候の悪化が予想されたため、会場を飯岡海岸からいいおかユートピアセンターに移しての開催となりましたが、市内外から大勢の方にご参加いただき、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことができました。

今後の旭市民駅伝大会については 12 月 17 日に東総運動場で、旭市飯岡しおさいマラソン大会は来年２月４日に、しおさいスタジアムをメイン会場に開催されますので、皆様のご声援をお願いいたします。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、10 月 21 日に収穫祭を開催いたしました。当日は市内外から 21 家族、89 名の参加があり、花の寄せ植え体験や食育クイズ、地元の長部地区によるおはやしの披露、特産品が当たる抽せん会などを行うとともに、収穫したお米を持ち帰りいただき、好評のうちに都市住民と交流を深めることができました。

次に、市道の整備について申し上げます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、鉄道横断工事が最終段階を迎えていることから、鉄道横断部前後の道路改良工事に着手したところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の排水路整備工事に着手したところであります。

今後も効果的な排水整備を計画的に行うことで、道路冠水による浸水被害の解消や緩和を図り、安全な道路機能を確保してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のゴミゼロ運動については、10 月 1 日に市内全域で一斉に実施いたしました。各区や自治会から合わせて 6,236 名の参加があり、集められたごみの総重量は 8,560 キログラムでありました。

引き続き、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで自然環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、10 月 19 日に仮契約を締結したことから、関連する議案について本定例会に提案したところであります。

現在は事前準備として、電柱の移設工事を終了し、水道配水管の切り回し工事を実施しているところであり、令和６年度中の業務開始に向けて、適切に工事を進めてまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については第３期の戦略策定に向け、市民や事業所を対象としたアンケートを実施したほか、10 月 29 日、11 月 26 日には高校生、子育て世代、シニア世代による意見交換会を開催し、まちづくりに関する様々な意見を伺ったところであります。

また、総合戦略の進行管理を行うためのＰＤＣＡサイクルの一つとして、昨年度の事業効果の検証等を行うため、10 月 13 日には市民の代表で構成された旭市総合戦略推進委員会を開催し、評価に係る意見や市の対応等の概要を公表いたしました。

今後も幅広く意見等を伺いながら、人口減少対策の推進や持続可能な社会基盤を構築し、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来　ず～っと大好きなまち旭」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

現在、より魅力的なまちづくりを進めていくため、一般社団法人みらいあさひが主体となって、官民連携でまちの育成に取り組んでおります。９月には連携協力団体であるみらいあさひ協議会と共に、生涯活躍のまち・みらいあさひを起点にした地域活性化に向けた活動のビジョンをまとめました。

市といたしましても、連携しながら市内全域への事業効果の波及に努めてまいります。

次に、ＣＣＤプロジェクトについて申し上げます。

糖尿病の発症予防については、市の中堅・若手職員からなるプロジェクトチームが糖尿病発症の主な原因の一つである肥満に対して、個人や家庭、事業所等、まち全体という三つのカテゴリーごとに予防を働きかける企画を立案し、現在、関係団体等と調整しながら、実現に向けて取り組んでおります。

また、重症化予防については、旭市糖尿病対策地域連絡会にて旭中央病院、歯科医師会、市内薬局、千葉大学の管理栄養士の協力の下、官民学連携による栄養指導用リーフレットを作成しているところであります。これは地域で指導する内容に一貫性を持たせる中で、診療の場における短時間での栄養指導や、管理栄養士がいなくても対応ができることを目指した、全国的にも類を見ない取り組みで、今年度末までに市内の医療機関や薬局で糖尿病患者へ配付する予定であります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７　議案の補足説明

○議長（木内欽市）　日程第７、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号と議案第 12 号から議案第 15 号までの５議案について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第１号及び議案第 12 号から議案第 15 号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第１号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

議案第１号の補正予算書をお手元にお願いいたします。タブレットの３ページをお願いいたします。補正予算書では１ページになります。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ２億 2,000 万円を追加し、予算の総額を 324 億 2,300 万円とするものです。

第２条、繰越明許費につきましては、この後説明いたします。

タブレットの７ページをお願いいたします。補正予算書は５ページになります。

第２表、繰越明許費です。

２款３項戸籍住民基本台帳費、戸籍事務費 321 万 2,000 円は、当初予算で計上しました戸籍における氏名の読み仮名の法制化に伴い、戸籍システムに振り仮名を新たに記載するための改修につきまして、国での関連法案の整備やシステム仕様の確定までに時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費を設定するものです。

次に、住民基本台帳事務費 323 万 4,000 円は、当初予算及び今回の補正予算で計上しました戸籍の付票やコンビニで交付される証明書に振り仮名を反映させる法制度改正により、必要となるシステム改修でございます。こちらも先ほどの戸籍事務費と同じく、国での関連法案の整備やシステム仕様の確定までに時間を要したことにより、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費を設定するものであります。

タブレットの 11 ページをお願いいたします。補正予算書は９ページになります。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

10 款１項１目地方交付税 9,314 万 2,000 円の増は、右側の説明欄１、普通交付税の増で、７月に決定した普通交付税の留保分を今回の補正財源として計上するものです。

14 款１項１目民生費国庫負担金 1,289 万 3,000 円の増は、説明欄１、障害児通所給付費等負担金によるものです。こちらは今回の補正で増額を予定しております障害児通所支援事業に対する国の負担金となります。

２項１目総務費国庫補助金 1,594 万 8,000 円の増は、説明欄１、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 810 万 1,000 円と説明欄２、デジタル基盤改革支援補助金 784 万 7,000 円に

よるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍などへの振り仮名記載やマイナンバーカードへのローマ字表記などの法制度改正に伴い必要となるシステム整備に対する国の補助金で、デジタル基盤改革支援補助金は基幹業務システムの標準化に必要となる経費に対する国の補助金となります。

15 款１項１目民生費県負担金 644 万 6,000 円の増は、説明欄１、障害児通所給付費等負担金です。こちらは今回の補正で増額を予定しております障害児通所支援事業に対する県の負担金となります。

タブレットの 12 ページをお願いいたします。補正予算書は 10 ページになります。

２項２目民生費県補助金 1,268 万 4,000 円の増は、説明欄１、子ども医療対策事業費補助金です。こちらは今回の補正で増額を予定しております子ども医療費助成事業に対する県の補助金となります。

17 款１項１目総務費寄附金 2,500 万円の増は、説明欄１、ふるさと応援寄附金によるもので、寄附額の増加が見込まれるため増額するものであります。

18 款２項１目財政調整基金繰入金 4,621 万 6,000 円の増は、今回の補正財源として、財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

タブレットの 13 ページをお願いいたします。補正予算書は 11 ページになります。

19 款１項１目繰越金 767 万 1,000 円の増は、前年度繰越金の残額を今回の補正財源として計上するものです。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

タブレットの 14 ページをお願いいたします。補正予算書は 12 ページになります。

今回の補正予算では、人事院勧告等を踏まえた議員報酬や特別職給与費を含めた人件費の補正がございますが、まず、歳出では人件費以外の事業について説明させていただきまして、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正につきましては、後ほど給与費明細書で説明をさせていただきます。

なお、会計年度任用職員の人件費につきましては、各事業の中で予算計上しておりますので、歳出にて説明いたします。

それでは、ページの一番下をご覧ください。

２款１項７目企画費 3,818 万 4,000 円の増は、説明欄１、ふるさと応援寄附推進事業 1,318 万 4,000 円と、タブレットの 15 ページをお願いいたします。補正予算書は 13 ページになりま

す。説明欄２、ふるさと応援基金積立金 2,500 万円によるもので、ふるさと応援寄附金の増加が見込まれることから、ふるさと応援寄附推進事業では返礼品等に係る経費について、ふるさと応援基金積立金では基金に積み立てる寄附金の額について、それぞれ増額するものであります。

８目電子計算費 2,440 万 9,000 円の増は、説明欄１、電算システム運用事業によるもので、法制度改正に伴う令和６年度からの森林環境税への対応や、マイナンバーカードへのローマ字表記などに必要な電算システムの改修費用です。

11 目諸費 8,874 万 9,000 円の増は、説明欄１、国庫支出金等返還費によるもので、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金の増です。

タブレットの 17 ページをお願いいたします。補正予算書では 15 ページになります。一番上になります。

３項１目戸籍住民基本台帳費、説明欄２、住民基本台帳事務費 188 万 1,000 円の増は、コンビニで交付される証明書に振り仮名を反映させるために必要なシステムの改修費用です。

少し飛びまして、タブレットの 20 ページをお願いいたします。補正予算書は 18 ページになります。中段やや下のほうになります。

３款３項１目児童福祉総務費、説明欄２、子ども医療費助成事業 2,705 万 4,000 円の増は、県の制度改正などに伴い助成額の増加が見込まれることから、扶助費等を増額するものであります。

説明欄３、放課後児童クラブ運営事業 727 万 5,000 円の増は、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正のうち、会計年度任用職員の分でございます。

タブレットの 21 ページをお願いいたします。補正予算書は 19 ページになります。

５目障害児福祉費 2,578 万 7,000 円の増は、説明欄１、障害児通所支援事業によるもので、利用者及び利用件数が当初の見込みより増加しているため、給付費を増額するものであります。

６目保育所費、説明欄２、公立保育所運営費 471 万 3,000 円の増は、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正のうち、会計年度任用職員の分でございます。

タブレットの 22 ページをお願いいたします。補正予算書は 20 ページになります。下のほうになります。

４款１項４目環境衛生費、説明欄２、環境衛生対策推進事業 115 万 7,000 円の増は、人事院勧告等を踏まえた人件費の補正のうち、会計年度任用職員の分でございます。

歳出の説明は以上です。

また、少し飛びまして、タブレットの 30 ページをお願いいたします。補正予算書は 28 ページになります。

給与費明細書です。

１、特別職の表です。表の下のほう、比較の行をご覧ください。

特別職につきましては、人事院勧告等を踏まえ、期末手当の年間支給率を 0.1 月分引き上げることによる影響で、長等（市長・副市長・教育長）につきましては、共済費 20 万円の増、議員につきましては、期末手当 79 万 1,000 円の増となっております。

タブレットの 31 ページをお願いいたします。補正予算書は 29 ページになります。

２、一般職（１）総括の表です。

上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給料月額の引上げと期末・勤勉手当の 0.1 月分の引上げによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、会計年度任用職員を含む一般職の合計は 1,294 万 8,000 円の増となっております。

給与費明細書につきましては、以上でございます。

以上で議案第１号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 12 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

タブレットでは２ページをお願いします。議案では裏面になります。

契約の名称は、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（建築）であります。

契約の方法は、令和元年度から導入した総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。総合評価方式一般競争入札は、原則、設計金額１億円以上の建設工事に適用となるもので、入札参加者から提出された技術資料に基づき、企業の施工能力や技術者の能力、企業の社会性などの項目について評価基準により技術評価点を算出し、入札価格と併せて総合的に評価しまして、落札者を決定する方法です。

なお、この後説明いたします議案第 12 号から議案第 15 号までの工事請負契約の締結についての契約方法につきましては、全てこの総合評価方式一般競争入札で執行しております。

それでは、入札の経過を申し上げます。

令和５年８月 28 日に入札の公告を行い、９月８日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、３者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、３者とも資格要件を満たしておりました。この３者による入札書の受付を 10 月６日から 11 日

まで行い、10 月 12 日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市ニの 528 番地、阿部建設株式会社、代表取締役、阿部典義が落札者に決定いたしました。

契約金額は６億 5,780 万円であります。

なお、予定価格は７億 1,434 万円、調査基準価格は６億 5,718 万 4,000 円、落札率は 92.09％でありました。

仮契約締結日は 10 月 19 日、工事の期限は令和７年３月 14 日であります。

以上で議案第 12 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 13 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

タブレットの２ページで、議案のほうは裏面になります。

契約の名称は海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（電気設備）であります。

契約の方法は総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和５年８月 28 日に入札の公告を行い、９月８日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、４者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、４者とも資格要件を満たしておりました。この４者による入札書の受付を 10 月６日から 11 日まで行い、10 月 12 日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市ニの 778 番地、株式会社山口電気商会、代表取締役、山口克巳が落札者に決定いたしました。

契約金額は２億 3,100 万円であります。

なお、予定価格は２億 3,705 万円、調査基準価格は２億 1,808 万 6,000 円、落札率は 97.45％でありました。

仮契約締結日は 10 月 19 日、工事の期限は令和７年３月 14 日であります。

以上で議案第 13 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 14 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

同じくタブレットの２ページをお願いします。議案の裏面となります。

契約の名称は、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（機械設備）であります。

契約の方法は総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和５年８月 28 日に入札の公告を行い、９月８日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、１者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、資格要件を満たしておりました。入札書の受付を 10 月６日から 11 日まで行い、10 月 12 日に

開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市ニの 1710 番地、株式会社石川商会住宅機材、代表取締役、小関秀央が落札者に決定いたしました。

契約金額は１億 5,279 万円であります。

なお、予定価格は１億 5,895 万円、調査基準価格は１億 4,623 万 4,000 円、落札率は 96.12％でありました。

仮契約締結日は 10 月 19 日、工事の期限は令和７年３月 14 日であります。

以上で議案第 14 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 15 号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

同じくタブレットの２ページです。議案のほうでは裏面となります。

契約の名称は、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築）であります。

契約の方法は総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和５年 10 月 10 日に入札の公告を行い、10 月 20 日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、２者から申請及び技術資料の提出があり、申請内容を確認したところ、両者とも資格要件を満たしておりました。この２者による入札書の受付を 11 月 14 日から 16 日まで行い、11 月 17 日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市後草 2364 番地の３、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木和彦が落札者に決定いたしました。

契約金額は５億 6,210 万円であります。

なお、予定価格は５億 7,607 万円、調査基準価格は５億 2,998 万円、落札率は 97.57％でありました。

仮契約締結日は 11 月 21 日、工事の期限は令和７年１月 31 日であります。

以上で議案第 15 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　議案第２号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレットの３ページをお願いいたします。補正予算書は１ページになります。

第１条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 2,700 万円とするものです。

補正予算書２ページと３ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、５ページ、６ページは事項別明細書の総括となりますので、詳しい内容につきましては、７ページ以降でご説明させていただきます。

タブレットの９ページをお願いいたします。補正予算書は７ページになります。

初めに、歳入についてご説明いたします。

８款繰越金ですが、令和４年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として、300 万円計上するものであります。

続きまして、タブレットの 10 ページをお願いいたします。補正予算書は８ページになります。

歳出についてご説明いたします。

１款１項１目一般管理費、説明欄１、国民健康保険一般事務費のうち、電算業務委託料に300 万円を追加するものです。

補正の内容につきましては、令和５年５月に公布されました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、令和６年１月１日から施行される産前産後期間における国民健康保険税の軽減に伴いまして、電算システムの改修が必要となったことによるものでございます。

以上で議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第３号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長　向後　稔　登壇）

○教育総務課長（向後　稔）　議案第３号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、教育環境の公平性と充実を図ることを目的に、市立の小学校及び中

学校の再編を市民協働で進めるため、市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

議案の２ページをご覧ください。

第１条から第３条は、旭市学校再編代表者会議を設置するための規定であります。

第４条の所掌事務は、教育委員会からの諮問に応じ、次の各号について調査審議し、答申するものでありまして、第１号は学校再編の可否に関すること、第２号は統合校の位置に関すること、第３号は統合校の開校時期に関すること、第４号は統合校の名称に関すること、第５号はその他学校再編に関することであります。

３ページをお願いします。

第５条は、会議の組織を定めるものであります。委員については、第２項の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するものであります。

第６条は、会長及び副会長の職務について定めるものであります。

第７条の会議については、会長が招集することを規定するもので、第３項の会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数は、議長が決することとなりますが、第４条第１号の学校再編の可否に関すること及び第４条第２号の統合校の位置に関しては、委員の３分の２以上で決することと規定するものであります。

第８条から次の４ページ、第 10 条は、代表者会議に関し必要な事項を定めるものであります。

附則第１項は、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第３項は、附則により旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであり、別表の１に学校再編代表者会議委員の報酬を加えるものでございます。

以上で、議案第３号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第４号から議案第８号までの５議案について、総務課長、登壇しください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　議案第４号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、令和６年度の組織・機構の一部再編に伴い出張所を移転するため、改正するものであります。

出張所は、現海上庁舎内の旭市海上出張所を隣接の海上公民館内に、現旭市保健センター内の旭市飯岡出張所をいいおかユートピアセンター内に移し、機能を継続するものです。

改正内容は、第２条の出張所の名称、位置及び所管区域を定める規定のうち、旭市飯岡出張所の位置を旭市横根 3520 番地から旭市横根 1365 番地 25 に改めるものであります。

また、旭市海上出張所においては改正の必要性はなく、その他所管区域、業務内容についての変更はありません。

なお、条例の施行日は令和６年４月１日とするものです。

以上で、議案第４号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第５号から議案第８号までは、令和５年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、最初に議案第５号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新旧対照表の４ページをお願いいたします。

改正条例の第１条は、現行条例第５条における期末手当の支給率を改定するもので、令和５年 12 月期の期末手当の支給率を現行の 100 分の 220 から 100 分の 230 に改め、100 分の 10 引き上げるものです。これにより年間支給率は 100 分の 440 から 100 分の 450 となります。

次に、５ページをお願いいたします。

改正条例の第２条は、ただいまの第１条関係と同じく、現行条例第５条における期末手当の改定でありまして、令和６年度以降の期末手当の支給率を、６月期及び 12 月期ともに 100 分の 225 に改め、年間支給率を 100 分の 450 とするものです。

なお、条例の施行期日は公布の日とし、第１条関係については令和５年 12 月１日から、第２条関係については令和６年４月１日から適用するものです。

次に、６ページになります。

議案第６号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第５号と同様に、期末手当の支給率を改定するもので、改正内容も議案第５号と同様のものとなります。

続きまして、議案第７号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

８ページをお願いいたします。

これは人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末・勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものです。

まず、改正条例の第１条関係になります。現行条例第 24 条関係は期末手当を改正するもので、第２項各号列記以外の部分中、常勤職員における令和５年 12 月期の期末手当の支給率について、現行の 100 分の 120 から 100 分の 125 に改め、100 分の５引き上げるものです。

第３項は、再任用職員における令和５年 12 月期の期末手当の支給率について、現行の 100 分の 67.5 から 100 分の 70 に改め、100 分の 2.5 引き上げるものです。

続いて、現行条例第 27 条関係は、勤勉手当を改定するもので、第２項第１号中、常勤職員における令和５年 12 月期の勤勉手当の支給率について、現行の 100 分の 100 から 100 分の 105 に改め、100 分の５引き上げるものです。

同項第２号は、再任用職員における令和５年 12 月期の勤勉手当の支給率について、現行の 100 分の 47.5 から 100 分の 50 に改め、100 分の 2.5 引き上げるものです。

これにより、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は 100 分の 440 から 100 分の 450 となり、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は 100 分の 230 から 100 分の 235 となります。

８ページからの別表第１の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額に重点を置いた引上げを行うものです。

少し飛びまして、13 ページをお願いいたします。

改正条例第２条関係は、令和６年度以降の期末・勤勉手当について、常勤職員及び再任用職員ともに６月期と 12 月期の支給率を平準化するものです。

続いて、改正条例の第３条及び第４条関係は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

現行条例第８条第２項の特定任期付職員とは、弁護士等といった高度の専門的な知識経験を有する職員で、現在、本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、県に合わせた改定を行うものです。

なお、施行期日は公布の日とし、改正条例第１条及び第３条関係中、給料表の改定については令和５年４月１日から、期末・勤勉手当の支給率については令和５年 12 月１日から適用し、令和６年度以降を規定する改正条例第２条及び第４条関係については令和６年４月１日から適用するものです。

続きまして、議案第８号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

16 ページをお願いいたします。

これは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の期末手当の支給率及び給料表の改定を行うものです。

まず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率の改定について、現行条例第 13 条中、100 分の 125 を 100 分の 135 に改め、100 分の 10 引き上げるものです。

続いて、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率について、現行条例第 22 条第１項中、100 分の 125 を 100 分の 135 に改め、100 分の 10 引き上げるものです。

また、一般職の常勤職員の期末手当の支給率の引上げに伴い、現行条例第 13 条中、100 分の 120 を 100 分の 125 に、第 22 条第１項中、100 分の 120 を 100 分の 125 に改めるものです。

このことにより、期末手当の年間支給率は 100 分の 250 から 100 分の 260 となります。

別表第１の給料表につきましては、給与改定後の常勤職員の相当額に引上げを行うものです。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、給料表の改定関係については令和５年４月１日から、期末手当関係については令和５年 12 月１日から適用するものです。

以上で、議案第５号から議案第８号までの４議案の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長　向後秀敬　登壇）

○税務課長（向後秀敬）　議案第９号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和５年７月の地方税法等の改正により、出産した被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税所得割額及び均等割額の軽減措置が創設され、詳細は政令で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、必要な条項を追加するものです。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

19 ページをお願いいたします。

第 23 条に第３項を追加する改正です。

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に出産した被保険者がいる場合、当該出産した被保険者に係る所得割額及び均等割額を軽減する旨の規定です。

第１号は基礎課税額、いわゆる医療分の所得割額の軽減分を、第２号では医療分の均等割額

の軽減分を、第３号では後期高齢者支援金等課税額の所得割の軽減分を、第４号では後期高齢者支援金等課税額の均等割額の軽減分を、第５号では介護納付課税額の所得割額の軽減分を、第６号では介護納付課税額の均等割額の軽減分を定めております。

なお、従来から制度化されております低所得者に対する均等割等の７割、５割、２割の軽減の対象となる世帯に出産した被保険者がいる場合は、これらの軽減を適用させた上で、さらに残った均等割額を軽減することとなります。

第24条の３を追加する改正ですが、出産した被保険者に係る届出の規定となります。

第１項各号では届書に記載する事項を定めたもの、第２項各号では届書の提出に当たり添付する書類を定めたもの、第３項は届出を提出する時期を定めたもの、第４項は届出を省略させることができる旨を定めたものとなります。

なお、この条例の施行期日は令和６年１月１日から施行するもので、令和５年度分の国民健康保険税のうち、令和６年１月以降の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものです。

以上で、議案第９号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　税務課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長　金杉高春　登壇）

○体育振興課長（金杉高春）　議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

蛇園地先にあります海上野球場については、海上・飯岡統合消防分署庁舎の建設に伴い廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、利用していた団体の活動場所の移転については協議が調っております。

新旧対照表の21ページをご覧ください。

海上野球場の廃止に伴い、別表中、関連する部分を削除するものです。

続いて、22ページをご覧ください。

海上野球場の廃止に伴い、附則第２項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第１の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

条例の施行日は令和６年１月１日からとなります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについて補足説明を申し上げます。

中期目標については、地方独立行政法人法第 25 条第２項に具体的に定める事項が示されており、本市の中期目標において、タブレットの３ページ、中期目標の１ページ、第１、中期目標の期間、第２、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、タブレットの６ページ、中期目標の４ページの第３、業務運営の改善及び効率化に関する事項、タブレットの７ページ、中期目標の５ページ、第４、財務内容の改善に関する事項になります。これらを大項目として定め、さらに中項目、小項目と内容を細分化し、規定しております。

これら四つの大項目のうち、第２期中期目標から変更した内容を中心に説明いたします。

タブレットの３ページをお願いします。中期目標では１ページになります。

前文になります。

旭中央病院が地方独立行政法人へ経営形態を変更した後も地域の基幹病院として果たしてきた役割について、また、市が求める病院運営の基本方針を示すための中期目標であることを述べています。

次に、第１、中期目標の期間ですが、令和６年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの４年間になります。

次に、第２、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

１、広域基幹型急性期病院としての機能の充実のタブレットの４ページ、中期目標では２ページになります。

（１）地域連携と機能分担の更なる推進については、旭中央病院が地域住民に対して、高度・急性期医療を中心に提供するため、地域の医療機関等とさらなる連携と機能分担を推進することを指示するものです。

タブレットの５ページをお願いいたします。中期目標では３ページになります。

２、患者等のサービスの向上の（１）ＱＩ分析、医療ＤＸ等による医療の質の向上は、後発医薬品使用率など様々な指標を用いて数値化し、医療を分析するＱＩ分析とデジタル技術を活用し、医療の効率及び効果、さらに患者サービスを向上させる医療ＤＸを用いて医療全体の質の向上に努めるよう指示するものです。

次に、（２）患者等の満足度の向上では、分かりやすく明瞭な説明、病院へのアクセス、待ち時間、接遇等のサービスの向上に努めるよう指示するものです。

次に、（３）第三者評価とＰＤＣＡサイクルの実施では、業務の客観的評価とその結果に基づき対策を検討し、継続的に業務を改善するよう指示するものです。

次に、３、市の施策推進における役割の発揮では、（１）から（３）の小項目の名称に変更はありますが、法人に求める市の施策への役割は、基本的には第２期と同様になります。

タブレットの６ページをお願いします。中期目標では４ページになります。

第３、業務運営の改善及び効率化に関する事項の１、働き方改革と人材確保では、国が進める医師の働き方改革が令和６年度からスタートすることに伴い、適切に対応することと、併せて人材確保、就労環境の整備等について指示するものです。

２、ガバナンスの強化では、（２）コンプライアンスの徹底を新たに設け、コンプライアンスを徹底することで患者の安全、信頼確保を図ることを指示するものです。

タブレットの７ページをお願いします。中期目標では５ページになります。

３、安定的な経営基盤の構築は、健全経営の維持と施設・設備の最適化を検討し、安定的な経営を実践することを指示するものです。

第４、財務内容の改善に関する事項につきましては、第２期と同様、第３の業務運営の改善及び効率化に関する事項で定めた事項を実施し、経営基盤をさらに安定させる中期計画及び年度計画の作成とその実行を求めるものです。

以上で、議案第 11 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 16 号、議案第 17 号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　江波戸政和　登壇）

○市民生活課長（江波戸政和）　議案第 16 号及び議案第 17 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は 10 名ですが、このうち２名が令和６年３月 31 日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり議会の意見を求めるものです。

議案第 16 号で推薦したい方は、旭市ニにお住まいの鈴木志敏氏、昭和 29 年生まれの方です。

鈴木志敏氏は、長年にわたり小・中学校の教員として子どもたちの教育に携わってこられた方で、子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちの方です。平成 30 年４月からは人権擁護委員として積極的に活動されていることから、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

次に、議案第 17 号で推薦したい方は、旭市鎌数にお住まいの伊藤兼道氏、昭和 31 年生まれの方です。伊藤兼道氏は、長年にわたり小学校の教員として子どもたちの教育に携わってこられた方で、子どものいじめ問題や特別支援教育などに豊富な知識と経験をお持ちの方です。令和３年４月からは人権擁護委員として積極的に活動されていることから、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

また、お二人とも人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

なお、委員の任期は令和６年４月１日から令和９年３月 31 日までの３年間となります。

以上で、議案第 16 号及び議案第 17 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 12 月４日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございます。

散会　午前１１時３０分

令和５年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和５年１２月４日（月曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

第　３　常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第１６号、議案第１７号直接審議（先議）

日程第　２　常任委員会議案付託

日程第　３　常任委員会請願付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（木内欽市）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第 17 号までの 17 議案を順次議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お願いいたします。

議案第１号、補正予算です。総括的に伺いたいと思います。

令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、10 ページの歳入、17 款ふるさと応援寄附金の 2,500 万円なんですが、この根拠をお願いいたします。

あと、二つ目は、13 ページ、歳出です。２款のふるさと応援寄附推進事業委託料の寄附金全体と、その委託料の占める割合をお願いいたします。

あと、三つ目です。ふるさと応援基金の現在高と、その使途。使途は、ふるさと応援基金に関しては決まっているんですが、それを再確認でお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、順次お答えいたします。

まず、根拠になります。

ふるさと応援寄附金につきましては、本市の返礼品であるハマグリが 10 月にテレビで放映

されました。それで大きな反響がありまして、寄附金が大きく増加しております。今回補正で見込みました2,500万円ですが、テレビ放送後の影響を大きく受ける10月分、11月分の寄附の増額を見込んだものです。

２点目です。寄附に占める割合ということです。

国の基準によりまして、ふるさと応援寄附金に係る事業費は、寄附金額の 50%以内とすることが定められております。補正後ですけれども、補正後全体の寄附額が１億7,000万円、委託料が7,759万円、割合として45.6%となっております。

三つ目です。応援基金の現在高と使途になります。

基金の残高ですが、令和５年３月31日現在で１億5,214万円となります。

使途につきましては、市としましては寄附の活用について６種類用意しております。一つ目が産業の振興、二つ目が健康福祉の充実、三つ目が教育の充実、四つ目が生活基盤の整備、五つ目が安全安心なまちづくり、六つ目が市長にお任せ。この中から、この活用先の中……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　よろしいですか。この中から寄附者に選択いただき、それぞれの分野の事業に充当しております。

令和４年度の充当の実績につきましては、市ホームページ、広報でも公表しておりますが、主なものを申し上げます。

商業活性化推進事業、生涯活躍のまち形成事業、緊急通報体制等整備事業、保育施設等給食費助成事業など、全25事業に1億185万6,000円を充当しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　2,500万円の根拠を伺いましたが、10月、11月分ということで、テレビ放送でハマグリの売行きがというか、返礼品で選ばれることがとても多くなったのでということで、これはハマグリがこの金額ぐらいしか入らない、入らないというのかな、取れないというか、供給ができないということでの決め方なんですか。それとも、これぐらい、もう10月、11月ということだから、もう終わっちゃっているということですか。これから先のというのはどうなっているんですか。その供給のところ。

それと、２款のふるさと応援寄附推進事業、これの委託料なんですが、先ほど四十何%と言われたと思うんですけれども、金額が、私ちょっと聞き間違いかも分かりません。一千七百

何十万円と、7,700 万円というと、四十何％になりますか。説明してください。

それと、三つ目の積立金の全体額と基金の使途なんですが、基金の使途６種類あるということでお答えいただきまして、産業振興だとか教育だとか安全安心だとか、そういうところに振り分けるというか、それは要求額に対してということになるんですか。それとも、割合的にもう決まっているものなんですか。面白いもので市長にお任せみたいなのもありましたけれども。そういう、その決め方というんですか。それを教えてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、１点目、返礼品ハマグリの数、この先はというお話でした。

ハマグリにつきましては、テレビ放映前は１日 50 個ほど対応できるという話でした。放映後は、100 件に対応できる数を用意しているというふうに聞いております。今はそこまで申込みは多くはないと思うんですけれども、一応ハマグリとしては通年、返礼品として用意はできてございます。

すみません、２点目。失礼しました。補正予算で、補正予算書だけの数字を見ると５割を超えているのではないかというお話かと思います。すみません、私、全体でと申し上げましたけれども、今回予算書だけで見てみますと、確かに５割を超えてしまっているんですけれども、その理由としまして、手数料の中、寄附金ですが、今三つのサイトから寄附を受け付けております。それぞれそのサイトごとに寄附全体で何割ぐらいやっているかというのがあるんですけれども、一番大きなサイト、当初全体の 59％で見込んでいたそのサイトが、今の段階で 63％、ちょっと割合が伸びています。

三つのサイトのうちの一つのサイトが 63％になっております。そこのサイトが、割合が増えましたので、そこの手数料が伸びています。ですので、ちょっとすみません、ここ補正だけを見ると５割を超えているんですけれども、先ほどお答えしましたが、補正予算後全体の数字で見ますと、５割以下となっております。

３点目、応援寄附の振り分けの仕方なんですが、こちらにつきましては寄附をする際、寄附者が何に使いたいかというのを指定されます。それに基づいて割り振りをしております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。そうですね、寄附者が何に寄附したいかということですよね。

ハマグリに関しましては、せっかくのチャンスなので、この返礼品が欲しいと思われた方に十分行けるような形がいいのではないかなと思って聞いてみました。

先ほどの委託料の63%というのが……

（発言する人あり）

○４番（戸村ひとみ）　委託料じゃなくて。ちょっとここのところ、よく分からなかったので、また、委員会は私違うからあれですね。また詳しく聞かせてください。結構複雑ですよね。

というか、何だかこう一生懸命寄附を集めても、ごっそり持っていかれるという、持っていかれるといったらちょっと語弊があるかも分からないんですけれども、本当に実質市の実入りになるものというのをいかにして増やしていくかというのを考えなければいけないなと思いまして、聞いてみました。

使途に関しましては分かりました。ありがとうございます。

１号に関しては終わります。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○２０番（松木源太郎）　私は、議案第１号、12 月補正の中で、簡単なものが一つありますけれども、三つお伺いします。

予算書を見て、皆さん分かると思うんですけれども、予算書の 11 ページ、繰越金のところで1,000 円違うんですよね。これは繰上げだと思うんですけれども、従来そんなにこういうことはなかったんですけれども、これどうしてそんな形になっちゃったのか、簡単に説明してください。

それから、実際の経費の中では、13 ページのところで、交通安全対策費のところで減額の金額がかなり多いんですよね。これはこの内容がほとんど職員手当の部分、給料部分なんで、これは人員が減ったということなのか、それとも、人が変わって、従来からの方よりもかなり給料が低い方がなったのかということだけ教えてください。

その次が、18 ページの子ども医療費助成事業の制度のところの中身、県の補助金と、それから内容がどのように変わったのか、簡単でいいですから教えてください。

給与条例改正に伴う金額、その他の中身については、その条例改正の部分でお聞きいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、議案第１号のほうの補正予算書の 11 ページになります。こちらの前年度繰越金ということで、こちら補正後の金額 13 億 3,203 万円ということと、あと実質収支、令和４年度の実質収支の 13 億 3,203 万 1,000 円との違いということで、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、1,000 円単位で表記する際の 1,000 円未満を四捨五入とするか、切捨てとするかの違いによるものでございまして、令和４年度一般会計実質収支に関する調書は、1,000 円未満四捨五入でありまして、前年度の繰越金につきましては、1,000 円未満切捨てとなってございます。

具体的には、令和４年度決算における実質収支額は、円単位で申し上げますと 13 億 3,203 万 907 円でございます。決算では、これを 1,000 円単位で表記する際に四捨五入とするため、13 億 3,203 万 1,000 円となります。一方、予算における前年度繰越金は、歳入でございますので 1,000 円未満を切捨てで計上しております。したがいまして、13 億 3,203 万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは 13 ページ、交通安全対策関係職員給与費の減額について申し上げます。

こちらですけれども、議員おっしゃっていましたように、職員の新陳代謝や人事異動によるものでございます。それに加えまして、今回これが一番要因としては大きいのですが、育児休暇の取得等によって生じたものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子ども医療費助成事業の制度改正の内容についてお答えいたします。

本年８月から高校生等の支払い方法が変わり、これまでの病院等窓口で請求書どおり支払い、後日領収書を添付して市役所に申請する償還払いから、受給券の交付により、病院等の窓口で無料または 300 円のみを支払う現物給付になり、利便性の向上が図られております。

さらに８月診療分から、入院・通院の自己負担については月額上限が設定されまして、一つ

の医療機関において、月ごとに入院 11 日目以降、通院６回目以降の窓口支払い分が無料となっているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　財政課長の話、分かるんですけれども、これはどこの自治体でもそういう形なんですか。統一できないんですか。何か確かに繰上げと繰下げとかということはあるけれども、これ、私、偶然気がついたんですよね。本来、決算の金額であるので 1,000 円でも違うということが出てくるというのは、ちょっと整合性が取れないなと思ったんです。そこのところを全国的にそういう制度でやっているんだというのであれば、それは仕方ないですけれども、こういうことになるのは、907 円ですから、確かに繰り上げれば１,000 円になりますよね。それは全国的にどうなのかということで、簡単なことですから教えていただきたいと思います。

２番目の問題は分かりました。

３番目の問題については、後でまた。なるほどなと分かりましたので、詳しいことは、できれば、私も傍聴しますので担当の委員会で詳しくご説明いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、先ほどの 1,000 円のこちら端数に関する処理の方法だと思いますけれども、こちらの決算に関する端数処理というのは、だいたいもう全国的に、こちらのほう、決算のほうはだいたい四捨五入をしております。歳入につきましても、こちら歳入の 1,000 円未満を切り捨てる理由につきましては、こちらは 1,000 円単位とすることによって、少しでも予算割れを防ぐためということで、歳入のほうの処理は端数処理のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○７番（永井孝佳）　よろしくお願いいたします。

議案第３号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について質疑させていただきます。

３ページの第５条第２項について、代表者会議の委員はどういう人が選ばれるかという項目なんですけれども、保護者の代表というのは具体的にどういう人なのか、あとは住民の代表とは具体的にどういう人なのか、あとは青少年育成関係者とはどういう人なのか。あとは、（６）のその他教育委員会が必要と認める者はどういう人なのか。もし、お考えがあれば、教えてください。お願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、旭市学校再編代表者会議条例案の第５条第２項の具体的な役職についてですが、保護者の代表は再編対象校のＰＴＡ会長などのＰＴＡ役員を、地域住民の代表は再編対象学区の区長さん方を、青少年関係者も同じく再編対象学区の青少年相談員を予定しております。

それと、（６）のその他なんですが、その他教育委員会が認める者としましては、就学前の保育園、幼稚園へ行かれている児童の保護者の代表の方、あるいは学校評議員、学校運営協議会委員の方々を想定しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　保育所とか幼稚園の関係者も含まれるということで、ありがとうございます。

では、再質疑なんですけれども、委員は 25 人以内となっているんですけれども、それぞれの人数がどのぐらいになるのか、もし目安が分かれば。直近だと、干潟地区の代表者会議が早いのかなと思うんですけれども、どういった人数規模になるのかを教えていただきたいです。具体的な、ＰＴＡの関係者がこのぐらいとか、地域の区長さんがこのぐらいとか、もし

分かればお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それぞれの人数でございますが、今、干潟地域で先行してその会議を開いておりまして、地域検討会議、代表者会議の前の地域検討会議を実施してございます。

その地域検討会議におきましては、再編対象校の各学校で、それぞれ組織します。それも25 人以内なんですが、そちらのほうは保護者の代表がだいたい５名、地域住民の代表、区長さん方がだいたい四、五名、学校教育関係者として校長先生、教頭先生がお二人、福祉関係者として民生委員・児童委員の方が４名、青少年関係者の方がだいたい３名程度、それとその他として教育委員会が認める者として、幼稚園、保育園の保護者の方がだいたい３名程度、学校評議員あるいは学校運営協議会委員が２名で、今現在、地域検討会議のほうはそのようなメンバーで、人数構成をしております。

その中から、代表者会議に行くのに、それぞれの再編対象校のほうで選抜していただく予定なんですが、地域検討会議の中のほうで話し合った中では、一応それぞれ保護者の代表が３名ずつ３校、地域住民の代表の方は１名ずつ３校、学校教育関係者も１名ずつ３校、福祉関係者も、福祉関係者と青少年育成関係者を含めて、合わせて１名を３校ずつと。その他教育委員会が認める者として２名ずつ３校というような人数構成で組織する予定で、今のところ進めております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お願いします。

議案第３号、旭市学校再編代表者会議条例の制定についてです。

一つ目、第３条です。第３条の文言の中に「市は、学校再編を実施しようとする都度、旭市学校再編代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する」とあります。この「都度」ですね、現時点でのこの「都度」の設置見込みというか、回数というんでしょうか。それをお願いいたします。

それから、二つ目です。第４条第１項第５号、（５）のところですね、「その他学校再編に

関すること」とあるんですが、これはどのようなことが考えられるのかお願いします。

三つ目は、先ほど前者の永井議員のほうからのご回答がありましたので、結構です。

四つ目、第７条第３項、これのただし書のところなんですが、ちょっと読み上げます。「会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、」ここからです「第４条第１号及び第２号に掲げる事項に係る議事は、出席委員の３分の２以上で決するものとする」という、ここなんですが、この根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、まず、（１）第３条、都度設置とあるが、現時点での設置見込みはについてですが、初めにこの学校再編の流れを簡単にご説明させていただきますと、それぞれの地区で説明会、アンケート等の後に、再編対象校ごとに地域検討会議を開催し、意見を取りまとめます。その後に、統合校の代表者会議を設置するということでございます。したがいまして、代表者会議は基本的にはそれぞれの地域検討会議で意見を取りまとめた後に、統合校について教育委員会が諮問する都度、設置する予定でございます。

学校再編につきましては、先ほど申し上げましたが、児童数の減少が大きい干潟地域から既に始めておりまして、本年度、中和小、萬歳小、古城小の３小学校のそれぞれの地域検討会議の意見が取りまとまりましたので、本議案を可決いただいた場合には、干潟地域小学校の代表者による代表者会議を令和６年の１月頃に設置したいと考えております。

続いて、（２）の条例案第４条第１項第５号のその他の学校再編に関する内容についてでございますが、こちらにつきましては、今のところ想定しておりますのは、その地域検討会議で報告された統合に際しての要望事項、そういった内容などを想定してございます。

（３）は飛ばしまして、（４）の条例案の第７条第３項ただし書についてでございますが、こちらについて、第４条第１号のこちらは学校再編の可否に関することと、第４条第２号、こちらは統合校の位置についてということですが、この二つにつきましては学校再編における根幹となる重要事項に当たるため、出席委員の３分の２以上で決するものとしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　一つ目の都度設置のことなんですが、都度の文言なんですけれども、現時点でというのは三つ、３会議といったらいいんですか、ということですが、地域検討会議を経て、その後つくられるということですが、これから先のことなんですけれども、地域検

討会議の段階で終わるという可能性というのもあるんでしょうか。再編代表者会議にまでならないというような可能性というものもあるのかどうか、そこのところをお願いいたします。

あとは大丈夫です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　（１）の地域検討会議の中で、そこで終わる可能性があるかということでございます。

地域検討会議につきましては、基本的には学校再編基本方針の内容について、この内容で進めるかどうか、あるいは保護者アンケートなどを踏まえて、こういう結果でしたので、これについてどうですかという統合に際してのご意見を伺う場所でございます。

その場所の中で、例えば学校再編基本方針と全く違う内容にしたほうがいいだとか、そういった反対のご意見が出た場合、その反対のご意見が出た内容にもよるかと思います。基本的には、反対であっても、あるいは違う案が出されたとしても、基本的には代表者会議を開いて、そこでこの基本方針ではなくてこういうふうにしたほうがいいよねと、それぞれの学校で意見を持ち寄って、意見を共有して答申を出していただく。

ただ、代表者会議に行くまでもなくて、もう反対だから、こっちとこっちではどうしようもないよということになった場合には、それはそのときにまた判断させていただくということでございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございました。終わります。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第３号、旭市学校再編代表者会議条例の制定についてご質疑申し上げます。

まず、今、教育総務課長からご答弁のあった問題は、いろんなことが配慮されないでもってご回答されていると思うんです。

それはどういうことかというと、代表者会議のことについては、もう資料が三つの学校の検討会議でもって配られておりまして、地域検討会議、中和、萬歳、古城と３か所でやってきました。私も全部傍聴していました。そこで新しく、いわゆる代表者会議をつくって、代表

者と言われる方を条例でもって定めて、これから学校統合について検討していくということなんですけれども、地域検討会議の各場所でもって二十数人の方を選んだときは何にも基準がないわけですね。それでもって、代表者を選ぶときに、住民に配られた一番最後の会議のときの資料３の中にはどう書いてあるかというと、区分ごとの選出案と書いているんです。保護者代表から３名、地域住民代表から１名、学校関係者から１名、福祉関係、青少年育成関係者から１名、その他教育委員会が認める者から２名、都合８名を選んでくれという、こういうことが実際にもうやられていて、それによって代表者に選ばれた方が今回の条例に基づく代表者としてなっていくわけです。

市長の政務報告です。これ今回の。どういうことが書いてあるかというと、こう書いてあるんですよ。旭市学校再編代表者会議条例の制定についてとありまして「小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるに当たり」と書いてある。それはそうでしょう、市民協働でというのは共に働くです。これはどういう意味だか、私には理解できないんですよね。行政の側がいろんな事情で、学校を例えば干潟地域の場合、３校を一つにしたい。こういうことでもって、市のほうからですよ、そういうことでもって住民に投げかけて、それで教育委員会が選んだ保護者代表、地域住民代表、学校関係者、福祉関係者、青少年育成関係者、その他教育委員会が認める者というのを選んできた。それで、今ご回答があったように、何か保育所にお子さんを入れている方の代表も入るからいいなということかもしれませんけれども、そういうようなつくり方で、この条例をつくる前から地域の検討会議はどういう方に集まってもらうんだということを、それこそ条例にするかどうかは別にして、ちゃんと交渉した上でもって始めなきゃ駄目ですよ。そういうことを私はずっと見ていて、つまり行政がここで協働でと書いてあるけれども、行政が指導して行政の思うように方向を出そうとしているふうに私には見えちゃうんです。そういうことなんですよ。

だから、今回の学校再編の問題については、大変私は不満を持っています。それはそういうことで、その点についてもご回答いただきたいけれども、私が通告した内容についてだけ聞きます。

準備委員会というものが、統合した学校が開校されるまでに代表者会議で決まった内容について、今度、次の段階では開校までの間、準備委員会というものがつくられるとこの説明では出ております。

準備委員会の委員というのは、さらに条例をつくって準備委員会委員の条例というのをつくるんですか。これはどういう形でもってこの準備委員会の委員というのはなるんですか。こ

の中には小さく、保護者代表者、学校代表者、地域代表者などと書いてあります。これは全く代表者会議のところの保護者代表者、学校代表者、地域代表者などと同じになっているんです。

この準備委員会が何をやるかが書いてある。通学方法、ルート、制服、運動場、ＰＴＡ、学校用品、校歌校章などと書いてあるんです。

だから、学校統合までの筋道をもっと最初から明らかにして、それでもってやりますよということで始めなければ、やりながらこういう条例をつくっていくというのはおかしいと思います。

これについては市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、お答えいたします。

まず、代表者会議の後の準備委員会、こちらについて条例をつくるのかというご質疑でございますが、こちらにつきましては、代表者会議の前の地域検討会議もそうなんですが、こちらにつきましては、その内容がいろんな、どういったことを話し合うのか、条例で決めることにはちょっといろいろ多岐にわたることがありましたので、こちらは教育委員会の要綱で定めてございます。こちらにつきましては、教育委員会の会議のほうで議決していただいてございます。

その後、その代表者会議につきましては、統合の可否や統合の場所という、地域住民にとって重要な事項を諮問する機関となりますので、こちらにつきましては議会の議決を得る条例を定めるということで想定しております。

続きまして、その後の準備委員会につきましては、これは各学校でいろいろ定めることが、いろんなことを細部にわたって決めていただくことになりますので、それをある程度柔軟に対応するためには、条例ではなくて、やはり教育委員会のほうの要綱で定めていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、市長は後でいいですからね。その教育委員会の要綱というのを開示してください。それを見て、また私は検討してみます。

市長、この協働というところのことをぜひお願いします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　学校再編につきましては、これまで学校のあり方検討委員会、あるいは再編方針等、冊子にもまとめさせていただきまして、市民の皆さんにもご覧いただいていることと思います。

そういった意味で協働という、市民の皆さんと、先ほども方針と違うような会議結果だったらどうするのかというご質疑をいただきましたけれども、そういった点にも十分配慮して、地域の皆様、市民の皆様と学校再編を進めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

教育委員会の総務課長にもう１回聞きますけれども、そうすると準備委員会というのは、かなり権限がありますね。だから、これは同じような、代表者会議と同じようなメンバーみたいなことになるのではないかと思うんですけれども、教育委員会の要綱でどういうふうに決めるんですか。もうそういうような要綱はあるんですか。

つまり、学校を開校するときには、準備委員会がそういうことでもって会議に諮って、それで執行部、いわゆる教育委員会での執行部と調整して、いろんなことを決めるわけです。例えば、それには整備しなければならない問題がいっぱいあるわけですから、そういうことを整備する、こういうことを整備してもらいたいなんていうことは準備委員会のほうでかなり出てくるわけですよ。

それで、校歌を作るとか、それからいろんなものがあるといったときに費用がかかるわけですよね。ですから、それをきちんとしたところでもってやらなければいけないと思うんですけれども、そういうような教育委員会のまた要綱をつくって教育委員会で決めたものでもって、そういう方たちが中心になって決めていくというのは、ちょっと私は腑に落ちないんですけれども、そこら辺のお考えはどうですか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　準備委員会の要綱につきましては、まだ決定はしてございません。ただ、ある程度想定をしておりまして、こちらは決めていただくことがかなり多岐にわたるかと思います。

それで、その準備委員会、全体で開く会議のほかに各部会を三つ程度想定しております。例

えば、校歌、校章、式典行事や、放課後児童クラブや跡地利用に関することは総務部会で、あとは通学路、通学方法、スクールバス、ＰＴＡなどに関することについてはＰＴＡ・通学部会、あとは学校運営や施設設備、学校行事、生徒指導、部活動などについては学校運営部会など、それぞれ部会をつくってそれぞれ協議していただいて、それを取りまとめて準備委員会としてご意見を頂戴したいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員。

準備が整い次第始めてください。

○７番（永井孝佳）　よろしくお願いします。

議案第４号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑させていただきます。

こちら現在の旭市保健センターからユートピアセンターに飯岡地区の出張所機能が移るという議案だと思うんですけれども、こちらに移ったことによって、休業日が変わるかどうかと、あと営業時間の変更などがあるかどうかを教えてください。お願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

いいおかユートピアセンターに移転する出張所の休業日は、いいおかユートピアセンターの休館日となります。すなわち、これまでとは変更になります。

いいおかユートピアセンターの休館日は月曜日で、月曜日が祝休日の場合には、その翌日も休館日となります。

それと、時間のほうもお話がありましたけれども、時間に関しましては従来どおりの、平たく言いますと５時15分までということになります。

この結果、したがいまして土曜日、日曜日においても、証明書の取得が可能となってきますので、取得機会の幅が広がることで、利便性は向上するのではないかと考えています。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。

再質疑としまして、今コミュニティバスの東西線が保健センターに通っているんですけれども、今度位置がずれると、いいおかユートピアセンターのほうには行かないと思うんでけれども、その辺に関して路線について何か考えているところがあれば教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　現時点では、いいおかユートピアセンターへの乗り入れは予定しておりませんので、最寄りのバス停を利用していただくことを想定しております。ただ、今後、利用者からの要望状況が多くなれば、現路線の利用実績などを考慮した上で、ルートの変更なども検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。

終わります。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　恐れ入ります。先ほどの回答を少し訂正させていただきます。

先ほど５時 15 分までと申し上げましたが、現在もそうなんですが、９時から、９時オープン17時までということで出張所は開設となります。失礼いたしました。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第４号の質疑を終わります。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員。

準備が整い次第始めてください。

○７番（永井孝佳）　議案第５号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

先日の説明で、人事院勧告等に準じて議員報酬を引き上げるという説明があったと思うんですけれども、それに至った経緯を教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

まず、ご質疑の中で議員報酬を引き上げるに至った経緯ということなんですが、今回は期末手当の月の率を改定するものであって、議員報酬の改定は行っておりませんので、まずそこをお願いしたいと思います。

言い換えまして、期末手当率を引き上げるに至った理由ですけれども、人事院の給与勧告、これはあくまでも一般職の職員に労働基本権制約の代償措置として、社会情勢に応じた適正な給与を確保するために勧告されているものです。このため、人事院や千葉県人事委員会から給与勧告があったとしても、必ずしも議員や特別職の期末手当の改定をしなければならないというものではございません。しかしながら、社会情勢に適応した手当の額となるよう、これまでも一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率と合わせて改定しておりますので、本定例会においても、執行部から提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　失礼しました。期末手当の引上げですね。

その期末手当が人事院勧告ということは、一般職とか、特別職とか、そういう方たちの給与が上がるということなんですけれども、すみません、同じような質問になっちゃうんですけれども、確認なんですけれども、今回の一般職や特別職の方たちと一緒に上げなくてはいけないということはないんですか。何か問題があるとか、そういうのはないかどうかを最後に質疑したいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今、一般職と特別職と一緒に上げるということでしたが、人事委員会勧告、あるいは人事院勧告では一般職だけが公告されます。その一般職に合わせて手当率を上げるという、今回もそうなんですが、これまでも例えば昨年度も同じような改正が行われました。手当率の引上げが一般職にあった場合には、特別職及び議員職等一緒に上げてきたというのが、これまでの例でありまして、特にそこに問題があるとは思いません。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　では、質問に移ります。

先ほどは発言席でもマスクを取らないで失礼しました。マスクを取るべきでした。

それでは、議案第５号、旭市議会議員の報酬改定についての議案について質疑申し上げます。

まず、今回、議員、特別職、この二つについては給与改定ではありませんが、この二つについても同じように期末手当の額を上げるということなんで、いいか悪いかは別にして、質問させてください。

今回の期末手当の 0.1 か月については、10 月６日の県の人事委員会委員長の談話並びに勧告要旨が今手元にありますけれども、特別給については 0.1 か月引き上げて年間 4.50 とすると。そして、その他については、また後で職員のときに言いますけれども、こういうことが出ていまして、結局、特別職と議員などについては引き上げることになったわけです。

これを提案した理由について 0.1 引き上げて、そして来年にはこれを 100 分の 220 を 100 分の 230 にして、来年には 100 分の 230、つまりこれを今度 100 分の 225 にするということ、これはどういうことなんでしょうか。率については 0.1 か月ということだと思うんですけれども、そこら辺のところをご説明ください。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

現行この条例が通る前には、年間で4.4か月分ということで、これは去年も同じなんですが、既に６月の期末手当については支給済みでございます。年間で0.1上げるということですので、この12月期のボーナスについては100分の230ということになります。

来年度になりましたら、これを平準化しまして100分の225、６月も12月も100分の225ということで、年間で4.5というところに持っていくような構成になっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　了解しました。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第５号の質疑を終わります。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質疑を始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第６号につきましても同じ内容で同じことでありますけれども、ここで一つ、私、調べていて気がついたんですが、旭市では職員の方と、それから議員と、歳費をもらっているのは、あとは特別職というんですけれども、特別職というのは、市長、副市長までは分かるんですけれども、よく見てみると、教育長というのは一応今、市の中では三役の一人ということになっておりますけれども、教育長の給与というのは、この特別職の中に入っているんでしょうか。私は調べていて気がついたんで、今、通告はしませんでしたけれども、そういうことを聞くのと、議会の議員と同じように100分の220を100分の230にして、第２条でもって100分の230を100分の225にする内容についてご回答いただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

教育長の給与に関しましては、別立ての条例がございます。一応、特別職か一般職かということになると、分類上は一般職ということになります。

それと、期末手当、勤勉手当の支給率の関係ですけれども、我々一般職の場合には期末手当と勤勉手当というものに分かれております。勤務実態を反映させた勤勉手当、それと決まっています期末手当から成り立っております。

それで、今回、期末手当と勤勉手当ともに 0.05 ずつ上げて、年間 0.1 上げるというふうな構成になっております。これも先ほどの議員の場合と同じように、この改定で 12 月期は期末手当が 1.2 月から 1.25 月に、勤勉手当が 1.0 月から 1.05 月になります。これを来年度になりましたら平準化しまして、６月期、12 月期とも期末手当が 1.225、勤勉手当が 1.025 ということで来年からは施行されます。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　了解しました。

教育長の給与については、私も不勉強で、ありがとうございます。そういう形でもってこれから見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第７号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正条例であります。

まず、先ほど申し上げましたように、令和５年 10 月６日の人事委員会委員長の談話がありまして、それはまず本年４月から 1.19%、4,307 円を引き上げる改定が望ましいと。それから、特別給、ボーナスについては 0.1 か月分だというふうに言っております。

そうしますと、それらのことを勘案するとどうなるかというと、県の人事委員会の中身は結局、民間との差額である給与分も引き上げなさいということになっておりまして、民間企業との差額が 1.19%を埋めることになるから、一応、月給令、給与省令では 4,307 円であり、期末勤勉手当は 0.1 か月と、概略ではそういう答申があったわけです。

市長が政務報告で言っているように、これを見習って、今回の期末・勤勉手当と、それから

給料表の改定を行ったということであります。

それについてお聞きしますが、一般職の方の給与はどうなったのかということです。それについて具体的に示される例について担当課からお聞きしたいんですけれども、まず月給、行政職いわゆる一般の行政職の方の給料はどのような形でもって改定されたのか。それから、年間の平均給与がどのぐらい平均年齢とともに改定されたのか。勧告によって人件費への影響力はどのぐらいあったのか、全体でですね。それから、モデル的なものがもし示せれば資料でもって出していただきたい。

だいたい以上のことについて、一般職の職員の方についてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

今般の給与改定につきましては、総務省からのまず通知がございます。仕組みとして申し上げますと、人事委員会を置いていない市、旭市は置いておりませんが、は都道府県人事委員会における勧告を参考に適切に対応することとされております。今般の改定となるわけですけれども、細かいモデル的なところまでは……

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志）　給料表については若年層に重点を置いた改定が行われます。改定率は平均しますと 1.3%の増です。今般の一番大きいのですが、初任給が大幅に改定されております。高卒で１万 2,000 円のアップ、月額ですね。大卒で１万 700 円のアップ。これによりまして、大卒の初任給が初めて 20 万円を超えております。そのような改定と、それと先ほど申し上げました期末・勤勉手当の改定と併せての今回の条例改正となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうしますと、今回の議案第１号補正の中で、純粋に今回の人事委員会改定に基づくところの給与プラス分は、４月の中で入っている分もありましょうけれども、実質的に幾らぐらいの予算のプラスだったんですか、人件費としては。今回の補正で。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　すみません、参考として出してはあったんですが、今、書類を持ち合

わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それと、先ほど私の回答で、すみません、訂正ばかりで。教育長を一般職と言ってしまいましたが、法律改正後は特別職ということになっております。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志）　だいぶ前だと思います。教育委員会の在り方について全般に変わったときがございましたよね。あの時だと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　教育長の給与というのは、特別職だけれども、勤勉手当とか、そういうのもプラスして出すんですか。全く市長や副市長と同じような形なわけですか。そこのところをちょっとね。今回の条例改正では該当になっているのかいないのか、一般職のほうの中に含んで該当なのか、そこら辺のところをお聞きしたい。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　まずは、今回の人勧の勧告による改定による影響額ということです。全体では１億1,100万円ほどの増加となっております。

それとあと、すみません、特別職ということで申し上げましたが、私、ずっと昔に人事給与をやっていまして、そのときの記憶だけでお話ししてしまいましたもので、特別職の扱いで特別職の報酬、職員の給与に関する条例に、先ほどの法改正後は含まれております。ですから、特別職と同様に期末手当の改定がされるということになります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。

給与についてちょっと不勉強で申し訳なかったんですけれども、新しく解明できてありがとうございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第８号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正であります。

これにつきましても、自治体によってはかなりいろいろな差が出ているところがあるわけです。例えば、給与改定を本年４月に遡らないで来年の１月から実施するとか、来年の４月から実施するなんていう自治体もあるわけですね。旭市においては、これは一般職の方と同じように給与改定をするというふうに考えてよろしいんでしょうか。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

今般の会計年度職員の給与改定につきましては、一般職といいますか、私どもの常勤の一般職と同じように遡及して改定を行う予定でございます。それによっての会計年度任用職員の増額分が 3,800 万円ほどになります。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　一般職の方の数字はだいたい分かるんですけれども、会計年度任用職員については今何人ほどいて、どのぐらいの給与レベルかということを簡単に教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　会計年度任用職員につきましては、たしか 400 名程度だったと思います。

給与の水準ですが、行政職給料表の１級と２級を使うということになっております。ですから、その範囲での給料額ということになります。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　了解しました。

これで終わります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第８号の質疑を終わります。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 10 号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 11 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたびの第４回定例議会におきまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについて、議案第 11 号が上程されました。そして、議案第 11 号の表紙には、地方独立行政法人法第 25 条第３項の規定によって議会の議決を求めるという記載がございましたので、議決を求められたときに自分は承認するのかしないのかと、責任を持って議決することに相対しなければいけないなということもございましたので、勉強させていただきました。

基本的には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、19 文字あるということを理解し、併せて全く中央病院様のことについて自分自身が理解していないということが分かりました。したがいまして、質疑項目として 14 項目設定させていただきました。基本中の基本の質疑の項目でございますので、笑われてしまうようなこともあろうかと思いますけれども、何とぞ分かりやすくご答弁いただき、私自身の中央病院に対しての認識が一層深まるような形でご答弁いただければと、かように思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

質疑の１点目でございますけれども、この上程議案第 11 号の１ページ、前文がございます。中央病院の調整室長をされております、併せて旭市役所の企画政策課長であられます課長に、この提案、中期目標の内容につきまして質疑させていただきますけれども、１点目ですけれ

ども、前文に地方独立行政法人化により制度の特徴を生かした業務運営の下、地域の医療機関と連携した使命を果たしてきたという記載があるのですけれども、この制度の特徴とは一体何ぞやと。地方独立行政法人化したことによって、業務の効率化を図るですとか、いろいろあろうかと思います。なぜそういうことをされたのかということを勉強していきたいという中での質疑ですけれども、制度の特徴とは具体的にどのような特徴なのかをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　引き続きお願いします。

○５番（伊場哲也）　（２）でございますけれども、同じく前文２段落目に、第２期中期目標期間に将来を見据えた取り組みとして、遠隔病理診断科診療所を開設する一方でという記載がございます。開設した理由をお伺いいたします。

３点目でございますけれども、同じく３段落目、少子高齢化の進展に伴って、医療の需要と提供の構造が変わることが見込まれるという現状を見て、そういう判断をされたかと思いますけれども、具体的にどのように変わると市のほうでは捉えているのかお伺いいたします。

４点目、同じく１ページ、３段落目でございますけれども、その後段に、市として法人に求めるガバナンスを具体的にどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

５点目でございます。同じく前文４段落目、住民の医療ニーズに的確に応えることが大切であると、そのように私自身考えるわけですけれども、当地域における人口動態や疾病構造の変化に伴う住民の医療ニーズというもの、これが変化しているというふうに当然捉えていると思いますけれども、どのように変化していると捉えているか、併せてその根拠についてお伺いいたします。

６点目でございますけれども、１ページ、第２の１でございますけれども、旭中央病院は広域基幹型急性期病院としての機能の充実について地域の基幹病院としてさらに医療提供体制の強化を図る上では、市としてどのようなことを旭中央病院様のほうに依頼する考えでいらっしゃるのかお伺いいたします。

７点目でございますけれども、ページは前後するかと思います。第３の３、５ページでございますけれども、安定的な経営基盤の構築について病院の施設設備の充実、これは避けて通れない課題であるというふうに思いますけれども、費用対効果を勘案した整備の充実に向けて中央病院様にはどのように対応してほしいと、市のほうは考えているのかお伺いいたします。

８点目でございます。同じく５ページでございますけれども、病院運営・経営においてＩＴ

技術の進展の活用が非常に現在では大切なのではないかと考えます。ＩＴ技術の進歩を医療の発展に向け、具体的にどう生かしてほしいと市は考えているのかお伺いいたします。

９点目、医療の確保、老朽化した施設の改善、地域連携・機能分担以外にどのような課題があるというふうに捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

10 点目でございますけれども、第２期の中期目標と第３期の中期目標、比較検討させていただきますと、患者中心の医療の推進という文言が削除されて、第３期のほうには患者等の満足度の向上という文言に書き換えられておりますけれども、その理由についてお伺いいたします。

11 点目でございますけれども、患者等の満足度の向上についての２行目に、インフォームド・コンセントという片仮名英語が記載されておりますけれども、その片仮名英語の記載は必要であると考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

12 点目、第３期中期目標の記載事項のどの部分が近年の医療環境の進展に対応した計画が、中央病院様のほうで計画が立てられるような目標設定となっているのか見解をお伺いします。

13 点目でございますけれども、救急医療をはじめとする医療の高度化計画が中央病院様のほうで立てられるようなどこがそういう目標設定になっているのか見解をお伺いいたします。

最後でございます。高度先進医療を担う地域の基幹病院にふさわしい病院としての計画が立てられるような目標設定になっているのかその見解をお伺いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、順次お答えいたします。

まず、（１）になります。地方独立行政法人とは、特定の事業について地方公共団体とは別の法人を設立し、この法人に事務事業を担わせることをいいます。

その目的ですが、より効果的、効率的な行政サービスの提供を目指すことにあります。そのため、制度の基本として、地方公共団体から法人へ事前関与、統制を極力排除し、事後チェックへの移行を図り、弾力的、効率的で透明性の高い運営を確保することを目指すというのが、この制度の特徴となります。

（２）になります。旭中央病院が高度急性期医療を維持していくためには、患者の病変の組織や細胞を顕微鏡等で詳しく観察して診断を下す病理専門医、これの充実が欠かせません。しかしながら、病理専門医は専門医師の１％程度で、しかも都市部に集中する傾向が強いこ

とから、将来的に医師を確保できないリスクに備えるため、令和３年６月に東京都文京区において遠隔での病理画像診断体制を整備いたしました。

（3）です。少子高齢化の進行により高齢化率が上昇するとともに、生産年齢層が減少することが見込まれます。香取海匝地域の人口は減少が見込まれますが、高齢化率の上昇により医療を必要とする人の数は、当面の間は必ずしも減少を見込むことはできないと考えております。

一方、生産年齢層の減少は、医療業界に限らず産業全体で担い手不足が見込まれ、医療の質を維持するための人材の確保は一層難しくなると判断しております。

（4）です。法人の統制機能として４ページ、２ガバナンスの強化に掲げる組織マネジメント、内部統制、コンプライアンス、さらに情報管理体制の徹底が重要であると考えております。

（5）です。人口動態については（3）と重複しますが、香取海匝地域の人口は減少が見込まれますが、高齢化率の上昇により、医療を必要とする人の数は当面の間は必ずしも減少を見込むものではないと考えております。

一方、生産年齢層の減少は医療業界に限らず、産業全体で担い手不足が見込まれ、医療の質を維持するための人材の確保は一層難しくなると判断しております。

医療ニーズにつきましては、高齢者に多いがん、心疾患、脳血管疾患などの増加を見込んでおります。また、地域の医療機関において受入れが困難な分野の医療、これは小児科であったり整形外科、耳鼻科、救急などですけれども、こちらについても患者が集中することを見込んでおります。

現時点で市が想定している内容をお伝えしましたが、中期目標では病院に対してニーズを的確に把握し、そのニーズに合致する取り組みを求めるものです。

（6）です。広域基幹型急性期病院とは、まさに旭中央病院が担うべき役割を象徴する言葉であり、具体的には高度急性期医療、救急、災害時医療、感染症医療等、公共性の高い医療への取り組みとなります。この広域基幹型急性期病院としての役割を全うするため、中期目標として項目を設け、病院へ提示するものですので、中期目標全体が病院へ求めるものとなります。

（7）になります。これは５ページにありますとおり、将来に向けて最適化を求めます。最少の費用で最大の効果を発揮することが理想ですが、高度急性期医療を担う病院という点を考慮する必要もあります。患者、従事者いずれにとっても優れた病院であり続けるために、

計画的で合理的な投資を求めます。

（8）です。デジタル技術の活用については、3ページ、患者等のサービスの向上、（1）ＱＩ分析、医療ＤＸ等による医療の質の向上で、医療の効果的、効率的な提供と、患者自身の医療情報へのアクセスの推進について記載をしております。そのほかデジタル技術は病院運営全般においても、効率性、正確性など様々な効果が期待できますので、導入の検討は意義があるものと考えております。

（9）になります。課題を解決することが目標の達成に通じるものと考えておりますので、中期目標に記載したそれぞれの取り組みを課題と捉えることができると考えております。その中でも、医師の確保、老朽化した施設の改善、地域連携、機能分担以外では、働き方改革は第3期中期目標期間の大きな課題となります。そのほか本目標以外では、新型コロナウイルス感染症後の患者の受診の意向の変化も注視する必要があります。

(10) になります。患者中心の医療というのは、これは全ては患者さんのためにという基本理念を掲げる旭中央病院では当然の取り組みであり、そのためにどのようなサービスを提供するかという視点で、第3期中期目標では患者等のサービスの向上という中項目を細分化し、患者サービスに関する内容を第2期以上に充実させております。

(11) になります。インフォームド・コンセント、分かりやすく明瞭な説明という単語ですが、日本において広く使われている言葉であるという認識で表現しました。また、広く社会で使用されるようになったこのインフォームド・コンセントをこの中期目標では「分かりやすく明瞭な説明」と定義しているという意味も込めて併記しております。

(12) になります。医療技術、医療環境の進展という点ですが、こちらを医療技術の点で申し上げますと、まず目標の2ページ、（3）高度医療への取組、（4）5疾病に対する取組の中のがん医療、（6）高齢者医療への取組の認知症疾患医療センターが医療技術の進歩を踏まえた計画を求めるための目標としております。

(13) になります。医療技術は日進月歩ですので、その進化に対応した体制の整備は必要であると考えておりますので、2ページ、（3）高度医療への取組では、さらなる充実を目標と設定いたしました。

(14) です。基幹病院とは3次救急、高度な急性期医療など地域医療の中核となる病院であり、本計画では2ページの（2）救急医療体制の充実、（3）高度医療への取組などで目標を設定しております。

以上となります。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　企画政策課長、ご丁寧に答弁いただきありがとうございました。

それでは順に、（１）から再質疑をさせていただきます。

11 月 22 日でしたか、全員協議会開催で第３期中期目標について説明をするので、集合というそういう連絡をいただきました。そもそもその段階で、中期目標って一体何というところから私は今回スタートしているんですね。中期があるということは、前期、中期、後期、ばかかという話でした。あるいは、中期があるから上中下で、その上位の目標、中位の目標、下位の目標があるのかなといったら、とんでもないことでございました。

中期目標を設定しなければならないんだよということが、法でちゃんと決まっているということで、この中期目標というのは、そもそも中央病院様がつくるのかなと思ったんですよ。あわせて、中期計画も中央病院のほうで目標を立てて、そして計画を立てて、そして議会のほうで調整室長が報告をするのか、その報告を議会にかけて議決をいただくのかという、そんな浅はかな考えでいたもので、数多い質疑項目になったわけですけれども、そういう中で地方独立行政法人法のこの制度を生かしてということで、よりよい医療業務運営ができるようにというような形かと思いますけれども、地方独立行政法人という法人化した、誰が、どこがこの法人をつくったのですかというのが再質疑です。お願いします。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　先ほど、質疑については一括質疑、一括答弁だというご指摘をいただきましたので、再質疑につきましてこれから、１番から 14 番までさせていただきます。

再質疑でございますけれども、（１）制度の特徴とは具体的にどのような特徴なのかの再質疑でございます。誰が、どこがこの法人をつくったのですか。ご答弁をお願いいたします。

（２）でございます。遠隔病理診断科診療所、この正式名をご答弁願います。

（3）でございます。医療の需要と提供の構造変化、具体的にどのように変わるかという質疑でございますけれども、再質疑です。市として、構造の変化に対応して、具体的にどのような医療提供サービスを望んでいるのか、お答えください。

（4）の医療法人におけるガバナンスでございます。医療法人のガバナンスとはどうあるべきとお考えか、再質疑をいたします。

（5）の住民の医療ニーズに対してでございます。医療のニーズと併せて、患者からのリクエスト・相談に対して、広報患者相談課という窓口が中央病院にはあろうかと思いますけれども、その役割は何だというふうに市としてはお考えでしょうか。

（6）の広域基幹型急性期病院、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン、これが総務省から示されたかと思いますけれども、今現在、市としては、強化ガイドラインに対してどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

（7）につきましては、安定的な経営基盤、あわせて施設設備の整備の充実、費用対効果を勘案した整備の充実についての質疑でございますけれども、再質疑は、毎年、ざっくりどれぐらい、整備の充実に向けてお金を使っているのか、再確認する意味で質疑をさせていただきます。ご答弁お願いします。

（8）の、ＩＴ技術の進歩を医療の発展に向けて具体的にどう生かしてほしいかということにつきましては、現在、旭中央病院では、アルメックス社のスマパチェックアウトという会計後払いシステムが導入されており、導入後は、病院機能評価に好影響をもたらして、間接的に医業収入の向上に結びついたとお伺いしておりますけれども、積極的にＩＴの活用、あるいはＩＣＴの活用、業務改善をさらに図らなければいけないと考えますが、調整室長の答弁をお願いいたします。

9点目の安定的な経営基盤の構築についての再質疑でございます。地方独立行政法人法に基づきますと、評価委員会を設けなければならないと法で決まっておりますけれども、評価委員は誰が任命しますか。評価委員の任命について再質疑をさせていただきました。

10番目の再質疑はございません。

11 番目、インフォームド・コンセントについての再質問でございます。初めに日本語で説明して、括弧書きで片仮名英語が記載されておりますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、既にもうコンセンサスを得ているという答弁でございましたので、であるならば、インフォームド・コンセントという片仮名書きを先に持ってきて、括弧書きでインフォームド・コンセントというのは一体何ぞや、こうですよという日本語での説明を後にしたほ

うが一般的だと考えますけれども、課長はいかがでしょうか。

12、13、14 についての質疑に対しての答弁は、先ほど括弧書きで、これとこれとこれを考えているというふうな答弁をいただきましたので、結構でございます。

以上、再質疑とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、順次回答させていただきます。

まず（1）番、地方独立行政法人、誰が法人をつくったのかということでございました。これは旭市になります。

（2）遠隔病理診断科診療所の正式名称ですが、私も遠隔病理診断科診療所というふうな理解でおります。

（3）具体的にどのようなサービスをですか。

（「構造の変化に対してどのように医療提供のサービスをしていただきたいと考えているか」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　個別に具体的にこれこれというよりは、まず病院としては、これは基本的なことなんですけれども、適正な医療を継続的に提供できる体制を整えてもらいたいというふうに考えております。

ガバナンスのほう、どうあるべきかということだったんですけれども、ちょっとお待ちください。

（「医療法人のガバナンスはどうあるべきかという市の見解です」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　ガバナンスの強化につきましては、４ページのほうに記載がございますけれども、こちらのとおり、まず職員に対しての法令遵守、またそれに伴う組織としての法令遵守。内部もそうですし、それも含めて、組織全体として健全な企業経営を目指す、企業自身による管理体制をつくってもらいたいというふうに考えております。

（「具体的に２点教えていただけますか」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　２点。

（「医療法人のガバナンスについて」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　２点と申しますと。

（「職員のガバナンス」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　職員のほうは法令遵守、組織としては、そのガバナンス、組織をまとめ……

（「コンプライアンスと捉えてよろしいか」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　失礼しました。職員のほうはコンプライアンスです。それも含めて、組織として全体で、企業自身による管理体制を整えてもらいたい。ガバナンスのほう。と考えております。

（５）広報患者相談課の役割になりますが、こちらはすみません、病院のほうの業務になりますけれども、広報患者相談課としては、先ほど議員おっしゃいましたけれども、患者からの要望、また苦情の相談、また病院のＰＲなどを行っている課かと思います。

（６）になります。ガイドラインの取り組みということですが、こちらにつきましては経営強化プランの中で、役割と機能の最適化、それと連携の強化、医師・看護師の確保等、これらを総体的に目標の中にはめ込んであります。

（「具体的にどこですか」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　ちょっとお待ちください。

今のガイドラインに係る部分ですけれども、１ページから２ページにあります第２、１の（１）、こちらが役割と機能分担の最適化、連携強化になります。

すみません、ちょっとページが前後します。４ページの第３の１、医師・看護師等の確保、働き方改革。２ページになります。第２の１の（５）新興感染症の拡大時に対する取組。５ページです。第３の３の（２）施設・設備の最適化。同じく５ページ、第３の３の（１）経営の効率化。こちらがガイドラインに記載されている部分になります。

続きまして、（７）ですが、毎年、整備に実際どのぐらいかかっているかという質問でした。整備につきましては、現在のところ、最近はずっと機械類の整備をやっておりまして、それ以外、建物の整備は、看護師宿舎以降はありません。

今のところ、ハードの大きなものを整備する際には、法人は長期借入れができませんので、市から借り入れて、それを病院に貸すといった流れになりますので、大きな整備をやるときには、そういった会計の処理が発生いたします。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市）　伊場議員に申し上げます。

発言は挙手をしてお願いします。

ただいままでの発言は私語とします。

（「はい、議長」の声あり）

○議長（木内欽市）　まだ答弁の途中です。

○企画政策課長（柴　栄男）　どのくらい設備にお金を使っているかという、それはハードではなくて、機械器具の部分ということでよろしいでしょうか。

すみません。今、決算の数字がございませんので、また後でこれはお話ししたいと思います。

（8）になります。会計システムが好評、好影響だということでありました。デジタル化、機械化につきましては、効率性、正確性、利便性は患者も医師もそうだと思いますけれども、そういったものが図られると思いますので、積極的に導入していってもらいたいと考えております。

（9）です。評価委員会の委員の任命ですが、こちらは市長になります。

11 番です。インフォームド・コンセントの記述ですが、片仮名を前にしたほうがよかったのではないかということでした。ここについては、第２期の目標をつくるときに、インフォームド・コンセントという言葉だけでは分かりづらいのではないかということがありました。それで３期のときには、分かりやすくという意味合いで、こういった形で記述をいたしました。２期のときはインフォームド・コンセントだけ、それではちょっと分かりづらいのではないかという意見がありましたので、今回はこういった表記にしております。

すみません、先ほど回答の中で、遠隔病理センターの正式名称ですが、失礼しました。旭中央病院附属病理診断科診療所になります。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ただいまの答弁に対して疑義がある場合については挙手をして、答弁した内容について質疑してもよろしいのでしょうか。

○議長（木内欽市）　結構です。

○５番（伊場哲也）　それでは、申し訳ございませんけれども、正式……。

なぜそういう質疑をさせていただいたかと申しますと、いろいろ調べていく中で、遠隔病理診断科診断センターという表記、あるいはクリニックという表記、そして定款には、第 15 条、法人が設置し、運営する病院その他の施設の名称及び所在地は次表に掲げるとおりとすると定款に記載されておりまして、定款に記載されている名称は旭中央病院附属病理診断科分院とされているんです。そうしますと、ただいまいただいた答弁とまたそごがあるので、一体どういうことということが答弁に対しての質疑でございます。お分かりいただけましたか。

○議長（木内欽市）　通告順に従って再々質疑をしてください。もう３番までいってしまっていいですか。

○５番（伊場哲也）　いや、再質疑に対していただいた答弁に対して質疑をしたいのでということで質疑をさせていただいたということなんですけれども。

○議長（木内欽市）　その前の質疑はもうできませんけれども、いいですか。

○５番（伊場哲也）　いや、それでは困ります。

○議長（木内欽市）　一括でしてください。

○５番（伊場哲也）　分かりました。

それでは、もう一遍、（１）から第３回目の質疑ということになりますけれども、よろしいですか。

○議長（木内欽市）　はい。

○５番（伊場哲也）　質疑が不慣れでご迷惑かけて誠に申し訳ないのですけれども、第３回目の質疑をさせていただきます。

（１）でございますけれども、地方独立行政法人の設立に向けて、２回目の質疑で旭市という答弁をいただきました。そうしますと、設立の目的なんですけれども、読み上げますので、課長、よろしいかどうか、その答弁をいただければと思います。

私自身が最初申し上げましたように、中央病院について十分理解していなかったので、再確認にした中での３回目の質疑の内容でございます。地域の基幹病院としての責任、使命、自覚と、医療の質全般の継続的向上を図ってくださることにより、私ども地域住民の信頼、健康の増進・維持に寄与していただいている地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院ということでよろしいのでしょうか。（１）の第３回目の質疑でございました。

（２）でございますけれども、先ほどありました分院について、文京区本郷三丁目 40 番 10 号にある分院なんですけれども、３点、３回目の質疑をさせていただきます。

１点目でございますけれども、開所式、これが令和３年に行われたかと思いますけれども、この開所式に市当局のどなたが出席されたのか。写真を見させていただいたんですけれども、市当局から誰も出ていないやに私受け取ったので、質疑させていただきます。

２点目でございますけれども、遠隔病理診断科診療所、これ、東京の本郷の三翔ビルディングの５階に構えられているんです。東京の本郷に構えた理由についてご答弁願いたい。

最後でございますけれども、正式名、先ほど申し上げましたように、定款には旭中央病院附属病理診断科分院となっているんです。私の調べた範囲内ですけれども。附属をつけた理由

をお聞かせ願えますでしょうか。

（3）、3回目の質疑はございません。

（4）の医療法人におけるガバナンスの3回目の質疑でございますが、よろしいでしょうか。誰が何のために、誰のためにガバナンスを行うと考えているのか、3回目の質疑ということで確認をさせていただきたいと思います。

医療法人におけるガバナンスというのは、専門的な見地での評価が必要らしいんです。慶應義塾大学の専門家、田中茂教授に、医療法人のガバナンスについて問合せいたしました。そうすると、伊場、医療法人におけるガバナンスというのはポイントが三つあるぞということを教えていただいております。それと同じかどうか分かりませんので、3回目の質疑ということで出させていただいているんです。ご理解ください。

5番目につきましては、再々、すなわち3回目の質疑はございません。

6番目の機能の充実、医療提供体制の強化についての3回目の質疑でございますけれども、先ほどもう既に、中期目標に公立病院経営の強化ガイドラインがもう既に設定されているというふうに思いますけれども、市のほうで押さえた経営強化ガイドラインで中期目標に設定して、押さえた目標を中央病院様のほうにどのようにアドバイスをされるのかということを質疑したいのです。ご理解いただけましたか。どのようにアドバイスなさる予定ですかということでございます。

7番目の施設・設備の充実には相当お金がかかることでしょう。しかしながら、整備の充実というのは、中央病院にきちんと、適正なる病院経営をしていただくためには絶対不可欠なことだと思うわけです。その上で費用対効果の勘案が必要だということを質疑、一番最初させていただいたんですけれども、病院事業債の未償還残高というのはまだ180億円ぐらいあろうかなというふうに伊場哲也は思うのですけれども、安定的な病院経営基盤構築という点では大丈夫なのかなと。まあ大丈夫なのでしょうけれども、市の心強いご見解をお聞かせください。

8項目めは、3回目の質疑はございません。

9項目めの安定的な経営基盤の構築についての先ほどの評価委員に対しての市長の任命。今現在、評価委員は6名いらっしゃいますよね。この評価委員の中に、市議会議員が誰一人入っていないんです。それって何か理由があるのかなというのが1点です。根拠。

それから、第1回評価委員会、令和5年度、7月の 18 日に開催されております。議事録についてはホームページにアップロードされておりますけれども、過日の全員協議会で、2回

目の評価委員会ももう既に終えていると、そして評価委員のメンバーからアドバイスもいただいているというような話がございましたけれども、２回目の評価委員会の議事録というのはまだアップロードされてないと思うんです。ですので、第２回目の評価委員会を開催して、評価委員の方々からどのようなアドバイスを市当局はいただいたのかという内容についてお尋ねをいたします。

最後でございますけれども、12、13、14 につきましては、先ほど括弧書きでご説明いただいているのですけれども、先だって頂きましたこちらのほうですけれども、カラー刷りの、全員協議会のほうで、この作成についてちょっとお伺いさせていただきたいんです。複数の方々の目で確認し、我々、議員全員にカラー刷りのを配付してくださったと思いますけれども、まず確認は、複数の目で、チーム旭、オール旭で作成されたものですか。そして今現在も、これちょっと違っているので、こちら訂正版ですというような配付がないので、あえて質疑させていただいているんです。

私の目で見ると、大変申し訳ないんですけれども、このような場で、間違いがあるというふうに私は確認させていただいたんですけれども、この点いかがでしょうか。

以上で質疑を終わりにさせていただきます。ご答弁のほうお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、まず（１）からになります。今、伊場議員がおっしゃられたことの内容でよろしいかというお話でありました。すみません。詳しいところまでよく聞き取れてなかったというのが正直なところですが、少なくとも地域の病院として、基幹病院として、これからも地域住民に安全・安心を与えられる施設であって、働き方改革等で、病院単体だけではなく、地域、ほかの病院とも連携しながら今の医療を提供していってもらいたいというふうに考えております。

（２）になります。病理診断科診療所ですけれども、物によってセンターとあったりクリニックとあったりというお話でございました。すみません。そのものが私、はっきり確認できてないんですけれども、定款によれば、やはり旭中央病院附属病理診断科分院、これが定款に載っている名前ですので、こちらが正式な名称となります。

オープンしたときに誰か市側の出席者がいたのかということですが、こちらは市の出席者はなかったかなというふうに思っております。

あと、附属とある理由ですけれども、この診療所、中央病院だけが使う施設ではなく、ほか

の施設でも使ってもらえるような施設でありますので、そういったことから附属という名称をつけてあるのかというふうに理解しております。

（4）になります。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　失礼。分かりました。構えた場所の理由が漏れておりました。失礼しました。

ここの場所につきましては、こちらから何とも言えないんですけれども、どういった場所が適当か、用地を探していて、ここが病院の要求にかなったというふうな理解でおります。

あと、近くに東大があるというのが大きな決定の理由ということです。

失礼しました。病理診断科診療所ですけれども、働いていただいている方、委嘱している方が東大の先生というのがありますので、それも理由になります。

（4）になります。ガバナンス、誰のためにということでした。これは当然病院もそうですし、患者さんの安心というのもありますので、患者様もそうですし、病院に対しても、全ての人が対象になるのかなというふうに考えております。

（6）、ガイドライン、病院へのアドバイスということですけれども、当然、ガイドラインは病院のほうも見ておりまして、こちらとしては、ここに記載されているものを十分配慮してもらいたい。あと細かなところは、病院のほうでまた計画のほうに載せてくる流れとなりますので、よろしくお願いします。

（7）になります。先ほどすみません、建設改良費はどのくらいということで、そちらの回答が漏れておりました。建設改良費としまして、令和４年度につきましては 12 億 5,900 万円、令和３年度につきましては 15 億 8,600 万円、令和２年度においては 20 億 6,000 万円になります。

３回目の質問ですが、病院事業債、残高が多いけれども大丈夫かということでございました。起債の残高は多いですけれども、こちらについては毎年償還をしております。その上で、経営としては毎年黒字を出しておりますので、その辺は安心しているところです。

（9）です。評価委員からのアドバイスの内容ということでございました。評価委員、すみません、全部を今お答えするのは難しいんですけれども、まず評価委員さんからいただいた意見でありますけれども、まず前文につきましては、１段落の５行目、広域基幹型急性期病院についてはどういった意味合いなのかという話がありまして、分かりづらいということで、前段に、こういったものをやっているのでこういった病院になりますというような記述に変

更しております。

あと、先ほど来、ガバナンスの強化という話がありましたけれども、ガバナンスの強化で、組織マネジメント、コンプライアンス、情報管理体制の徹底という項目がございますが、当初、（1）と（2）の順番が逆でありました。ただ、流れ的には、コンプライアンスよりまず最初、組織のマネジメントがあって、それからコンプライアンスのほうが流れがいいのではないのかということで、ここは見直しをかけております。

あと、すみません、ページ戻ってしまいますけれども、2ページ、1の（5）になります。こちらの見出しですが、最初は災害時医療、新興感染症医療、周産期医療、小児医療等というふうな記述になっておったんですが、見出しの部分は広く感染症にして、中の文面に新興感染症という文言にしたほうがよいのではないかというようなアドバイスも受けております。

先ほど、資料を複数の目で確認したのかということでございました。すみません、今手元にございますが、市長と評価委員のところの矢印の中で、誰が委嘱するのかのところ、「委嘱の委嘱」というような記述になってしまっております。ここは「市長の委嘱」の誤りでございます。失礼しました。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、﨑山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○6番（﨑山華英）　お願いします。議案第 11 号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、通告に基づき議案質疑を行います。

私からはかなり細かい部分に絞っての質疑になると思いますが、今後4年間の中期計画を策定する上での重要な基盤となるものと認識しておりますので、質疑させてください。

目標の1ページ目、タブレットの3ページ目の下段から、第2、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、1、広域基幹型急性期病院としての機能の充実から、質疑したい内容としては、次のページ、タブレットの4ページになります。（5）の災害時医療、感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組の内容を中心に質疑いたします。

1点目。（5）はなぜ、この項目だけ、ほかの項目とは違い、四つの取り組みがまとまったものになっているのか。

例えばすぐ下段にある（6）高齢者医療への取組については、高齢者医療という一つの取り

組みについて、単独での項目になっている上に、（５）に比べてより具体的な取り組みが示されています。今回の第３期中期目標では、内容の改定があったことで、第２期とはニュアンスが変わってきていますので、周産期医療、小児医療については、乳児、小児に関することからも、災害時医療、感染症医療とは切り離して、別途項目を分けてつくるべきだったのではないかと考えるところであります。これについて、あえて四つともに取り組みが複数まとまっている理由を伺います。

２点目になりますが、同じく（５）の感染症医療に関しては、まさに新型コロナウイルスのような感染症対応が災害時対応の側面もあることから、災害時医療と感染症医療は重なる部分があり、まとまった項目としているのは適切であると考えます。

しかしながら、そうなると、今度は（７）の医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底については、単独項目として置かれているわけですが、（５）の感染症医療とも重なる部分が一部あるのではないかと考えます。

（７）の医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底についてが（５）の災害時医療と感染症医療の項目とは独立した項目になっている点について、どのような整理、考え方になっているのかお尋ねします。

通告上はもう一点、続きがありますが、一旦ここで区切って、その後再質疑とします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　すみません。回答する前に、先ほど私、この資料の中で、「委嘱の委嘱」という誤植を「市長の」と言いましたけれども、すみません、「委員の委嘱」の誤りでした。失礼しました。

では、回答に入ります。まず（１）になります。（５）災害時医療、感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組につきましては、第２期の目標でも同様に掲げている目標となります。災害や感染症等の有事の際の医療、地域においてその役割に大きな期待を寄せられる周産期、小児医療につきましては、公共性が高く、国の医療計画においても、６事業として一つのくくりに定められており、特に重要であることから、列挙しております。

（６）高齢者医療への取組につきましては、地域全体で高齢者を支える取り組みとなりますので、他の機関と連携が必要な取り組みでありますので、（５）に掲げた医療とは性質を異にしているため、項目を分けております。

（2）になります。まず、２ページの（５）、災害時医療、感染症医療、周産期医療、小児医療等への取組で掲げています感染症医療につきましては、昨今の新型コロナウイルスなど新興感染症などの患者に対する治療提供体制、人材確保を行うことを求めたものになります。

一方、（７）医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底内では、院内感染防止対策は、院内において感染症等を起こさないためのリスクマネジメントを行うことを求めるものとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

２点目の再質疑とします。

（５）の内容を見ますと、災害時医療、感染症医療で一つ、そして周産期医療と小児医療で一つと、内容を二つに分けて取り組み目標を上げていることとなりますが、まず、災害時医療と感染症医療の面では、先ほどもおっしゃっていただいたと思いますが、これまでのコロナ禍において、旭中央病院は、県内有数の感染症指定医療機関としての大きな役割を担ったにもかかわらず、目標が前半２行の人材確保、育成等だけでまとめてよいのかということが気になる点であるのと、周産期医療と小児医療で言えば、「安心して子どもを産み、育てられる環境を維持するため、適切な医療の提供」としかなく、ほかの項目と比べて突然とも言える抽象的な表現となっています。

小児医療に関して言えば、先日、11 月 26 日付の千葉日報に、旭中央病院の小児科医の方の取材が掲載されていましたが、旭中央病院では、2006 年から虐待対応チームを設置し、年間約 200 名の被虐待児を診療しているという実情のほか、現場での大変痛ましい状況や対応に当たるスタッフの苦労があることが記事からうかがえました。

こういった現状を知ると一層、ここについてはもう少し具体的な取り組み目標を掲げることができなかったのかと感じるんですけれども、どのような考えでこのような形となっていますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（５）につきまして、災害時医療、感染症医療と周産期医療、小児医療で分けてはどうかというお話だったかと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたが、第２期でも、目標の書き方としては、四つを一つにま

とめております。それを受けて病院が作成しました計画については、それぞれ１項目ごとずつ目標が設定されてきております。ですので、あくまでも目標ですので、具体的なものというよりは大きな考え方を示して、それに対する細かな目標を病院のほうが策定していくと。今の四つで言えば、四つともそれぞれ目標が出来上がっているというような形になっておりますので、今回これが同じになるかどうかあれですけれども、少なくとも前回は、その中から全ての医療に対して目標を設定している状況となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動ください。

準備が整い次第、始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それではお願いします。

前者の質疑で詳しい内容のほうはあらかたご答弁いただいたと思いますので、私はちょっと総括的にお願いいたします。

中央病院、第３期中期目標を定めること。一つ目、中期目標の作成体制を伺います。どういったチームでやられているのか。コンサルが入っているのかとか、そういうところです。

二つ目です。評価委員の人数、先ほど前者のほうにご答弁、６名ということでしたので、まあ人数はよろしいです。資格、職業、任期、報酬、細かいところをお願いいたします。

三つ目、評価委員会の開催頻度です。私たち議員に、説明会のときにこういうのを頂いて、諮問事項が結構たくさんございます。どのような頻度で会議を行われているのかお願いいたします。

四つ目です。第２期の実績見込みを具体的にお願いいたします。中期目標の１ページの前文のところです。「経営面においても第１期に引き続き計画を上回る実績を達成できている」と断言してありますので、ここのところでお願いいたします。第２期の実績見込みを具体的にお願いいたします。

五つ目が、２期の目標が先ほどのこういった断言してある中で、計画どおりの達成あるいは上回るということですので、１期に引き続き上回るということですので、どういう計画で、どのように上回る。達成度ですかね、それをお願いいたします。

六つ目。第３期と第２期を比較して、主な変更点をお願いいたします。

七つ目です。３ページの大きい項目２の患者等のサービスの向上のところ、（３）第３者評

価とＰＤＣＡサイクルの実施のところで「業務に対して第３者の客観的な視点による評価を受け、その結果に基づいて対策の検討を行い、継続的にサービス、その他業務の改善を図ること」とありますが、ここで私二つ質疑したいんですけれども。質疑というか、ご指摘も一つ。

ここに書いてある「第３者」の「３」というのが算用数字は間違いだと思います。これは漢数字で、横の三本ですね、それに直してください。第三者というのは、意味的に、当事者と第三者というこの２者しかないんです。数字の３を使うと、第１者と第２者があって第３者があるというような意味合いに取れるので、新聞とかの記事とかでも、各社、ここのところは算用数字は使わないというふうになっておりますので、これは横三に直していただきたいと思います。漢数字に直してください。じゃないと、これは意味が通じなくなります。

法務部と言うんですか、法務担当の方とかにこれ自体が見ていただいているものなのかどうか、それをお願いいたします。法整備のほうですね、そちらのほうに見ていただけているのか。

それと、実際に第三者と言われる方というのはどういう方なのかをお願いいたします。

八つ目です。中期目標の作成過程で議会に示すことはできないのかというのは、実は先日、これが議案として上がったときに、同時に説明会が行われて、全員協議会という形で説明会が行われまして、そのときに、本来ならば私は、質疑、答弁というのはちょっと、議案に上がっているものですから、やってはいけないことだと私は思っているんですけれども、そんな中で、議員の皆様から大変貴重な意見が随分たくさん出たと思うんです。そういうのを議案に出す前に、もっと早い時点で、そういった議員の意見とかを吸い上げるような機会というんですか、そういうものを想定できないかどうか。そこのところをお伺いしたいと思います。

１回目です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは順次お答えいたします。

まず（１）になります。中期目標ですけれども、これは地方独立行政法人法第 25 条に、市が病院に対して達成すべき業務運営に関する目標を定め、病院に指示するものと規定されております。

本市の中期目標の策定に当たりましては旭中央病院調整室、３名おるんですけれども、こち

らで事務を所掌しております。コンサルについては頼んでおりません。職員でつくっております。

（2）です。評価委員会につきましては、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例において、その内容を規定しております。人数は、先ほど言いました６人以内となっておりますが、６人でございます。

資格、職業につきましては、条例では学識経験を有する者として、それ以上の要件はございません。

現在の委員の選考に当たっては、まず医療に関する幅広い知識を有する方、さらに本地域の事情に詳しく、知見を有する方にお願いをしております。

職業ですが、他の地方独立行政法人の理事、千葉県病院局長、会計士、開業医、医学研究者、県議会議員となります。

委員の任期は２年となります。

報酬ですが、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定しておりまして、日額１万3,000円となっております。

（3）になります。評価委員会ですが、こちらは定期的に開催をするものではなくて、協議案件の発生に応じて、年２回から４回程度開催しております。今年度につきましては、中期目標、中期計画を策定する年でありますので、全４回を予定しております。

（4）になります。まず中期目標については、達成すべき業務運営に対する指示となりますので、目標に関する実績はございませんが、第２期中期計画の実績につきましては、９月定例会で第２期中期計画の見込み評価をご報告しましたとおり、評価対象の二つの大項目、地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置、それと業務運営の改善及び効率化に関する措置、いずれもＢ、予定どおり実施できているという評価になります。

（5）になります。先ほどの回答の繰り返しになりますが、まず中期目標は、達成すべき業務運営に対する指示となりますので、目標に関する実績はございません。実績につきましては、病院が策定します中期計画において、計画に対して示すこととなります。

なお、中期計画は予定どおり実施できておりますので、目標を達成できる見込みであると判断しております。

（6）です。項目ごとの変更点は補足説明で申し上げましたので、ここでは目標の大きな考え方について申し上げます。

第２期も第３期も病院に求める役割は、高度急性期医療、救急、災害時医療、感染症医療等、公共性の高い医療への取り組みを継続することで変わりはございません。

第２期からの変更点として第３期は、地域連携、機能分担、人材確保を実践することで、働き方改革の推進と高度医療等の提供を継続することに重点を置いた目標としました。

（７）になります。すみません、「第３者」ご指摘ありがとうございました。

まず市としては、病院の評価委員会として、外部の有識者による病院事業の評価を実施しております。病院としては、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を取得し、一定の水準を取得していることを確認しています。そのほか、品質マネジメントシステムの国際標準でありますＩＳＯの取得を行っております。

（８）になります。中期目標ですが、こちらは地方独立行政法人法第 25 条に、市が病院に対して達成すべき業務運営に関する目標を定め、病院に指示するものと規定されております。目標の策定に当たっては、法にのっとり、市で原案を作成し、旭中央病院評価委員会に意見を伺い、その意見を反映させたものを議会にて審議いただく流れとなります。

以上です。

○議長（木内欽市）　議案の質疑の途中ですが、午後２時 10 分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁ありがとうございました。中期目標の作成体制なんですけれども、私はてっきりコンサルの方にお願いされているのかなと思ったら、よかったですって言ったらいいのかどうなのか、あれなんですけれども、職員でチームを組んでやってくださっているということで、ただ、そうしたときに、いわゆる中期目標が必要なのかどうかというようなところもあるんですけれども、ただ、やっぱり中期目標を立てるに当たっては、やはり、かなり病院関係に詳しいところまでのあれが必要になってきますので、職員３名の方というのは重責だろうなと思うのと、あと、先ほど下のほうの第三者のあれとちょっと重なってし

まうんですけれども、法整備のほう、法務部というんですか。法務部局というか、そちらのほうと一緒にとか、出来上がったものとかを見てもらうというのかな、そういうのとかというのはやられていないのかどうか。かなりの重責だと思います。こういうのを、目標を立てるというのは。

二つ目の評価委員のほうですが、これは、本当に専門知識を持った方々がたくさん入ってくださっていて、その中で、任期が２年ということなんですけれども、中期目標は４年なんですが、どういうふうに重なっているのかというのと、そうは言っても、そんなころころ委員が変わるわけではないでしょうから、再任、再任という形でやられているのかどうか。

その辺りのところと、あと三つ目ですね。頻度、これ年２回から４回ということで、中期目標を立てるときには４回ということなんですけれども、これ先ほども言いましたけれども、これ見させていただくと、業務方法書の作成と変更とか、年度実績の評価だとか、いろいろ財務諸表の承認とか、何か物すごくたくさん業務としてはあるような気がするんです、私。これ一般的にというか、今までも通常２回で、目標を立てるときには４回という、こういうやり方でやっていらしたんでしょうかね。これで、この頻度で大丈夫ということなんでしょうか。

あと、四つ目です。これ私先ほど読み上げましたけれども、第１期に引き続き、計画を上回るというので、これ数値か何かで恐らく把握していらっしゃると思うんです。上回るとかって、何か感覚的に上回っているというんじゃないと思うんですよ。具体的に数値で出していただけますか。

七つ目です。「第３者」の、記述の問題なんですけれども、これは漢用数字の三にしていただいけるかどうかということを再確認いたします。やはり、こういうものって、特に法律とまではいかないですけれども、こういう目標として市が大々的に掲げるものですから、正しい日本語で書いていただかなければいけないと思います。で、私たちは、議会は言論の府ということで、そこのところをきちんと指摘しなければいけない。言葉って、日本語のところはもう本当に正しく指摘しなければいけないと思いますので、ここ、どういうふうなことをやってくださるかというのを、私は変えてもらわなければいけないと思うんですけれども、そこのところをお願いいたします。

あと、八つ目です。中期目標の作成過程で、そんなことはできないというご答弁だったり、平たく言うとそうだったと思うんです。市が目標を立てて、それに対して委員会のほうでチェックをして、それを議会に上程するという形で、それならば、なぜ議案を上程すると同時

に、説明会をやられたのかというのが非常に私は疑問なんですよ。これは、説明しようという、そういう姿勢なのかどうか。理解を求めるということだとは思うんですけれども、ただ、じゃ、理解だけを求めるのかということです。議会の意見等は、いいんだか悪いんだかという、議決だけということで済まされようと、済まされようというと何か言い方が変ですね。でも、議員はいっても市民の代表ですからね。市民に選ばれて、市長ももちろん二元代表で市長も選ばれて、市長のほうから、これ目標を立てるということですから、そういった意味では、私はせっかく説明会をやられるんであれば、もっとこれに反映できるような、目標に反映できるようなそういう機会があるべきではないかなと思いますので、そこのところ、議案と同時に説明会、全協を申入れされて、説明会を要請された。そこのところの整合性をちょっとお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、順次お答えいたします。

まず、（１）病院関係職員ですけれども、やはりそんなに病院関係、詳しいというわけではございません。ですので、つくった中で、改めて評価委員会の意見を聞く、それこそ専門的で詳しい方でありますので、こちらの方の意見を聞きながら策定していくような形になります。

それと、法務部局に見せているのかということですが、こちらは、うちの部署のみで作成をいたしましたので、法務担当のほうに見せるということはございませんでした。

（２）ですが、任期は２年ということなんですが、こちらにつきましては、条例のほうで定めておりまして、一応任期は２年というふうになっております。で、基本は皆さん再任をされていただいて、引き続きやっていっていただいております。

（３）評価委員会なんですが、業務を見るとたくさんあるというのがあるんですが、例えば、法人の設立時に必要な事務もありますし、設立が済んでずっと活動している段階であれば、通常であれば２回、計画実績の確認等になります。今回みたく目標、計画の更新が重なりますと、それの作成に合わせて回数が増えるというような状況になります。

（４）です。数値でということなんですけれども、目標なんですが、ＳからＤ評価、その評価でやっておりますので、細かな数字でというよりは、あくまでもＢ評価、昨年も通常であればＢ評価、その評価ですので、細かな数字を挙げてというのはちょっと、評価の仕方からできません。

（7）です。漢字の三につきましては、これちょっとすみません、手続きどんな形になるか検討させてください。

（8）です。（8）ですけれども、前回説明があったというところですけれども、これ議案というよりは……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　（8）です。こちらにつきましては、あくまでも目標が固まった。固まった目標ができましたので、それについて中身を説明したいということの場であります。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ちょっと、下のほうからやってもいいですかね。８番目からやってもいい。上からやらなきゃいけない。

○議長（木内欽市）　上から。

○４番（戸村ひとみ）　上から、はい。では、上から。作成体制は分かりました。このあたりは、頻度もそうなんですね。で、これ実績見込みなんですけれども、ちょっとこだわっちゃうんですけれども、私、文言って本当に大事だと思っているので、この計画を上回るというのは、何だか上回ったなじゃなくて、やっぱり何かの根拠があるはずなんですよ。

先ほど、Ｂ評価って言われたので、それでは、１期に引き続き計画を上回るということは、Ｂというのが一番上のランクってことになるんですか。Ａ、Ｂまでしかないのか何か分からないですけれども、Ａがないのかもわかんないですけれども……

（発言する人あり）

○４番（戸村ひとみ）　Ｓがある。じゃ、いいです。Ａ、Ｂだとか、Ｓだとか、そういうものでもいいんですけれども、とにかく感覚ではなくて、分かるものを提示してください。じゃないと、こういう文言を私は書いてはいけないと思うんです。もうちょっと客観的に、それこそ第三者には客観的な視点による評価を求めているわけですから、当局側も、きちんと客観的な文言とか、そういうこと、客観的にこちらに提示するということをお願いしたいです。

それでいよいよあれです。説明したいのでということだったんですけれども、私が重要視しているのは、議案として出てきたときに、同時に説明をするということが、これはどういうことなのかなということを言っているんですよ。もっと前もってやるべき、あるいはもちろん議案として出たら、ここでちゃんと私たちは疑義をただして、あとは委員会付託されたら、委員会の中でそれぞれの付託を受けた委員が説明なり何なり答弁を求めるわけですから、そ

れを議案として出すと同時に、全協に要請をかけて説明をするという、そこの整合性のことを聞いているんです。

ですから、意見を聞こうと思っているのか、単に説明して、先にこれでオーケーしてというふうに、そういう気持ちがあるのかという、そこの整合性のことを聞いているんです。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは（４）からでよろしいでしょうか。前文で、経営面においても第１期に引き続き計画を上回る実績ということで、数値、失礼しました。数値のほうがございまして、経営面ということで純利益、期間中の純利益ですけれども、計画では６億3,400万円。実績では、今のところ３年間で24億3,000万円、これに令和５年度の収支がどうなるか分かりませんけれども、ここの部分では、今３年の段階でこれだけ上回っているというような状況ですので、こういった記述をしてございます。

（８）になりますが、すみません議案として手元に届いたのと、説明の日にちが同じになってしまっているということでございますけれども、そうですね、同じ日になってしまったので、議案の説明というように取られるのもしょうがないのかなと思うんですけれども、すみませんがこちらとしては、あくまでも、繰り返しになりますが、目標が定まりましたので、改めて説明をしたいという趣旨でございました。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　松木です。議案第11号について質疑に入ります。

私は、質疑の項目で、前の３人の方とは違って、内容については所管の委員会でかなり詳しくやろうかなと思っていたんで、文章そのものについての意見を述べたいと思います。

まず、今回の第３期中期目標についての文章は、第１期、第２期と比べてあまりにも略語というか、分からない言葉が多過ぎます。これについては、やはり、この文章というのは、独立行政法人省略して国保旭中央病院というところになるわけですけれども、これのよって来るところを示す根拠文ですから、大変問題があると思うんです。

指摘しますけれども、まず第１ページ目の中ほどに「法人に求めるガバナンス」という言葉

が出てきます。これは言い換えるべきです。１ページ目の一番下に、先ほど議論がありましたけれども「広域基幹型急性期病院」こんな難しい言葉を、解釈が大変な言葉を使わないで、もっと易しい言葉でやるべきです。これが２点目。

３点目が、２ページの真ん中頃「集学的治療」どういう言葉ですか。普通だったら分かりません。集学的治療等って書いてあるね。集学的という言葉、私も初めて聞きましたけれども、それから４点目が、３ページ目の上から４行目「ＱＩ分析、医療ＤＸ等」であります。この二つの言葉も分からないですよ。

それから、中ほどに、先ほどご説明があった「インフォームドコンセント」これが分かりやすい明瞭な解説、括弧で。英語を日本語に直してやるんならいいけれども、逆なんですね。これは１期目も２期目も出ています、この言葉は、そのまんまインフォームド・コンセントと出ています。これはやっぱりもう少し、こんな言葉を使わなくても、この文をカットしてもいいような内容です。

７点目が、全協でも聞きました「ＰＤＣＡサイクル」何ですかこれは。これですね。それから、８番目が、４ページ目の真ん中ほどにある職員の就業環境の整備の中の「ワークライフバランス」それから、４ページ目の下から７番目の「組織マネジメント」それから５ページ目の上のほうの「情報セキュリティ」。

旭中央病院が第３期目に何をやろうとしているかという目標の文書ですよね。これがもっと市民にとって分かりやすい言葉にならなければいけないのではないかと思うんです。これは何か、国に出すための資料ではないんですよ。旭市が独立行政法人で病院を経営している、こういうことを市民が知ったときに、じゃ、どういう病院なんだというときに、４年ごとに目標を持って、計画を持って、いい病院にしていこうということを考えて、議会も病院もやっているんだということを分かってもらわなければいけないのがこの文書なわけですね。

それなのに、このように一般の人では、何だこれは意味が分からないなという文章があるような目標では駄目だということです。ですから、これをもう少し議会で議論すべきだと、ですから、私は全協の時には中身について全く聞かないで、この言葉だけを聞いたわけです。

ところで、質疑ですから簡単なことをお聞きしたいと思うんですけれども、私はそのことに気がついたもんですから、第１期からずっと、２期それから３期と、文章を検討して先ほどの結果になったわけですけれども、それで、どういうことをここで言いたいかというと、法律では、ご存じのように市長が中期目標を設定して、評価委員会にお諮りして、オーケーをもらわなくてもいいんですけれども、検討してもらうということになっていますね。いいで

すか、地方独立行政法人法の第 25 条を読みますよ。「設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする」その中には「中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする」それがこの目標の各項目になっているわけですね。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三　業務運営の改善及び効率化に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

３　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

こうなっているわけですね。

つまり、だからここで言っていることは、地域の住民に対してこうですよということを、分かってもらいなさいということがこの文章の法律の趣旨なんです。誰かほかのところに、千葉県だとか国だとかに、分かってくれというんじゃないですよ。

そこで、問題があるわけです。今回の第３期の中期目標について、いつ評価委員会で議論されたのかということです。最近開かれた評価委員会は７月ですね。そのときには、どういうものが出ているかというと、案です、案。全部のこの文書ではないです。ですから、その案について、議事録ではいいでしょうみたいなことが書いてありますけれども、全体の文書ではないんですよ。これが評価委員会で議論してこられたということになるかどうかです。その後開いていれば結構ですよ。それで 11 月 30 日には、そのときの委員の任期が切れているわけですから、再任したと思いますけれどもね。つまり、11 月 30 日には任期が切れているわけですよね。こういうようなことをやってはいけませんよということなんです。

ですから、例えば、これ大変探していたら出てきたんで、貴重な資料だと思うんですけれども「第１期中期目標の期間の終了時の検討及び措置について」ということで、ちゃんと令和元年 10 月 15 日に、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会委員長の名前でもって、これはなかなかいいものを作ったから、これから続けていきましょうという、これ文書

が出ているわけですよ。

ですから、この中に意見書としてどう書いてあるか。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法第 30 条第２項の規定に基づく、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院は、平成 28 年４月１日に地方独立行政法人化して以来、毎年度、年度計画を上回る業績を達成しており、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績についても中期目標を上回るものであると判断している。

以上のことから、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当である。

と、こういう文書をちゃんと出してくれているわけですよ。

ですから、本来であれば、この最後の終わった時に、第２期がどうであったかということを評価委員会でちゃんと評価してもらう必要がある。こういうことをあなた方今までやっていないでしょう。第２期のとき、終わったときにやりましたか。やってあれば、その文書を見せてください。

ですから、今度計画をつくるときに、全文を議論したわけですか。そのことだけお聞きして私は、最初の質疑いたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　いろいろありましたけれども、まず、全体的に分からない言葉が多いというところからになります。

まず、中期目標ですが、市が策定して病院に指示をするというところは理解いただいていると思います。言葉について、医療関係者が見れば分かりやすい言葉、それをまた言い換えると趣旨が伝わらなくなってしまうような言葉もあると思っております。今、すみません、松木議員おっしゃられた部分につきましては、確かに一般の方にはなじみがない言葉が多いと思います。ただ、すみません、こちらについては、医療関係者が見るとこれのほうが分かりやすいという言葉が多かろうと思っております。

あくまでも、目標につきましては、市が病院に対して指示をする指示書でありますので、より病院に理解をしてもらいたいという部分もございます。また、これに基づいて、病院が策定します中期計画においては、後段の部分で、用語集をつけてあって、今挙げられた言葉な

んかはそちらで示しています。ですので、すみません、あくまでも市から病院に指示する中で、言い換えてしまうと、より意味が伝わらなくなってしまう言葉もあるということでご理解いただければと思います。

で、中期目標が終わった段階での評価という、評価委員会の評価になりますが、毎年の年度評価があります。目標期間の終わる１年前で、見込み評価というのがあります。これが昨年、９月にやったやつになります。当然、第２期の中期目標期間が終われば、それを総括した評価というのが行われます。ただ、まだ２期は現在やっておるところですので、９月に最終年までの見込み評価で、実際本当に終われば最終的な評価を行う流れになります。

あと、評価委員会になりますけれども、今年、目標、計画の策定年でありますので、先ほど言いました４回を予定しております。１回目が７月 18 日、こちらは中期計画の見込み評価と、前年度の実績評価を行っております。２回目ですが、10 月６日に開催しまして、このときは中期目標について協議をしていただいております。さらに、第３回目として 11 月 10 日に開催しまして、このときは、中期目標と中期計画について協議をしております。

あと、この先になりますが、４回目として、今のところ年明け２月を考えておりまして、このときには中期計画、それと年度計画等について協議をいただく予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。それで、お医者さんに分かってもらうということと、それは大事です。それから、住民の方にも分かってもらう、これも大事です。ぜひ、その両方を兼ねていますから、分かりやすい言葉をもう少し使うようにしていただきたい。私が一番感じたのはそこなんです。

あと、中身については、中期計画の第２期中期計画とかのあれも、確かに言葉について最後のほうにずらっとあるのは分かります。そういうことですから、ぜひその点を踏まえたことでもって進めていただきたい。私はまた委員会のときに、また詳しく議論いたしますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第 11 号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、いよいよ本題に入らせていただきます。

議案第12号、工事請負契約の締結についてです。

一つ目、これ海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事の工事請負です。一つ目ですが、議案書に審議する参考資料を添付する考えがありませんかというよりも、私は、資料添付がないと、１枚のぺらんとした――すみません、ちょっと議案書をもらっていいですか。１枚に、金額と６億何ぼとかというのと、あと、どの会社が落札しましたという、それだけですと、私たちは一体何を審査すればいいのか、何を審議すればいいのか、どこを見ればいいのかというのが全く分からない。なので、参考資料をぜひとも――ありがとうございます。すみません。どうも、これです。

当局側に別にお示ししなくても、そちらから出てきているものですから、あれですけれども、裏に総合評価方式一般競争入札、６億5,780万円で会社名、これだけでは、私たちは何をどうやって見たらいいんですか。これが果たしてオーケーなのか、いや、これは否決だとかというのは、どうやってこれで見ればいいのかが分かりません。

そうやって言いましたら、実はこれ、これだけのもの、これ市民に提示されるものですけれども、ホームページで出されているんですか。あと、図面と、私は頂きました。あと何名かの方は頂いていらっしゃると思いますが、この資料を持っていらっしゃらない方のほうが恐らく多いと思います。くれって言わないと頂けないというものです。

これは、私は、議案書にもっと分かりやすく、これ非常に分かりにくいんですよ。もっと本当にこれを審議してほしいのかどうなのかというのが、市側の姿勢として、姿勢というのは態度ですよ。姿勢として、分かるような説明資料をつけてください。それで、このような質疑をいたします。そういうお考えありますか。

二つ目です。開札経過です。これ頂いた資料の中に、開札調書と評価調書というものがございます。これの開札経過なんです。12号に関して言いますと、たしか私、ここに課長が本会議場で説明してくださった中に、９月８日までに３者から、３者からこれは何があったのかちょっとそこのところ書き取れていないんですよ。で、10月６日から10月11日までに入札が行われ、予定価格７億1,434万円、私が聞き取れている金額が合っているかどうか分かりませんけれども、落札率92.09％で、この会社が、阿部建設が落札したという説明が本会議場で

ありました。

で、なかなか早いもので書き取れないです。タブレットなんかでは到底書き取れない。それを一応書き取りまして、このくださいって言った資料を見てみましたら、開札調書には、３者ございます。３者あるんですけれども、無効のところが１者、あと辞退が１者、つまり３者が応札していないんですよね。３者が何か、事前の何か申込みみたいのがあったのか分かりません、説明会に来たんでしょうけれども、応札はしていないんですよ、３者。

つまり、１者のみのこれは入札になっているんですよ。ただ、説明では、本会議場での議案説明では、これ１者だけというのが私は読み取れなかったんですよ。３者がって言われて、その後応札がって言われたもんで、ちょっと１者だけだったってのは、この資料を見て初めてなるほどと思いまして、ですから、ぜひとも説明資料を議案と一緒につけてください。実際にこの開札調書の中です。無効というのと辞退というの、こちらなぜこういうことになっているのか、無効という理由を教えてください。辞退も、なぜ辞退されたのか、もし分かっていらしたら教えてください。

あと評価調書です。こちらのほうに、先ほど言いました辞退の会社の評価が出ているんですよ。もちろん落札されたところも出ていますけれども、辞退したところが、この評価の表を見ると物すごく不思議なんです。点数とかね。配点とか、これはどう理解したらいいのか分からないような数字が羅列してありまして、企業の技術力というところで、企業の施工能力、施工実績ゼロ、工事成績 0.5、ゼロ、ゼロが続いて、企業の信頼性・社会性のところでは、施工実績が２になっているんですよ。災害協定はゼロ、それで技術評価点が、105.454、これ評価の点がついているんです。

これ辞退されたというのは、どの時点でされたのか。評価点までついていますから、私としてはちゃんと評価されたんだろうと思うんですけれども、この点のつけ方が非常に何か申し訳ないけれども、分かりづらいです。施工実績がゼロなのに、工事成績は 0.5 ってあるんですよ。評価が。あと、先ほど言いました点のところね。２だの、ゼロだのところ、ちょっとこれは、どのような評価なのかというのを教えてください。

それから、これに関しては、議案第 12 号に関しては、そんな感じです。お願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、議案第 12 号のほうの質疑にお答えいたします。

まず、契約の締結に関する議案についての資料の添付についてでございますけれども、こち

らのほうですが、契約の締結に関する議案に添付する資料につきましては、現在は１枚となっておりますが、今後、近隣市町をはじめとした他団体の対応等を参考にしながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、開札の経過についてでございますが、入札のまず開札でございますけれども、まず、参加申込みというものがございます。参加申込みがあった会社が３者ということでございます。それで、その３者の参加資格要件を確認しまして、それを満たしているということを確認しましたら、その後入札書の受付を行うという順番になっております。で、まず１者からの辞退の理由ということでございましたけれども、辞退につきましては、会社から入札の参加の申込みがありましたけれども、当日、当日といいますか、入札の受付を行っている時期ですね。入札書の受付を行っている時期に辞退された会社は応札がなかったと。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　申込みはあったんですけれども、入札の受付期間には、入札をされなかったということでございます。

それと、あともう一つは、無効になったという会社の件でございますけれども、入札書と一緒に提出することになっております、提示した入札金額の内訳を記載した内訳書というものがございますけれども、その内容に不備があった１者がございました。その１者が、不備があったということで入札の無効ということでございます。その結果としまして、唯一有効な入札であった阿部建設株式会社を落札者に決定したということでございます。

総合評価方式のほうですが、評価結果ということでございますけれども、こちらの総合評価方式のほうも、この後も議案がありますけれども、今回の契約の関係につきましては、全て総合評価方式ということでございますけれども、そちらにつきましては、まず、入札参加の申込みがあった入札参加者から提出された技術資料に基づきまして、工事の実績や工事の成績といった企業の施工能力や技術者の能力、地域精通度や地域貢献度といった企業の社会性、信頼性について評価を行いまして、価格以外の評価基準となる技術評価点を算出いたします。

こちら、先ほどお話出ていましたけれども、こちらの点数のほうがちょっと分からないということでございましたので、概略を申し上げますと、例えば、企業の技術力に関しますと、点数のつけ方ですけれども、例えば、各種の工事がありますので、算出例で申し上げますと、入札をかけた同種の工事の、同じような工事の施工実績があれば２点だとか、なければ零点だとか、あと、その次に企業の施工能力で、同じような同種の工事を実績として持っていまして、工事成績は何点かという、そちらの点数もつけます。そのときに、４件まで各者は申

請可能なんですけれども、これまでの工事成績評定の中で、例えば、成績評定が 80 点以上だと１点だとか、75 点から 80 点未満だと 0.75 点だとかって、この辺がちょっと半端、端数が出る採点の形となっております。

あとは、例えば地域精通度ですね。先ほども申し上げましたが、地域精通度に関しましては、旭市内での公共工事の工事実績だったり、あと地域貢献度では、旭市内に建設業法に基づく本店支店の有無、ここであれば２点だとか、なしでは零点だとか、あと旭市との災害協定締結のありかなしか、また、さらに過去５か年間で当該災害協定等に基づく災害対応の活動実績があるかどうか。そのような細かな項目を評価しまして点数をつけるため、先ほど見ていただいてありますような評価調書という点数の結果になっております。

それで、この技術評価点につきまして、今度は、入札金額で割り返して算出しました数値が評価点となりまして、この評価値が最も高い者を落札者として決定をいたします。で、今回の結果でございますけれども、本工事におけるその３者の技術評価点につきましては、申込み時点は技術評価をしておりますので、それぞれ点数がございます。点数の高い順に、まず阿部建設株式会社と、もう１者が 120 点、さらにもう１者、３者目が 105.454 点となりました。その結果、有効な入札は阿部建設株式会社の１者のみで、評価値につきましては、2.0066 点ということで、落札者に決定いたしたということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　３時　５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま執行部より、発言を訂正したい旨の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　私、先ほど議案第 11 号、松木議員の回答の中で、中央病院の見込み評価を、昨年９月というふうに回答いたしましたけれども、すみません、今年９月の誤りでした。訂正いたします。失礼しました。

○議長（木内欽市）　引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　参考資料のことなんですけれども、説明書はこの１枚だけですとおっしゃいましたけれども、課長、これは説明書とは言わないです。後ろに「記」とあって、工事契約の締結についての内容です。説明では全くございません。ですから、本会議場での議案説明のときに、３者が云々と言われると私はもうてっきり、皆さんはどうか分からないですけれども、私は、３者が応札して１者に決まったんだなと思ったわけです。それが前もってこういう、こういうというか、これは先ほど言いましたように、非常に分かりにくいので、分かりやすいものを議会用に、分かってほしいという、そういうものを添付してください。

先ほどの議案第 11 号でしたか、中央病院のは、議案提出された後ですら説明会をやられたんですよ。それは分かってほしいからでしょう。議案を通したいといったらちょっと露骨ですけれども、なのでやられたんじゃないですか。そうではないんですか。それだったら説明会をやる必要はないじゃないですか。

ですから、これなんかは本当にもっと、６億 5,780 万円のことですからね。血税の６億幾ら、これのことですから、もっと丁寧な説明文というか説明書がつくべきだと私は思います。つけるべきだと思います。

他市を研究とかとおっしゃいましたけれども、ほかは全部やっていると思いますよ、説明書、細かく分かりやすく。今もう研究の段階ではないです。ちゃんとしっかり説明書をつけてください。血税のことですからね。

実際に御答弁の中で、私、質疑した中で、無効と辞退の日にちのことをおっしゃいました。入札をしなかったということで、無効のほうは、入札はしたんだけれども、内訳書に不備があったということで無効になった。これは御指摘されなかったんですか。もう入札された時点で不備、ブーになってしまうんですか。これ内訳書ございませんよというようなことはなかったんですかね。そういうことはなしに、ありませんということで、もうすぐバツになるものなんですか。

それと、あと辞退なんですけれども、これ後ろのほうの議案で、後ろというか十何号かで、この後出てくるんですけれども、未入札というのもあるんですよ、文言が。これ未入札と辞退の違いを教えてください。入札しなかったので辞退とさっきおっしゃったと思うんです。この文言の違いを教えてください。

それから、評価調書です。

先ほど私が聞いたことにはお答えいただいていないと思うんですけれども、企業の施工能力、施工実績ゼロ、指名停止、これはゼロであれなんですけれども、ＩＳＯゼロ。それの隣の施工経験ゼロ、なのに工事成績が0.5と、右のほうには工事成績１。ほかがゼロなのに、施工していないのに評価がつくというのがなぜなのかというのをお聞きしたんです。

あと、企業の信頼性、社会性というところでは、施工実績に２とついているんです。これ、地域精通度の施工実績が２。片方では、施工実績ゼロなんですけれども、企業の技術力のところでは施工実績がゼロなんですよ。でも、企業の信頼性、社会性というところでは施工実績が２になっているんです。これの意味が分からないんで、そこを聞きたかったんです。そんな感じでお願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

まず最初の資料の件でございます。

こちらのほうは、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、改善も含めながら今後進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど、入札の未入札の話があったんですけれども、私、先ほどの発言を訂正させていただきたいものがありまして、１者の辞退については、入札書の受付中に届出なかったというお話をさせていただいたんですが、それが間違いでありまして、辞退と言われるものにつきましては、入札の受付期間中に会社御本人からの辞退があったということでございます。本人からの辞退の届出がされたということで辞退ということで、先ほどの未入札に関しまして、一緒の関係ですので言ってしまいますと、未入札につきましては、その入札の受付期間中に届出がなく入札がされなかったということが未入札ということになります。辞退と未入札の違いでございます。

それと、評価調書の企業の施工能力が0.5で、企業の施工実績がない、ゼロなのに工事成績が0.5あるということでございますけれども、こちらにつきましては、実績は、まず企業の施工能力を評価する項目の中で、先ほども申し上げましたが、その入札をかけるときの工事の同種の工事の施工実績があれば２点、同じような建築……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　はい。建築であれば、そこの実績ありなしで点数がつけられます。そこのところはゼロでありますけれども、工事の成績のほうになりますと、旭市または千葉県

の発注工事における平成 30 年４月１日から入札の公告日までに引渡しの済んだ同一の工種での工事成績、こちらは旭市または千葉県の発注工事の成績があれば件数が加算されまして、そちらについては工事評定がこの会社から提出されますので、そのときに、こちらは0.5とありますが、工事成績表の評定に従いまして0.5点ということになった次第でございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　すみません。今申し上げましたのが企業の全体でございますけれども、もう一つ評価する中に、配置予定技術者、会社の中にいらっしゃいます技術者の能力というものも同じように点数評価されます。そちらについても、本人が同種の工事の経験があれば点数が加算されまして、また、その工事成績、その技術者の方ご本人が工事を経験されて、その工事の工事成績評定が何点かという点数によって、２点だったり１点だったりというような配点がされる仕組みになっております。

よろしいでしょうか。

（「全然よろしくない」の声あり）

○財政課長（山崎剛成）　以上でございます。

○議長（木内欽市）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時１５分

再開　午後　３時１７分

○議長（木内欽市）　会議を再開します。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　いろいろ申し訳ございません。ちょっと答弁漏れがありましたので、答弁漏れを説明させていただきますと、内訳書の不備の件が漏れておりました。

内訳書の不備でございますけれども、こちらのほうは、入札書と一緒に提出される内訳書の中に誤りがあった、間違いがあったもので、入札書と同時に出された内訳書につきましては入札書と同等に扱いますので、こちらのほうが間違っていたということで入札が無効になったということでございます。

先ほどの配置予定者の施工経験のお話でございますけれども……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　よろしいですか。すみません。以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　すみません。私の理解力がちょっと及びませんで、何が何だかよく分からなくなったので、詳しいことはまた聞かせてくださいませ。どういうシステムになっているのか。なので、こういう表がこういう形でくださいと言ったときに出てくるんじゃなくて、ちゃんと理解してもらえるようなものを作って出していただきたいというのが私の今回の質疑の趣旨でございます。

それで、無効というのが、内訳書に不備があって、そこのところでばっさり切られちゃうということですよね。それ、不備なので間違いですと言って、そこを指摘して、ここのところ出し直してくださいみたいなことはなくて、もうばさっと切られちゃうということなんですね。

といいますのは、先ほどからこだわっていますこの評価調書の中で、技術評価点が落札された会社と無効になったところとが同点なんですよ、120 点。これ満点なんだと思うんですけれども、120 点、120 点。なので、もったいないなと思って、同点で技術評価点があって、ちょっと誤りがあったということで、そこで無効になっちゃうというのが。

要するに、総合評価方式とはいえ、入札してもらって、そこで落札者を決めるというチャンス、その機会の中に、せっかく技術評価点が 120 もあるところが、そのミス一つでばさっと落とされるというのが。これが正当なやり方というんでしたら、それはそれでしょうがないのかもわからないですけれども、私は応札のチャンスとしてどうなのかなというのをちょっと。ミスを訂正して出してもらえるみたいなことがあれば、よりよい競争入札になると思うんですよ。なので、聞いてみました。

では、そんなところで。後もありますので。次がまだあるから。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○２０番（松木源太郎）　私も議案第 12 号の入札結果について質疑させていただきますが、戸村議員がだいたい話を聞いているので、聞くことはあまりないんですけれども、従来、私が知っているときは、正直言って価格だけの競争でした。旭市総合評価方式ガイドラインとい

うのを見させてもらって、難しくて私にも分かりません。ですが、今回の島田建設さんというところは自分からあれしたんですけれども、鈴木建設さんがなぜ最終的に出さなかったのかということについて疑念がすごくあるんですよ。

これは評価を見てみると同じですよね、だいたい。違うところは、一つは、配置予定技術者の能力のところの違い、片一方のほうは、でもトータルしていくと 16.50、同じになって 120 になるわけですね、両方とも。そうすると、何で鈴木建設が応札して、両方がこの点数と価格で争わなかったのか、工事成績のところだけ違いますから。そこのところは実際に執行部としてどういうふうに捉えているんですか。それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、ただいまの評価調書のほうの関係でございますけれども、無効でありました鈴木建設株式会社でございますが、入札書と、先ほども申し上げましたが、入札の内訳書というものに間違いがあったという……

（「数字に間違いがあったの」の声あり）

○財政課長（山崎剛成）　はい。それで、入札ですから、入札金額が正しいのか、内訳書が正しいのか、そちらのほうがやはり不確定なものもございますし、こういったケースについては無効ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　こういう事故というのは起こり得るんですか、実際。そこのところだけ聞いておきたいと思います。事故と思いますか、どう思いますか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　このようなケースでございますけれども、総合評価方式の施工実施に当たりましては、今回初めてのケースであると認識しております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そうすると、ここでもって仮に出していればまた入札価格も変わったと思うんですけれども、業者同士の何かがあったというふうに私は推測しちゃうんですよ。そうでしょう。両方とも旭の市内では一、二を争う事業者ですよね、私に言わせれば。あなた方はどう思っているか知らないけど。そういうような中でもって、片一方が無効になるよ

うな届けというか行動を取ったということよね。だから、ちゃんとした争いをしないでもって、事業所の経過から金額からちゃんと計算をお互いするわけですから、それが無効でもって落札したというのは、私は事故の部類だと思います。これはもう１回やり直すというのが実際の扱い方としては正解だと思いますよ。だから、１者しか応札がなかったといったって、これだって問題があるわけです。ただ、そういうのはしょうがないから、応札者が条件が合えば落札してもいいけれども、３者のうち１者がいろいろな面で無効だった。２者が争っていたけれども、無効の票を公表したと、こういうのが初めてであれば、そういうのは一回入札やり直し。こういうような厳しい態度を取らないと、やはり公共事業というのは、普通の仕事よりも利益度が高いわけなんでしょう。そういうようなところでもってそういうことを行わせては駄目ですよ。それについて、これからの方針を。課長に聞いていても分からないので、市長か副市長、どうですか。どう思うかご見解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　入札に関しましては、今後も厳正、公正に執行できるように研究してまいります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　本当にそのようにやってください。私はそういう疑いを持ちました、議員として持ちました。だから、そういうことのないように頑張ってください。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　申し訳ありません。答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

総合評価方式での今回のような無効のケースというのは１件ございました。過去に１件ほど事例はありました。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第 12 号の質疑を終わります。

議案第 13 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第13号です。

工事請負、先ほどからの続きのような感じになるんですけれども、議案が違いますので。このいただいた資料、非常に分かりづらい資料でまた質疑させていただくんですけれども、開札調書、これは総合評価方式一般競争入札での開札調書なんですけれども、先ほど来ちょっと例に挙げました技術評価点115.121とか106.829とか120.00とか119点、120点満点なんですけれども。それプラス技術力とか、そういう技術評価プラス総合評価の点数が加わって、評価値ということで開札調書のほうに出ているんです、5.7142 と。これ、小数点以下がこっちは４桁なんです。それで、技術評価点が120.000とか小数点以下３桁なんですけれども、ここってどういった意味合いなんですか。何だかちょっと整合性がないなという。小数点以下が３桁なのか４桁なのか。評価値というのはどういうふうにして出していますか。少数点以下４桁までどのようにしてこの評価値は出していますか。

評価調書なんですけれども、これ４者とも災害協定ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロなんですよ。でも、まちによっては災害協定というのが非常に大きなウエートを占めるといいましょうか、下駄履きというのかな、そこに得点を入れるとかというようなことをして、本当に業者さんが災害時、特に旭市では津波の被害とかがあったところですから、こういう災害協定というのは、私はものすごく大きな意味を持つところの配点ではないかなと思うんです。でも、４者ともゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロです。技術評価点は、災害協定ゼロでも120点満点のところがあるんですよ。ところがあるというか、こちらが落札されているんですけど。災害協定ゼロです。技術評価の中で、ゼロ点でも満点の120点を取っていて、落札されています。これどういう意味なのかがちょっと。私、満点というのは、全部が点数がなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、ゼロというのは、点数という意味ではないんですか。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、お答えいたします。

まず、技術評価点のほうでございますけれども、技術評価点の小数点と評価値の少数点でございますが、まず、技術評価点のほうにつきましては、得点をつけていきまして、最高者につきましては20点がつきまして、それに対し……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　はい。最高者につきましては、20点がまず加えられます。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　20点が配点されます。配点ですね。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　はい。技術評価点のほうです。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　はい。それからまた標準点というのが100点足されまして、120点というふうになります。それが配点数が一番高いものの満点が120点になります。

以下、最高点の20点を基に各者が評価された点を案分というか計算されまして、14.285という小数点を出すようになっております。

そちらのほうも計算式があるんですが、最初につけた加算点の20点に、さらに自者の点数を、上位１位の点数を割ると小数点が出る十何点、それを小数点を３位までつけております。こちらが技術評価点のつけ方でございまして、評価値につきましては、技術評価点を入札金額で割り返して算出します。当然金額が大きくなりますので、0.000という桁数の多い小数点の数になりますが……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　金額が大きければ、技術評価点が100点ぐらいでございますので、評価値のほうにつきましては契約金額で割りますので、少数点の多い0.0000と零が続いて2006となりますので、そちらの小数点を使わずに、それを整数になるまで10を掛けまして2.0066という、比較しやすいように整数まで桁を合わせた数字が評価値ということになっております。

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成）　失礼しました。今建築のほうでした。電気のほうですよね。5.7142というのが評価値になりまして、こちらのほうは、その少数点の数に10を掛け続けて整数にするという作業がありますので、このような数字になっております。

あと、災害協定の関係でございますけれども、災害協定のほうにつきましては、主に、例えば台風だとかそういう災害のときの活動実績等がある、建設会社等は活動実績がありますが、今回は電気工事ということで特にはなかったということで、ゼロということになっています。協定は結んでいる会社もございますので。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　何か私、自分で相当頭が悪いんじゃないかなと思うぐらい分からないんですよ。何を言っていらっしゃるのかがよく分からなくて、これ、小数点以下のことは何となく分かりました。桁が大きいので、小数点以下を４つぐらいにしないと比較ができないということなんですね。そこは分かりました。

では、技術評価点 120 点、満点 120 点のところが、これ落札された株式会社山口電気商会のところの表の小計 10.25、加算点 20.000、標準点 100.000 で技術評価点が 120 点というのは、つまり、この小計とは全く関係がないということなんですか、この 120 点というのは。何かこうやると、一番右に合計点でも出ているのかなという気がするんですけれども、違うんですね、これ。ということなんですかね。

もう一つ、災害協定をしていらっしゃるところもあるけれども、その電気のほうのあれが災害時には何も実績がないので、全部がゼロということなんですけれども、では、その災害協定を結んでいるところを教えてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　まず、技術評価点のこちらは合計ではないのかというようなお話でございましたけれども、今ご覧になっている表で説明させてもらってよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市）　暫時休憩。３時 50 分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時４１分

再開　午後　３時５４分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　大変申し訳ございません。説明のほうが本当にうまくできませんで、本当に大変皆さんにご迷惑をかけましてすみません。

最初、ちょっと先ほどの答弁の途中でございましたので、災害協定を結んでいる業者はある

かということでございましたけれども、こちらの建設業災害対策協力会という会に電気事業者はないということでございました。そちら、ちょっと訂正ということで申し訳ありません。

それとあと、この技術評価点のほうの算出方法でございますが、もう一度、資料のほう、評価調書のほうで説明をさせていただきますと、まず、４者ありますが、まずその一番右の小計、いろいろ企業の施工能力だったり、配置予定技術者の能力だったり、地域貢献度であったりした、その会社から提出された技術資料に基づいて、基準に基づいて配点されたものが小計の欄になります。

この点数が一番高い山口電気商会が 10.25 ということで、こちら加算点が 20 になります。そこから今度、例えば一番上の工藤電機工業というところにつきましては、こちらのまず最高点の 20 点を掛けることのこれは工藤の小計の 7.75 を１位の山口電気の 10.25 で割った数字ですね。10.25 というのは、山口電気商会の１位の点数ですね。それで割った数字が工藤の 15.121 になります。

それで、これは標準点はみんなこの 100 の単位にするために、100 を全部足しまして、技術評価点が 115.121 になりますように、このように各者が計算されまして、山口電気商会は最高点ですので 120 点と、そのような計算方式で技術評価点が配点されます。

そこまでが技術評価点で、あとは個々に、入札されれば入札書の金額がこれは割られるんですね。すみません。技術評価点を入札金額で割り返して算出した数値が評価値ということで、先ほどの評価調書に出ています 5.7142 だとか、その点数になって、その点数が一番高い会社が落札者ということになる流れになっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　物すごく今のは分かりました。ただ、そういう複雑な計算方式だということをやっぱり説明していただかないと、この表自体、見られないですよ。見られないというか理解ができない。

これを市民の方に令和５年 10 月 17 日に公表してありますけれども、これを理解できる方って一体どれぐらいいらっしゃるのかなと思うわけです。私たちに、議員に対しても、これをホームページで拾いなさいよということなのかも分からないですけれども、ただやっぱり議決を私たちはしなければいけない。賛成なのか、反対なのかということをやらなければいけないわけですから、くどいようですけれども、もっと分かりやすい資料をきちんとつけてください。

標準点というお話がございました。ここの全部に 100 を足すということで、ほかのを見てみると標準点って皆さん 100 ですよね。100 以外の標準点というのはないんでしょうか。標準点に満たしているから応札されたものの評価をするということになっているんですかね。

でもそれだったら、全員が 100 なんだったら 100 足す必要もないかなとは思うんです。これが技術評価点で 115.121 になっていて、ほかの総合評価のところで、評価値というのが 5.1、１の位から始まっているので、ここの標準点の 100 というのは、みんなが 100 なんだったらここに 100 を足す、そんな紛らわしいことをしなくてもいいんじゃないかなという気もしますが、それはそういうシステムでずっとやっていらしたんでしょうから、ちょっとそこのところが聞きたいですけれども、今日はやめておきます、ちょっと長くなっちゃったので。

災害協定は結んでいるところはない。電気のほうではないという、電気工事のほうではないということでよろしいですね、ご回答。オーケーです。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　取り消します。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 13 号の質疑を終わります。

議案第 14 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○４番（戸村ひとみ）　もう議案第 14 号ですよね。もうというか、まだか。１者、応札１者ということで、この理由をお願いいたします。こういう業界というんですか。その上で、１者というようなことは度々ございますか。

それとあと、企業の技術力のところで、評価調書のところなんですけれども、ＩＳＯゼロ点になっております。１者だからこれはこれで、前の議案でも山口電気さんですか。こちら落札されている方もＩＳＯゼロだったんですけれども、ここのところのＩＳＯの要するに重要性というんですか。そういうものというのは、どういうふうになっているのか、入札のときに。お願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　１者のみの入札があるかということですけれども、１者の入札は、度々ございます。

ＩＳＯの関係ですけれども、こちらは、やはり企業の総合評価ということで、環境に配慮しているかどうかとかという、そういうものを見るために基準が定められてございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案第14号も取り消します。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第15号、工事請負契約の締結について（（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築））の入札結果についてであります。

今回の入札につきましては、開札調書を見ますと２者応募しておりまして、今議論になっていた調査についての問題につきましては、だいたい分かりました。そういう中でもって、技術評価点が105.45と120の企業が十分に争っていただいたんだと思いますけれども、落札価格が消費税を入れて５億6,210万円です。これについては私も問題はないと思うんですけれども、ただ、聞くところによると、電気も機械設備も私は最初これをもらったときに分かれていないと思ったんですが、５億円程度の事業で、電気、機械関係も１億円を超えないだろう予定なので、今回は議決案件に出ないようでありますが、これについては市ではどのように考えているか。

今回の問題については、今、皆さん方と一緒に勉強したように開札調書の内容は分かりましたので、その点だけお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　建築以外のものということで、よろしいですか。電気工事につきましては、予定どおり入札を行っております。あと、機械設備のほうが今現在、入札の事務の手続きを進めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ご努力いただいて、早急に事業が入札されて、事業が立ち上がるようにお願いしたいと思います。

それから、先ほどの中でもって、私はここで発言の機会があります。言いますけれども、二つの建物の事業が同じ時期にあったわけですけれども、私としては、どうしても応札しなかったということに疑念を持っていますから、この点については、今後、応札の場合に必ずそういうことがないように、入札をする事業者に対してもはっきりと、金額が安くて落札できなかったというのはいいけれども、もういいところまで行って、ちゃんと資格もあるのに応札しないという、そういう人は半年でも１年でも入札をさせないという、そういうことをやらなければ駄目だと思うんですよ。

私が感じたのは、何か話し合って、こっちが私やるから、こっちはあなたというような感じがしました。今回の議論をしている中で、そういうことのないようにしていただきたいということを発言して、終わりにさせていただきます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 15 号の質疑を終わります。

議案第 16 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　人権擁護委員候補者の推薦についての問題でありますけれども、議案第 16 号の鈴木さんについての人権擁護委員になる前のお仕事や経過についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　本議案におきまして人権擁護委員に推薦したい鈴木志敏氏ですけれども、昭和54年４月に旧飯岡町立飯岡中学校に教職員として赴任され、平成27年３月に旭市立第一中学校長で退職されるまで、長きにわたり小・中学校教育に携わってこられた方です。退職以後、平成28年12月からは民生委員・児童委員に委嘱されまして、現在３期目で会長を務められております。

質問はちょっとなかったんですけれども、人権擁護委員としましては、現在２期目を務められておりまして、法務局や市役所で人権に関する相談に応じております。また、啓発活動の一環としまして、市内小・中学校で積極的に人権教室などを開催されております。

以上です。

○議長（木内欽市）　以上で通告による質疑を終わります。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第17号、人権擁護委員候補者の伊藤さんにつきまして、人権擁護委員をされているようですけれども、それまでの職業歴、経過などについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　本議案におきまして、人権擁護委員に推薦したい伊藤兼道氏は、昭和57年４月に旭市立中央小学校に教職員として赴任され、平成29年３月に旭市立共和小学校長で退職されるまで、長きにわたり小学校教育に携わってこられた方です。退職後、令和２年３月からは保護司に委嘱され、現在２期目を務められております。

質問がなかったんですけれども、人権擁護委員としましては現在１期目を務めておられまして、やはり法務局や市役所で人権に関する相談に応じております。また、啓発活動の一環としまして、市内小・中学校で積極的に人権教室などを開催されております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございました。これで終わります。

○議長（木内欽市）　以上で通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第１６号、議案第１７号直接審議（先議）

○議長（木内欽市）　おはかりいたします。議案第16号、議案第17号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、議案第17号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第16号、議案第17号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（木内欽市）　日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第 15 号までの 15 議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12 月 13 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３　常任委員会請願付託

○議長（木内欽市）　日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出がありました請願は、請願第４号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第４号の１件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、12 月 13 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 12 月６日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　４時１６分

令和５年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和５年１２月６日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	山　崎　剛　成

税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市）　ここで、会議に先立ちまして執行部より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（飯島　茂）　去る11月29日、開会日に上程されております議案について訂正させていただきたい案件がございます。

案件は、議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについてでございます。

訂正内容でございますが、中期目標の３ページ中段に掲げております「第３者評価」及び「第３者」という文言につきましては、アラビア数字の表記となっておりますが、漢数字が適切でありました。

つきましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、お配りしたように訂正させていただきたいと思います。

なお、今後このようなことがないようしっかり指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　ただいまの件については、お配りした訂正表のとおりとさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（木内欽市）　松木議員。

○２０番（松木源太郎）　提案した議案について、一般質問の冒頭の会議でもってこんな提案をして直るものではありません。これは、担当の常任委員会に提案して、それでもって訂正を認められてから本会議に上程されるものであり、そうでしょう。議案を勝手に、この数字も

直してくれ、あの数字も直してくれということになったら、議案なんていうものが成立しないじゃないですか。

私も、言葉が適切でないということを質疑しているんですから、こういう問題は、もう常任委員会に付託されているわけですから、常任委員会で報告して、常任委員会が認めて、それで本会議でもって最終日に訂正する、これが正解じゃないですか。どうですか。

○議長（木内欽市）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時　３分

再開　午前１０時　７分

○議長（木内欽市）　会議を再開いたします。

ただいまの件でございますが、議長の不徳のいたすところで申し訳ございませんでした。

軽微な変更だったもので、議会にかけなくてもいいという条文がございますので、軽微な変更ということで、そのまま執行部に、構いませんと私のほうで許可をしたものでございます。

改めて撤回をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島　茂）　改めて、執行部のほうからただいま申し上げましたことについて撤回をさせていただきまして、常任委員会のほうで説明をさせていただいて、ご理解賜るよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　それでは、本日の議事に入ります。

日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 島　田　　恒

○議長（木内欽市）　通告順により、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　おはようございます。

いよいよ師走になりました。改めまして、議席番号９番、島田恒でございます。令和５年12月第４回定例会において、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

私のほうからは大きな項目として二つ、おのおの３点を質問させていただきたいと思います。

まず、項目１、道の駅季楽里あさひについてであります。３点です。

（１）設立から令和４年度までの出荷者と総売上げについて、どのように推移しているか。

もう足かけ 10 年になりますでしょうか。だいぶ時間がたっておりますので、その間の動態というか、それをお聞かせ願いたいということです。

（２）運営改善の取り組みについて、支払いのキャッシュレス化の現状と課題について。

今までは現金のみ、現金での扱いということで、ちょっと不便なところもありましたけれども、その後の計画、あるいは進展はあるのかということでございます。

（３）売上げや利用客数を増やすための対策として、先ほど申し上げましたように、10 年経過をしようとしておりますけれども、特に施設の老朽化に伴う整備計画をお伺いしたいと思います。

大きな項目の２点目、（１）東総地区広域営農団地農道、通称東総広域農道と言われておりますけれども、それについて、その成り立ちと管理はどこが行っているのかということについてご質問申し上げます。

（２）東総広域農道の県道昇格について、本市及び関係する自治体のこれまでの検討経過を伺うということで、現在のこの東総広域農道というのは、実は入り口までが市道、それからトンネルを抜けて、今度トンネルが新しくできますけれども、その抜けた後が市道ということになって、市道、県道、市道という管理になるわけですけれども、今は止まっておりますけれども、県道の昇格ということについて検討計画があったかどうかも含めて検討経過をお伺いしたいということです。

（３）清滝バイパス、（仮称）清滝バイパスということで、今トンネルが進められておりますけれども、来年４月に供用開始となると伺っておりますけれども、多古町から銚子市へ抜ける主要道路になると予想されるため、この道路については県で管理をしてもらえないだろうかということについてお伺いしたいと思います。

再質問につきましては質問席のほうで行わせていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、私からは、１の（１）から（３）まで、順次回答させていただきます。

まず、（１）になります。年度別の出荷者数ですが、平成 27 年度、296 人、28 年度、327 人、29 年度、356 人、30 年度、395 人、令和元年度、390 人、２年度、326 人、３年度、365 人、４年度、365 人になります。

年度別の総売上額になりますが、平成 27 年度、３億 7,064 万 7,000 円、28 年度、６億 3,261 万 5,000 円、29 年度、６億 7,944 万 2,000 円、30 年度、７億 5,243 万 1,000 円、令和元年度、７億 5,330 万 8,000 円、２年度、８億 1,284 万 5,000 円、３年度、８億 3,584 万 4,000 円、４年度、９億 2,986 万 4,000 円になります。

続きまして、（２）になります。現金以外の支払い方法につきましては、令和３年度からプリペイドカードＫｉｒａｃａを導入し、本年 10 月 16 日からは主だったクレジットカードが利用可能となりました。11 月 17 日には、ｄ払いやＰａｙＰａｙなどのコード決済が利用可能となりました。ただし、交通系の電子マネーやｎａｎａｃｏなどにはまだ対応はしておりません。

レジのキャッシュレス化を進めることによって、利用者の利便性の向上とレジ担当者の作業の軽減を図ることができております。

（３）になります。開設から９年を経過しまして、施設や設備などに経年劣化が目につく箇所もあります。例えば電気自動車の充電施設の屋根や障害者用駐車スペースの屋根を止める金具の腐食、また店舗内の冷凍ショーケースなどの老朽化による軽微な故障や破損等になります。

指定管理者と連携し必要な修繕などを実施することで、衛生的で安全な施設運営を行っていきます。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、大きい項目２、東総広域農道について回答いたします。

初めに、（１）東総広域農道について、その成り立ちと管理について回答いたします。

東総広域農道は、旭市大間手地先を起点として西へ進み、匝瑳市吉田地先の国道 296 号へ接

続して終点となる道路です。

当該道路は、国道126号北側の営農団地設計において、農道網の整備を図り、動脈的機能を持つ基幹農道を配置し、地域の生産流通輸送体系の確立及び高生産性農業の展開と併せて農村生活環境の整備を図ることを目的として、昭和47年度に着工し、昭和63年度に完了いたしました。事業完了後は、旭市、匝瑳市及び多古町が管理しております。

次に、（２）です。県道の昇格について、これまでの検討経過を伺うについて回答します。

初めに、県道と市道の違いについてご説明します。

県道と市道は、道路法により規定されているものです。県道は、市または人口5,000人以上の町とこれらと密接な関係にある主要地、主要港、主要停車場または主要な観光地とを連絡する道路などで、知事がその路線を認定したものです。市道は、市の区域内に存する道路で、市長がその路線を認定したものです。

東総広域農道の県道への昇格について検討した経過についてですが、東総広域農道は、平成元年に供用が開始されましたが、交通量の大幅な増加による路面の損傷が著しく、交通安全上極めて危険な状態となっていたことから緊急に改良する必要がありましたが、関係市町において維持管理することは財政的に困難でありました。

そこで、平成３年度には、維持管理に要する財政負担の軽減を図るため、東総地区広域市町村圏事務組合から県に対し県道への昇格を要望しましたが、道路網の密度が認定基準に合わないことなどの理由により、県道の昇格は困難との回答でした。

その後、平成６年度にも、関係市町から県に対し、県道昇格について再度要望しましたが、実現には至りませんでした。

また、近年では、平成25年10月にも要望した経緯がございます。

続きまして、（３）東総広域農道について、県道として県に管理してもらえないかということについてお答えいたします。

東総広域農道は、隔年で交通量調査を実施しており、旭市新町地先での交通量は、平成８年の１万1,390台から減少傾向が続き、令和４年の調査では7,646台となり、ピーク時から３割ほど減少しました。しかし、東総広域農道は、地域生産物の流通輸送に欠かせない動脈的機能を持つ基幹農道として現在も重要な役割を担っており、今年度末に予定されている清滝バイパスの供用開始により交通量は増加するものと考えております。

清滝バイパスの供用開始後に行われる令和６年度の交通量調査の結果を踏まえ、県道昇格について検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　それでは、１項目めから再質問させていただきます。

まず、季楽里あさひの出荷者とそれから売上げの推移ということでの再質問でありますけれども、平成 27 年度が約３億 7,000 万円、これは初年度ですのでこういうことになるかなと。翌年度、28 年が約６億 3,000 万円、その後令和４年度で約９億 3,000 万円ということでずっと右肩上がりに順調に売上げを伸ばしているということは、大変喜ばしいしすばらしいことだと思います。本市を訪れる様々な方々ですとか、あるいは地域の方々に季楽里の認知度が広まったということだろうなと思っています。

県内には様々な道の駅がありますけれども、近隣の道の駅はいろいろ何か所もありますけれども、季楽里の近隣の道の駅と比較して、例えば入場者数だとか売上げ、面積について、分かる範囲で教えていただければと思います。

それと、季楽里あさひの売上げの品目別の、いろんなくくりがあると思いますけれども、構成について、数字がお手元にあればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、近隣の道の駅との比較ということで、これは令和３年度の数字でお答えいたします。

まず、令和３年度の入場者数と総売上額、これは 100 万円単位になります。あと売場面積、１平方メートル当たりの売上額を申し上げます。

まず、季楽里あさひですが、入場者数 112 万 6,783 人、総売上額８億 3,500 万円、面積 472 平方メートル、１平米当たりの売上げ 177 万円。

くりもとになります。入場者数 74 万 7,147 人、売上げ４億 2,700 万円、面積 401 平方メートル、１平米当たりの売上げ 106 万円。

多古になります。入場者数 69 万 2,597 人、売上げ５億 9,600 万円、面積 265 平米、１平方メートル当たりの売上げ 225 万円。

オライはすぬま、85 万 9,218 人、総売上げ４億 4,800 万円、面積 321 平方メートル、１平方メートル当たりの売上げ 140 万円。

水の郷さわら、入場者数 111 万 1,188 人、売上額 10 億 8,500 万円、面積 613 平方メートル、１平方メートル当たりの売上げ 177 万円。

風和里しばやま、入場者数 38 万 7,767 人、売上げ５億 5,400 万円、面積 208 平方メートル、１平方メートル当たりの売上げ 266 万円。

みのりの郷東金、入場者数 90 万 9,760 人、売上げ８億 1,400 万円、面積 8,462 平方メートル、１平方メートル当たりの売上げ 10 万円。

木更津うまくたの里、入場者数 120 万 861 人、売上げ８億 4,200 万円、面積 660 平方メートル、１平方メートル当たりの売上げ 128 万円。

富楽里とみやま、75 万 4,094 人、売上げ８億 4,000 万円、面積 552 平方メートル、１平方メートル当たりの売上げが 152 万円となっております。

あと、道の駅の品目別の売上げということで、こちらは令和４年度の数字になります。

まず、大きなくくりとしまして、弁当・総菜等の加工品が３億 5,202 万円、２番目が野菜になりまして３億 232 万円、３番目が花や植物で 7,845 万円、これが大きなくくりとなっております。以上の３部門で直売所全体の 85%を超えるような状況となっております。

また、細かな品目別を見ますと、１位が切り花、以下キュウリ、ナス、トマト、イチゴと続いております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　細かな数字、ありがとうございました。

聞かれている方は、数字ですのでなかなか分かりにくかったと思うんですけれども、私も数字的なものをまとめて手元に持ってみました。数字的な比較をしますと、一番売上げが大きい道の駅が佐原の水の郷さわらで 10 億 8,500 万円。季楽里あさひが令和４年で９億 2,900 万円ということですので、結構頑張っていると思います。

佐原の道の駅は、あそこは水郷というくらいですので、利根川にも隣接して、道の駅と川の駅みたいな、そんな感じなんですね。非常に広いです。16 町歩ぐらいあるんです。売場面積はその中の一部ですけれども、相当敷地も広い。

実は、私も一日かけて近隣の数か所の道の駅を回ってみました。それぞれ特徴がありまして、佐原のほうからくりもとのほうを回りまして、オライはすぬままで６か所です。道の駅については、時間帯で相当人にばらつきがあると思いますけれども、その中でも確かに佐原の水の郷さわらというところが一番売場もゆったりしていますし、売上げもそのせいで大きいのかなという感じがしました。

季楽里あさひのさらにこれからの売上げを伸ばしていくということについては、やっぱり出

荷されている生産者の方々の力によるところが非常に大きいと思うんですけれども、ちょっと細かくなりますけれども、生産者の数の増減を見ますと、令和元年から令和２年に向けて390人から326人、64名、結構生産者が減少しているんですけれども、これについて何か理由があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　令和元年度から令和２年度にかけまして登録者名簿の整理を行いましたところ、登録はあるものの長く出荷していない生産者情報がありましたので、状況を確認した上で名簿から外したため数が減ったものです。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。分かりました。出荷のない登録者というんでしょうか、整理ということで理解しました。

私ごとで恐縮なんですけれども、私の義理のきょうだいというか、これ農家ではないんですけれども、自分の家の野菜とか果物を作っていたんですけれども、一念発起しまして、道の駅に今年からささやかに出荷を始めたということで、本人は喜々としてやりがいを持って出荷しているというところで、大変感謝しておりました。

このように地域の方々が多く参加してもらうというんでしょうか、農家以外の方々も参加して道の駅に関係してもらうというのは非常に大切なことだと思いますし、道の駅の影響力というのは大きいものがあるというふうに感じています。

そこで、この道の駅を支える生産者の拡大というものがこれからの課題にもなってくると思いますけれども、これからの取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、10月１日現在の出荷者数ですが、今361名おります。市内の出荷者が大半であり、今現在、売場スペースは確保できておりますけれども、売場面積の関係から市外の出荷者の新規募集は見送っているところです。

今後、新たな特産品や端境期に出荷できるように、スペースの使い方について指定管理者と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

野菜についても食べ物ですので、出荷時の取決めというんでしょうか、そういうのは非常に大切だと思います。その都度レクチャーをされているようですけれども、場合によっては、野菜の栽培技術とかいろんなことがあるんですけれども、新たな作物の導入ですとか、恐らく旭市については野菜の種類というのは、私の知っている限りでも 70 種類ぐらいあるんじゃないかなと思いますので、そういうバラエティーに富んだ店づくりというのもこれから必要になってくるという中で、農業事務所ですとか、あるいはＪＡ、ＪＡには指導担当、品目別の場合によっては指導担当というのも設置していますので、ぜひ積極的な交流ということで連携も必要だと考えております。

次の質問に移りたいと思いますけれども、キャッシュレス化についてお答え願いました。

今までが、現金とそれからクレカ。クレカというのは、私もよく使ったことがないんですけれども、そういう面では決済手段が少し足りないなというふうに思っておりました。そういう中で、クレカ、クレジットカード、それとｄ払い、ＰａｙＰａｙ、ａｕＰＡＹが年内に利用可能ということです。ほぼほぼ何にでも対応できるという体制になってくると思うんですけれども、大変すばらしいと思います。

ただ、先ほど課長も言いましたように、Ｓｕｉｃａは使えないということですので、あまり我々も電車は使わないので、Ｓｕｉｃａは私は持っていますけれども、実は都内なんかで電車で移動する人にとっては交通系のＳｕｉｃａだとかＰＡＳＭＯですとか、そういうものが一番使いやすい。

支払いのときに、例えばキャッシュカードだと読み込まなきゃいけない。ＰａｙＰａｙだとアプリを起動して、それをお店の人に見せて、バーコードをスキャナーで読み取ってもらってそれから決済するような二度手間、三度手間になる。ただ、Ｓｕｉｃａは、電車に乗るとき、皆さんそのままぴっとやって終わり。実は、セブン-イレブンでもどこでもそうですけれども、それがＳｕｉｃａの場合には、ただかざすだけ、それで決済が終わりと。セキュリティの問題はありますけれども、非常に便利だというふうに考えております。

Ｓｕｉｃａの宣伝をしてしまいましたけれども、Ｓｕｉｃａの宣伝はこれぐらいにしまして、そういう営業を円滑に行っていく上で、これは従業員の負担ということもあると思うんです。それから、現金を扱って一番大変なのは、営業を閉めた後に現金をどうやって精査するかというのが物すごく負担になってくるわけです。

そういう面では、キャッシュレス化というのは、働いている人にとっても非常にいい仕組みだと思いますので、先ほどのＳｕｉｃａもありますけれども、ぜひまた検討していただきたいと思います。

そこで、営業をさらに円滑に行っていく上での課題についてお伺いしたいと思いますけれども、売上げも順調に伸びているのは大変喜ばしいことですけれども、扱う商品の内容だとか、あるいは施設の有効利用だとか、そういうものに対して、今後について計画しているものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、利用客に対しまして安全・安心で魅力的な商品が提供できるように、指定管理者が主導しまして商品の品質管理に関する講習などを実施しております。

また、外出機運の高まりもあることから、芝生広場、また屋外ステージの効果的な活用方法も検討したいと思っております。

あと、来年、開設 10 周年の節目となりますので、毎年実施しています創業祭において、指定管理者と出荷者により記念となる取り組みができればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　開設から 10 年ということで、10 年一区切りですので、さらに企画としては楽しい弾みのつくようなイベントをぜひ企画していただきたいと思います。

先ほどキャッシュレス化についてお伺いしましたけれども、道の駅によってはふるさと納税についての取扱いができるところもあると伺っております。先日、ふるさと納税の納税額を新聞で見ましたら、第１位が千葉県内は勝浦市、55 億円。近隣の香取市は５億何千万円かありました。本市においては１億数千万円だと思いますけれども、ふるさと納税を伸ばす潜在力が本市においてはまだまだあると思うんですけれども、ふるさと納税について道の駅で取り扱う予定があるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、ふるさと納税の返礼品ですけれども、これは旭市内で生産されていることなど一定の要件があります。ですが、本道の駅では、市内の出荷者の商品を中心に、市外の出荷者の商品であったり、道の駅が買い付けた商品も販売しております。こ

の中から返礼品に合致する商品を寄附者であったりレジ担当者が判断することができれば可能かと思いますが、現在の販売方法では困難なため対応が難しい状況であります。

なお、道の駅の出荷者に対しましては、ふるさと納税の返礼品の提供者になっていただけるよう、呼びかけは行っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ふるさと納税に合致する商品、そういうものを仕分するとか判別するというのはなかなか難しいというお答えですけれども、直ちに取り組むのは、今の中ではごちゃごちゃになってしまうこともあるので難しいとは思いますけれども、近隣の先行事例というものを参考にしながら取り組んでいけるようになるか、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

次の質問、（３）に移ります。施設の老朽化に伴う今後の取り組みということでお答えいただきましたけれども、道の駅も 10 年たちますと、屋根の腐食だとか、あるいはボルト止め、腐食して、車に落ちると損害賠償の案件になってしまいますので、場合によってはお客様に危険を及ぼすということになろうかと思います。計画的にメンテナンスというのは行わなければならない、行っていただきたいというふうに思います。

先ほど売上げについてもお伺いしましたけれども、ちょっと離れてしまいますけれども、品目別では切り花が大きいということをさっき言われましたけれども、確かに千葉県で花卉生産というのは旭市が第１位なんです。野菜と畜産関係を丸めて第１位というのは、皆さんご案内のとおりなんですけれども、旭市が花のまちだというのは、比較的よく分かっていないというか、我々もあまりイメージできない。

ぜひここについては、売場のこれからの修繕とか拡大とかも含めて、それから道の駅のところだけではなくて、旭市は花のまちなんだということをぜひ積極的にアピールしていただきたいと思います。ちょっと外れてしまいました。

休日にごった返すようなところを私もお見受けしますけれども、バスが２台、３台止まると売場はごった返しということで、レジも大変だということを見ておりますけれども、具体的に売場面積の拡大だとか、あるいは例えば花は別棟のハウスにするとか、野菜のところだけ別棟でもっと品目を増やすとか、そういう具体的な計画があればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、売場面積の拡大であったり別棟の新設などの計画ですが、こちらについては現在ございませんが、本年９月に出入口を改修しまして風除室を設けたことで、出入口周辺の風除けパネルを撤去し、陳列台のレイアウトを変更して、旬の商品を展示することができるようになりました。

このように施設内の陳列方法やレイアウト変更を行うことで、少しでも多くの商品が陳列でき、またリピーターの方にも目新しい雰囲気でお買物をしていただけると考えております。

まだまだ新たに取り組めることがあると思いますので、利用客、出荷者、従業員などの声を参考に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　（３）の再々質問を行いたいと思います。

こういう施設については、定期的に設備だとかレイアウトなどを更新していくのは、来店者にも、それから働いている人にもとても有効だと思う、気持ちを入れ替えるという意味ではね。新しい気持ちになるので、働く意欲というのも場合によっては湧いてくると思います。

現在の立地としては、季楽里あさひが単独であそこに建っているという感じもちょっとするんですけれども、地域外から来た人にとっては、中央病院、それからイオンタウン、おひさまテラス、そこが一体だと、あそこに旭市の施設があるよというように見ているような気がするんですけれども、イオンタウンとは目と鼻の先でありますので、そういうイメージがあるようです。

私の神栖市の友人も中央病院に通院しているんですけれども、道の駅では必ず生姜焼き定食を食べるそうです。生姜焼き定食、近隣では一番うまいと言っていました。私も何回か食べましたけれどもおいしいです。豚の肉がいいんだろうなと。かように、これぐらい旭市のものというのはすばらしいものがあるということをどんどんアピールしていただきたいと思います。

そこで再々質問ですけれども、すぐ離れているイオンタウンとの連携ということもこれからは必要になってくると思いますけれども、その連携について、この先どういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　イオンタウンですが、こちらは豊富な品ぞろえと幅広い世代に支

持されている店舗などショッピングを楽しめる施設であり、開店以来、多くの買物客が訪れております。また、２階にある多世代交流施設、おひさまテラスには、開設１年で約 25 万人が来場されました。

一方、道の駅季楽里あさひは、新鮮で生産者の顔が見える安全・安心でおいしい旭市産の食材が並ぶ施設で、昨年度は 122 万人の来場者がありました。

ともに市内外から多くの来場者を集める施設であり、施設の距離が近いため多くの方が両施設を巡っていると思われます。今後は、双方の施設の特徴をうまく連携させ、さらに多くの方に旭市に来ていただけるように取り組みを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　おのおのの施設を点で捉えるということではなくて一体で考えるという、そういう構想が必要だと思うんです。今後もそういう考え方が必要だと考えます。

特に、あそこについては銚子連絡道の延伸ということがもう決まっておりますけれども、そこまで開通するにはかなりの年数がかかるんだろうなと思いますけれども、米本市長にはぜひ先頭に立って早期の完成を進めていただきたいと思います。

中央病院、それからイオンタウン、おひさまテラス、道の駅、一体的な将来展望について、これから面的にどういうふうにやっていくか、改めてですけれども、お答え願えればと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、道の駅の将来展望ということになりますが、今後も地元の新鮮でおいしい食材や、それらを使った総菜・弁当などを豊富に取りそろえると同時に、お客様に安心して購入してもらえるように、指定管理者や生産者と連携し、検査や講習などを実施していきます。

また、旬の商品、イベント、生涯活躍のまち「みらいあさひ」をはじめとした他の施設と連携した取り組みなどの情報を積極的に市内外に発信していくことで、さらなる新規の顧客やリピーターを獲得していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　まだまだ伸び代はたっぷり本市についてはあると思いますので、大きなグ

ランドデザインというんでしょうか、それを持って取り組んでいただきたいと思いますし、我々もしっかりと考えていきたいというふうに考えています。

大きな２項目めに移ります。東総広域農道についての１番目、成立とその管理について先ほどお伺いしましたけれども、東総広域農道、16 年の歳月をかけて造ったということでありますけれども、成り立ちと経過については理解いたしました。

皆さんご存じのとおり、この広域農道については、多古町の、先ほどもありましたけれども、国道 296 号線から匝瑳市を通って、最終的には海上地区の、先ほど大間手までということを言われましたけれども、そこにぶち当たっているんです。そこで終点。

そして、いよいよ来年４月にはトンネルが開通して、台地を抜けて銚子方面に真っすぐ抜けていく。さらには茨城県のほうにも抜けていくということになりますけれども、交通の便が大変よくなるという予定です。

この広域農道については、扱いとしては実は市道ということになる。先ほど冒頭で申し上げましたけれども、市道があそこの山の手前まで行って、トンネルについては県の管理、そしてトンネルが上に抜けたところからまた市の管理ということになっておりますけれども、このように複数の自治体にまたがる主要幹線道路、こういう道路を管理するに当たっての制約だとか課題とかというのはありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　道路の修繕を実施する時期や草刈りなどの維持管理の内容が、管理する市町によって異なります。このため、道路の利用者からは、市町を境にして舗装の破損状況や草刈りの実施状況に違いがあるとの指摘を受けることがあります。

以上になります。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田恒議員の一般質問を行います。

島田恒議員。

○９番（島田　恒）　再々質問の前に訂正したいと思います。

先ほど、花の売上げ、旭市が１位ということを言いましたけれども、第２位だそうです。２位じゃ駄目なんですかと言われそうですけれども、ぜひ花の生産者の方々には頑張っていただきたいというふうに思います。

再々質問に戻ります。

先ほど、広域農道の管理については、行政単位がまたがっているということで非常にやりにくいところもあるというふうに伺いましたけれども、確かに農道沿いの、特にガードレールの下なんかの草というのは、行政単位が異なっているととても効率が悪い。旭市の部分だけ刈っても、匝瑳市の部分がそのまま残っていると、走っている人には何だこれと言われますので、そういう対応を一体的にやればいいんだろうなというふうに考えております。

私も昨日、広域農道を走りましたけれども、相当視界を塞がれるような生い茂っているところがあったような気がします。特にそういうことについては、複数の行政が連携しながら一体的に取り組む必要があるんだろうなというふうに考えております。

再々質問ですけけれども、それでは、先ほど農道と、それから道路交通法と土地改良法になるんですか、そういうふうに根拠法も違いますので、そうすると、市道ですとか県道だとか国道と比較して、こういう、農道というくくりですけれども、道路の強度設計というものは何か違いがあるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　一般的に道路の強度設計は、地盤の支持力と想定される大型車両の交通量に基づいて設計されます。想定される大型車の交通量が多い場合には必要とされる舗装厚は大きくなり、大型車の交通量が少ない場合には舗装厚が小さくなりますので、農道と国道などの種別による違いがあるものではありません。

以上になります。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　東総広域農道を走りますと、特に匝瑳市からこちらに来るとき、借当川に並行している道がありますけれども、あそこというのは直しても直しても凸凹していて、事故なんかもよく聞きますけれども、特に夜間のオートバイなんかが走っているときには相当危険だろうなというような気持ちになります。それから、大雨になるとあそこが冠水してス

トップしてしまうということになります。凹凸というのは、夜間は特に大きな事故になりますので、管理についても今後の課題だなと思っております。

関連しますので、（２）の再質問に移りたいと思いますけれども、この広域農道を県道に昇格させるということについて、これまでの検討経過はあったのかというご質問をいたしましたけれども、県道の昇格については、経過としては要望をしてきたけれども実現には至らないというのが現状だと理解しました。

ご回答にあったように、路面の傷みだとか、それに伴う維持管理費の負担の大きさというのは、現在においても大きな課題だと思います。県道の昇格については、最後に平成 25 年に要望したとの回答を今いただきましたけれども、それ以来相当期間もたっていますし、こういう地域をめぐる環境というのも大きく変わってきているような気がします。これからも変わっていくんだと思いますけれども、来年４月に清滝トンネルが開通すると、物流の変化というのは変わってくると思います。将来的には成田空港の機能強化、これは千葉県のほうから発表になっていますし、そこで雇用の拡大なんかもあるということを聞いております。様々なこういう環境変化に伴って、この広域農道の管理も見直す必要があるんだろうと考えております。

改めてお伺いしますが、こういうことを検討していくことに対して何か課題だとか制約とかあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　課題としては、県道への昇格に伴い既存の県道が市へ移管されることによる維持管理費の負担です。県では、新たな路線認定は厳しい状況であるが、並行する県道との振替、交換ですね、を条件として検討していきたいという話はあったようです。

これまでの経緯から、移管される候補として県道多古笹本線が想定されておりますが、当該県道は未整備の区間もあり、市へ移管後に市において整備する費用や移管された県道の維持管理費の負担が課題であると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今、振替というお話がありましたけれども、これは広域農道の北側を走る道路、かつては成田市に向かうときにはずっとそちらの道を我々も走っていたんですけれども、県道 74 号線のことだと考えております。この広域農道ができる以前は、成田市に向かう

ときの主要幹線というのはこの県道 74 号だったんです。しかし、主要幹線としては、今は誰もがこの広域農道を主要幹線だというふうに考えているのではないかなと思います。

次の質問と重複するところがありますので、（３）に移りたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、清滝バイパスのトンネルの供用開始に伴って、これが主要道路になるというように考えておりますけれども、（３）の再質問として、広域農道の交通量調査では、平成８年から令和４年に交通量が減少していると先ほど聞いて、そうかなというふうに思ったんですけれども、これもどんなことが原因で減ったのかということは分析が必要だと思いますけれども、来年４月にはこの清滝バイパスが完成する、供用が開始されますと、多古町から今度は一気に銚子市に抜ける主要通りになるということが当然予想されます。このように、複数の市と町に関わる主要道路ですので、将来的には県道として管理してもらえたらいいのではと考えた次第であります。

先ほど、振替というお話もありましたけれども、県道とのコンバートというんでしょうか、取っ替え引っ替えみたいな形ではなくて、広域農道のままで県が管理してくれることが、ちょっとこれは虫のいい話ですけれども、それが理想だということで、そこから検討を進めていくというのが筋ではないかなというふうに思います。

千葉県北東部、我々のこの地域ですけれども、県に対してもこの地域発展にもっと力を注いでもらいたいというふうに考えているところです。この辺のことについては、近隣の首長方とぜひ連携してもらいたいと思います。

特に、今千葉県は圏央道ですとか、あるいは北千葉道路とか、あちらのほうには莫大なお金を使っている。その幾らかでもこちらのほうに回してもらえればありがたいなというように考えて、ぜひ米本市長にも先頭を切って進めていただきたいと思います。

そこで、再質問ですけれども、トンネルが抜けてすぐに上ると海上キャンプ場があるんですけれども、その接道も、先日行ってもまだまだ未完成の状態で、そこの接道、取付け度合いちょっと面倒くさいなというような感じもするんですけれども、進入道路の整備も当然必要ですけれども、こういうふうにアクセスがよくなることについて、海上キャンプ場自体の利用者も増えていくと思うんです。これからの計画があろうかと思いますけれども、予定をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　清滝バイパスの供用開始に伴い海上キャンプ場へのアクセスが向上し、

利用者の増加が見込まれます。現在、市では清滝バイパスからキャンプ場へ向かう市道について拡幅整備を実施しております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　トンネルの開通に合わせて、このキャンプ場の機能強化というのもぜひお願いしたいと思います。

あそこのキャンプ場、結構広い敷地があります。ただ、あそこから、海上の台地から干潟八万石の広大な眺望をどこかから見えるかというと、あまり正式に見えるところがないんですね。刑部岬辺りまで行くと全部一望できるんですけれども、海上の台地のほうからはあまり見えない。ぜひ、キャンプ場についてもそういう眺望を見渡せるような、それが旭市の資源にもなりますので、何でもないものでもこれは観光資源になってきますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

トンネルの内部というのは、なかなか見ることができません。先日、見させていただいたときには、400 メートル以上あるというようなことも伺っています。このトンネルの開通というのは、物流あるいは人流についても、地域にとって大変大きな影響力があると思いますし、期待もしております。

農業生産が千葉県最大の本市であります。お隣の銚子市からの農産物の基幹道路としての役割もさらに拡大が予想されますし、それ以上に人の流れも変わってくるような気がします。

先ほども申し上げましたけれども、成田空港の機能強化に伴って周辺地域の雇用が、県のほうの資料を見てみますと３万人から４万人増えてくるというように予想されています。そういう意味でも、本市から成田までの交通網というのはさらに整備する必要があるんだろうと要望していただきたいと思いますし、そういう将来を見通して本市として具体的な対応を想定しているものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　現在のところ、市におきましては新たな道路の整備計画はございませんが、旭市から成田空港へのアクセス方法としては、既存の東総広域農道を利用するほか、将来的には令和４年度に事業化された銚子連絡道路３期区間、匝瑳市旭市間の利用を想定しております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　道路というものは、人でいえば動脈だと言われます。東総広域農道というのも、そして懸案の銚子連絡道についても、早期の着工、そして完成がこの地域の発展の大きな要素になってくるような気がします。

本市においても、今まさに先日も都市計画の見直しということを進めているわけですけれども、都市計画の中の都市施設としても、道路整備というのは地域発展の要、条件だと思っております。

１項目めの道の駅のところでもちょっとお話ししましたけれども、本市の全体を俯瞰するというか、鳥瞰して、一体的に捉えて、今後大きな目線でどうしていくのかということについては、旭市の将来展望ということについて、最後に米本市長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　清滝バイパスにつきましては、令和６年３月に供用を開始される予定でございます。清滝バイパスが供用開始されることで、地域生産物の流通・輸送のための基幹道路として東総広域農道の重要性が高まるとともに、交通量の増加も見込まれるところでございます。

議員のお考えのように、銚子市から成田空港へのアクセスが向上することにより、この先、地域開発への期待も高まる可能性を秘めております。

東総広域農道を県に管理していただくことにつきましては、これまでも関係市町から県に対し何度か要望したものの実現には至りませんでしたが、清滝バイパスの供用開始をきっかけとして、交通量の変化や沿線の土地利用状況などを注視し、改めて県道への昇格につきましても検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　市長、前向きなご発言、回答、ありがとうございました。

まだまだ旭市は潜在力があるというふうに思っております。ぜひ花卉生産も一番になるように期待をしながら、前向きなこれから取り組みをしていただきたい。

（発言する人あり）

○９番（島田　恒）　すみません。今３位だというご指摘がありましたけれども、２位になって１位になれるように、そういう取り組みを期待しながら、私の質問を終了したいと思います。

３位だそうです。訂正いたします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇　常世田　正　樹

○議長（木内欽市）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　こんにちは。議席番号１番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

寒い中、傍聴へお越しいただき、誠にありがとうございます。

毎年 12 月３日から９日までの１週間は障害者週間となっております。障害者週間の趣旨として、政府は、我が国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会と掲げております。本市において、障害の有無に左右されず全ての市民が暮らしやすいまちづくりの一助となるよう、質問させていただきます。

また、中学校における部活動の地域移行について、市内の中学生が安心してこれからもスポーツや文化・芸術活動に打ち込めるよう、質問させていただきます。

私からの質問は、障害者福祉の充実について、学校教育の充実についての２項目４点の質問となります。

１項目め、障害者福祉の充実についてです。

（１）障害のある方の雇用促進について。

全国的に障害のある方が増加傾向にあります。内閣府障害者白書によると、2006 年から 2018 年の 12 年間で 655 万 9,000 人から 936 万 6,000 人と、およそ 300 万人近く増加しており、国民の約８％の方が障害を抱えている計算となっております。

お隣の市にある八日市場特別支援学校でも生徒数が急激に増えております。生徒数が増えれば、当然卒業生も増えていきます。軽度の障害がある方から就職が決まっていきます。そのため、障害の程度が重くなるほど就職先が不足するという状況が発生しております。

福祉作業所のＢ型、軽度の障害の方が勤める作業所です。Ｂ型が不足すればＡ型に流れます。その結果、Ａ型、そして重度の障害のあるマルＡ型の方の就職の場所がなくなるという、そういった状況にあります。

障害が軽度の方の就職先が増えれば、この循環が解消されると思います。民間企業でも障害

のある方の雇用を促進しております。法定雇用率、2023 年度 2.3%、2024 年４月から 2.5%、26 年７月から 2.7%へと引き上げられます。民間企業における障害のある方の雇用率が引き上げられることで雇用が拡大されることは大歓迎です。しかし、それでもまだまだ雇用先が足りません。今後は、民間企業だけでなく自治体も積極的に障害のある方の雇用を増やすことが不可欠であると思います。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令が令和５年３月１日に公布され、令和６年４月１日から、国及び地方公共団体に関わる障害者雇用率が現状の 2.6%から３%、ただし、教育委員会にあっては 2.5%から 2.9%に改められることとなりましたが、現在の市職員のうち障害のある方の雇用率並びに目標値についてお伺いします。

（２）他自治体と比較して福祉避難所が少ないようですが、今後増やす予定はあるのでしょうか。また、障害のある方の受入れ体制は十分に整っているのかについてお伺いします。

現在の福祉避難所の数は、お隣銚子市 23 か所、匝瑳市 18 か所、成田市 18 か所、香取市 21 か所、横芝光町 23 か所、山武市 27 か所、旭市は僅か６か所です。

旭市は、指定緊急避難場所が 71 か所あるのにもかかわらず、福祉避難所は６か所しかありません。福祉避難所の数について、周辺自治体と比較して少ないと私は思うのですが、見解をお聞かせください。

また、福祉避難所は、障害のある方とほかの市民の方とのすみ分けのようなことを想定しているのでしょうか。例えば完全に別室であるとか、パーティションで仕切るだけであるとか、福祉避難所は停電時の電源の確保は十分にできることを想定しているのでしょうか。

２項目め、学校教育の充実についてです。

（１）市内小・中学校におけるフリーナプキンの設置について。

2022 年６月議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、その後どのように検討されたのでしょうか。また、今後設置する予定はあるのかについてお伺いします。

諸持前教育長は、市内小・中学校の女子トイレへのナプキン設置について、県の動向を参考にしながら学校現場との調整を図り、メリット、デメリットをそれぞれ整理した上で検討していきたいと答弁されました。向後教育総務課長におかれましても、県内市町村の動向に注視しながら導入を検討するという答弁でありました。

現在、県内においてナプキンを女子トイレへ常設している自治体は、多古町、流山市、君津市、富津市です。首都圏の他自治体においても設置する自治体は増えている傾向にあります。

トイレットペーパーのような消耗品と同じように設置してほしい、保健室へもらいに行くのはほかの人の目が気になるから行きにくい、そういった切実なお子さんの声に耳を傾けてほしいと私は切に願います。

市内小・中学校の女子トイレに、誰でも、いつでも自由に使えるナプキンをボランティアで設置している方々の活動が約２年を経過しております。小学校８校、中学校３校に設置をしております。その間、大量に持ち帰られる、いたずらでトイレに詰まらせる等の事案は一切発生しておりません。また、衛生面での不安があるとのことでしたが、設置箇所や設置方法も、この２年で改良されております。ナプキンを補充する作業が先生方の負担になるという声を聞きますが、設置している小・中学校では、保健委員会等に所属している児童・生徒が行っております。学校側が懸念していることはほとんど全てクリアしていると思います。

市内小・中学校の女子トイレの個室全てに設置しなくてもよいのです。１か所でも十分です。どうかボランティアでフリーナプキンの設置を続けている方々の思いを酌んであげてください。いや、酌むべきだと思います。

教育長にお伺いします。市内小・中学校の女子トイレに、誰でも、いつでも自由に使えるナプキンを設置してください。検討は十分になされたと思います。

（２）部活動の地域移行について。様々な検討をされていると思いますが、地域の受皿づくりと指導員の確保は進んでいるのでしょうかという点についてお伺いします。

昨年６月にスポーツ庁の有識者会議である運動部活動の地域移行に関する検討会議は、公立中学校の運動部活動に対する提言を室伏スポーツ庁長官へ提出されました。令和５年度から令和７年度までの３年の間に、休日の運動部活動を地域へ移行するようにという提言です。

少子化による生徒数減少がもとで活動が存続できない、教員の業務負担等の軽減を背景として、各中学校単位では支え切れなくなっている部活動の現状を踏まえ、学校単位から地域単位の活動へ移行させることで、子どもたちがスポーツを継続して親しめることを目的としております。

2022 年９月の議会一般質問において、部活動の地域移行についての質問をさせていただきました。また、その後も複数の議員から同様の質問が行われております。それだけ市民の中学生のお子さんの保護者、またこれから中学校に上がるお子さんの保護者が関心を持っているということの表れであると思います。

担当課におかれましても、教職員に対する地域部活動の在り方に関するアンケートを２回、保護者、生徒に対するアンケートを１回行い、３者の意見について調査分析をされておりま

す。そのアンケート結果を基に何点か質問させていただきます。

学校の運動部活動を、休日を中心に地域のスポーツクラブ等、また地域の指導者や指導を希望する教員が担うことについてどのように考えますかという問いに対し、アンケートの結果ですけれども、９割以上の教職員が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しております。賛成の理由としては、「顧問の負担が減るため」が７割近くを占めております。次いで、「教員による兼職兼業や地域の人材活動になることはよいことだ」と、そういったことが２割を占めております。

また、文化系部活動の地域移行についても、９割以上の教職員が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しております。賛成の理由は、運動部活動と同様の傾向にあります。

学校の先生方のほとんどは、部活動の地域移行を歓迎していることが分かります。部活動の指導が負担になっていることがうかがえます。

しかし、部活動の地域移行に反対であるという声もございます。運動部、文化系部活動ともに、生徒指導上の問題への対応が困難である、部活動は教育の一環である、活動費の問題、移動手段、生徒の安全面、指導者の確保の難しさ等が挙げられております。先生方が心配している生徒指導上の問題への対処が困難である、部活動は教育の一環であるという点がとても重要であると私は思います。

一般的に、クラブチームは試合や大会で勝つことを第一に目指していると思います。月謝を頂いているのに試合や大会で子どもたちが勝てなければ、預けている保護者からクレームが出ます。営利目的である以上、勝つこと、勝利を目指すことは当然だとは思います。

一方、中学校で行われている部活動は、仲間への思いやり、競技や文化活動に真剣に打ち込むことの大切さ、礼儀、規律や規則を守るということが第一にあり、心身ともに研さんを積むことで、その先に勝ち負けや入賞するという結果がついてくるという、教育を第一とした指導を行っていると思います。もちろん勝てばうれしい、負ければ悔しい、入賞を逃せば悔しいし、入賞すればうれしいです。

現在、運動競技を始める低年齢化がどんどん進んでおります。物心がついた頃からボールやラケットに触れさせて、中学校へ上がる頃にはかなりのレベルに達しているという早期スポーツエリート教育が海外にだいぶ後れを取っておりますが、我が国でも盛んになり、ＷＢＣでの優勝、サッカーワールドカップ、バレーボール日本代表の活躍等はその結果の表れの一端であるかもしれません。

日本人の選手が海外の強豪と肩を並べ勝つことが当たり前になることは、単純にうれしいの

ですが、部活動の地域移行という側面からスポーツや文化の在り方を考えると、もろ手を挙げて喜ぶ気持ちには私はなれません。中学校に入学し、初めてその競技を始める、初めて楽器に触れるというお子さんは少なくないと思います。楽しい、面白い、夢中になれる、２年生や３年生の先輩方のレベルの高さに驚き尊敬の念を抱く、そういった感情を抱き、厳しい練習にも耐えることができるモチベーションを醸成する、これが部活動であると私は考えます。

地域移行の受皿、指導者としてどのような方が適任であるか、兼職兼業を希望して引き続き子どもたちの部活動を指導したいという教員の方には頭が下がります。しかし、それだけではとても人数が足りません。そこで、退職された教職員の方々を部活動指導員として採用できないかについてお伺いします。

前置きが長くなりましたが、以上、２項目４点が１回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私から１項目めの障害者福祉の充実について、最初に（１）障害のある方の雇用促進について、現在の旭市の障害者雇用率及び目標値についてお答えいたします。

本市は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、市長部局、教育委員会の合算による雇用率の算定の特例認定を受けていますので、合算した数値でお答えいたします。

令和５年６月１日現在の障害者雇用率は 2.77％で、法定雇用率の 2.6％を上回っております。

目標値についてですが、第４次旭市障害者計画において、令和８年度までに市職員の障害者雇用率を 2.6％にすることとしております。

このような中、先ほど議員からも発言がございましたが、法改正によりまして、令和６年４月１日から令和８年６月 30 日までの間は経過措置として 2.8％に、以降 3.0％へと法定雇用率が引き上げられますので、この率を達成するよう、障害者の雇用に努めてまいりたいと思います。

続きまして、同じく１項目めの（２）です。他自治体と比較して福祉避難所が少ないようだがというご質問です。

先ほど６か所という話がございましたが、現在５か所でございます。

市の福祉避難所は、特別養護老人ホームやすらぎ園、恵天堂特別養護老人ホーム、特別養護

老人ホーム東風荘、特別養護老人ホーム白寿園、社会福祉法人ロザリオの聖母会の５か所で、いずれも協定を締結して運営をお願いしているものです。

なお、大規模災害が起きますと、複数の施設が被災して使用できないこともありますので、このほかにも福祉避難所を順次増やしていきたいと考えております。

新たな福祉避難所につきましては、引き続き専門的機能を有する施設との協定を締結し、指定していきたいと考えますので、関係課や施設の運営者等と協議をしてまいりたいと思います。

障害のある方と他の市民の方とのすみ分けについてですけれども、一般の避難所では、通常、同部屋内での生活になるものの、テントやパーティションで区切っております。また、体調不良等に備え、ほとんどで別室を確保していますので、障害がある方の避難の際は、状況に応じてこの別室の使用を見込んでいます。

なお、福祉避難所とする施設では、ふだんはおのおのの利用者にサービスを提供していることから、発災後すぐに対応することは困難と想定しております。そのため、障害があるなどの要配慮者の方にも発災直後には一般の避難所を利用してもらい、そこでの生活が困難となった場合、締結先へ要請し、福祉避難所を開設するような運びとなります。

電源についてですが、福祉避難所の開設に当たって、喪失している状況であれば、市において発電機を用意するほか、電源車の要請等も行ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育長。

○教育長（向後依明）　私からは、２番の学校教育の充実について、（１）フリーナプキンの設置に関するご質問にお答えをいたします。

これまでの調査によりますと、フリーナプキンにつきましては、各学校の状況に応じまして、現在、市内 11 校の小・中学校の女子トイレに設置されて、その他の学校におきましては保健室での配布で対応しているとのことでございます。

家庭の状況や経済的な理由などにおいて生理用品を買えない子どもたちのためにも、学校でナプキンを入手しやすい環境を整えることは大変重要なことと考えております。保健室での配布は今後も続けていきながら、トイレへの設置を含めた多様な配置の在り方について、ただいま常世田議員からもありましたが、困っている子どもたちの声にしっかり耳を傾けつつ、学校現場と調整し、困っていても言い出せない子どもたちの支援につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　私からは、２の（２）部活動の地域移行についてお答えいたします。

部活動の指導経験が豊富な退職した教職員を部活動指導員として活用することは、生徒にとって専門的な指導を受けられることや、競技経験のない教員への支援につながることから、貴重な地域人材と捉えております。

退職された教員も、それぞれの退職後のプランもあるかと思いますので、教職員も含め市内のスポーツ関係団体や文化・芸術関係団体の皆様のお力をお借りしながら、経験が豊富な人材が地域の指導者として活躍できる雰囲気づくりや、醸成づくりにつきましても働きかけていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

それでは、答弁に対し再質問させていただきます。

１項目めの（１）について、千葉県教育委員会では、障害者雇用推進事業として、障害のある職員が安心して働くことのできる場を広げております。県内には、幕張の総合教育センター内と県庁舎内の２か所に、パートナーズオフィスと名前をつけて事業所を設置しております。また、県内の県立高校の 19 か所にクリーンメイトセンターという名前をつけて事業所を開設しております。

クリーンメイトセンターは、近隣ですと旭農業高校内、松尾高校内、成田西陵高校内、大網高校内にあります。

前に挙げたパートナーズオフィスでは、県庁総合教育センターの各部署から依頼を受けた事務補助業務を行います。コピーをしたりシュレッダーをかけたりというような作業です。職員の定員は、県庁舎 20 名、総合教育センターでは 10 名、それぞれのオフィスには障害のある職員をサポートする支援員を２名から４名配置しております。

クリーンメイトセンターでは、県立高校内の空き教室を拠点として、障害のある職員６名と支援員２名を配置し、地域内の県立学校等を巡回し、清掃業務や草取り等の環境整備業務、教職員の補助業務を行っております。雇用形態は会計年度任用職員であり、週 30 時間勤務、報酬は月額 13 万 3,400 円、ほか通勤手当相当額、期末手当支給があります。最長５年までの再度の任用が可能という雇用形態です。

千葉県は、クリーンメイトセンター等の取り組みによって障害者法定雇用率をさらに上げております。令和５年６月１日現在、法定雇用率は、教育委員会において 2.5%、実雇用率は2.59%となっております。

私、先日、旭農業高校内にあるクリーンメイトセンターの視察をさせていただきました。訪問した際に行っていた業務は、草取りと教室の床のワックスがけでした。支援員の方と共に真剣に作業に取り組んでおりました。旭農業高校のほか、東総工業高校、飯高特別支援学校、銚子特別支援学校を巡回して、これらの業務を行っているというお話でした。草取りや草刈り、樹木の剪定、ワックスがけ、窓掃除、側溝清掃、トイレ清掃等の様々な管理業務を行っているそうです。

再質問としまして、障害のある方の雇用拡大が全国、千葉県、東総地域、そして旭市でも急務の課題となっていると思います。旭市版のクリーンメイトセンター等はできませんでしょうか、お伺いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　旭市版のクリーンメイトセンターの導入ということでお答えさせていただきます。

千葉県教育委員会が、障害のある職員の雇用促進を目的に実施している先進事例のクリーンメイトセンターのご提案をいただきまして、ありがとうございます。

現在、本市における障害のある方への雇用及び就労支援施策としましては、民間の障害福祉サービス事業所と連携し雇用や就労に関する相談支援、就労移行支援による仕事に関する知識や能力向上のために必要な訓練などを行っております。

そのほか、東総就業センターにおきましては、職業適性を踏まえた職業体験の紹介等の求職活動の支援を行っております。

また、雇用する側に対しましては、企業における障害者雇用への理解を高めていただくためのセミナーや、関連した啓発物の配布などについて、関係課やハローワーク等と連携し取り組んでおります。

今回ご提案いただきました旭市版のＣＭＣ（クリーンメイトセンター）につきましては、直ちに導入のほうは難しいと思われますが、千葉県での実績を参考に、今後、市教育委員会や関係課とも協議した上で、導入の可能性について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

例えばシルバー人材センターは高齢者の方の雇用先、旭市版のクリーンメイトセンターでは障害のある方を雇用する、そういったような業務を市内小・中学校や公共施設等で行う、そういった形ができればいいなと私は思っております。ただ、支援員の方が必要なんですけれども、八日市場特別支援学校を退職された教員の方がそういった業務を担っており、その方に聞いたところ、そういったところでまた退職後も働きたいという教員の方は多いそうです。

障害のあるお子さんをお持ちのご家族は、お子さんが学校を卒業した後の進路にとても不安を抱いております。同時に、小・中学校の教頭先生は、校内の草刈りや美化作業等の維持管理業務の負担がとても大きいように私には思えます。

県のように、会計年度任用職員としての雇用形態は予算上難しいかもしれません。しかし、市民であるご家族の不安を解消し、学校現場の教頭先生とかが担っている業務の負担軽減もできます。そして、何よりも障害のある方が働くことの喜びを経験することができ、将来的に就職するための足慣らしができるような環境を市として整備してあげることができると思うのです。

再々質問として、市長にお伺いします。

旭市は、一人も取りこぼさないまちづくり、「あったか！旭」、チーム旭を掲げております。障害のある方の雇用について一歩踏み込んだ公的援助をすべきであると思うのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　本市では、誰もが生き生きと自立した生活を送れることや、真の豊かさを実感できる地域社会を築いていくことを目的に各種施策を展開しています。

障害のある方が、地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、共に活躍できるまちづくりへの取り組みは、旭市総合戦略においても「障害者福祉の充実」として掲げています。具体的な状況は、先ほど担当課長からご説明申し上げたとおりですが、国及び地方公共団体では、率先して障害のある方の雇用を進めるべきと認識しております。

また、引き続き、民間企業等へも個々の適性に応じた多様な就業の機会や働き方をご提供いただきながら、障害のある方の雇用の促進と職場への定着をお願いしてまいります。

今後も、先進的な取り組みを参考としながら、就労、雇用機会の拡大を図り、市民の誰もが

地域社会で生きがいを持って共に暮らしていけるよう、チーム旭でのまちづくりを目指してまいります。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問を行います。

常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁をいただきありがとうございます。

チーム旭は共生社会を目指すという力強い答弁、障害があるという理由で不当な差別や扱いをされないまち旭、何よりも大切なことです。

市長へ一つお願いになるのですが、社会福祉課障害福祉班の「害」の漢字を平仮名表記にしてほしいのです。庁舎内の窓口に表示されているものなのですが、もし可能であれば障害のある方への温かなご配慮ということでよろしくお願いいたします。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

１項目めの（２）について、障害のあるお子さんがいるご家庭の方は、災害時に自治体が開設する避難所へ避難することに引け目を感じております。自閉症、パニック障害、ほかの方に迷惑をかけたくない等々の理由、緊急時に電源の確保ができているのかが不明等々の理由からです。

過日開催された北総地区市議会正副議長会研修会でも、東日本大震災における障害のある方の死亡率は約２倍であったという報告がありました。避難中に遭難された方もいたとは思いますが、災害発生の初期段階において、避難所への避難を逡巡したことで出遅れたという方も大勢いたということが想像できます。

ふだんから八日市場特別支援学校へ通学している障害のあるお子さんがいるご家庭の方は、災害時には特別支援学校へ避難することを選ぶと、ほとんどの方が言っております。

令和４年の数字ですが、旭市から八日市場特別支援学校へ通学している児童数と割合です。小学生 28 人、全小学生のうち 56%、中学生 21 人、60%、高校生 30 人、45%、校内の半数以

上の生徒が旭市民です。また、市内には医療的ケア児が 20 人ほどいます。災害時に電源が喪失してしまうと生命を存続することが難しいお子さんです。

災害時において、八日市場特別支援学校は福祉子ども避難所になります。収容できる人数に限度があるので、在校生が優先となります。学校側としては、なれ親しんだ学校を頼って卒業生と家族が避難してきてくれるのはありがたいのですが、在校生を収容するだけでも定員オーバーであるため、卒業生とその家族が安心して避難することができる福祉子ども避難所を各自治体で開設してほしいと、そう述べておりました。

福祉子ども避難所は、障害のあるお子さん等とその家族が災害時に避難できる避難所で、近隣ですと特別支援学校が指定されております。人目を気にせず安心して避難することができる場所です。旭市にはそういった場所がありません。ほかの人に遠慮しながら居心地が悪いところへ避難するのなら家にいたほうがましだということになり、避難の初期動作が遅れて災害に巻き込まれてしまうリスクが高まってしまいます。

再質問としまして、特別支援学校がない旭市には、障害のあるお子さんとその家族が安心して避難することができる場所がありません。福祉子ども避難所が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　障害のあるお子さんの受入れにつきましては、現状の福祉避難所でありますロザリオの聖母会にて可能となっております。

今後につきましては、先ほど増やしたいと申し上げました福祉避難所と併せまして対応できるかどうか、運営者等と協議をしてまいりたいと思います。

なお、市の施設を福祉子ども避難所にできるかどうか、併せて人員の確保等も課題となりますので、調査研究してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

ロザリオさんのほうも、職員の方にお聞きしますと、キャパがかなり限界に近づいているということなので、早急な対応をよろしくお願いします。

災害時にわざわざ匝瑳市の福祉子ども避難所へ避難することはリスクを高めるだけであり、自治体として市民の生命と安全・安心を担保するのは行政の当然の責務です。障害のあるお子さんがいるご家族が安心して避難できる福祉子ども避難所の開設は必要不可欠であると思

います。

現状、指定されている公共施設を利用することはできないということで、課長からの答弁でありました。今後、空き校舎等を福祉子ども避難所として利用できる可能性もあるかと思いますが、災害はいつやってくるか分かりません。例えばあさひ市民センターを福祉子ども避難所として指定することができたらよいなと私は考えます。災害時に手厚い支援が必要な方々へのご配慮と、受入れ体制のさらなる検討をお願いします。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

２項目めの（１）について、教育長、ご答弁いただきましてありがとうございます。市内の全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを、これからもお願いいたします。回答は結構でございます。

次の質問に移ります。

２項目めの（２）について、全ての部活動がカバーされるとは到底思いませんが、退職された教職員の方が、生徒指導上の問題への対処が困難である、部活動は教育の一環である、生徒の安全面という要素を退職した教職員の方を雇用することでクリアできると思います。しかし、退職された教職員の数だけではやはり足りません。また、人生 100 年時代になり、60歳で定年退職された後も再就職をすることが当たり前の時代になりました。

週末の部活動の指導は、仕事が休みであれば時給制でやってくれる方は確保できると思います。今後、平日の部活動も地域移行となった場合、融通が利く職場やボランティア活動に理解がある職場であれば、部活動の活動時間前に仕事を切り上げることもできるかもしれません。しかし、大抵は５時まで通常仕事があり、部活動の指導に間に合いません。

しかしながら、旭二中の野球部の外部コーチをしている方がいらっしゃるんですけれども、市内のある会社で働いていますが、経営者の方がボランティア活動や社会貢献活動にとても理解があり、外部コーチとして活躍することを許されております。

そこで、市役所の職員の方々を指導員として派遣することはできないかお伺いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　学校部活動が完全に地域移行された場合、市職員が職務として部活動指導員を兼ねることは、現時点では難しいと考えております。しかしながら、休日などの勤務時間外に地域住民の一人として参加することは、現制度上でも可能です。

今後、市としましては、職員に対する部活動の地域移行に関する制度の周知などに努めてま

いりますけれども、市内のスポーツ関係団体や文化・芸術関係団体の皆様が地域の指導者として活躍できるよう、働きかけていくことも重要であると考えております。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。課長のおっしゃるとおりだとは思います。

しかし、大切なお子さんを預ける先として保護者の方が一番安心できるのは、退職された教職員の方であったり市役所の職員の方々のような公務員が最適であると思うのです。指導員が足りないからこの競技はできませんと、子どもたちがスポーツや文化に出会う機会を無機的に奪ってしまってよいのでしょうか。

都市部であれば、市民の中には指導員として活動してくれる人数も、もちろん分母が大きいので多いでしょう。しかし、郡部である旭市は指導員の絶対数が足りません。皆で知恵を出し合って、皆で幾らか負担し合い、未来ある子どもたちの可能性を育んで運動機会を担保することは、少子化が加速する今日、とても重要であると思うのです。

再々質問としまして、本気で部活動の地域移行を考えるのであれば、市役所の職員の方々においても、もちろん希望される方ですが、残業をなくし、子どもたちの指導に当たれるような体制を構築することもありかなと私は思うのですが、市長の考えをよろしければお聞かせください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　市職員や退職した教職員など地域の人材を積極的に活用し、子どもたちがスポーツや文化・芸術に親しむ機会を確保することは、本市においても重要な課題であると認識しております。

部活動の地域移行を通じて、市職員や教職員にかかわらず地域の人材を積極的に活用し、地域社会全体で子どもたちがスポーツや文化・芸術に親しむことができるような環境づくりのため教育委員会と連携し、必要な方策について協議、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁をいただきありがとうございます。市長は、陸上部指導担当で、よろしくお願いします。

兼職兼業の先生方、退職された教職員の方、また市役所で希望されている職員の方が、休日限定になると思うんですけれども、そういった方々の報酬は当然市が負担し支給するものになると思います。

指導員の数が増えれば、従前のように各中学校で部活動を行えるので、保護者アンケートで保護者の方が危惧されている練習場所への保護者の送迎が困難である、負担であるという点もクリアできます。また、活動費用、月謝の負担が厳しいという点も、受皿が民間のクラブ等でなく、そういった公務員に関わる方が指導員を担ってくれることで活動費用や月謝をなくすこともできます。

子どもたちの可能性を最大限に引き出してあげたい、子どもたちのためなら我慢をする、皆さんそういった思いで、親御さん方は子育てに取り組んでいると思います。行政として、子どものために、今頑張っている方々をサポートしていくことが人口減少と少子化に歯止めをかける一助に必ずなると私は思います。

子どもたちがスポーツや文化活動を安心して継続していける仕組みづくりをお願いして、私からの質問を終わります。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　井　田　　孝

○議長（木内欽市）　続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、こんにちは。議席番号８番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、令和５年第４回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、公共下水道事業について質問いたします。

（１）公共下水道事業における現状の課題と、今後の計画を伺います。

下水道区域において、空き家や住宅を解体して駐車場になっているところが多く見受けられますが、現在、下水道を使用していない件数はどれくらいあるか把握をしているか。また、使用者が減少していくことに対してどのような対策を講じていくのかをお聞きします。

質問事項２、国土強靭化について質問いたします。

（１）旭市総合戦略第５編、国土強靭化第３－２「起きてはならない最悪の事態」についてお聞きします。

166 ページに 27 の項目を挙げていますが、その中で特に重点項目としている具体的な取り組み内容とその状況について伺います。

質問事項３、公共資産の有効活用の推進について質問いたします。

（１）旧海上中学校跡地の利活用について、私の一般質問で何度か取り上げてきましたが、協議の進捗状況と今後の見通しはどうなっているのか伺います。

１回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　上下水道課からは、１の公共下水道事業について、（１）公共下水道事業における現状の課題と、今後の計画の中で下水道区域においての空き家や駐車場用地になっているところが、下水道を使用していない件数がどれくらいあるかということ、それに対しての対策についてお答えいたします。

公共下水道区域内で使用を休止している件数は、令和２年度に５件、令和３年度に９件、令和４年度に 10 件と年々増加しております。令和４年度末時点で休止している件数は、合計で116 件となり、全体の 7.5％となっております。

公共下水道区域内の下水道未接続者に対しては、戸別訪問やチラシの配布により加入促進を行っておりますが、空き家や駐車場用地となって下水道を使用していない箇所への対策については、関係課と協議をしてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは２の（１）についてお答えいたします。

旭市国土強靱化地域計画は、いかなる自然災害等が発生しても、一つ、人命の保護が最大限図られること、二つ、市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、三つ、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、四つ、迅速な復旧復興、この四つを基本目標として国土強靱化を推進するための計画であります。

計画の中では、「起きてはならない最悪の事態」として 27 項目を設定し、さらにその中で影響度や緊急度の観点から 12 項目を重点プログラムとして選定しております。その 12 項目の中から、主な取り組みとして地震と津波の対策についてお答えいたします。

地震対策としては、住宅の耐震化の推進、耐震性貯水槽の設置、水道管路の耐震化などに取り組んでいます。

津波対策としましては、津波避難タワーや日の出山公園などの避難施設は既に整備を完了していますが、避難道路については供用開始に向けて引き続き整備をしていきます。

以上です。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　行政改革推進課からは、大きな項目３、公共資産の有効活用の推進について、旧海上中跡地の利活用についてお答えいたします。

旧海上中学校跡地の利用計画につきましては、これまで三つの方向性が示されております。一つ目は、住居系を中心とした複合施設や、移住者向けの分譲地としての活用、二つ目は、生涯活躍のまち・あさひ形成事業の波及効果を見極めた上での土地活用、三つ目は、学校再編計画における統合学校の候補地としての活用となっております。

以前から、井田議員から何度か一般質問をいただいているところでございますが、現在、これらの計画等の進捗を見極めている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、質問事項１、公共下水道事業について再質問いたします。

現在の下水道区域、本市の中心部となる地域についてですが、下水道を休止している件数が増えているのであれば、将来的に下水道区域を拡大し収益を増やすという考えはあるのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　下水道事業の全体計画区域は、現在、旭駅周辺と干潟駅周辺の市街地及びこの地域を結ぶ区域 1,010 ヘクタールでありますが、平成 27 年度に事業認可を得た旭駅周辺の 202 ヘクタールの整備完了後、整備を休止しております。

今後の整備区域の拡大については、多額の建設費を要することや、これに見合う使用料収入につながらないことなどを踏まえますと難しいと考えております。

現在、公共下水道事業の全体計画の見直しについて進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、再々質問をいたします。

人口密度の低い地方においては、下水道事業の収益のみで経営をするというのは難しいと承知はしていますが、現状は一般会計からの繰入れが多額となっています。10 年、20 年先を考えると、一般会計からの繰入れはできる限り少なくするべきだと考えますが、今後の見込み

や計画はどうなっているのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　公共下水道事業においては、人口減少等の進行により使用料の大幅な増収が見込めない中で、一般会計からの繰入金に依存する割合が高い経営状況となっております。

今後の繰入額につきましては、令和５年度、今年度に施設のストックマネジメント計画の見直し、令和６年度に経営戦略の見直しを行い、施設の更新費用や財政収支の試算をした上で必要な繰入額を算出することとなります。

引き続き、効率的な施設の維持管理による経費の削減と、区域内の水洗化率向上のために加入促進を行い、一般会計からの繰入金の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、よろしくお願いします。

それでは、質問事項２、国土強靱化について再質問いたします。

ご答弁いただいた重点項目の取り組みの進捗状況、達成状況はどうなっているのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、進捗状況につきましては、令和４年度末の実績でお答えいたします。

住宅の耐震化率ですが、78.5％で、おおむね８割を達成しています。

耐震性貯水槽の設置率は24.9％となり、目標値を達成いたしました。

水道基幹管路の耐震化につきましては、旭地域と飯岡地域の布設替工事の実施設計まで終了し、着手に向けて進めているところです。

なお、基幹以外の管路につきましては既に耐震化に取り組んでおります。

避難道路のうち、椎名内西足洗線につきましては、銚子連絡道路の計画路線と重複する区間を除けば、ほぼ完了しているものの、横根三川線につきましては用地交渉が難航しており、約23％の進捗と停滞しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　再々質問いたします。

耐震性貯水槽の設置率は 24.9％で、目標に達したというご答弁をいただきましたが、残りの 75％が耐震性貯水槽となっていないのに目標に達したと言える根拠を伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　耐震性貯水槽につきまして消防本部から回答させていただきます。

市内に設置されている消防水利としての貯水槽に対する耐震性貯水槽の設置率、こちらが旭市総合戦略の令和６年の目標値であります 24.0％を超えたため、目標値に達したとしたものでございます。

計画策定時の設置率は 23.4％であり、設置、改修につきましては、予算的なものも考慮して、年間１基から２基の設置を想定して、この目標値を設定したものです。市が設置する貯水槽以外にも宅地開発等により設置されたものもあることから、設置率が上昇したものです。

24％の目標値につきましては、最終目標値ではございません。令和６年度までの目標値として設定したものでございます。引き続き、耐震性貯水槽の設置と既存貯水槽、こちらの耐震化、これを推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　承知いたしました。引き続き耐震化の推進をお願いします。

それでは、４回目の質問をいたします。

基幹管路の耐震化については、実施設計がほぼ終了しているとのことでしたが、旭市水道施設耐震化計画によると、基幹管路の耐震化工事が終了するのは令和 11 年の予定、しかし一般管路はその時点で 10％程度の耐震化率の予定となっています。何十年ものサイクルで水道管を更新していくと思われますが、40 年、50 年もたつと、一番先に更新した水道管が耐用年数を迎えてしまうということになりかねません。

以前にも提案しましたが、既存管路の劣化診断を行い、劣化の激しい箇所、漏水のおそれのある箇所から随時更新していく方法を取り入れる考えはないのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　お答えいたします。

今後、水道施設の更新需要が増加し人口減少が見込まれる中で、より効率的な施設の更新及

び維持管理が必要になると考えております。ＡＩや衛星等を活用した水道管路診断や漏水調査等につきましては、他の団体の先進事例の動向を注視し、費用対効果を踏まえた中で検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　ぜひ前向きな検討をお願いします。

それでは、質問事項３、公共資産の有効活用の推進について再質問いたします。

１回目の質問でご答弁いただいた中に、学校再編計画における統合学校の候補地としての活用という案がありましたが、海上地域の小学校は既に耐震補強が済んでおり、新たに建設する必要はないと考えますが、市としてはどのような見解を持っているのかお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　旭市学校再編基本方針では、旧海上中学校跡地につきまして、児童数を踏まえると嚶鳴小への統合が考えられるが、立地的な偏りを踏まえると、旧海上中跡地や、そのほか地域にバランスが取れる場所への検討も必要としております。

また、（仮称）海上地域小学校に係る保護者アンケートの結果では、３校の統合場所について、全体の 44.2％の方が嚶鳴小を活用して３校の統合に賛成としておりますが、一方で27.2％が近隣市有地を活用して３校の統合に賛成、25.7％がどちらでもよいとなっております。

今後、海上地域の３小学校、鶴巻小、滝郷小、嚶鳴小において地域検討会議を開いて、そこで検討を重ねて、地域の方や保護者の方の意見を参考にしながら、代表者会議で方向性を決定していきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、再々質問いたします。

耐震補強の済んでいる学校施設は、長寿命化計画に基づき、ＲＣの建物については耐用年数80 年を目指すことができます。統合するたびに新校舎の建設を行うというのではなく、現在の施設を大事に使っていきながら、不具合が出れば改修して工事を行い、80 年先まで使っていくという考えはないのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　市では、平成 28 年に公共施設の整備の方向性を示す指針として旭市公共施設等総合管理計画を策定し、また、令和３年には、より具体的な実施計画と

しての施設の再編方針を含めた旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（旭市公共施設再編・長寿命化基本計画）を策定いたしました。

議員おっしゃるとおり、個別施設計画において、ＲＣ造、鉄筋コンクリート造りですが、これの長寿命化が可能な建物については使用年数を80年としております。

学校においては、個別施設計画の基本方針で、築 40 年を目安に軀体の健全性の詳細調査を実施し、長寿命化困難な場合は 50 年を目安に建て替えをするとしており、長寿命化改修が可能な建物は改修工事を実施することとしております。

改修工事を行った建物については、その後 20 年を目安に、劣化状況等を鑑みながら、再度改修するかどうかを判断することとしております。

学校再編については、個別施設計画の長寿命化の方針も考慮しつつ、旭市学校再編基本方針に基づき進めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、４回目の質問をいたします。

平成19年に海上中が移転してから16年もの歳月が過ぎます。ここでまた海上地区の学校再編計画の進捗状況を待っていたら、あと 10 年もこの土地は何にも使われないままになると思います。有効活用できる土地があるのに、有効に使われるのがさらに先送りされてしまいますが、市長のご決断があれば事業は一歩前に進むのではないでしょうか。

最後に市長の見解をお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　市では、人口減少対策の一つとして、民間のノウハウを活用して、生涯活躍のまち・あさひ形成事業を進めております。

移住者の住まいを確保していくことも事業の実現には重要であり、未利用地の活用は有効な手段の一つであると思います。一方で、旭市学校再編推進事業の中で、令和５年７月には海上地域で保護者アンケートを実施し、今後、地域説明会などが予定されています。

学校再編を進める上で、地域の方々との意見交換は大変重要なことであり、その中で旧海上中跡地の活用についても検討していく必要があると考えております。

生涯活躍のまち・あさひ形成事業や、旭市学校再編推進事業は、旭市において重要な施策でございますので、これらの事業の進捗を見極めて慎重に判断してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　市長、ご答弁ありがとうございます。

慎重に見極めることも、とても大切だと思います。しかし、時には市長がリーダーシップを発揮し事業を進めることも必要ではないでしょうか。慎重かつ迅速なご決断を期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇　菅　谷　道　晴

○議長（木内欽市）　続いて、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（３番　菅谷道晴　登壇）

○３番（菅谷道晴）　皆さん、こんにちは。議席番号３番、菅谷道晴です。令和５年第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私は今回、２項目７点の質問をさせていただきます。

老眼ですので眼鏡をかけさせていただきます。

１項目めは、過疎対策について質問します。

（１）人口減少対策についての取り組み内容をお尋ねします。

（２）空き家対策について、空き家の現状と取り組み内容をお尋ねします。

（３）農家戸数の減少と対策内容をお尋ねします。

（４）耕作放棄地の現状と対策内容をお尋ねします。

２項目めは、過疎対策事業について質問します。

（１）過疎対策事業債はどういったものに使えるのかお尋ねします。

（２）干潟地域が過疎地域に指定された理由をお尋ねします。

（３）干潟地域以外でも過疎地域に指定される可能性があるのかお尋ねします。

以上で私の１回目の質問を終わります。答弁は分かりやすくお願いします。

再質問については質問席で伺います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　菅谷道晴議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、１の（１）、それと２の（１）から（３）までをお答えいたします。

まず、１の（１）になります。

人口減少や少子高齢化は深刻な問題として大きく受け止め、総合戦略でも最重要課題として取り組んでいるところです。

そのような中で、令和４年度からストップ少子化大作戦として、移住・定住から結婚、出産、子育てを一連のものとして捉え、様々な事業を一体的、効果的に組み合わせた切れ目ない支援事業を展開しています。例えば、転入者農業チャレンジ支援としまして、本市で農業を始めようとする若者等に対し就農開始から最長で３年間の家賃補助を行うことや、若年層の定住を促進するため、住宅取得奨励金の交付のほか、移住サポートセンターの運営などに取り組んでいます。

続きまして、２の（１）となります。

過疎対策事業債につきましては、過疎地域に指定された地域の持続的発展に資する事業に対し活用することができますが、そのためには、旭市過疎地域持続的発展計画に位置づける必要があります。これまで、実際に過疎債を活用した事業につきましては、市道の新設・改良や維持補修などの道路整備、コミュニティバス等運行事業、家畜防疫対策事業などがあります。

今後の過疎債の活用につきましては、これらの事業以外に、学校再編に伴う学校施設の改修または新築や、スクールバスの導入のほか、長熊釣堀センターの運営管理などを見込んでおります。

続きまして、（２）になります。

令和３年４月１日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条により、旧干潟町の区域が国の定める要件を満たしているため、本市は一部過疎地域に指定されました。一部過疎地域の判定には、旧市町村単位の人口、それと現市町村の財政力に関する要件があります。人口につきましては、平成２年から平成 27 年の 25 年間で 21.0%以上減少することが要件となっており、旧干潟町の人口は 25 年間で 22.67%減少しました。また、財政力指数につきましては、全市の平均である 0.64、それ以下が要件となっており、本市は 0.49 であったことから、過疎地域の指定に至りました。

（３）になります。

旧干潟町の区域が一部過疎に指定されたときの人口要件は、21.0%以上の減少となっておりましたが、現在の規定では 23%以上の減少となり、少し要件が厳しくなっております。人口及び財政力指数の要件が満たされれば、旧干潟町以外の地域が一部過疎として指定される可能性はございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　都市整備課からは、１の（２）空き家の現状と取り組み内容についてお答えいたします。

市内の空き家の現状ですが、本年度行っている空家等実態調査、まだこちらの結果が出ておりませんので、平成30年に行った実態調査の結果でご回答いたします。

市内の空き家等は、全体で1,129件、そのうち特に周辺へ悪影響を及ぼす可能性が高い特定空家候補、こちらは106件、再利用が可能と考えられる建物は129件でございました。

空き家への取り組みにつきましては、令和４年度に策定した旭市空家等対策計画による適切な管理の促進、空家等および空家等の跡地の活用の促進、特定空家等に対する措置、この三つの基本方針に基づきまして、空き家の改修、除却の補助事業や苦情・相談への対応を行っております。

また、本年度からは空家・空地バンク制度を開始しています。10 月末現在でございますが、物件の登録は空き家２件、空き地が２件の４件、利用者の登録は、市内の方が６件、市外の方が２件の合計８件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課からは、農家戸数の減少と対策内容を伺うというところの回答をしたいと思います。

農家戸数の減少状況につきましては、農林業センサスによる販売農家戸数でお答えいたします。

2010年が2,519戸、2015年が2,185戸、2020年が1,847戸となっております。10年間で約27%減少しているという状況です。

対策としましては、担い手への支援を充実するほか、農業委員会や県、ＪＡなどと連携し、個々の状況などを踏まえた総合的な技術指導、農地の利用調整などの支援、指導を一元的に行うワンストップ支援窓口を運営し、新規農業者の相談に対応しております。

各種補助制度につきましては、新規就農総合支援事業の一つとして、就農して間もないおおむね50歳未満の青年農業者に対し、定着を図ることを目的に、年間最大150万円を最長３年目まで支援する経営開始資金や、もう一つとして、就農後の経営発展のため、機械や施設の導入資金について、補助率４分の３以内、上限750万円を支援する経営発展支援事業、もう一

つは、先ほど企画政策課長からも答弁あったと思うんですが、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者の家賃について、月５万円を上限に最長３年間補助する転入者農業チャレンジ支援金などのメニューを用意し支援しております。また、首都圏で開催される新規就農者向けのイベントなどに出展し、旭市のＰＲや、新規就農希望者向けのパンフレットを活用した就農相談を行っています。

さらに、今年度は、実際に旭市で農業体験をしてみたい人が、受入れ農家の元で農業体験を行う企画も予定しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和）　農業委員会からは、１の（４）耕作放棄地の現状と対策内容についてお答えいたします。

農業委員会では毎年農地パトロールを実施し、遊休農地の状況を確認しております。令和４年度末においては72.1ヘクタールの面積を把握しています。

主な遊休農地の発生防止・解消対策といたしましては、耕作できなくなる前に農地中間管理事業を活用した貸付け、多面的機能支払交付金を活用した保全管理、耕作放棄地再生事業補助金を活用した遊休農地の再生利用がございます。

また、飼料用作物や緑肥などの作物を栽培し、農地の継続的な有効利用を図る粗放利用などの取り組みも遊休農地の発生防止・解消につながっているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、２時まで休憩いたします。

休憩　午後　１時４５分

再開　午後　２時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、菅谷道晴議員の一般質問を行います。

菅谷道晴議員。

○３番（菅谷道晴）　１項目めの過疎対策について、ご回答ありがとうございます。

質問ではありませんが、（２）の空き家対策、それと（４）の耕作放棄地の対策の活用方法

として、常世田議員も有機農業を行っていますが、都会から定年後、有機農業をやりたい方に、耕作放棄地、空き家を利用して移住していただくことによって、私は人口増加につながると考えますので、ぜひ前向きなご検討をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、２項目めの（１）について再質問させていただきます。

過疎債は何年まで利用することができるか。また、過疎化指定によって、商工業に関して干潟地域への施策は何かあるかお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　菅谷道晴議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、過疎債がいつまで活用できるかにお答えいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これが令和３年４月１日に施行されました。施行から 10 年間の期限となりますので、令和 13 年３月 31 日までとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、商工観光課のほうから、商工業に関しましての干潟地域で何か施策はというご質問でございました。

本市におきまして、企業誘致及び雇用の促進に関する条例ということで、奨励措置のほうを設けております。市全体におきましては、１年間の設備投資、施設投資に要した費用が、新設の場合は 5,000 万円以上、また増設の場合は 3,000 万円以上の場合、５年間、固定資産税を免除するという奨励措置がございます。

干潟地域が過疎に指定されたことによりまして、干潟地域のみの適用となる支援措置というのも用意しまして、そちらのほうが行われているところです。それにつきましては、対象につきましては、若干、市の全体のほうの奨励措置とは対象の業種が多少絞られるんですが、製造業であるとか、あと農水産物の販売業等、あと旅館業を含む事業者ということで、こちらの場合、資本金によって多少投資額が分かれるんですけれども、資本金が 5,000 万円以下で、投資額が 500 万円以上であれば固定資産税の免除ということで、３年間これが免除されるという干潟地域独自の奨励措置というのもございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　菅谷道晴議員。

○３番（菅谷道晴）　明確な答弁ありがとうございます。分かりました。

３割負担の過疎債を利用することにより、市の財政負担の軽減につながると考えますので、ぜひ学校・道路の改修、また萬歳公園の整備、農業・商工業の発展につなげていただきたい

と思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　菅谷道晴議員の一般質問を終わります。

菅谷道晴議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○議長（木内欽市）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇願います。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　皆様、こんにちは。議席番号６番、﨑山華英です。

今年最後の定例会となりました令和５年第４回定例会におきまして、一般質問を始めます。

今回も、子育て支援の充実について、学校教育指導の指針について、そして市民に開かれた行政運営の推進について、項目を大きく三つに分けて質問をいたします。

項目１、子育て支援の充実について、（１）病児保育事業についてです。

前回、９月議会会期中におきまして、所属する文教福祉常任委員会での委員会視察で、匝瑳市にある病児保育施設 FLOWER CHILDREN さんにお邪魔し、理事長から現在の運営状況についてお話を聞く機会をいただきました。かねてより病児保育の必要性、充実について訴えているところですが、視察を終えて必要性を改めて強く感じましたので、今回も再び質問をさせていただきます。

まず、市内の病後児保育施設２か所の、令和３年から今年の、分かっている範囲までの直近３年間の実績を伺います。

続いて（２）です。未就園児の家庭、保護者へ向けた保育園等の情報について。

本市公式ホームページでの公開状況の進捗と、公立保育所と保護者間の連絡アプリの導入について伺います。今年３月の一般質問で、入園検討時の保育園情報を分かりやすくホームページに掲載するよう要望させていただきましたが、現在どのような状況なのか、進捗を伺います。

（３）第２期旭市子ども・子育て支援計画と、次期３期計画の策定に向けての取り組みについて伺います。

全体の達成見込みについては、項目が多岐にわたるため、その中でも特に進捗が気になっているファミリー・サポート・センター事業について伺います。このファミリー・サポート・センター事業ですが、令和６年開始予定として本計画に上がっているところと思います。今

年度の検討状況、そして計画どおりに来年度実施ができるのか、予定を伺います。

続いて、大きな項目の二つ目、学校教育指導の指針について、教員の働き方改革と校則について質問いたします。

私は現在、全国超党派の地方議員で構成された校則と児童生徒指導を考える地方議員連盟に、ボードメンバーとして所属しております。去る今年の 10 月に、当議連の視察勉強会として、流山市立おおぐろの森中学校へ行ってまいりました。校則議連については、子どもの人権を守り、全国の学校に存在するブラック校則をなくすということが一つの目標として活動しているところですが、議連の詳細については議連公式ホームページがありますので、ご興味がある方は「校則議連」と検索いただけたらと思います。共に活動いただける地方議員の仲間も募集中です。

さて、視察で伺ったおおぐろの森中学校の大きな特徴としては、まず校則がないこと、そして夏休み・冬休みの宿題がない、電子黒板を活用した、チョークをほとんど使わない授業ということが大きな特徴でありました。ＩＣＴ技術を存分に活用し、生徒自ら主体的に活動方法を考え、工夫を凝らして学校生活を送る生徒たちの姿を見て、大変感動いたしました。

それらが成立している背景に、抜本的な教育の意識改革、そして積極的な教員の働き方改革なしでは実現できないということも理解できました。児童・生徒の主体性を上げ、やらされるのではなく、子どもたちの自らやりたい気持ちを育むためには、教員がじっくりと生徒一人ひとりに向き合う時間をつくり出すことが必要です。

そこで、（１）教職員の働き方改革について。

過去にほかの議員から質問が上がった際も、既に答弁いただいていることもありますが、特に教員一人ひとりが今行っている業務の短縮化もしくは廃止など、業務時間の削減についてを中心に、例えば文部科学省に働き方改革の事例集や取り組みのチェックシートがありますが、それらを活用するなどして実際行っていることなどがあるのか伺います。

続いて、（２）校則の公開や見直しについて取り組み状況を伺います。

以前、ちょうど１年前の令和４年 12 月議会において、校則のホームページ公開、学校のホームページで校則の公開について質問をしましたが、その後、校長会などで協議したのか、対応について何か決定したことはあるのか伺います。

最後に、大きな項目三つ目です。市民に開かれた行政運営の推進について。

日頃、住民の方々より、道路の不具合や公共施設の不備、破損については、議員である私のほうにもご連絡やご相談をいただく機会があります。しかしながら、大抵は破損等に気づい

てもどこかに連絡するまでには至らなかったり、どこに連絡を入れたらいいか分からなかったり、連絡しようとしても、気づいた日が休日や夜間であったりということが多く、思うように道路や公共施設の困りや気づきが行政へ反映されていないように感じます。住民一人ひとりが、誰でも簡単に市に対して連絡や通報できるように、仕組みを整えていくことが必要と考えているところです。

そこで、（1）現在、夜間や休日に市へ連絡する手段、どういうものがあるのかお尋ねいたします。

以上、初回の質問とします。

再質問は質問席にて行います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　それでは、項目１、子育て支援の充実について、私のほうから、（1）から（3）についてご回答させていただきます。

まず、（1）病後児保育の直近、令和３年度から５年度の実績についてというご質問でございます。

本市におきましては、海上保育所とひがた保育園で病後児保育を実施しております。

海上保育所からお答えいたします。令和３年度の登録者は 18 人で、延べ利用者は 14 人です。令和４年度の登録者は 13 人で、延べ利用者は８人です。令和５年度 10 月末の登録者は 22 人で、延べ利用者は 13 人です。

次に、ひがた保育園についてお答えします。令和３年度の登録者は 12 人で、延べ利用者は３人です。令和４年度の登録者は 13 人で、延べ利用者は３人です。令和５年度 10 月末の登録者は 25 人で、延べ利用者は２人でございました。

次に、（2）の、以前ご質問いただきました入園時の情報を分かりやすくということで、その進捗状況というご質問でございます。

令和６年度保育所等利用のご案内の中で、保護者に見やすく、分かりやすい表現に改善をいたしまして、旭市内の教育・保育施設一覧をホームページに掲載しております。今後も精査いたしまして、より分かりやすい内容にしてまいります。

次に、（3）でございます。ファミリー・サポート・センター、令和５年度の検討状況、令和６年には実施されるのかというご質問だったかと思います。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、第２期子ども・子育て支援事業計画

におきまして令和６年度を事業開始目標としており、今年度は７月、８月に県内４市を視察してまいりました。これを踏まえまして、令和６年度の新規事業として実施を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２の学校教育指導の指針についてお答えいたします。

まず、（１）の働き方改革の取り組み状況についてですが、教員の働き方改革を進めるため、各学校では、学校行事の在り方や実施方法などを見直しながら、教職員一人ひとりの勤務時間を削減するため個別面談を行うなど、知恵を出し合いながら進めているところです。文部科学省は、学校の業務改善を推進するための視点として、学校の教師が担う業務に係る３分類を示し、一つは基本的には学校以外が担うべき業務、二つ目が学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、三つ目が教師の業務だが負担軽減が可能な業務、この三つに分類し、業務の適正化を図り、教師の負担軽減を求めております。

本市としましては、特にこの三つ目の教師の業務だが負担軽減が可能な業務に着目をし、ＩＣＴを活用した校務システムの運用により、以前は全て手書きで行っていた出席簿、通知表、指導要録などの作成の電算処理化を行うことで、勤務時間の削減につなげております。

また、文部科学省の働き方改革チェックシート、これは文科省のホームページのほうで全国の学校における働き方改革事例集を表示しておりますが、これを印刷したものを、文科省から来たものを各学校に配付して、チェックシートと併せてさらなる活用について働きかけをしているところでございます。

続きまして、（２）の校則の公開や見直しについてでございますが、今年度各校では生徒総会等による声を反映させて、学校評価アンケートによる保護者の意見を参考にするなど、校則の見直しを進めております。議員からご質問のあった学校のホームページへの掲載につきましては、市の校長会及び市内の各学校と協議をしており、本年度中に公開できるように準備を進めているところです。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、総務課からは、大きな項目の３、市民に開かれた行政運営の推進についてということで、夜間や休日に市役所に連絡する手段はどのようなものがある

かとの質問にお答えいたします。

夜間、休日の市役所への連絡手段としては、代表電話 62-1212 となりますが、こちらとホームページ上からの電子メールの二通りがございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。順番に再質問をさせていただきます。

まず大きな項目１、病後児保育の実績について伺いました。令和３年度、令和４年度よりも、令和５年度はかなり登録者数は増えたような印象なんですけれども、やっぱり使いづらいというのが多分あると思って利用者数がすごく少ないですよね。なので、そのあたりがちょっとやっぱり課題かなと感じました。

ひがた保育園は、今年４月に完全民営化し運営が始まりましたが、病後児保育についても引き続きの設置、受入れをしていただいているところと思います。受入れ条件なんですけれども、これまでの公立保育所だった頃と比べて変わりがあるのか、再質問として伺います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　ひがた保育園につきましては、民営化されても病後児対応型ということで実施をしておりまして、病気の回復期である児童を保育することに変わりはありません。また、受入れ要件につきましても変更はございません。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。

次に、もう１か所の病後児保育施設である海上保育所についても伺います。海上保育所は令和２年に改築を行っている関係で、平成 31 年３月議会の議案質疑の場で明智前市長からは、海上保育所は滝郷診療所との連携を図りながら、病児保育という特徴を持った保育所にするために、今回改修に踏み切ったといった発言が見られました。この滝郷診療所との連携というのが、具体的にどういった内容を示しているものなのか、実際にその連携というものができているのかお尋ねをいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　滝郷診療所との連携につきましては、病後児保育を利用してい

る児童の体調の変化により緊急対応等が必要な場合に、医療機関としてサポートをしていただくことになっております。病後児保育は令和２年度から開始しておりますけれども、緊急対応等が必要な状況はこれまで発生しておりません。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　万が一の医療サポート機関ということで、滝郷診療所が連携ということで協力をしていただいているということで、分かりました。

ただ、この滝郷診療所なんですけれども、一応診療可能の年齢というのが１歳からになっているんですよね。海上保育所の病後児保育は、恐らく１歳未満のお子さんも利用可能と思いますので、全てのお子さんに対してカバーができていない病院ということで、どうなのかなというところでちょっと疑問に思いました。

滝郷診療所に診察に行って、診断書をもらえれば病児保育に預けられるのかといったらそうではなくて、いつものかかりつけ医の医療機関のほうが必要ということで、中田小児科だったりとか、ほかのいつも行っている小児科のほうに行くという方が多いと思うんですけれども、預けられるか預けられないか分からない状態で、もうほとんど治りかけ、回復期といったらもうほとんど治りかけの状態なんですよね。その中でわざわざ診断書を、小児科で大変な時間を待って診断書をもらって病後児保育に預けるよりか、いつも行っている保育所に、「治りました」と無理をしてでも預けてしまうというのが、今現実たくさんのケースなんだと思っています。それが、実際のこの今の、過去の令和３年度からの数字に現れているのではないかなと思っています。

そういった中で病後児保育、回復するまではしっかりと家で見るか、どうしても仕事を調節できないんだったら病後児保育に預けようというふうに思ってもらえるように、今ある病後児保育の環境、施設の充実も大切ではないかなと考えているところです。

冒頭挙げた FLOWER CHILDREN の病後児保育を視察させていただいたときに、子どもたちにとって本当に居心地のいい空間というのがつくられていて、お子さんが元気になっても、また明日も行きたいと思えるぐらいの環境になっているなというのを感じました。それによって保護者も、ここだったら預けてみようというふうに思えるところだなというのを感じました。

今後、本市の病後児保育室の空間を、もっと楽しい空間とか安心できるような空間に充実させる考えはあるのか。ひがた保育園については以前、ちょっと答弁を見返した感じですと、病児保育充実のために医務室の改修計画があるということだったんですけれども、海上保育

所についてはどうでしょうか。また、何より病中児保育がないということが一番の課題だと私は思っていますので、先日子育て支援課のほうでも、FLOWER CHILDREN へ視察に行っていただいたということで、ありがとうございました。今後の病中児保育についての展望についてもお聞かせください。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　病後児保育では、専用の保育スペースで、児童の体調に配慮しながら、たくさんのおもちゃ等で楽しく遊べるように工夫はしております。また、先ほどご質問ありました改修のほうですが、まだ海上保育所は新しいということもあり、専用スペースもございますので、改修の予定はございません。

次に、病児対応型の関係でございますが、発熱等の病気中である児童を保育する病児対応型、こちらは実施に向けて協議を現在しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。ぜひぜひ前向きに進めていっていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

続いて、２の保育情報について、再質問を移りたいと思います。

ウェブ上に、令和６年度の入園情報から新しくリニューアルしていただいたということで、内容を確かに改良が確認できました。ありがとうございます。

今のところ、ちょっとＰＤＦをわざわざ開いて進んでいかないと、その変化にはちょっと気づかないところなので、今後はＰＤＦをわざわざ開かなくても、今あるこのウェブページ上の保育園の一覧でまとまってすぐ見られるようになると、よりよくなるなと思っているところです。よろしくお願いします。

さて、再質問になりますが、保育情報の関連で、未就園児のママの声を基に質問させてください。

現在、主にハニカムなどの子育て支援施設には、市内の保育園や幼稚園等で行っている未就園児向けのイベントや教室の情報が、お便りですとか紙ベースで集まっているそうです。それをまとめて、ハニカムの職員の方がハニカムの室内の掲示板に貼ってくださっているそうです。ただ、結局のところ、そういった子育て支援施設、ハニカムだったらハニカムに行かないとそういった情報になかなかたどり着くことができない。子どもをさらに連れていたり

すると、いろんなところに行っちゃったりとか泣いていたりとかして、それらをゆっくり実際見ることができないということなんですね。

もし、それらの情報がウェブページにＰＤＦ等でまとまっているとすごく助かる。自宅での空き時間にゆっくり見ることができるんだということなんですけれども、また、そのほかにもハニカムに行ったことがない方とか、なかなか外に出るきっかけがなくて家にこもりがちなママにとっても、自宅近くの幼稚園だったり保育園なら行ってみようかなとか、そういうお子さんと一緒に出かけるきっかけになるのではないかなと思っています。

そこで、市内の保育園や幼稚園等から、定期的にハニカムに集約されるお便り等を、子育て支援課のホームページ上にまとめて閲覧できるようにできないか伺います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子育て支援センターハニカムの施設内に掲示しております各園の情報につきましては、これは定期的ではございません。相手方からの掲示依頼に基づいているところでございます。あくまでも、ハニカムに遊びに来る保護者に向けた掲示として認識しておりますので、市ホームページにそれらを掲載する予定は現在ございません。

また、市内各園の情報につきまして、それらが各園のホームページ上に載っているとするならば、そちらをリンクできるように各園と協議をいたしまして、保護者の皆様がより情報を受け取りやすくなるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。やっぱり定期的ではないということだったので、その都度都度ＰＤＦにしたりとか、職員の負担もかなり大きいのかなという気づきがありましたので、保育園情報を一覧でリンクづけして、すぐ保育園とか幼稚園の公式ホームページに飛んでいけるような、そういった工夫を今後していただけたらいいのかなと思いました。ありがとうございます。

では、再々質問ですけれども、次に、未就園児のほうではなくて、既に就園されている保護者の方と、公立保育所との情報連絡ツールのほうで質問をさせてください。公立保育所の連絡アプリの導入についてです。

保育所と保護者間の連絡、これは保護者の利便性もそうですが、何より職員の業務負担軽減の意味が大きいと考えているところで、以前の質問の際にも申し上げているところではあり

ますが、現状、公立保育所では職員の口頭での連絡に頼っている部分が大きく、二度手間や伝え漏れ等のおそれがある状態です。公立保育所での連絡アプリを導入する予定や検討状況を伺いたいと思います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　公立保育所の連絡アプリにつきましては様々な種類がございまして、今年度から保育所長会議におきまして、複数のシステム業者から機能紹介等の説明を受けております。今後も、保育士の意見を聞きながら、また保護者にとっても利用しやすいものになるよう協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　具体的に検討していただいているようで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、（３）の子ども・子育て支援計画のほうに再質問を移らせていただきます。

今、１回目の質問でファミサポの進捗状況を聞かせていただいて、今年度は視察等をしていただいて検討が進んでいるということで、また窓口をどこに置くのかだったりとか、あとボランティア提供会員の確保など様々ご苦労があると思うんですけれども、またそれについてはおいおい質問させていただきたいと思います。もし始まった際には、私もボランティア会員と利用会員両方の会員になりたいと考えていますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

再質問、第２期子ども・子育て支援計画が令和６年度で終了となりますが、終了後は評価について一般公表する予定があるのか伺いたいと思います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　第２期子ども・子育て支援事業計画は、議員おっしゃるとおり令和６年度が計画期間の最終年度となりますので、令和７年度に事業ごとの評価を実施いたしまして、結果を子ども・子育て会議にて報告、審議をいただきまして、市ホームページのほうに公開をしてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（﨑山華英）　では、再々質問です。次期第３期計画策定に向けて、子育て世代へのニーズ調査が今年度行われる予定と思いますが、それはいつ行う予定なのかということと、前回、恐らく４年前にたしかやったと思うんですが、それを前回のときと比較して、内容だったりとか、回答方法が何か変わりがあるのか教えてください。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　第３期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査につきましては、12 月中旬に実施をいたします。第２期計画で調査いたしましたアンケートは、該当する番号にマルを付す方法でございましたが、集計の簡略化のため、該当箇所にチェックをつけていただくようなものになっております。

内容につきましては、国から発出されております子ども・子育て支援法に基づく基本指針や手引により作成をしているところでございます。また、以前国が実施いたしました子供の生活状況調査より、抜粋した設問を市独自として今回追加をしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。チェック方式で、前回よりも回答がしやすい方式になったのかなと思います。ちょっとネットでの回答ができないということだったので、できたら来期のニーズ調査についてはネットでの回答もできるようにしていただけると、今、ポストに郵便物を入れるということが若い方だと少なくなってきてしまっているので、ネットでの調査もできるようにしたらいいかなと思っています。

では最後に、このアンケートの集計結果はどのように取りまとめるのか、実施事業について誰が考察するのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　調査結果につきましては、調査業務の委託業者が集計をいたしましてデータ分析をし、報告書の素案を取りまとめいたします。担当課にて確認をいたしまして、その後に子ども・子育て会議に諮りまして、報告書を作成してまいります。

また、調査結果から得た市民の子育てに関する生活実態や、教育・保育、子育て支援に関するニーズ及び国から示されている支援事業等を踏まえまして、第３期子ども・子育て支援事業計画（案）、こちらを策定いたしまして子ども・子育て会議に諮るとともに、パブリック

コメントを実施いたしまして、子育て関連施策の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。ありがとうございます。

前回の４年前と比べても、市内の子育て環境もだいぶ変わってきたように感じます。

今、独自に私のほうで、期間限定で子育てに関する声を聞くアンケートをネットで行っているんですけれども、今日までに 70 件以上の市内の子育て中の方からお声が届いています。よくあるお声で多いのが、気軽に受診できる小児科の先生が少なくて困るといったことだったりとか、雨の日も遊べる場として「おひさまテラス」ができたとはいうが、月齢・年齢によって分かれていないから、時々遊ぶ上で危険を感じているということだったりとか、やっぱり児童館のような場所が欲しいんだという声も多く届いています。

今回の意識調査が４年前に聞き取った声と比べてどのように変化するのか、もし変わらなかったり悪化しているようであれば、子育て支援についてはきちんと声を反映できていないということになりますので、大変重要な調査になると思います。また、今回のアンケートで出た結果については、安易に数字だけを見るのではなくて、回答された方の深い心情もぜひ感じ取った上での今後の政策に生かしてほしいと思います。よろしくお願いします。

では、続いて大きな項目２のほうで再質問に移りたいと思います。

１回目の質問、教員の働き方改革の取り組みについて伺いました。

視察に行ったおおぐろの森中の例を挙げるとするならば、部活の朝練習の廃止だとか、通知表の所見を前期末ではなく年度末だけにするとか、学校だより等の配布物の印刷廃止、また校則の撤廃も業務改善の取り組みの一つとして捉えておりました。

１回目の質問で、ＩＣＴの導入についてご答弁いただいたところなんですけれども、今現在、学校ごとに保護者との連絡アプリとしてｔｅｔｏｒｕ（テトル）を活用していると思うんですが、やっぱり学校ごとにその活用方法が違うということが気になっています。例えば、アプリと紙の両方でお知らせが来たりだとか、学校行事の出欠で返事が必要なものも、今アプリではなくて基本は紙で、私の子どもが行っている学校はそうなんですけれども、これもできたらマイクロソフトかグーグルのフォームなどで返事ができれば、紙の配布が不要なんじゃないかなとも思っているんですけれども、ほかの学校もちらっとお話を聞いている限り、やっぱり学校ごとにｔｅｔｏｒｕ（テトル）の活用方法が違うなと感じているところで、働き方改革の一環としてアプリの導入、デジタルの導入があるのであれば、実際、業務の効率

化につながっていなければ意味がないと思いますが、各学校、このような保護者との連絡ツールｔｅｔｏｒｕ（テトル）の活用実態を教育委員会のほうで把握をしているんでしょうか。またそれについて助言等を行っているのか、再質問として伺います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　本市では昨年度より、スマートフォンアプリである保護者連絡ツールｔｅｔｏｒｕ（テトル）を運用しており、学校からのお便りを配信するほか、児童・生徒の欠席連絡なども行っております。

議員おっしゃるように、ｔｅｔｏｒｕ（テトル）は市内全小・中学校で運用しておりますが、具体的な運用方法については、各学校の判断により行われているところでございます。教育委員会のほうでも、学校によって、このアプリ配信とともに紙による通知を行っているということは把握しておりますが、通知の内容によっては、保護者のみならず児童・生徒にも知らせたいものもあるというふうに認識しております。

今後の活用方法などにつきまして、このｔｅｔｏｒｕ（テトル）の運用につきまして、教育委員会も一緒にこれまでの実践を基に、よりよい活用を進められるよう今後も考えていきたいと思っております。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。アプリでお便りを確認できることは、本当に便利になったなと思うんですけれども、一方で、その導入によって、かえって教員の皆さんの負担が増してしまうということがあっては働き方改革と逆行してしまうなと思いましたので、質問させていただきました。

ちょっと質問の方向性を変えて、再々質問なんですけれども、働き方改革実行委員会というものがあると思うんですが、その実行委員会の構成メンバーと具体的な活動内容について伺いたいと思います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　働き方改革実行委員会は、旭市教育委員会から働き方改革実行委員として委嘱された２名の校長と、学校教育指導室の３名で構成しており、要望事項等について教育委員会の三つの課長等と意見交換会を行っております。

本年度は学校施設や設備の管理に関することのほか、ＩＣＴ環境のさらなる改善、旭市教育

委員会主催行事の見直し、市から各学校に募集依頼されている作文・ポスターの審査業務、教諭補助員等の増員などについて意見交換を行っているところでございます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。ありがとうございます。

４回目の質問に入るんですけれども、前定例会の閉会後、全員協議会において議員への報告がありました、令和４年度教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書ですが、こちらは、同じく教育委員会で作成する学校教育指導の指針に基づいて指標を定めて評価している形式になっていると、私のほうでは見受けられました。

その二つを照らし合わせて見た場合に、指標のほうの最後に載ってくる「信頼される教職員を目指して」という項目があるんですけれども、これは教員の働き方改革を推進するといった指針も含まれているのですが、この項目だけについては丸ごと、この評価報告書には指標や評価が載っていないということに気づきました。

この「信頼される教職員を目指して」、働き方改革についても点検・評価報告書に評価を載せていけるように評価指標を定めていく必要があると考えるんですけれども、今後そこの評価報告書のほうに、働き方改革についての評価なども取り入れていく予定があるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価、こちらにつきましては、教育に関する大綱や総合戦略に基づいて、教育委員会全体のものについて掲載しているものですので、こちらのほうには教職員の働き方改革については掲載しておりません。ただし、市の学校教育指導の指針のほうでは教育に関する大綱プラスアルファ、教員の働き方改革についての取り組みを掲載しているところでございます。

指標ということでございますが、千葉県の学校における働き方改革推進プランでは、教師が子どもと向き合う時間の確保と勤務時間の意識の数値目標を示しておりまして、本市ではこれを基に、子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合を 70%以上、勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合を 80%以上、こちらを数値目標として指標として掲げております。

また、県では１か月当たりの時間外在校等時間を 45 時間以内、１年間当たり 360 時間以内と示しております。本市においても、その勤務時間が指標を超えないように、学校現場と共

通認識を持って、長時間勤務となっている職員に対しましては個別相談を実施しながら、業務改善に向けて管理職が指導・助言を行っているところでございます。学校における働き方改革につきましては、子どもと向き合う時間の確保、こちらを第一に考えながら、学校現場と共に進めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　様々やっていることを教えていただきまして、ありがとうございます。ぜひ、これについてはもうちょっと具体的に、どれぐらい削減できたのかという、見える化していただきたいというのは、先ほど質問しました働き方改革実行委員会等で、個別でもいいので、旭市独自にこれぐらい削減できましたよという評価が実施できたらいいんじゃないかなと思っています。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

続いて、（２）の校則について再質問いたします。

校則の学校でのホームページの公開について、今年度中の公開を予定しているということで、一歩前進したのかなという印象を持ちます。ありがとうございます。

校則について、今ある学校はもう既に校則がある状態と思うんですけれども、今後学校再編があった場合に、統合する新設校については全く校則が真っさらな状態で始まると思います。統合校の校則についてはいつどのように決めるのか、もし決まっていることがあれば教えてください。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　校則につきましては、学校が教育目的を実現していく過程において、児童・生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律として定められるものであり、制定する権限は学校運営の責任者である校長にあります。

新しい統合中学校の校則も同様ではありますが、統合に向けてご尽力いただく保護者代表、地域住民代表、学校教育関係者などで構成される準備委員会の方々の考えや思いを参考にするとともに、生徒たちの主体的なご意見も取り入れながら、決定してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。生徒たちの主体的な意見を取り入れるということで、ご回答いただけてよかったと思います。なるべく多くの方のご意見を聞きながら、みんなで校則をつくっていただけたらと思います。

校則については、以前、生徒指導提要の改定をきっかけに、生徒主体で行う校則の見直し、校則の公開について質問させていただいたところですが、冒頭挙げた流山市立おおぐろの森中学校の取り組みについては、校則がないという想定をはるかに超えた取り組みだったのと同時に、社会科の授業では、生徒自身で選挙ポスターと選挙公約、思い思いのオリジナルの政党をつくってみたりと、模擬選挙を本格的に行っていたり、自分たちのことは自分たちで決めるといった民主主義を楽しく学ぶ姿がありました。

また授業では、タブレットを使用していない授業というのは体育の授業くらいで、ほとんどの授業でタブレットを出している姿があり、先生方も電子黒板を使用しているので、一度書いた授業の黒板は、何度も再生することで繰り返し同じ授業で書く必要がないという、まさにこうあってほしい学校教育の姿を見せていただいた思いです。

旭市では、学校再編で統合中学校が今後新設される計画ですが、例えば北統合中学校については、想像するに、これまで旭二中が学区であった地区のご家庭にとっては、自分や上のお子さんが通っていた中学とは違う就学先になってしまうということに、大変抵抗感を持つご家庭もあるのではないかなと思います。統合中が開校する際に、旭二中のほうに学区外就学したいよというご家庭もたくさん出てきてしまうのではないかと、ちょっと心配しているところなんですけれども、新しい統合中ができるというところである程度、新しい校舎ということであれば、生徒の確保が見込まれるとは思いますが、ただでさえ今後干潟地区の子どもの数が減少しているということであるならば、ある程度この特色のある中学校をつくるということは大きな効果につながることと思いますので、先ほど菅谷議員の質問でもありましたけれども、過疎債を使っての学校の校舎の整備をする上で、おおぐろの森中学校のような取り組みを全く同じようにしろというわけではないんですけれども、少しでも参考にして取り入れていただけたらなと思いました。教育総務課の皆さんにもぜひ、おおぐろの森中学校へ視察に行ってほしいなと思いました。

私の考えとして、別に学校の校則がなかったり緩ければよいと言っているわけではないんですけれども、なぜこういった校則についてを質問しているのかというと、本国の子どもの精神的幸福度がＯＥＣＤ加盟国 38 か国中 37 位というランキングと、令和４年度児童・生徒の自殺者数が 514 人という、統計開始以来過去最多、不登校児童数についても過去最多となっている、本当に大きな問題です。

それを受けて、このたび生徒指導提要は、させる指導から支える指導へと大きく変わりました。これまでの当たり前にあった教育の考えではいけませんよという国の方針が出ているの

ですから、それらをしっかりと向後教育長には念頭に入れていただいて、旭市の教育を引っ張っていただきたいと思っております。

前回定例会時に所信表明いただいたところではございますが、改めて、子どもたちの教育についてを重点に置いた教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、午後３時まで休憩いたします。

休憩　午後　２時４９分

再開　午後　３時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、﨑山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明）　生徒指導に新しい考えを取り入れていく考えはあるかとのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど﨑山議員からもありましたように、文部科学省が作成する生徒指導に関する国が示す基本書として、生徒指導提要が令和４年 12 月、12 年ぶりに改訂され、させる指導から支える指導への転換が示されております。

９月の定例議会の際に、所信としてこのような言葉を述べさせていただきました。旭市の未来を担う子どもたちに、学校教育を核として、それぞれの持つ無限の可能性を最大限引き出しながら、知・徳・体、バランスの取れた生きる力を育むため、私が一番強くここで言いたかったことが、可能性を最大限に引き出すということです。先ほどありましたさせる指導から支える指導、このさせる指導では、最大限に引き出すことはできません。支える指導とは、自身に内在しているよさや可能性に児童・生徒自らが気づき、自発的、主体的に成長、発達する過程を教職員が支える意図で行う働きかけのことでございます。

これまでも学校現場では、学習指導はもとより全ての教育活動において、児童・生徒の成果や発達を促したり支えたりする働きかけを行ってまいりましたが、それが意図的であったか、計画的に行っていたかというと、疑問も若干残っております。

社会の変化とともに、学校教育は常に新しい考えを取り入れることが重要であり、生徒指導も同様です。支える指導を学校と共有し、児童・生徒が自発的かつ主体的に成長できる生徒

指導をぜひ推進してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　教育長、ありがとうございました。熱い思いを聞かせていただきまして、本当にありがたい気持ちです。ぜひ現場への共通認識として反映できるように、お願いしたいと思います。

それでは続きまして、最後、市民に開かれた行政運営の推進について再質問を行っていきます。

２回目の質問なんですけれども、電話と申込フォームが夜間と休日の連絡方法で、今あるということだったんですけれども、申込フォームでの年間問合せが何件あるか、もし分かれば教えていただきたいのと、送信者から返信希望とあった場合に、何日以内にお返事をいただけるかの目安というのはつくっているのか。すみません、急に入れてしまったので、もし分かる範囲で答えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えします。

まず、お問合せフォームへの問合せ件数ですが、すみません、今数字を持ち合わせておりません。それで、返信要望があった場合には、おおむね２週間ということで運営しております。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　突然の質問で、ありがとうございました。

再々質問になります。現在、旭市公式ＬＩＮＥでは、基本的に市からの情報が一方通行に配信される形式だと思うんですけれども、現在の公式ＬＩＮＥの登録人数と登録年代割合を伺います。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　それでは、秘書広報課から、市の公式ＬＩＮＥに登録している方の人数等についてご回答いたします。

市の公式ＬＩＮＥに登録している人の人数は、11月末現在で4,140人となっております。

年代については、ＬＩＮＥ登録をした後に、受信設定のアンケートで誕生年月を回答した方のみ把握が可能となっているため、その範囲で申し上げます。

誕生年月を回答している方は、登録者のうち 1,811 人、43.7％です。年代別の内訳ですが、10 代以下が 38 人、2.1％、20 代が 120 人、6.6％、30 代が 335 人、18.5％、40 代が 468 人、25.8％、50 代が 396 人、21.9％、60 代が 302 人、16.7％、70 代以上が 152 人、8.4％となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。Ｘ、旧ツイッターの登録者数の２倍ぐらいの方が登録していると思うんですが、旭市防災ツイッターの登録者数がたしか 2,000 人ぐらいだったと思いますので、ＬＩＮＥの登録者は 4,140 人ということで、約２倍。市外の登録者の方も含めると、まだまだ少ないのかなと思います。

年代ごとの割合ということで教えていただきましたが、やっぱり働く世代の方のボリュームがすごく多いということが分かりました。

４回目の質問なんですけれども、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、自治体の公式ＬＩＮＥから、道路に関することや、公園、街路樹のことなど、不具合の通報をできる機能を設けている事例も他の自治体で多く見受けられます。写真、位置情報、日時、時間帯を送信することで、ＬＩＮＥだけで通報が完結する仕組み、職員が電話で応対する時間の削減にもつながると考えます。

機能が追加されることで登録するメリットも増えるので登録者数も増えるのではないかなということも考えられるんですけれども、今後、交付金を活用した公式ＬＩＮＥ等のデジタルでの通報機能を導入する考えはあるのか質問させてください。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　それでは、お答えいたします。

市の公式ＬＩＮＥですが、先ほど議員からもありましたように、現在、市からの情報発信を目的として運用しており、市民からの通報を受ける機能は有しておりません。

ＬＩＮＥの場合、現場の写真や位置情報を送信していただくことで、正確な場所が把握できるという利点があることから、他団体では、道路、公園等の損傷や不法投棄の通報など、ＬＩＮＥの利点を生かせる特定の目的に絞った上で活用している事例があります。

通報機能の追加には、まず前段として、どのような内容を受け付けるか、あと、開庁時間外に寄せられた通報をどのように処理するか、適切に対応するための運用方法や体制を検討す

る必要がありますので、他団体の取り組みなどを参考として、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。慎重に検討されている理由の中には、こういった便利な通報機能が導入されることで、市民からの通報や苦情が増えてしまうのではないかとか、職員の仕事が増えてしまうのではないかという心配もあると思うんですけれども、先ほど言ったように、電話で対応する時間の削減にもつながると思いますので、それにプラス、聞き漏れ等もなくて、二度手間などもなくなるのかなと思いますので、前向きなご検討をお願いしたいと思います。

では、以上で私からの一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇　飯　嶋　正　利

○議長（木内欽市）　続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（１４番　飯嶋正利　登壇）

○１４番（飯嶋正利）　14番、飯嶋正利です。

令和５年第４回定例会において一般質問を行います。私は今回、２項目６点、一般質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

１点目、住みよい住環境の確保についてということで、小さい１項目、仁玉川の排水路護岸工事について、今後の工事予定を伺うということで、仁玉川は農業用施設であるとともに、市内の大多数の都市排水という意味もあります。市内の国道沿いの１期工事が終わり、５年がたったということで、２期工事の予定がされていると思いますが、護岸が途中800メートルから１キロにわたって崩壊しております。早期の工事が必要だと思いますが、予定をお聞かせいただきたいと思います。

２点目、今現在、秋田川にも改修工事の事業、補助事業の申請が出ております。これは農業予算として、県、国のほうにも申請が出ております。しかし、仁玉川のほうにはまだこの申請が出ていない。仁玉川については、護岸が崩れているということで、これは緊急性もあると思うんですが、これについてのスタンスの違いというのはどういうことなのかお聞かせい

ただきたいと思います。

３点目、冠水対策について、市内中心部の排水計画はどのようになっているのか。仁玉川は途中の川幅がちょっと狭いところがあります。今後大きな豪雨があった場合に、耐えられるのかなというふうに考えております。それについての改修計画をお聞かせいただければありがたいです。

大きな２点目、旭駅周辺の整備についてということで、旧市民会館跡地の活用方法について、県などとどのような協議が行われたのか、時系列でお聞かせいただきたいと思います。

２点目、旭駅前の広場等について、県の都市計画でこの事業は行われたということになっていますが、市のほうも、たしか都市計画税の充当だとか、少しお金が入っているんではないかなと思っております。そのときの充当率、また起債の残があるのか伺いたいと思います。

３点目、旭駅前の整備について、駅舎や駅前駐車場等の整備を今後するつもりはあるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

再質問は質問席で行います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、項目１番目の住みよい住環境の確保のうち、（１）の仁玉川の関係と（２）の秋田川の護岸工事の関係、お答えさせていただきたいと思います。

まず、（１）の仁玉川の関係ですけれども、下流部分の区間につきましては、千葉県が令和３年度に施設の健全度を判定する機能診断を行い、今後どのように改修を進めるか検討し、機能保全計画を策定しました。下流部は、柵渠護岸とのり面コンクリートの損傷が著しいことから、柵渠をコンクリート矢板に、のり面を張りブロックにそれぞれ更新する計画になっています。

どの部分から改修を進めるかなどの詳細については、来年度以降に事業全体の計画を作成する予定であるため、その中で検討、決定していくことになると思います。

続きまして、（２）の秋田川の関係です。秋田川と仁玉川の進捗の差というところだと思うんですけれども、秋田川につきましては、令和２年度に千葉県が機能診断の実施及び機能保全計画の策定をしたところです。今後は、令和６年度中の事業化を目指し、法手続きを進める予定です。事業採択後、機能保全計画を基に、基礎調査、実施設計を行い、令和７年度に着工するというスケジュールが、海匝農業事務所より示されております。

一方、仁玉川の改修事業につきましては、１年遅れの令和３年度に機能診断及び機能保全計画を策定したところであり、県営事業の申請に向けて、今準備を進めているというところだそうです。

このことから、事業の進捗については、仁玉川、秋田川というのは、順番どおりというか、機能診断の順番どおりということで、両事業とも順調には進んでいるのかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、（３）市内中心部の排水計画について回答いたします。

旭駅周辺の雨水排水は、仁玉川を経由して新川へ流出しております。仁玉川は市を東西に流れる排水路で、その流域は、北は東溜池、南は大利根用水路、東は旧海上中学校、西は新川までの約 1,071 ヘクタールです。台風などの大雨時に実施しているパトロールにおいて、近年の気候変動によって雨量の増加の影響と思われますが、仁玉川の水位はかなり高かったと認識しております。

今後さらに雨量が増加することも想定されますので、様々な排水対策について調査研究が必要になると考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、２の（１）についてお答えいたします。

旧旭市民会館の土地については、千葉県と普通財産の貸付契約を締結し、借用してまいりました。契約では、旭市民会館のために使用するものとすると指定用途され、建物を解体して新たに建物を建築してはならないとする建物の建替禁止条項もあることから、旧旭市民会館を解体撤去後、本年３月 31 日をもって返還したものであります。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、財政課からは、（２）の旭駅前広場等整備事業につきまして、都市計画税の充当額と、残っている起債の額ということでお答えいたします。

まず、都市計画税の総額のうち、旭駅前広場等整備事業に充てられた額につきまして、直近決算の令和４年度の状況で申し上げます。

なお、旭駅前広場等整備事業につきましては平成 26 年度に完了しておりまして、現在は起債の償還のみとなっております。

金額のほうですが、令和４年度の都市計画税の総額が２億 6,140 万 2,000 円でありまして、旭駅前広場等整備事業に係る起債の元利償還額の金額で 506 万 6,000 円に対しまして、都市計画税の充当額は 150 万 6,000 円となっておりまして、都市計画税総額に対する充当割合は 0.83％となっております。

なお、旭駅前広場等整備事業に係る起債の令和５年度末の現在高見込額は 206 万 9,441 円でありまして、令和６年度には償還が終了する予定となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　都市整備課からは、２番の（３）のうち、駅前駐車場の件についてご回答いたします。送迎車のための一時駐車場ということでよろしいですね。

駅前ロータリーは、朝夕送迎時に、送迎の車で非常に混雑している状況でございます。それは担当課としても把握してございます。そのロータリーにつきましては、道路でございますので、本来、車両の通行を円滑にするために、長時間の停車というのは好ましくないことでございますが、送迎の時間が重なることもございまして、現在の状況になっているところでございます。

送迎車のための一時駐車場、こちらの整備の計画はございませんが、現状、ロータリーの中の路面標示がかなり薄くなっておりまして、そのあたりでも交通のルールがちょっと乱れているのかなということもございますので、そちらのほうの補修は検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、旭駅駅舎の整備予定についてお答えいたします。

これまでも、トイレの改修やエレベーターなどの設置につきましてはＪＲが整備をしてきましたが、これらの整備は市が要望して実施されたもので、整備費用に対し市も負担金を支払っております。また、駅東側の駐輪場などは市が整備をしたものです。

そうした中で、今後の駅舎整備についてＪＲへ伺ったところ、現時点では利便性を向上させるような整備予定はないということでありましたが、今後もＪＲを利用する市民の利便性を確保するため、要望活動は続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　ありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

この仁玉川の改修工事、１期工事が国道沿いのずっと護岸が崩れていたところから始まって、当時、明智市長、実は私の先輩議員でもあります島田和雄議員と、これは本当に農業予算でいいのかというふうなことを提言しに行きました。市の開発が全く止まってしまう、国道沿いも止まってしまうよという話をしに行ったとき、当時は震災のまだ復興の直後で、予算的にも非常に厳しいから、農業予算を使いたいんだということで、その当時はいったのかなと。それで１期工事が終わって、今、だいたい５年たって、あともう３年、制限があるのかなというふうに思います。

これからこの２期工事が始まって、２期工事が終わって、同じところにもう８年間、縛りが入ります。国道から中央病院の辺りまで、ほとんどのところの農地が止まってしまいます。これについて本当にこの農業予算でいくのか、それとも市の単費でいくのか。また、市のスタンスとして、今後市の開発という部分もあると思います。農業も大事にしなくてはいけない、農地も大事にしなくてはいけない。その辺のところ、どのようなスタンスで、市のほうが持っていくのかなと。そのスタンスをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　仁玉川、飯嶋議員がおっしゃるとおり、農業予算で整備した河川でございます。

せんだっての１期工事につきましても農業予算でやったんですが、実は昭和 46 年から昭和 51 年にかけて、まず１回目の国営の県営かんがい排水事業というところで行われてきたという、そういった流れもありますので、前回の仁玉川の１期を始めるときには、仁玉川は一つですので、１期、２期と分かれていますけれども、全河川については引き続き農業予算で整備するというところで、その辺は方針がついたんだと思います。

いろいろ飯嶋議員がおっしゃるように、確かに社会経済活動との整合性といいますか、あるのだとは思うんですけれども、基本的には、私、農水産課の立場としては、農業を守るというか、すなわち農地を守っていかなければならないというスタンスもあると思います。

そういった中で、仁玉川の整備につきましては、そういった受益者の方々の農業という部分を守っていかなければならないというところで、必ずしもその部分だけで旭市全体の社会経

済活動を止めるということではないので、それ以外にも旭市は土地がありますので、どちらかてんびんにかけるわけではなくて、そちらはそちら、社会経済活動を行うところは行うところで、それぞれ発展していけばいいかなと考えております。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　農水産課長は農水産課長の立場で、そういった回答がある。また、これは商工観光課長に言わせれば違う意見が出てくるのかもしれない。その都度都度若干若干の立場で、これはもちろん答えが違ってくると思うんですが、また、さっきも言ったように、仁玉川については緊急性もある、若干の水漏れ、漏水も出ている中で、何でもっと早く、緊急性、素早く手当てしないのかなと。

万が一途中で大きな豪雨があった場合、これはちょっと問題になってしまうという面はあると思うんですが、市と改良区と、申請は農業予算だともう改良区ですが、その主導、どちらが主導を取るんだということで、やっぱり若干もめている部分はあったと思うんですよね。でも、これが農業予算でいくということで、もうすっかり収まってしまうんなら、例えば、改良区に、尻をたたいて早めにやってくれよというふうな話もあっていいと思うんですが、その辺についてどうですか、課長。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　仁玉川の下流部の崩落につきましては、要は、最初は１期工事を施工する、その仁玉川の工事を採択するに当たっても、若干認識はされているところで、そのときの緊急度の判断として、上流部が一番やっぱり緊急性が高いと。続いて、今おっしゃっている下流部のほうが２番目で、中流部についてはその後だったということで、そういったところで、１期工事、上流から始めたというところもあるんですけれども、下流部の部分につきましては、その当時の機能診断の中では、土地改良区が施設保全整備をやる中で、何とか延命できるというコメントがついております。

あそこの部分につきましては、その当時からそういう状況が見られたというところで、一応県が整備して、管理につきましては、県から大利根土地改良区が管理委託を受けています。大利根土地改良区は、それぞれの受益者から賦課金を取るなり、市のほうから出ます農業用排水負担金ということで、だいたい1,400万円ぐらいを毎年払っています。それは都度都度の補修工事ということで、かさむのでということで、昔要望があって、市のほうで負担金を払うように、毎年1,400万円ですか。

そういった中で、大利根用水が管理しているところについては、緊急度を判断しながら、恐らくところどころ整備していたと思います。それがないがしろになったというか、いまだになされていないということは、もしかしたら大利根土地改良区が緊急度を誤って判断していたのではないかと考えてしまうところなんですが、そこは市が単独でやるところではないので、管理しているのは大利根ですので、ちょっとそこは粛々と県の事業に沿って今進んでいるところですので、それで進めていければと思います。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　答弁ありがとうございます。その辺改良区とよく呼吸を合わせながら、また、私も間に入ったりすると思うので、お願いしたいなというふうに考えております。

２番目は、その起債の残ということで、さっきお伺いしました。最終年度だということで、起債も来年度で全て終わるということで、充当はもうちょっとその途中はあったんではないかなと思うんですが、その辺の細かいところは結構です。

では、３点目、これたしか第３回の定例会でしたっけ、松木先輩が、この町なかの下水道地域の排水、これについて全戸が例えば下水道につないであれば、水は上から下へというのが流れです。その辺のところ、雨水であれば上から下へ、矢指川のほうにも流すような検討を地元にもお願いしてみるというふうなことを、課長にこの間ちょっと申し上げました。その辺について、例えばそういった計画、大きな計画というのかな、をするつもりはありませんか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　大きな計画は今のところ策定はしていないんですけれども、様々な排水対策ということで、仁玉川以外も視野に入れながら、計画は検討、調査研究していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　よろしくお願いします。

それと、先ほど申し上げましたように、仁玉川の大規模な改修というのは、将来的に予定されることはないんでしょうか。今の川幅で、やはり今のこの豪雨に私は対応できないのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　現況の排水路の改修ですか、農水産課長が答えたとおり、農林事業で改修をするということなので、事業主体の大利根土地改良区ですか、そちらのほうで施工していただけると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　先ほど農業予算でと、農業予算で行えるのは、今回の護岸の部分だと思うんですが、それを大規模に、今既存の部分まで改修する予定はないということでよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　基本的にはストックマネジメント事業ですので、要は流量をアップするとかそういった事業にはならなくて、元どおりといいますか元の機能に戻すということの事業になっていますので、断面を増やすとかというそういう事業ではないということなので、それはこの農業予算的には考えていないということでした、県のほうで。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　分かりました。

それでは、大きな２番目に入っていきたいと思います。

解体したら、もう建物は建てないという答えが一択だということで、これに対しても、県とのやり取りは何もなかったのかな。もう一度聞かせてください。

○議長（木内欽市）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　旧市民会館の跡地につきましては、県から市への跡地の活用についての打診はございませんでした。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　この駅前整備、もう計画としては 30 年も前にあった計画で、現状に沿っているのかといえば、なかなか難しい話があると思います。

ただ、この駅前、皆さん、ここになったときにそこから通勤したり、いろんな面で思い入れのある場所です。今現状として、本当に寂しいような景観になってしまっている。ちょっと言い方は悪いですけれども、立派な住宅地ができたのかなと、そんな感じもします。たしか

電柱を地中化したのは、そんなに前ではなかったなというふうに思っています。

そんな中、今、課長のほうから、その答えしか、一択しかなかったという答えであるので、これはもちろん県の事業になるんだったら、私たちがどうのこうのというようなことを言えるような立場ではありません。

それでもって２番目、この２番目は、この充当額で結構です。

３番目です。さっき都市整備課長が言いましたけれども、今現状としてロータリーがございます。ほとんどが送迎の車、両側に駐車してとまる。そこにバスが突っ込んでいくというような感じになっている。多分警察も、それに対しては目こぼししているんではないかなと思いますが、もちろんその話は分かるんです。その時間帯しかとまっていないよと言われれば、そのとおりなんです。

ただ、やっぱり危険は危険です。これに対して、市として改修するつもりはないのかということを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　ロータリー部分が危険だということでございます。

先ほども申しましたとおり、送迎用の車両が停車することによって、バスも、本数は多くないけれども来ますので、交通が乱れるという状況は、過去に議会でも何回かご質問を受けている事情もございますし、担当課としても把握はしてございます。

抜本的な対策としましては、これをやればというのはちょっとないんですが、整備した当時の区画線、路面標示は、身障者用の場所だったりバスの停車場所であったり、はっきりした標示がございました。ところが、経年の劣化でだいぶ薄くなってしまっておりますので、いま一度そちらをまずもう一度描く。補修して新たに描き直す、そういったことをやってみて、あと送迎用の車両は、ロータリーの中というよりは、南側道路の路肩が広うございますので、そちらのほうで待っていただいて、そこで電車が着いて降りてきたら、そちらに迎えに行くと、そういった使い方をしていただくように、ちょっとずついろいろ周知していきたいなとは考えてございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　ありがとうございます。この駅前の整備、本当にもう一度、駅を中心ににぎわいを戻すというような考えはないのか。例えば今うわさでは、イオンタウンのほうに、

国道からの直近のところに、新しいまちづくりみたいな話も少し出ております。今現状として、駅前、銀座通りから駅前の間、本当に、将来ドーナツの穴のように空いてしまうかもしれない。何もない。

そこで、先ほど言いましたけれども、駅舎を中心に、多分ＪＲが駅舎を改修してくれることはないと思います。市の負担で駅舎を改修して、例えばコンビニから、例えば通勤の方のちょっとした軽食が取れるとか、ちょっとしたコミュニティの場として開発するというところが私は必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。市長、その辺のところ、整備していく気はないですか。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　私も旭駅周辺ににぎわいを取り戻したいと、そういった思いは全く飯嶋議員と同じでございます。

しかしながら、民間の事業者等がみんな引き払ってしまっていて、旭市が市としてどれだけの開発ができるのか。現在、可能性として考えられるのは、周辺に空きビルがございますので、そういったところへの進出に関しましては、市としてもお手伝い、助成ができるのかなと思っております。

皆さんと一緒に知恵を出し合って、また再び旭駅ににぎわいを取り戻していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員。

○１４番（飯嶋正利）　前向きに少しいってくれるということで、大きな話をすれば、北口の道路という話もあの地区には若干ございます。この当市、旭市ですね、東総の中核都市と言われて、自称しております。将来ですね。銚子市、匝瑳市、横芝光町、この旭市、比べて、この旭駅の周辺が東総の中核市の駅にふさわしいか、その辺もやはり十分検討に入れていってはいかがでしょうか。

中心地になるのであれば、やっぱり中心地になるような顔、必ず必要だと思います。その辺のところも含めて、執行部の皆様には、未来ある旭市を築いていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございます。

散会　午後　３時４０分

令和５年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和５年１２月７日（木曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

追加日程第１　議案上程

追加日程第２　提案理由の説明

追加日程第３　議案の補足説明

追加日程第４　議案質疑

追加日程第５　常任委員会議案付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　永　井　孝　佳

○議長（木内欽市）　通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　おはようございます。永井です。よろしくお願いします。

今日はいつもより緊張してしまって、ちょっと余計なことを言ってしまうかもしれないですけれども、そのときは温かいやじで止めてください。よろしくお願いします。

では、本日は、大枠３点、６項目について質問させていただきます。

１番目、有害鳥獣対策について。

ここ数年、イノシシの出没で農作物に被害が発生していると、市民から相談がありました。被害の防止対策として、当市では電気柵の設置補助をしております。市内の農地に電気柵を設置する場合は、資材費の２分の１、10 万円が上限として助成になります。この補助金を使って設置された電気柵はどのぐらいあるかを、まずお伺いしたいと思います。また併せて、被害状況なども分かれば教えてください。

（２）番、有害鳥獣、特にイノシシについてなんですけれども、数が増えているように感じます。あるいは、人間の生活圏に頻繁に現れるようになっていると思うんですけれども、先

日もうちの父が飯岡のメインストリートのほうでイノシシを見たんですね。だから、もうそれこそ戸村議員の近くです。あの辺で見たということで、車とイノシシの交通事故とか、あとは子どもたちと遭遇してしまったりとか、そういう危険もあるので、被害防止対策だけでは根本的な解決にはならないのかなと感じています。

今回は農家の被害を減らすためということで、有害鳥獣を駆除する取り組みについてどのようなものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。

２番目です。学校再編について。

学校再編については各地で説明会が進んで、早い地区ですと地域検討会議が終わったところもあるようです。今定例会に代表者会議の議案が提出されていますけれども、それが可決されればさらに進んでいくと思われます。

その中で、今回の決め方に不満というか、不信感を抱いている方々から意見をいただきました。行政側からは、市が押しつけることはしないとか、関係者の同意を持って進めていきたいと言っているけれども、自分たちの意見が議論のテーブルにのって精査されることがなかったと感じていらっしゃるようです。学校再編までの流れは度々何回も説明をいただいておりますので、今回は細かいところを確認させていただきたいと思います。

学校再編計画策定委員会が 13 回ぐらい開催されたと思うんですけれども、その中で配付された再編計画案はどこでつくられたかを、まずお伺いしたいと思います。

（２）番、学校再編基本方針以外の選択肢はどの段階まで存在するのかを教えていただきたいと思います。例えば干潟地区ですと地域検討会議が、３校が合併して古城小を使うという方針がある程度決まったと思うんですけれども、そのほかに意見として小中一貫校がいいよという意見もありました。どの段階で後戻りができない最終決定になるのかをお伺いしたいと思います。

３点目、ふるさと納税について。

今年の 10 月から返礼品の割合が３割、経費が５割というルールが添加されました。経費は合わせて５割ですね。その３割、５割というのの詳細をお伺いしたいと思います。

（２）番、ふるさと納税の返礼品の上限は 30％と決まっているんですけれども、ポータルサイトを見ると還元率 90％とか、明らかに 30％を超えているような高還元率の返礼品も存在しているんですけれども、この辺について当市のご見解をお伺いしたいと思います。

以上、３項目、６点について、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から、大きな項目１点目の有害鳥獣対策について順にお答えしたいと思います。

市では令和３年度より、アライグマやハクビシン、イノシシなどの野生生物から農作物の被害を防止するための電気柵の設置に対し補助金を交付する有害獣防護柵設置事業を行っております。令和３年度から今年度の 11 月末時点で 34 件の申請があり、41 か所で電気柵を設置しております。

地域別の電気柵設置における事業箇所数になりますが、海上地域は２か所で柵延長は 500 メートル、飯岡地域は 38 か所で柵延長は１万 3,400 メートル、干潟地域は１か所で柵延長は 100 メートル。全体で１万 4,000 メートルになります。キロ数でいうと 14 キロになりますかね。また、イノシシによる農業被害額は、市が把握しているものとして令和２年が 74 万 4,000 円、令和３年度が 72 万 2,000 円、令和４年度は 58 万 7,000 円になります。

続きまして項目の２番です。永井議員おっしゃったように、いろんな住宅地でも最近ぼつぼつとイノシシが散見されているという状況ですが、農水産課からは、農業被害の対策ということでお答えいたします。

農業被害を減らすための対策としましては、箱わな、くくりわなを設置するイノシシ駆除業務を委託しております。そのほかには、自衛の対策として野菜や果樹のくずなどを畑に放置しないことや、すみつかないよう除草を行うよう、広報等で周知しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、大きな２項目めの学校再編についてお答えいたします。

まず、（１）の学校再編計画策定委員会で検討するに当たり、原案はあったのかというご質問ですが、学校再編計画策定委員会で議論する上で、特に原案というものはありませんでしたが、何もなくては議論が進まずイメージしづらいということで、各小・中学校の人数や配置、児童・生徒数の推移、各校の校舎の耐用年数など様々な観点から、教育委員会事務局で作成した再編パターンを提示いたしました。永井議員、誰がということですが、教育委員会事務局であくまで例示としてお出ししたというものでございます。

この再編パターンは小学校と中学校のそれぞれ数パターン提示しまして、学校再編計画策定

委員会の中で、どれが旭市の子どもたちのためによりよい再編になるか検討していただいたものでございます。

続きまして、（２）の学校再編基本方針について、再編案以外の選択肢はどの段階までということのご質問でございますが、旭市学校再編基本方針につきましては、現在、永井議員おっしゃるように説明会や保護者アンケートを行っておりまして、地域検討会議で検討していただいているところもございます。地域検討会議でまとまった意見は本議会で議案として提案しております代表者会議で、検討結果を持ち寄って、最終的な意思決定をここでしていただきたいと思います。仮に、その中で基本方針と異なる結論となった場合には、改めて再編内容の再検討を行う予定になるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、企画政策課からは、３、ふるさと納税についての（１）（２）についてお答えいたします。

まず（１）になります。

ふるさと納税の３割ルールとは、地方税法の規定により、提供する返礼品等の調達に要する費用の額が寄附金額の 100 分の 30 に相当する金額以下であることになります。また５割ルールですが、こちらは総務省告示において、品代や送料、委託料など、寄附金の募集に要する費用の合計が寄附金の合計額の 100 分の 50 に相当する金額以下であると決められていることを、それぞれ指しております。これは、国の指定を受け、ふるさと納税を実施している全国の自治体で統一されたルールになります。

続いて（２）になります。

高還元率の返礼品ですが、これは寄附金額に対して、割安感であったりお得感のある返礼品のことを指していると考えますが、返礼品の原価や数量などの内容は出荷者に決めていただいており、決めていただいた原価分が寄附金額の３割以内となるように、市が寄附金額を決めております。

この３割の返礼品の内容の中で、いかにお得感を出すかが重要となりますが、市としましては、類似する人気返礼品の価格や数量などを出荷者と共有し、より一層魅力的な返礼品となるように努めているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。

では、１番から順番に再質問をさせていただきます。

電気柵の設置数なんですけれども、飯岡地区がとても多いように感じました。ここ数年、特に飯岡地区、上永井とか塙とかで結構被害があるようですけれども、金額的に聞くとそんなに大したことないのかなと思うんですけれども、畑の畝を荒らされてしまったりとか、あとは例えばビニールを破かれたりとか、マルチを破かれたりとか、そういう被害もあるようですので、実際はもっと被害があるのかなとも感じております。

再質問になりますけれども、電気柵は有効なのでしょうか。もし効果などの報告などがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　今回につきましては、一応電気柵を設置した農家の方からは、被害が出ているという情報は、現在のところ入っておりません。また、事業を開始した令和３年度より、先ほど申しましたとおりイノシシによる、市が把握している範囲なんですが、農業被害額が減少していることから、一定程度の効果はあるのかなと考えております。

さらに、設置した農家の方には、電気柵に下草が繁茂している場合、漏電により効果がなくなってしまいますので、柵の効果を維持するために下草を刈るなどの対策をしてもらうように、注意喚起を行っているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　効果はあるということで、ぜひぜひ必要とされている農家があったらこの助成をお願いしたいんですけれども、農家さんからは、上限が 10 万円だと足らないという声も若干聞いたんですけれども、この辺は十分対応できているかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　先ほど永井議員のほうから補助事業の概要をおっしゃっていただいたんですが、もう一度私のほうからも言いたいと思います。

有害獣防護柵設置事業補助金の補助金の額は、防護柵の設置に係る資材費の２分の１、または先ほどおっしゃった 10 万円の、いずれか低い額というところで交付しているところです。

令和３年度からの実績は 34 件の申請があり、10 万円の上限に達したのは、そのうち１件はありますが、34 件の事業費の平均は８万 8,244 円、交付決定額の平均は４万 3,647 円となっております。このことから、現在の補助金の設定金額としては、そこそこ妥当であるのかなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、必要とされているところには十分に行き渡っているということで、理解いたしました。

では、４回目の質問になりますけれども、この電気柵のほかにも効果的な被害防止対策はありますでしょうか、電気柵のほかですね。もしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　イノシシから農作物への被害を防止する対策としては、イノシシを寄せつけない環境をつくるということが挙げられると思います。イノシシが身を隠したり、すみかとなるような草むらを除草することや、食料となる野菜くずや果樹のくずなどを放置しないことなどの対策に効果があるとされております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そうですね。イノシシがそこにすみつかないような環境を維持することがとても大切なんだと思います。

では、（２）番のほうに移りたいと思います。

駆除するというか、委託していると思うんですけれども、これは猟友会とかに委託しているんですかね。まずそれが１点と、あとは駆除とか捕獲したイノシシはその後どうされているか。あとその費用とか手数料とか、そういう年間の駆除頭数とか、その辺分かれば教えてください。お願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　おっしゃるとおり、イノシシ駆除業務として箱わなやくくりわなの設置、わなの移動、それから巡回を、地元の猟友会、銚海猟友会に委託しております。

それから捕獲した後ということなんですが、捕獲したイノシシについては、殺処分として止

め刺しを行った後、食用にする場合と埋却処分する場合があります。止め刺し委託費用としまして、成獣は１頭当たり１万1,000円、幼獣は１頭当たり8,000円で処分委託しております。また埋却処分した場合、１頭につき5,000円を報奨金として支出しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ちょっと答弁漏れがあったので、すみません。駆除頭数とか分かりますか、分かれば。大丈夫ですか。再々質問で大丈夫です。では、先ほどの駆除頭数も再々質問でお願いします。

そのほかに、猟友会の高齢化が進んでいて、担い手が減っていると伺っておりますけれども、この成り手不足に対する取り組みなどございましたら、よろしくお願いします。だいたいの頭数と、あとは成り手不足対策について再々質問でお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　すみません。駆除実績としましては、令和２年度が 12 頭、令和３年度が６頭、令和４年度が10頭となっております。

猟友会の高齢化という部分なんですけれども、会員数についても高齢化に伴って減っているという状況についての対策ということですが、有害鳥獣捕獲事業従事者確保のため狩猟免許取得促進事業補助金というのがあります。これで新規免許取得費に対して助成を行っているところです。

補助する免許の種類はわな猟免許で、猟友会に所属することが条件となっております。補助額は、わな猟免許の新規取得に要する初心者狩猟講習会受講料３万円に対し１万円。それから千葉県猟友会より、狩猟登録を受けた方に１万8,000円を上限に補助が出ているそうです。これにより個人の負担は2,000円になります。

また、わな猟免許の狩猟免許試験の申請費用、これ5,200円かかるんですが、これに対し申請費用全額を補助しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　駆除数がどのぐらいが適当かが私はちょっと分からないんですけれども、農家の被害とか周辺住民の被害なども勘案しながら、適切な駆除をお願いしたいと思います。

私も、できれば狩猟免許を取って地域のために頑張りたいと思うんですけれども、ちょっと

小心者で、そういう生物を殺したりするのができないので、もし我こそはという方がいましたらぜひぜひ狩猟免許を取っていただき、猟友会の活動を担っていただければと思います。

あと全般的に言えるのが、電気柵などで防御して、イノシシがすみづらい環境を維持しながら、適数捕獲していくという対策になると思いますので、今後も農水産課にぜひぜひその辺をご留意いただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

策定会議で配られた再編計画案は、事務局でいろんな事象を勘案しながらつくっていただいたということでした。再質問なんですけれども、再編計画案の配付資料が非公開の理由をお伺いいたします。これホームページに一応全部載っているんですけれども、表に出ている資料と非公開の資料があるんですけれども、その辺はどういう違いがあるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　ホームページの公開につきましては、会議の中で、旭市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、学校再編計画策定委員会の会議に諮った結果、検討段階で資料を全て公開してしまうと、議論を進めていく上で円滑な議事運営に影響が出るということが考えられたため、一部の資料を非公開としております。

議事録を確認しますと、検討段階で公開することによって、その資料が策定委員会で決定したものとして独り歩きしてしまうとか、あるいは委員の中には、この資料を作った委員ということで委員の家にいたずら電話とか、そういった嫌がらせを受けるということを危惧されるということも記述として残っております。そういったことを踏まえて、一部非公開としたものでございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そういうプライバシーとか、あとは独り歩きしないようにとか、そういう理由があるのが分かりましたが、議事録を見ますと、この資料を事務局が説明して、それに対していい、悪いとか意見が交わされているので、これがないとちょっと理解ができない部分が多々あったんですけれども、ですので抽象的に聞きますけれども、策定委員会の意見はしっかりと反映されているのかと。あとは、最終的に意見が分かれて、採決とかを取ったりすることってあったんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　策定委員会の会議の中では委員それぞれのご意見がありまして、話合いの中では意見が食い違うこともありましたが、協議を繰り返して決定されております。

多数決のような採決は行っておりませんので、意見が分かれて採決したという例はありませんでした。あくまでも話合いで決まったということでございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　採決がなかったということなんですけれども、議事録を見ていると、策定案があって、それに対して意見をいただいて、次の会議でまたそれを微調整して、それについてまた話し合うみたいな流れが多々あったように思われます。

そこで、ホームページに会議録も公開されているんですけれども、○○中学とか○○地区とか、そういう形でこれも伏せられているんですね。議事録をちょっと読ませていただきたいと思うんですけれども、例えばこんな感じ。

この２つの案、○○と○○の動きという関係かなと思いますけども、そうすると、付随して○○、○○とか、○○小がちょっと影響するということで、例えば○○の場合だと、○○小学校へ統合するという話ですよね。あと○○、○○、○○が統合する場合は○○ということで、地域の中心という事で、○○小は新しいけれど○○にしますよと。○○

みたいな感じで、○○がとても多くて議事の内容が全く分からないんですね。どういう話合いをしたのか、この議事録では分からないことがいっぱいあるんですね。

ですので、何て言うんですかね、確かにプライバシーとか、独り歩きしてしまうとか、そういうのは考えられるんですけれども、もう少し学校名とか別に公開しても大丈夫ではないのかなと思うんですけれども、ちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、ここまで伏せる理由が、何かもしほかにあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　議事録のほうで学校名を伏せた理由ですが、これにつきましては、先ほどの資料の公開と同じで、どこどこ小学校とどこどこ小学校が統合して１つの小学校になるとか、そういうことを会議の検討段階で公開してしまうと円滑な議事に影響が出るということで、学校名を伏せたものでございまして、その当時のままの会議録がそのまま載っているので、今見るとちょっと不自然な形に見えるということです。

ですので、当時はどこの小学校、どこの中学校が統合するというのは、伏せた形で公開をし

ていたということでございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　理由は分かりました。でも内容が分からないので、せっかくしっかり話し合っていただいたのに伝わってこないというのがあるのかなと思いました。

質問が、もう回数が過ぎてしまったので質問はできないんですけれども、今だったら、請求すれば○○を外した状態で見られるということなんですかね。分かりました。

では、（２）のほうの質問に移りたいと思います。

では、最終的決定が今回の議案で決まる、代表者会議になるということなんですけれども。さっき課長からも答えがあったんですけれども、再質問としては、基本方針以外の案を望む声が代表者会議で多かった場合はどうなるかを、ちょっともう一度教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校再編の流れにつきましては、先ほどもご説明しましたアンケートを行って地域検討会議を開催して、再編に関する様々な意見、要望を取りまとめていく予定でありまして、最終的には統合校の代表者会議で決定することになるんですが、ここで基本方針以外の再編案が審議された場合は、それを答申としていただくことも可能だと思っております。その後は、その代表者会議での答申を基に、学校再編内容の再検討を行うことになるかと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　まだ議会を通っていない議案で言うのはあれなんですけれども、３分の２以上の賛成が得られなかった場合は否決されたという形になると思うんですけれども、位置とか、その可否は３分の２と、この条例ではなっていましたけれども、３分の２にいかなかったらまた戻されて、基本方針の見直しというか、再設計みたいな形になるんだと思いますけれども、その場合、見直しはどなたがというか、どの団体がするのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　基本方針が否決された場合は、代表者会議での意見を基に学校再編の再検討を行うことになろうかと思います。その際には、代表者会議の中でも、再編の可

否の答申と併せて、今後の見直しの方向性についても代表者会議の中で、ある程度ご意見をいただくことを想定しております。

現時点では、基本方針の見直しについて、その方向性というのははっきりと定めておりませんが、代表者会議での意見を参考にして、市で見直しの調整を図りまして、その後、旭市教育委員会会議や旭市総合教育会議などで協議をしていただくことが想定されるかなというところでございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、代表者会議で否決された場合は、代表者会議である程度方向性を決めて、あと、ほかの諮問機関みたいなところでまた話し合うという形になると思いますけれども、例えば、市のあり方検討委員会などで話し合われた適正規模とか適正配置とか、その基本的なものに合致しない意見が代表者会議で出されてしまった場合というのも、前向きに検討されるんでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校再編で一番に考えるのは、子どもたちのためにどういうような学習環境を提供できるかということが第一にあるかと思います。学校は教科を学習する場だけではなくて、児童・生徒が共に学び合い、高め合い、人間として成長する場でもあります。一方で、各学校にはそれぞれ長い歴史とすばらしい伝統がありますので、地域の皆様方の強い思いがあるため、地域住民の皆様方のご理解も大切であると考えております。

仮に、代表者会議でのご意見が、市の学校再編基本方針あるいは適正規模などと異なった場合には、地域のご意見として重く受け止めさせていただくことになろうかと思います。子どもたちのよりよい環境づくりについて、代表者会議をはじめ保護者、地域の方々も一緒に考えていただき、知恵と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　地域の方というか保護者、当事者、あとは子どもたちのためを思ってこの人たちもそういう意見を出していると思うんです。

それで、合併には反対していなくて、こっちのほうがよりよいのではないかというのをテーブルにのせて欲しかったという意見でした。だから、策定委員会の一つに案をまとめる前に、できたらＡ案、Ｂ案があるときにちょっとアンケートを取ってもらえたら、こんなに不信感

がなかったのかなとも感じるんですけれども、もう終わってしまったことなんで仕方ないんですけれども、でも、そういう意見をしている市民も、行政を困らせようとか思っているわけではなくて、子どもたちのためというのをちょっとご理解いただきたいと思います。ちょっといろいろ細かいことを聞きましたけれども、私のことを嫌いになっても市民の方を嫌いにならないでくださいということを一言申し上げて、次の議題に行きたいと思います。

では、ふるさと納税について再質問させていただきたいと思います。

30%、50%の詳細を教えていただきました。調達費用が 30%が上限ということですね。そのほかの送料、委託料とか手数料なども含めて、50%が上限ということだったんですけれども、旭市は具体的にどのように発送しているかをちょっと教えてほしいんですけれども、例えば調達して市が発送しているのか、それとも業者というんですか、生産者が直接発送しているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

あと、併せて、沖縄県とか北海道とか離島とかって送料が高くなると思うんですけれども、その場合でも 50%というのはもう絶対という感じなんですか。その辺ももし分かれば一緒に教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、ふるさと納税のサイトなどから寄附が行われますと、市が委託した返礼品の管理や配送などを行う事業者を通じて、寄附者に返礼品が届きます。事業者は、返礼品の原価分、商品の代金になりますが、これを出荷者に支払い、後日、出荷者に支払った分を送料とともに市に請求することになります。

先ほど、遠隔地の場合送料がかさむけれどもその辺はどうなんだということになりますが、単純に１か所だけ見ればそうかもしれませんけれども、この３割、５割はトータル、全体での話になりますので、最終的にはクリアできるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　分かりました。１件１件の個別ではなくて、全部、トータルで 50%というイメージということですね。分かりました。

令和５年の 10 月からこの基準が厳格化適用されて、50%に収めなくてはいけないというのと、やっぱり送料があると、その分を気にしなくてはいけないんですけれども、送料を気にしなくていい方法として、現地型のふるさと納税があると思うんですけれども、昨日の井田

議員の質問にもあったんですけれども、店舗型のふるさと納税とかあると思うんですけれども、今回は、例えば免許証を自動販売機に読み取らせ寄附金をそこで支払うと、その場で返礼品に引き換えできるレシートが発行されますみたいなシステムがあるんですけれども、それを、例えば120万人来場される道の駅とかに置いて、例えばハマグリの自動販売機があって、そこにふるさと納税をすることによってレシートが出て、それをレジで交換、引換券みたいな形でやれば、市の産品と市外の産品が問題になると言っていたんですけれども、その辺はクリアできるのかなと思うんですけれども、この自動販売機の営業ではないんですけれども、このようなシステムはどうかなと、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、店舗型ふるさと納税の考え方なんですけれども、まず店舗型のふるさと納税ですが、市内の店舗に置かれたＱＲコードをスマートフォンなどで読み込むことで、その場でふるさと納税を行い、寄附金の３割に当たるサービスや特産品、市内で有効な商品券などの返礼品を、その場で受け取れる仕組みとなっております。

道の駅での利用を考えた場合、道の駅側は、返礼品の対象となる商品、今、絞ったらどうかというお話もありましたけれども、絞るにしても、何でそれを絞ったとかちょっと理由が必要になってくるかと思いますし、まず基本的に国が定めた地場産品基準に基づいて商品を仕分し、さらにそこに絞らなければラベルなどを貼って分かるようにするといった作業が必要になってくるかと思います。道の駅につきましては、いろいろな商品を取り扱っておりますので、現在の販売方法を考えると、ちょっとレジでの混乱が想定されるのかなというふうに思っております。

ただ、店舗型ふるさと納税と同様のサービスとしまして、今当市ではＰａｙＰａｙ商品券という返礼品を用意しております。これは、スマートフォンなどのアプリを通じて寄附を行い、電子商品券を取得するもので、市があらかじめ地場産品基準を満たしていることを確認した市内の飲食店や釣り船、宿泊施設などのうち、ＰａｙＰａｙ支払いが可能な店舗で利用できます。これにより、本市に遊びに来た方がその場でふるさと納税を行い、飲食や様々な体験型サービスを受けることが可能となるだけでなく、それを目的に市を訪れる観光客や交流人口の増加にもつながることを期待しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ＰａｙＰａｙ商品券、とてもいいと思います。体験型にも使ってもらえるので、観光にも役立つのかなと思いますので、ぜひぜひ、いろんな方法あると思いますけれども、前向きにご検討をお願いしたいと思います。

では、（２）番に進ませていただきます。

還元率が 90％とか、そういう高還元率のものはお得感を見せて、そういう 90％ぐらいの価値があるよということで、実際の仕入値は 30％に収まっているという感じだと思うんですけれども、ちょっとグレーゾーンでやっている自治体もあるのかなというぐらい、とてもすごい還元率のものがあったりするんですけれども、10 月からルールが厳格化されるということでそういうのも減ってくるのかなと。10 月前に駆け込みで結構そういうのがあったので、お得感はもうちょっと収まってきて、競争はしやすくなるのかなと思っております。

魅力的な返礼品がなければふるさと納税は集まらないと思うんですけれども、その開発とか改良に関わる費用の補助制度などはあるのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　返礼品の開発のために使える補助制度としましては、旭市特産品開発事業補助金、それと市内農水産物の新たなブランド創出などに利用できます、こだわり旭ブランド創出支援事業補助金があります。両事業とも補助対象経費の２分の１、上限が 50 万円となります。これらを利用した事業者に対しましては、ふるさと納税の出荷業者として登録するよう促しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　この両事業とも、ふるさと納税の開発とか改良にも使えるということで、分かりました。ありがとうございます。

では、再々質問になりますけれども、先日某テレビで、返礼品を食べ比べてどっちがおいしいかみたいなテレビがあって、そこで旭市のハマグリが何と１位になりました。ということで、それがあったことによって、何かいい効果ってあったかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今お話ありましたけれども、10 月４日に放映されたテレビ番組

で、返礼品で、日本一おいしい返礼品というので、旭市のハマグリが選ばれました。これは全国 70 万品のふるさと納税のグルメ返礼品から、当市の返礼品ハマグリが第１位に選ばれたところです。

テレビの影響ですけれども、放映された 10 月の１か月を昨年度と比較してみますと、寄附金額は 3.4 倍、金額として 3,113 万円。昨年の同時期が 905 万円ぐらいでしたので、3.4 倍となっております。また、このうち全返礼品の件数に占めるハマグリの割合なんですが、昨年は 34%、返礼品の 34%がハマグリだったんですけれども、今年 10 月は約 82%がハマグリとなりました。現在はいっときの勢いが落ちて落ち着いてきましたけれども、依然として寄附が続いている状況となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ハマグリが、今一番旭市のふるさと納税の返礼品に選ばれているということで、今後ともプッシュしてもらいたいんですけれども、魅力的な返礼品はやっぱり大事だと思うんですけれども、この旭市の知名度とか旭市のブランドを高めていくというのもとても大事だと思うんですけれども、知名度、ブランドを上げるためにやっている取り組みなどございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　先ほどのふるさと納税の返礼品、ハマグリの注文数の急増は、テレビを見た人だけではなくて、ハマグリの注文数が増加することで、ふるさと納税サイトの注目や人気といったランキングに登場するようになり、ふるさと納税をしようとする人の目につくようになったこと。また、それをインターネットのニュースや情報サイトが取り上げるなど、連鎖的なＰＲがもたらした結果だと考えております。

市では、このように、まず多くの人に当市を知ってもらうことが大切と考えますので、テレビや映画のロケの誘致、ＳＮＳや県内外で開催されるイベントなどで市の魅力と情報を積極的に発信するといったシティープロモーションの推進に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　知ってもらうこと、発信することがとても大事だと思いますので、今後もご尽力をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（木内欽市）　続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。第４回定例会において、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

新型コロナが５類に移行し、暑い夏を乗り越え、世の中の様相はすっかり元の生活を、にぎわいを、取り戻したように見えます。しかし、コロナ禍が社会にどんな影響を及ぼしたのか、パンデミックを含めたあらゆる危機は、もともとの脆弱な部分をあぶり出したと言えます。

その中でも、若年女性の自殺者が倍増し、子どもの自殺も過去最多となるなど、社会的に弱い立場にいる方々が最も苦しむことになりました。孤立すると人は脆弱になります。孤立した個人をいかに包摂していくか、誰一人取り残さないように、生活者目線によるきめ細やかさの追求と策が重要であると考えます。小さな声が一番聞こえる距離にいる私たち議員や自治体の役割は、大変に重要であると思います。これらを踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

それでは通告に従いまして、大きく３項目、６点の質問をさせていただきます。

１項目め、帯状疱疹ワクチンについて。帯状疱疹ワクチンについては、これまでも質問させていただきましたが、市民からのご要望も多く、再び話題にさせていただきます。

そこで、（１）全国及び近隣市町村の帯状疱疹ワクチン助成の進捗状況について伺います。

２項目め、ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）ワクチンについて、ヒトパピローマウイルスワクチンの積極的勧奨再開、今年度、９価の定期接種化を受け、子宮頸がん予防に向け接種が進むよう、全ての対象者に対して市町村が個別通知を実施しましたが、現状の接種率は伸び悩んでいるようです。

国立がん研究センターは、ヒトパピローマウイルスが原因となる子宮頸がんの国内の現状報告の中で、諸外国では子宮頸がんが減少傾向で、近い将来には子宮頸がん撲滅可能との予測がある中、日本では毎年約１万人以上の女性が子宮頸がんになり、2,900 人が亡くなっています。20 代から増え始め、30 代までにがんの治療で子宮を失い、妊娠、出産ができなくなってしまう人も、１年間に 1,000 人います。少子化対策を語る上で、女性の子宮がん患者を減らすことは重要策であります。

そこで、９年間の積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と、警鐘を鳴らしています。令和６年度末まで、期間内に３回接種を完了する必要があることから、令和６年９月末までに１回の接種を開始する必要があります。このままでは、令和７年３月 31 日にはキャッチアップ接種が終了し、対象者が無料で接種できる機会を失ってしまいます。期限が過ぎ、全額自己負担となる９価ワクチンだと、約 10 万円かかります。そうした状況を踏まえ、無料接種の権利が失効する来年度の 16 歳から 27 歳、現 15 歳から 26 歳の未接種者全員に丁寧な対応を進めていただきたいと思っております。

そこで、（１）令和４年度及び直近までの本市におけるキャッチアップ接種対象者の接種率を伺います。

（２）厚生労働省の市民の認知度調査の結果では、積極的勧奨を再開したことについて、「知らなかった」「聞いたことがない」との回答が、対象者本人は 53%、保護者は 23%、キャッチアップ接種については、対象者本人 53%、保護者 26%が「知らない」「聞いたことがない」との結果でした。本市として、接種率を上げるためにどのような周知啓発を行っているか、伺います。

（３）男性接種への公費助成について。男女間で感染を繰り返すため、女性への接種だけでなく男性に接種することは、日本産婦人科学会等でも推奨されています。男性のＨＰＶワクチン接種が進むと、女性のＨＰＶ感染がさらに減少することが期待されます。将来のパートナーの健康と命を守ることができるだけでなく、男性もかかるＨＰＶの感染で発症するリスクのある疾患の予防も得られます。子や孫の世代のためでもあります。

そこで、小学校６年生から高校１年生相当年齢までの男子にも接種ができないか伺います。

３項目め、子育て世代包括支援事業の充実について。近年は、核家族化や晩婚化、出産前後で心身が不安定な状態にもかかわらず、様々な理由から実家などに頼れない母親が少なくありません。育児不安や孤立感を解消できずに、十分な手当てを受けられないと、鬱状態や児童虐待などを引き起こしかねません。そこで、市町村が実施主体となり、母子の健康を守るため、伴走型相談支援、病院などの空きベッドを活用して、日帰りや宿泊のケアを受けるなど休養を取る方法や、家庭に訪問するなどの産後ケア支援が始まりました。

そこで、（１）本市の産後ケア事業の実績と利用者の声について伺います。

（２）産前産後の母親と暮らしを支える専門家、産後ドゥーラの活用認識について伺います。

以上、初回の質問になります。

再質問からは質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課のほうから順にご回答を申し上げます。

初めに、１の帯状疱疹ワクチンについて。全国及び近隣市町の帯状疱疹ワクチン助成の状況につきましては、11 月６日現在、全国の帯状疱疹ワクチン接種費用助成自治体数は、1,718 市区町村中 326 市区町村となり、第３回定例会一般質問で回答しました件数と比較しまして、53 市区町村増えております。

県内では、前回の習志野市、我孫子市、鎌ケ谷市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、長生村の８市町村に勝浦市が追加となりまして、９市町村となっております。

近隣の状況ですが、香取市は令和６年度から助成に向けて検討中とのことでございます。匝瑳市、銚子市につきましては、助成の予定はないと伺っております。

続きまして、２のヒトパピローマウイルスワクチンについてのうち、キャッチアップ接種対象者の接種率について回答申し上げます。

旭市におけるＨＰＶワクチン個別接種協力医療機関は、令和５年度旭市３医療機関、匝瑳市６医療機関です。これらの医療機関は、対象者の方への通知やホームページでご案内をしております。このほか……

（発言する人あり）

○健康づくり課長（飯島正寛）　失礼いたしました。ヒトパピローマウイルスワクチンについてのうち、本市におけるキャッチアップ接種対象者の接種率についてということでございます。

令和４年度から３年間の予定で開始されましたキャッチアップ接種の対象者は、積極的接種

勧奨の行われなかった９年間、平成９年４月２日から平成 19 年４月１日生まれの女性のうち、３回の接種が完了していない方が対象となります。キャッチアップの対象者 2,179 名のうち、令和４年４月１日から本年 10 月 31 日までに１回でも接種を受けた方は 296 名で 13.6%、定期接種の 12.5%を上回るものとなっております。

続いて、２の（２）本市として接種率を上げるために、の周知啓発方法としましては、ＨＰＶワクチン予防接種の周知として、積極的勧奨が再開した令和４年４月下旬にキャッチアップ接種対象者全員に案内通知を送付し、予診票と併せて、接種の重要性や安全性について記載されている厚生労働省が作成したリーフレットを同封するとともに、広報等でもお知らせをしてまいりました。また、定期接種対象者で未完了の方、新規対象者の方にも、５月初旬に同様の案内を送ってございます。

そのほか、ＨＰＶワクチンの理解を深めていただけるよう、市の広報やホームページに厚生労働省や日本婦人科学会からの情報を掲載してございます。その結果、定期ＨＰＶワクチンの接種回数は、令和３年度総接種回数 158 回から令和４年度は 268 回に増加、キャッチアップ接種は、令和４年度総接種回数 416 回となっております。来年度はキャッチアップ接種の最終年度となるため、まだ１度も接種を行っていない方に対しましても、再度、勧奨のための個別通知を行い、また、ＬＩＮＥなどのＳＮＳも活用し、情報の発信に努めてまいります。

続いて、ヒトパピローマウイルスの（３）男性接種への公費助成についてでございます。国内での男性接種に対する科学的な根拠は、正式に国から情報を提供はされてございません。接種助成を行っている自治体は、千葉県内ではいすみ市のみでありまして、全国でも多くの自治体が未実施の状況です。男性の接種の重要性は理解しておりますが、任意接種であるため、まずは定期接種である女性の接種率の向上に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、３、子育て世代包括支援事業の充実についてのうち、（１）本市の産後ケア事業ということでございます。産後ケア事業は、出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母と子の愛着形成を促し、母とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的とするものです。

本市では、令和３年度から事業を開始しまして、宿泊型として３か所の病院、助産院が利用可能です。また、令和５年度からは、新たに日帰りでも利用可能な助産院も１か所設けたところでございます。

実績としましては、令和３年度が延べ 19 名で利用日数 43 日、令和４年度は延べ９名、利用日数 21 日、令和５年度は 11 月までの実績で延べ３名、利用日数は９日間となっております。

利用者の声としましては、自分の育児が確認でき、安心した、気持ちが楽になった、支度をせず食事が出てうれしかったなど、短い日にちの利用でも心理的な安定が図られているものと考えております。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（飯島正寛）　失礼しました。（２）の産前産後の母親と暮らしを支える産後ドゥーラの活用認識ということでございます。

産後ドゥーラは、母体の回復を第一に考え、母親が安心して産後の休息が取れるよう、母親の気持ちに寄り添いながら、家事や育児をサポートしてくれる民間の専門資格を持つ方です。旭市でも核家族化が進み、シングルで子育てを行う方、頼れる親戚のいない方など様々な家族形態の方がいらっしゃいます。産後ケア事業や保健師、助産師による訪問や相談などもありますが、それぞれに役割がございまして、できる支援の内容が異なっております。産後ドゥーラの活用も、産後鬱の防止や、安心して子育てを行う環境として有効と考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

帯状疱疹ワクチン増加傾向の原因の一つですけれども、水ぼうそうにかかる子どもが減っており、大人が水ぼうそうの子どもに接する機会が減ったためでもあると言われております。やっぱり家族構成の大きな変化があるかと思います。大人が水ぼうそうになった子どもたちのウイルスを介して再度抗原に接することで免疫機能が高まるという、ブースター効果が得られなくなったことが関係していると言われております。日本人の成人 90%は、帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しています。よって、帯状疱疹の発症は他人事ではありません。そのことから、予防にはワクチンが有効であることは言うまでもありません。

帯状疱疹ワクチンには２種類、いわゆる不活化ワクチンと生ワクチンというものがございます。この２種類のワクチンですが、それぞれどのような効果があるのか、また、金額はどのくらいなのか、お聞きします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ワクチンの接種に関係しまして、ワクチンにつきましては、生ワクチンは 50 歳以上の方を対象として、皮下注射を１回、不活化ワクチンは 50 歳以上の方及

び病気または治療により、免疫不全等により帯状疱疹にかかるリスクが高いと考えられる 18 歳から 49 歳の方を対象として、２か月の間隔を置いて、筋肉注射を２回接種いたします。

市内では、14 か所の医療機関で接種を行っておりまして、接種費用は生ワクチンが１回約 6,000 円から 9,000 円、不活化ワクチンは１回約２万円から２万 3,000 円となり、自己負担となっております。

効果といたしましては、不活化ワクチンは 10 年後でも 80%の効果がございます。また、帯状疱疹後の神経痛につきましても、50 歳の方で 100%、70 歳以上の方でも 85.5%減少できるとされております。

帯状疱疹の発症者数は近年増加傾向にありまして、接種を希望する方や問合せも多くなっております。接種をした場合は全額自己負担となるため、経済的負担が大きいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　２回目の再質問です。

２種類のワクチンの効果について、ご答弁いただきました。やはり不活化ワクチンのほうが効果は大きいとのことで、また、10 年以上の効果の期待もあるということです。ただ金額が高く、なかなか気軽にワクチンを打ちましょうというわけにはいかないと思います。そのため、帯状疱疹ワクチン接種に対する公費助成を行う自治体が増え、先ほどのご答弁でもありましたように、全国的にも、また千葉県内でも増えております。

そのことから、予防できるワクチンであることから、市民の健康を考え、早期の助成を開始すべきと考えます。市の見解を伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　市では現在、令和６年度から接種費用の助成が開始できるよう、準備を進めているところです。助成の内容としましては、対象年齢は 50 歳以上の方で、助成の額は接種費用の２分の１としまして、生ワクチンは上限 4,000 円で１回、不活化ワクチンは上限１万円で２回までの助成を考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　助成ができるようにという準備をありがとうございます。多くの市民の方

が待ち望んでいると思います。皆さん、帯状疱疹のことはテレビでもＣＭしているように、非常に怖いなというふうに声をたくさん聞いておりますので、皆さん喜ぶと思いますので、引き続き体調には気をつけながらも、予防できることをやっていきたいと思います。また、非常に値段の高いワクチンですので、経済的負担から打てなかった方々にも非常に喜ばれると思います。ありがとうございます。

それでは、２項目めの再質問をさせていただきます。

９価ワクチンの効果や安全性について伺いたいと思います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　子宮頸がんの９価ワクチンは、令和５年４月から接種が開始されております。このワクチンは、子宮頸がんの原因の約 80%から 90%を占めるヒトパピローマウイルスの感染を予防することができます。

安全性ということでございますが、子宮頸がんワクチンは、令和３年 11 月、国内外の知見を踏まえ、厚生労働省の厚生科学審議会ワクチン分科会により、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認されまして、接種の有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨が再開されているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　安全性が確認されたというところでありますが、まだまだ心配をした、不安を抱えている方がいます。まれに副反応症状が生じた方への相談及び医療体制の対応整備はどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ＨＰＶワクチンに限らず、日本で承認されている全てのワクチンについて、ワクチン接種によって治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合には、国の予防接種健康被害救済制度によりまして、法律に基づいて、医療費や障害年金などの給付が受けられることとなっております。

ＨＰＶワクチン接種後に健康に異常があるときは、接種を行った医師またはかかりつけ医に相談し、千葉県の指定協力医療機関である千葉大学医学部附属病院もしくは帝京大学ちば総合医療センターの受診を検討していただくこととなっております。不安や疑問があるとき、

困ったことがあるときは、県の相談窓口である千葉県健康福祉部の疾病対策課へご相談いただきたいと思っております。

そのほか、予防接種による健康被害救済に関する相談や、どこに相談したらよいか分からないときには、健康づくり課へお問合せいただければと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　市内の予防接種協力医療機関はどのくらいあるのか、また、今後増やす予定はあるのか、お聞きいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　旭市におけるＨＰＶワクチンの個別接種協力医療機関は、令和５年度は旭市は３医療機関、青葉クリニック、浜医院、中田小児科クリニックでございます。また、匝瑳市の６医療機関でも、接種のほうが受けられることとなっております。

これらの医療機関は、対象者の方への通知やホームページでご案内をしております。このほか、千葉県内定期予防接種の相互乗り入れ事業によりまして、契約を交わしている県内の医療機関では、旭市の予診票を使用して、自己負担なしで予防接種が受けられることとなっております。

今後も数多く医療機関での接種ができるよう、医師会等に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご丁寧な対応、ご答弁ありがとうございます。

続きまして、（２）の再質問です。

旭市として接種率を上げるためにどのような周知啓発を行っているのかに対して、キャッチアップ接種の対象となる方々や対象年齢を過ぎた後に自己負担で接種された方への対応はどのように行っているのか、伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　キャッチアップ接種の対象者が積極的勧奨を控えていた９年間、平成 26 年から令和３年度の間に自己負担で接種を受けている場合は、償還払い制度で対応し

ております。健康づくり課に接種したことが分かる領収書や母子健康手帳、医療機関で発行された接種済み証明書などを持参していただきまして手続きを行うことで、自己負担された接種費用が償還されます。

キャッチアップ接種が開始された令和４年４月１日から令和７年３月 31 日の３年間は、対象者は無料で接種できる期間であり、それ以降の接種については、現在のところ自己負担となるため、希望者はその間に接種が終了できるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　接種率の伸びが低迷なため、正しくご理解いただくよう、専門医に来ていただいて、学校内、また保護者及び対象者向けに説明会の機会を設けることはできないか、伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ＨＰＶワクチンの未完了の方には、令和４年度に個別に通知を行っております。ワクチンの説明会の機会としては、市内中学校３年生を対象に行っている思春期講演会において、子宮頸がん予防としてのワクチン接種についての話をしております。

また、健康づくり課では、ワクチン接種についての相談も電話や窓口で随時行っているということから、改めて保護者向けの説明会、講演会等の開催は、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　続きまして、ワクチンを接種していない人にとって、検診は子宮頸がんを防ぐ方法となります。子宮頸がん検診の必要性をどのように推奨しているか、伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　本市の子宮頸がん検診は、国の指針に基づきまして 20 歳以上の方を対象に、受診間隔を２年に１回とし、実施しております。受診率につきましては、令和４年度は 22.4％であり、近隣市より高い状況となっております。

受診率を上げるための取り組みとしましては、新規に対象となる二十歳の方へ、安心して検診を受けられるよう、子宮頸がん検診についてのイラストを使った分かりやすいチラシを同

封し、個別に受診勧奨通知を送っております。

個別の受診勧奨通知は、30 歳の方、40 歳から 70 歳の５歳刻みの年齢の方へも送りまして、子宮頸がん検診と、年齢ごとに受診できる全てのがん検診についての受診勧奨を行っております。また、区長回覧や市の広報、ホームページにおいても周知を行っております。

集団検診は土日も実施しておりまして、育児中の方も受診できるように、託児の対応が可能な日にちも設けております。さらに、本年度から検診を受けやすくするために、個別医療機関でも子宮頸がんの検診が受けられるよう、体制を整備しております。

今後も、インターネット予約の導入や周知方法の工夫、検診体制の見直し等も行いまして、受診率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　大変分かりやすい答弁ありがとうございます。

続きまして、３項目めの質問を再質問させていただきます。

子育ての孤立や子育て困難などを抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況の中、少子化、人口減少から、今、こどもまんなか社会を目指す国を挙げての取り組みが生まれ、準備をされております。本市の取り組みへの考えはどのようなのか、伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　子どもが安全に健康に育つためには、妊娠中や産後の母親の心の安定が大切です。健康づくり課では、妊娠の届出から両親学級、妊娠後期電話相談、赤ちゃん全戸訪問、子育て学級、乳幼児健康診査など継続して支援を行うことで、子育て家庭に寄り添った支援ができるよう取り組んでおります。

また、子育て支援センターハニカムと連携し、支援の必要な方を相互利用で支えたり、虐待の防止と早期発見のため、健康づくり課と子育て支援課の保健師や家庭児童相談員が一緒に訪問に伺うなど、連携体制を取っております。

母親の身体的、心理的な安心を保ち、産後鬱や子どもの虐待を防ぐためには、父親の育児参加が不可欠です。市では、今年度から両親学級や子育て学級での父親の参加を増やすため、妊娠届出時や広報、ＬＩＮＥなどで周知を図るとともに、教室の内容も見直しを行っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　それでは、改正児童福祉法で示された取り組みについて、改正の背景には増加する虐待、子育て世代の家庭支援を強化する目的で、市町村にこども家庭センターが設置されるわけですが、本市はどのような対応を準備しているのか、伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　こども家庭センターは、令和６年４月の改正児童福祉法の施行に伴いまして、現在、二つの課において担当している母子保健機能と児童福祉機能を包括的、一体的に支援を行う機関です。

こども家庭庁からの概要通知では、現在は努力義務となっておりますが、令和８年度末までに全市町村で設置することとなっております。本市におきましても、今後協議を進めて設置をしてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　それでは（２）の再質問をさせていただきます。

産前産後の女性と暮らしを支える専門家、産後ドゥーラの活用認識についてですが、厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査報告によりますと、離婚した夫婦の約４割が子どもがゼロ歳から２歳のときに離婚、さらに子どもが３歳から５歳のときに離婚した家庭を含めると、その数は全体の６割というデータがあります。

出産後の身体へのダメージ、ホルモンバランスの変化に伴う心の変調、授乳等、心が折れそうになってしまうのです。産後鬱の発症も少なくありません。明確に自覚していなくても、産後鬱の傾向はかなり多くの産後の母親に見られるそうです。そこに加えて、育休を取ってくれたはずの夫の世話という負担にならないよう、国はならないようにしたいわけですけれども、非常に負担の声も聞かれるところです。

国は男性が育休を取ることを勧めていますが、先ほども男性の参加、育休参加のこともお話しいただきましたけれども、再度、男性が育休を取ることにどのような効果があるのか、お願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　父親が育児休暇を取り、育児や家事を実際に行うことで、産後

の母親が休養や精神的な安心感を得ることができ、夫婦の絆も深まり、家庭の幸福感につながると言われております。また、育児休暇を取ることで、休暇後も父親の育児に関わる時間が増え、帰宅時間が早まると言われております。父親の育児参加や帰宅時間は、母親の育児不安の軽減にも関連しておりまして、両親が協力して子育てを行うことで虐待予防につながるとされております。

市では、共に子育てを行うことの大切さについて、両親学級や広報などを通じて啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　母親だけに負担がかからないよう、せっかく育休という制度が進んでいるわけですので、実際にこの０歳から２歳、３歳から５歳に離婚が、子どものことで離婚が多いということがないように、旭市は幸せな家庭が築けるように、さらにさらに応援していきたいと思いました。

続きまして、２回目の再質問です。

産後の母親に対する訪問型支援は、母子保健分野の事業の産後ケアの中で、保健師や助産師さんなどが訪問して、相談支援のアウトリーチが既に国でも事業化されています。しかし、産後ケアは保健事業であるため、医療系の専門職による訪問指導のみで、家事育児に関する直接的な支援は含まれません。

専門的な相談支援は極めて重要なことではありますが、家事育児の負担を抱え疲弊している母親や、家庭のニーズに応えることはできません。そして、国の示す産後ケア事業は、対象が出産後１年未満です。宿泊型と通所型を通算して、１回の出産につき７日までとなっています。しかしながら、７日間は安心できるが、その後家に戻り、独りで子育てをする毎日になります。また男性の、そこに旦那さんの協力があれば、また非常にいい状況になりますが、子どもにもそれぞれ個性、生まれ持った気質、敏感な子、神経質な子など様々です。眠りが浅かったり、何をしても泣きやまなかったり、家事や仕事も思うようにいきません。大事なのは、産褥期の専門家が母親を丸ごと支援することです。もう一つは、これまでのような要支援者に絞った支援ではなく、対象者全員に面談をし、希望すれば何らかの産後ケアが受けられるようにすべきだということです。

提案したいのは、産後ドゥーラによる家庭への派遣制度です。産後ドゥーラとは、産前産後の女性特有のニーズに応え、サポートするための知識技術を体系的に 75 時間講義実習を受け、

産後の母親に対してあらゆるサポートができる職業です。産後、睡眠不足と不安でいっぱいの母親へかゆいところに手が届く支援で、先行自治体では、安心して眠ることができた、作ってくれるご飯がおいしいと評判です。利用者アンケートの結果でも、100％全員の方が大変役に立った、また、役に立ったと回答しております。

この産後ドゥーラ補助をしている自治体も少しずつ増えてきております。産後間もない不安定な母親にとって、自宅を訪問して伴走型の支援を受けられることは大変な助けになります。育児が軌道に乗るまでの時期は、母親の愛着が形成される大事な時期と言われます。母子の愛着形成が一生の母親の絆につながっていきます。産後の心身の負担の大きさと一気に押し寄せてくる家事育児の負担に押し潰され、愛着形成がスムーズにできず、虐待に走ってしまうケースも見受けられます。児童虐待の加害者として多いのが母親であります。この時期に愛着形成がうまくできなかった場合、他者との愛着が形成にしにくく、人間関係を築く上で困難を抱え込む傾向があると言われております。

産後鬱の治療に当たっている精神科医、井上祐紀氏は、育児や家事の直接の支援が信頼できる支援者に任せることによって、非常に心理的なケアになると話されています。子どもが育つ最も重要な出発点であります。産後の家庭に対して、直接的な支援をする必要性は極めて高く、こどもまんなか社会をつくる上で欠かすことができない事業であると考えます。

産後ドゥーラは、産前産後の心身ともに不安定な時期の母親に寄り添い、支える専門家であり、産後の心身の回復と、赤ちゃんやその兄弟、育児を含め、新しい生活がスムーズに送れるよう支援することを目的に、赤ちゃんの世話、家事や兄弟の世話、緊急時は関係機関への連絡、母親が安心して子育てできるための支援を行うものです。多くが助産師さんや出産子育て経験者や保育士さんが多いようです。

旭市は近隣市と比較しても、合計特殊出生率が高いです。リスクのある母子だけでなく、希望する全ての母子が疲弊の声を上げやすく、その声がすぐに届く、誰一人取り残されない支援を目指したいです。安心して子どもを産み、母子ともに健康に育つ旭市を目指すために、産後ドゥーラの導入について進めてまいりますが、再度導入について伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　産後の鬱ですとか、そういった不安、また虐待を予防するためには様々な支援が必要であることは認識しております。産後ドゥーラもその一つとして有効であると考えております。しかしながら、産後ドゥーラを導入するためには、支援ができる

人材の募集や育成などが必要となりまして、すぐに対応できるものではないということで、周辺市の状況や民間活用の方法などを注視してまいりたいと考えております。

市では、現在夫婦で協力して子育てを行うことを目標として、父親の育児参加の促進に力を入れているところです。これからも相談や訪問などの事業を通して、子育て世帯の方の要望を伺いながら、地域に必要な支援について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　どうもご答弁ありがとうございました。子育てしやすい旭市という未来像が非常によく分かりましたし、また、それを希望していきたいと思います。また、さらに母子、また家庭が幸せになれるような対策があれば、しっかり勉強して、また質問させていただきたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　１時　０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　場　哲　也

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　皆さんこんにちは。議席番号５番、伊場哲也でございます。令和５年を締めくくる 12 月定例会におきまして、一般質問通告書に従い、質問事項五つ、14 点につき一般

質問をさせていただきます。

傍聴席の皆様方もどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

質問事項１、第４次旭市行政改革アクションプランの令和４年度の進捗状況の結果報告について質問いたします。

１点目、進行管理マネジメント。令和４年度の財政効果額、びっくりしました。ありがたかったです。３億9,704万円の具体的な効果額の内容につきましてお伺いいたします。

２点目、安定した歳入の確保に向け、市債権の収入未済額の縮減に対してはどのように具体的に取り組まれたのか、お伺いいたします。

質問事項２、公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況について質問いたします。

１点目、海上健康増進センターの大規模改修計画とその進捗状況についてお伺いいたします。

２点目、あさひパークゴルフ場の令和４年度の設備改修工事の内容並びにパークゴルフ場の長寿命化策というものが一体どういう施策なのか、お伺いいたします。

３点目、飯岡体育館の外壁の落下がございました。修理が大至急必要な状況に直面したことは皆様方もご存じのはずですが、その後、どのような改修がなされたのか、大変憂慮していたところです。そこで、体育館外壁修理の進捗状況はどういう状況になっているのか、お伺いいたします。

４点目、コロナ後の今夏、盛大に開催されました飯岡花火大会、７月より懸案事項になっておりましたみなと公園の遊具の修理、テーブル椅子の撤去等、その進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

質問事項３、教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書並びに学校教育の改善に向けた取り組みについて質問いたします。

１点目、点検・評価に関する学識経験者からの意見や要望に対してどう対応されているのか、また対応しているのか、お伺いいたします。

２点目、学校給食費の完全無償化に踏み切れるのかどうか。市の厳しい財政状況に一番お詳しい、まずは財政課長に、また、教育委員会がこれまで様々な研究や検討を重ねてきているはずですので、その結果を踏まえて教育総務課長に、学校給食費の無償化に向けての見解について、お二方にそれぞれお伺いいたします。

３点目、実用英語技能検定料補助制度の拡充に向けて、恐らく大幅な補助制度の拡充が図られていることを大いに期待するところでございますが、その現況についてお伺いいたします。

４点目、文部科学大臣のメッセージ、不登校・いじめ緊急対策パッケージや千葉県の不登校

対策ガイドを受けて、喫緊の課題である不登校対策に対して、市教育委員会と学校現場は具体的にどのように対応しているのか、その現況をお伺いいたします。

質問事項４でございます。人と組織の育成戦略について質問いたします。

１点目、2023 年４月１日現在で、すなわち今年度です。男性 405 名、女性 257 名、合計 662 名の方々が旭市役所職員として勤務されております。そこで、特に市職員のポスト職の選考、ですから、管理職の選考がどのように行われ、またどのように登用されているのか、その状況についてお伺いいたします。

２点目、市政の活性化を図る上で、管理職のバランスを図ることが非常に大切であることは、マネジメント戦略でも周知のとおりでございます。旭市役所においては、女性の課長をもっと登用すべきと考えます。米本弥一郎旭市長の見解をお伺いいたします。

質問事項５、最後の一般質問でございます。活性化を図るための市政運営について２点質問いたします。

１点目、都市計画マスタープランにおける計画区域の見直しの進捗状況についてお伺いいたします。せんだって説明があったばかりですけれども、よろしくお願いいたします。

２点目、第３次定住自立圏共生ビジョンにおける観光振興事業の進捗状況についてお伺いいたします。

以上、１回目の質問といたします。

なお、９月議会での一般質問同様、質問事項と内容が多岐にわたっておりますが、ガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒに基づいて、市民の声を反映し、市民の立場に立った基本姿勢で質問させていただいております。

一般質問時間 40 分という制限もございますので、市長並びに各 11 課長の皆様には、要旨を押さえた簡潔明瞭なるご答弁をお願い申し上げ、質問席に移動させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

旭市長、米本弥一郎さん、登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは質問４、人と組織の育成戦略について、（２）管理職のバランスと市政の活性化を図る上で、女性の課長をもっと登用すべきと考えるが市の見解を伺うに、お答え申し上げます。

職員の人事につきましては、性別にかかわらず、適材適所ということに重点を置いて行って

いるところでございます。議員からもありましたとおり、現在、課長職に就いている女性は子育て支援課のみということで、少ない状況でございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行などにより、男女共同参画社会がますます推進される中、管理職における女性の割合を増やしていくことも重要であることは認識しております。冒頭にも申し上げましたように、まずは適材適所ということを踏まえつつ、女性の課長職への登用も念頭に置きながら、適切な人員配置に努めてまいります。

○副議長（林　晴道）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　私からは、大きな項目の１番の２点についてご回答申し上げます。

１点目、令和４年度の財政効果額３億 9,704 万円の具体的な内訳でございますが、初めに市債権の収入未済額の縮減として１億 5,148 万円。これは、行政改革推進課で所管しております徴収対策室で管理しております市の 13 債権の令和４年度分の縮減額となります。

次に、その他自主財源の拡大として１億 7,889 万円。これは、基金の運用益、ふるさと応援寄附金、インターネット公売等による未利用地の処分、公共施設への自動販売機設置等に係る行政財産貸付料となります。

最後に、一般行政経費の抑制として 6,667 万円。これは、公用車管理費の削減、公共施設の廃止、解体等による維持管理費の削減となります。

２点目、安定した歳入の確保に向け、市債権の収入未済額の縮減に向けた取り組みでございます。平成 24 年６月から行政改革推進課内に徴収対策室を設置し、各債権所管課と連携を取りながら徴収対策の強化を図っております。

徴収対策の取り組みとして、徴収対策会議や債権管理研修会の開催等により、職員の技術と意識を向上させ、状況に合わせた適切な債権管理を行うことや、従来から推奨している口座振替による納付に加え、コンビニ納付やスマホ決済など納付機会の確保を図ることなどの取り組みにより、収納率の向上、滞納額の減少といった効果が現れております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課からは、２の公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況についてのうち、（１）海上健康増進センターの大規模改修の計画、進捗状況について、回答を申し上げます。

海上健康増進センターは、15 歳以上の方を対象に、運動を通じた健康づくりと生活習慣病

の予防を目的としまして、平成 15 年に竣工いたしました。利用に当たっては、トレーニングスタッフが個々の身体状況に合ったプログラムを作成し、トレーニング機器や歩行用温水プールでの運動など、効果的な運動となるよう指導を行っております。本年度実施しております大規模改修工事につきましては、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に沿って工事を行っております。工事内容は、雨漏りの修繕として屋上防水シートの張り替え、外壁修繕として目地のシーリング、外階段の撤去、新設となります。

工期は、本年９月 21 日から令和６年１月 26 日までとなっており、11 月末進捗状況は約60%でございます。

今後も、旭市公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　都市整備課からは、２の（２）と５の（１）について回答いたします。

まず、２の（２）パークゴルフ場の関係です。令和４年度の改修工事とパークゴルフ場の長寿命化対策についてです。

まず、令和４年度の改修工事の実績ですが、管理棟改修工事、まず一つございます。これは屋上及び外壁の塗装、内装の天井や壁を改修したもので、費用は 924 万 3,300 円でございます。

次に、散水ポンプの改修工事です。コース内の水まき用の散水ポンプ４台を更新したもので、費用は 770 万円です。

次に、自動散水設備改修工事で、こちら老朽化した無線散水制御設備を撤去いたしまして、新たな制御設備を設置したもので、費用は 278 万 3,000 円です。

次に、井戸ポンプ盤改修工事で、二つあるポンプ制御盤の一つを更新したもので、費用は 77 万円です。その他としまして、散水設備の電磁弁を交換いたしました。費用は 30 万 8,000 円です。

以上で、総額 2,080 万 4,300 円となります。

次にパークゴルフ場の長寿命化対策ですが、パークゴルフ場は海岸に隣接しているため、通年の潮風、台風時の強風等の影響を受けやすい、そういったことから日々の日常点検によりまして、早期に問題箇所を発見し、適切な処理を行うことで、施設のライフサイクルコストの縮減や、長寿命化を図っているところでございます。

続いて５の１……

（発言する人あり）

○都市整備課長（飯島和則）　コストです。

続いて、よろしいですか。５の（１）都市計画マスタープランにおける計画区域の見直しについて回答いたします。

現在、都市計画区域を市全域に拡大すべく、見直し業務を行っております。令和５年度は、道路や公園といった都市施設や用途地域の必要性の検討を進め、都市計画の素案を作成しております。この素案の市民に向けた説明会を年明けから予定しておりまして、意見を伺いながら必要な修正を行ってまいります。令和６年度以降は、県との協議を重ねながら、都市計画決定のための法手続きを開始する予定でおります。あわせまして、建築基準法の適用に対応するための指定道路調査が必要でありますので、令和７年度にかけ、現地調査や調書の作成を行いながら、令和８年度の都市計画決定を目指してまいります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　体育振興課からは、２の（３）飯岡体育館の外壁修理の進捗状況についてご回答いたします。

飯岡体育館の外壁については、危険防止のため指定管理者により 11 月２日、外壁全体の点検をして、落下防止の工事を行ったところです。現在は危険な箇所はなく、通常の利用ができる状況でございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　農水産課からは、大きな項目の２の（４）みなと公園の遊具等の修理・撤去の進捗状況ということでお答えさせていただきます。

県営漁港環境整備事業により造成されたいいおかみなと公園は、管理者である千葉県との間に管理協定が締結されており、市では、園内の清掃や施設の確認、軽微な施設修繕などの維持管理を行っています。また、遊具については年に２回程度、県との合同点検を実施し、情報共有を図り、修理や撤去が必要な場合は県に対応を依頼しているところです。

本年６月に議員から指摘のありました修理・撤去についての進捗状況ですが、県に確認しましたところ、トイレ洗面器の破損と手洗い等の蛇口の修繕については、令和５年８月に対応済みだそうです。遊具の立入り禁止箇所については、現在契約を完了しているというところです。ベンチのくぎなどの修繕・撤去については、令和６年１月に撤去を予定していると確

認しています。

以上です。

○副議長（林　晴道）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課から大きな項目３番、教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書及び学校教育の改善に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず（１）点検・評価に関する学識経験者からの意見や要望への対応についてでございますが、本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価書を作成するに当たりまして、教育委員会３課が所管する対象事業について、担当課で点検・評価をした後、例年７月頃に素案としてまとめて、学識経験者から意見をいただいております。学識経験者からいただいたご意見につきましては、即時、教育委員会内の各課にフィードバックしまして、内容によってはすぐに対応するとともに、検討を要する事項などにつきましては、現状を確認し、次年度以降の課題とさせていただいております。

続きまして、（２）の学校給食費についてですが、これまでの研究経過といいますか、これまで学校給食費の無償化に関し、他市の実施状況や財政規模を調査するとともに、本市での財政負担のシミュレーションなどを行っております。具体的には、県内で学校給食費の完全無償化や一部無償化を実施している市町の人口規模や児童・生徒数のほか、その団体の財政力指数、一般会計の予算規模や財源などの調査を実施しております。

また、本市において学校給食費を完全無償化した場合のほか、第２子以降を無償化した場合、小学校６年生と中学校３年生を無償化した場合など、それぞれの場合の市財政負担額の試算をしながら、令和６年度以降の学校給食費の無償化拡充に向け、協議を進めているところでございます。

続きまして、（３）の実用英語技能検定料の補助制度につきましては、昨年度から英検３級の検定料補助を１人２回までと拡充し、これまでの英検３級の受験者数や合格率、取得率の推移などについて、今現在検証を行っているところでございます。

また、検定料補助のほかに、本年度は外国語教育アドバイザーを新設し、教員やＡＬＴ、英語教諭補助員（ＴＡ）を対象に、外国語指導に関する指導や助言を行うとともに、中学生を対象とした英検受験対策の夏休み特別対策講座を開催し、英語検定受検者の支援を行うなど、さらなる外国語教育の充実に努めておるところでございます。

続きまして、（４）の不登校への対応についてでございます。令和５年 10 月に不登校・いじめ緊急対策パッケージが文科省から発出されております。全国で不登校・いじめ認知件数が増加傾向にある中、旭市においても、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みの充実が大切であると考えております。

これまで旭市教育委員会においては、適応指導教室「フレンドあさひ」を開設し、学習や学校への適応に向けた支援に努めているところです。また、周囲の大人が子どもたちのＳＯＳを受け止め、組織的な対応を行って、外部の関係機関とも積極的に連携して支援できるよう、不登校等の支援に資するコーディネーターの教員育成を行う旭市小・中学校長欠対策研修の実施や、旭市長欠対策協議会を学校の要望により開催し、個別のケースに対して様々な関係機関と連携し、原因のアセスメントや役割分担等を行い、学校支援を図っております。学校現場では、さらに教育相談やＳＯＳの出し方教育等を通じて、早期発見などに努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私からは大きな３番の（２）ということで、学校給食費の完全無償化に踏み切れるのか、市の厳しい財政状況の中、その見解をということについてお答えいたします。

財政的な側面から申し上げますと、給食費無償化の実施を考えた場合ですが、限られた財源の中で、ほかの予算も含めた市全体の予算を考える必要がありますので、その上で健全な財政運営を維持することが重要であると考えております。

また、給食費の無償化を実施する場合には、新規事業の取りやめや事業拡大の抑制、さらには予算を前年度より一定の率で減じるマイナスシーリングなどの実施により、財源を確保している団体もあるようですので、他の団体の方策などを参考にしながら、健全な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　総務課からは、大きな項目の４、人と組織の育成戦略についてのうちの（１）管理職の選考方法と登用状況について、お答えいたします。

将来的な管理職の候補者を選考するための試験は、小論文による試験を実施しております。この試験に合格した職員から、人事考課等による勤務成績や職位における在職年数などを総

合的に勘案して選考しております。

管理職の登用の状況としては、課長など７級の職にある者が 30 人、副課長など６級の職にある者が 36 人です。また、副主幹など５級の職にある者が 95 人となっております。

○副議長（林　晴道）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、質問事項の５の（２）、第３次定住自立圏共生ビジョンにおける観光振興事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

現在、第２期旭市総合戦略や第３次定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、観光客の増加や地域産業の活性化を目指しまして、様々な取り組みを実施しているところでございます。具体的には、観光案内パンフレット等の配布、こちらは令和３年度に５万部を作成しまして、観光施設並びに宿泊施設等に配布をしているものでございます。

また、各種観光宣伝活動としまして、今年度は観光商談会ということで、栃木県並びに東京都の観光商談会のほうに参加をいたしました。また、高速バスのラッピング等を行いまして、市の観光についてもＰＲをしているところでございます。また、宣伝活動としまして、千葉県誕生 150 周年イベントであるとか、茅野市の農業祭あるいは近隣の市町のイベント等に観光物産協会等とタイアップしながら参加をして、ＰＲをしているところでございます。

また、海水浴場の開設や市内の観光イベントへの助成、地域資源や地場産品のイベントキャンペーンを活用したＰＲ、観光客などが圏域内を周遊できる観光案内板の設置、こちら市内 12 か所でございます。こちらや、観光マップにおいてモデルコースを紹介するなどの仕組みづくりを実施しているところでございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。第４次行政改革アクションプランについて再質問をさせていただきます。

安定した歳入の確保の内訳として、その他自主財源の拡大で１億 7,889 万円の歳入の確保ができたと、この進行管理マネジメントに記載されておりますけれども、申し訳ございません、再度その内訳内容、具体的に、課長お聞かせください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　その他自主財源の拡大の具体的な内訳でございますが、基金の運用益として 4,537 万円。ふるさと応援寄附金として１億 1,596 万 4,000 円。インターネッ

ト公売等による未利用地の処分として1,146万6,000円。最後に、公共施設への自動販売機設置等に係る行政財産貸付料として609万2,000円でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　まず確認させていただきたいのは、課長、市債権で収入未済額の縮減、その他自主財源の拡大で、合計して３億 3,037 万円。あわせて、一般行政経費の抑制として6,667 万円、計３億 9,704 万円の具体的な効果額が出たんだということと合わせて、３回目の質問になります。

その他自主財源の拡大については、３年間の期間合計額が４億762万円、５年間の確保目標額で設定した３億円を３年目の段階でクリアして、安定した歳入の確保に結びつけたというふうに捉えてよろしいですか。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　令和４年度の効果額、３億9,704万円の内訳としましては、議員おっしゃるとおりで間違いございません。それから、自主財源の拡大で５年間の目標額３億円をクリアしたということで間違いないかということでございますが、議員ご指摘のとおり、目標は達成しております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　最後、（１）の４回目の質問になります。経費の節減合理化の内容として、一般行政経費の抑制として先ほどご説明があったわけですけれども、6,667 万円の計上、この中身。課長、もう一度お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　一般行政経費の具体的な内訳でございますが、公用車管理費の削減として126万8,000円。公共施設の廃止、解体による維持管理費の削減として5,900万5,000円。最後に、消防団施設の計画的整備による維持管理費の削減として639万4,000円でございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。私の計算と合いました。

（２）に移ります。安定した歳入の確保に向けて、市債権の収入未済額の縮減に向けて、相

当ご努力なされました。そこで、再質問でございますけれども、市債権の収入未済額の縮減は、これは行政改革推進の項目体系の目玉であるというふうに、私、捉えるんですけれども、５年間の目標額は６億 7,035 万円で、これまで３年間の市債権の収入未済額の縮減の合計額が３億 4,273 万円ということでよろしゅうございますか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　市債権の収入未済額の縮減でございますが、この第４次行政改革アクションプランの初年度である令和２年度から令和４年度までの３か年における収入未済額の縮減額であり、この同額を効果額とさせていただいております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　３回目の質問でございます。とにかく、５年間の行政改革として目指すところの目標額、19 億 4,535 万円であることは、課長、間違いないですね。市の最上位計画である第２期旭市総合戦略でも、そのようにきちんと示されております。

しかしながら、今回の進捗状況の報告では、５年間の市債権の収入未済額の縮減額の目標額は２億 197 万円と記載されているんですね。そうしますと、５年間の目標合計額は 14 億 7,697 万円というふうに訂正され、報告されているのですけれども、当初は、今言いましたように、目標金額は 19 億 4,535 万円ではないのかということですね。これは一体何ぞやということです。質問です。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　市債権の収入未済額の縮減の項目でございますが、計画期間の最終年度である令和６年度末の収入未済額の目標額６億 7,035 万円以内という、この目標額に変更はございません。

ただ、この行政改革アクションプランの進捗管理をする上で、財政効果額をより適切に表記したほうがよいのではというご意見がありまして、５年間の縮減目標額、収入未済額の６年度末を６億 7,035 万円以内という表記にしておったんですが、より具体的に表記したほうがいいというご意見がありましたので、５年間の縮減目標額である２億 197 万円に置き換えて記載したものでございます。ですので、総合戦略に記載してございます合計額の目標額に変更があったわけではございません。あくまでも、表記の仕方を変更させていただいたということでございます。

今後は、この収入未済額と縮減額を併記する、そういった形を取りながら、分かりやすい表現に努めてまいります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　行政改革推進課長、それ違いますよ。市債権の収入未済額の縮減というのは、５年間の目標額は６億 7,035 万円以内で間違いないですね。そうしますと、令和３年度の効果額２億 1,453 万円という、そこにはちゃんと「６億 7,035 万円以内」と記載されているんですね。ところが、令和４年度の効果額３億 9,704 万円と同じように記載されているにもかかわらず、ここの市債権の収入未済額の縮減は、目標額は６億 7,035 万円以内で同じであるとおっしゃったのであるならば、ここは誤解を招かないように「６億 7,035 万円以内」と記載すべきだというふうに思いますよ、私は。

そこで４回目の最後の質問です。４点ございますので、課長お願いします。

１点目、進行管理マネジメントなわけだから、令和４年度すなわち３年目の効果額、今言いましたように、３億 9,704 万円の実績に基づいた財政シミュレーション、これを報告書で示すべきだというふうに思いませんか。

２点目。施策には、必ずＫＰＩが示されているんですよね。しかしながら、アクションプランの施策 31 からは、重要業績評価指標なるＫＰＩが示されていないんですね。したがいまして、今後の第５次アクションプランでは、ＫＰＩについても示すべきではないかと考えますが、この２点目についてはいかがか。

３点目。参考として、報告書にはわざわざ経常収支比率と併せて、実質公債費比率が示されているわけですから、実質公債比率が 18%以上になると、地方債を発行する際には国の許可が必要であるというふうに記載されておりますけれども、ちょっと調べたり先輩にお聞きしましたら、いや、これは国の許可は必要ないよと、県知事の許可が必要なんじゃないかという話がありました。この点はいかがでしょうか。

４点目でございます。令和３年度の効果額は２億 1,453 万円で、旭市総合戦略、先ほども言いましたけれども、140 ページには目標額６億 7,035 万円以内と、市債権の収入未済額の減額の５年間の目標が記載されているので、確実に６億 7,035 万円でよろしいですよね、目標金額。この４点のご確認です。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員４回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　４点、質問がございましたので、順次お答えさせていただきます。

１点目、財政シミュレーションの関係でございます。財政シミュレーションについては、合併の特例による国の財政支援期間終了に伴う地方交付税の段階的な減少、それから社会保障関係経費や老朽化した公共施設の維持・更新など、市の財政は厳しい状況となることが予想されましたので、行政改革を進めていく上で、取り組み項目を検討していくための指標として推計したもので、年度ごとの見直し等は行ってございません。

なお、令和６年度が総合戦略、行政改革アクションプランの最終年度となりますので、新たな計画を策定する際は、その指標として財政シミュレーションを行う予定でございます。

２点目、ＫＰＩの関係でございます。行政改革アクションプランは、市の最上位計画である旭市総合戦略と連携し、実効性のある行政改革を推進するため、具体的な取り組み目標や実施計画を設定し、着実な実行を目指しております。

ＫＰＩを設定しない理由でございますが、取り組み項目によっては具体的な数値目標を掲げている施策もございますが、数値目標を定めにくい施策もございますので、ＫＰＩではなく、目標効果をそれぞれの施策で定めまして取り組んでいるところでございます。

行政改革はどこまでということではなく、不断の見直しをしつつ継続して行っていくことが重要であると考えております。引き続き、ＰＤＣＡサイクルを確実に実施し、目標効果がより高まるよう取り組んでまいります。

３点目です。実質公債費比率の関係です。実質公債費比率 18%以上となった際の地方債の発行許可ですが、議員ご指摘のとおり、市町村は都道府県知事の許可となりますが、都道府県知事が許可をするに当たっては、あらかじめ総務大臣に、国ですね、総務大臣に協議し同意を得なければならないとされておりますので、こちらの表現については、ちょっと検討させていただければと思います。

それから、４点目、目標額ということでございますが、議員ご意見のとおりで、目標額に変更はございません。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　行政改革推進課長、ありがとうございました。いずれにしましても、いろいろ調べていく中で、市政運営には行政改革が非常に大事であるということが私自身も分かりました。行政改革アクションプランの策定の経緯については、４点、市の財政が厳しいよ

ということで記載されておりますし、なぜ行政改革をするんだということについては、行政資源が限られている、将来にわたって健全な財政運営を維持していかなければいけないということが１点。

２点目として、効果的で効率的な行財政運営の推進が必要なんだと。ですから、多様化するニーズに対応した質の高いサービス、これを提供する上でも、簡単に言えば金が必要だと、そのための行財政改革をするんだということですね。

この後の私の質問にも関係してきますけれども、定員適正化計画による人件費の削減、そして事務事業の見直しあるいは公共施設の統廃合による経費の抑制、そして市税などの収納率向上による安定的な歳入確保、ここがポイントだよということが私自身も押さえられましたので、また今後、この点について注目していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

２番目の公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況について、お伺いいたします。

海上健康増進センターの大規模改修の計画、進捗状況についての再質問でございます。健康づくり課長、修理しなければならない箇所、把握しているところ、どこでしょうか。お答えください。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　海上健康増進センターにつきましては建築後 20 年以上が経過し、老朽化に伴う修繕に加え、プールや温暖施設等の特殊な設備の故障も増え、維持管理費が増大しているところでございます。

現在把握しております修繕が必要な箇所としましては約 10 か所で、主なものは温暖室及びジャグジーといった設備関係や、雨漏りによる天井の劣化、プールのタイルの剝がれなどがございます。備品類では、防犯カメラ及び券売機などが挙げられます。これらにつきましては、財源も限られる中で、安全性や利用状況等を勘案し、優先順位を定めながら、中長期的な視野で修繕を行ってまいります。日常の管理につきましても、高齢の利用者の方が多いことも踏まえまして、安全で適切な運営に努めてまいります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。優先順位、中長期的、よくある言葉ですけれどもね。結論から言いまして、全て修理をお願いいたします。新しいものを造ってくださいとい

うことをお願いしているのではございません。今ある施設を個別施設計画に沿って、申し訳ございません、なるべく早く修理をお願いしたいと。

といいますのは、私も実際使ってみたんですね。シャワーあっても、１本目、２本目使えないじゃないですか。あって意味がないと、何のための施設だと。ジャグジー入りました。気持ちいいかなと思って。気泡、泡が出ないんですね。これも駄目でしょう。高齢者の方は楽しみにしていますよ。それから温水プール。やっぱりあそこ泳いじゃいけないんですよね。歩いて血糖値高まるのを防ごうということですね。でも、90 過ぎのおじい様方が、時に気持ちよくて、頭潜して泳いじゃう人もいるんですね。係員に注意を受けています。ですけれども、水から出た後は、温まったらやっぱり健康増進につながる、これ確実ですね。ですので、なるべく早く修理をお願いしたいということをお願い申し上げているんですね。

ぬめり、これも事故防止でとても大事だと思いますね。あと、やはり健康増進の目的のために施設を造られたわけですから、これはシニアの方々が生きがいを持って、喜びを持って、希望を持って、喜々としてシニアライフを過ごせるように、市としてもバックアップしていただけないものかなということを思うので、強く申し上げさせていただきました。

とにかく、セカンドライフをエンジョイしている方々は常々言っておられますよ。伊場、年取ってもな、教育と教養は大事なんだよ。今日行くところがなかったら寂しいだろうと、今日、用があるから、俺は充実したシニアライフを送っているんだ、そんな冗談かっ飛ばしていますけれども、いずれにしましても早めの修理をお願いいたします。

それから、これはお願いになります。実際、プールから上がって出ようとするときに、ぐしょぐしょの水浸しになった水着、タオル、ここで、やはり男女別の脱水機があったらいいなと。４回目の再質問でございます。男女別に１個ずつ、３万 5,000 円程度の小型脱水機でもいいですから、買っていただけませんかね。これ切にお願い申し上げます。すぐ対応すると、私もそうですけれども、年寄りの方は本当に喜びます。これは市の姿勢の政策の信頼につながるかと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

せんだって課長にお上げした波崎のマリンプールのような、あんなきれいな施設を造ってくださいと申しているのではありません。修理をしてください、気持ちよく使えるようにしてくださいというお願いでございます。

あわせて最後、質問最後になりますけれども、引き続き健康づくり課長、旭市には９月議会でもお話しさせていただきました。小児科の専門医、これが本当に中田クリニックしかございませんので、引き続き旭中央病院の調整室長と連携を取っていただき、尽力をしていただ

きたいと、かように思います。

続きまして、公共施設の個別事業計画及び各種進捗状況について、パークゴルフ場について再質問させていただきます。簡単な質問です。年間の利用者数は何人ほどいらっしゃったんでしたっけ。そして、それに伴う利用収入は幾らぐらいございましたかと、最後三つ目ですけれども、年間の管理費というのは一体どのぐらいかかるんだと。最終的にパークゴルフやることによってマイナスになっているということもあり得るかと思います。その点、事前ちょっと打合せ、課長させていただきました。ご答弁お願いします。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、ここで午後２時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩　午後　１時５１分

再開　午後　２時　０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、パークゴルフ場の年間利用人数、施設利用収入と維持管理にかかる費用について回答いたします。令和４年度実績で回答いたします。

年間のまず利用人数ですが、延べ２万 1,146 人です。内訳としましては、市内の方が１万 8,564 人、市外の方が 2,582 人となります。

次に、施設の使用料収入です。こちらは 765 万 5,630 円でございます。

次に、年間の維持管理費用、こちらは令和４年度の実績で 5,062 万 3,083 円でございます。パークゴルフ場の収支としましては、約 4,300 万円のマイナスとなりまして、維持管理費用のうち使用料収入で賄えている割合は約 15%でございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　マイナスにもかかわらず維持を管理していく、大変かと思いますけれども、先ほどの増進センターと一緒で、やはりパークゴルフ場も、特に高齢者に限定するつもりはないのですけれども、大事なスポーツ施設だというふうに捉えますので、今後は維持管理等をよろしくお願いしたいと思います。

３回目の質問でございますけれども、市民開放日を増やすですとか、あるいは傷み、取替え必要のあるベンチの増設、そして、お金がかかって大変かと思いますけれども、天候不順とか、暑さ寒さよけ、屋根をつける、特にくろしおコース６番だとかしおさいコース６番、あの辺では必要なのかなというふうに思いますけれども、その点については課長、いかがでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　現在、無料開放日、こちらについてはスポーツフェスティバルの１日だけでございます。そういったことから、今後は体育の日とか、そういったときに、若い年齢を対象にしたりとか、無料開放日を設けたり、幅広い年代に普及促進につながっていくような開放日が設けられればなと考えてございます。

あと、それと何点かいただいたご要望につきましては、確認させていただきます。その中で、可能なものについては対応を検討していきたいと考えております。壊れたものについては、できるだけ早い段階で修理していくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　４回目の質問でございます。維持管理、前向きにご検討いただけるということで大変ありがたいと思いますけれども、向太陽杯、これがなくなりました。それに向けて、県内外とか大会を盛り上げるような向太陽杯に代わるような大会開催、これはお願いできないかなと、パークゴルフ協会にも言われていることと思います。その点についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　大会の関係ということで体育振興課からご回答いたします。

まず、向太陽杯パークゴルフ大会ですけれども、こちらは平成 20 年度から、市の認知度向上やあさひパークゴルフ場のＰＲ等を目的に開始した交流事業で、県内外から参加者を募集し、開催しておりましたが、参加者に変化がなく固定化している状況でございました。

そのため、令和４年度から目的を市民の健康増進とし、パークゴルフをまだやったことのない方もたくさんいらっしゃいます。そういったことで、初心者を含めた市民向けの大会に変更したパークゴルフあさひスポフェスカップを開催しております。

今年は 11 月５日に開催し、参加者数は午前のファミリーの部に 48 人、一般の部に 64 人、午後は大会の運営、それからプレーの指導に協力していただいたパークゴルフ協会の会員向けにマスターの部を行いまして、49 人の参加がありました。合計 161 人で、昨年の 104 人に比べ、参加者数を増やすことができました。

今後も、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民がパークゴルフを通じてスポーツへの関心を高め、初心者でも気軽に楽しめるイベントとして、パークゴルフ協会の皆様と一緒に盛り上げて、定着させていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　温かいご回答ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして（３）ですけれども、飯岡体育館外壁修理の進捗状況、再質問させていただきます。40 年たっておりますけれども、安全・安心の個別施設需要はまだまだあるというふうに考えますけれども、長寿命化策についてお伺いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　議員おっしゃるとおり、飯岡体育館は建築後 40 年が経過しておりまして、外壁を含めて施設の老朽化が進んでおり、修繕が必要な状況でございます。市の個別施設計画では、老朽化の進行状況から廃止を含めた在り方を検討するとしておりますが、令和４年度の利用者数は 9,705 人であり、コロナ前の利用状況と比較しても増加傾向となっております。そのため、当面の間は、修繕等により施設を存続させたいと考えております。

また、今回の外壁落下防止工事ですけれども、こちらまだ応急的なものでございますので、この場所を含めた飯岡体育館南側の外壁の改修工事について、令和６年度の実施を検討してまいります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。時には市のほうで、指定管理業者、あさひスポーツまちづくりパートナーズ、代表団体がコナミスポーツですね。実際に外壁工事等を担当される方はイオンディライト株式会社様というふうにお聞きしておりますけれども、これ時にチェックを入れたほうがいいんじゃないかというふうに、個人的に思いました。体育館に行って使っているときに、外壁の落下の可能性ありなんて書いてあるんですよ。可能性じゃないですよ、危険性ありですよ。そういったところからして、やはり市のほうの指定管理業者

に任せっ放しではないとは思いますけれども、時に管理が必要かなというふうに思いました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

（4）のいいおかみなと公園の遊具等の修理・撤去の進捗状況についての再質問をさせていただきます。

いずれにしましても、県の農林水産部、そして銚子漁港事務所、十分連絡を取り合って、今年度中に、先ほどありましたけれども、ベンチ椅子の撤去、これされたほうがよろしいかというふうに思います。いつまでも旭市農水産課の黄色いテープが張ったままになっていますと、地域住民は、農水産課は何をやっているんだと、そんなこと言いますので、よろしくどうぞお願いいたします。その点いかがですか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　すみません、確かに管理というか、日頃の修繕等は、軽微なやつはうちのほうでやっているので、そういった危険な場所については、うちのほうのテープを張らせてやっています。市民にしてみれば、県がやるものなのか、市がやるものなのかというのはどうでもいい話だとは思いますので、今後も、県のほうに引き続き連携を図りながら、強く要望しながら、できるだけ早急に修繕等を進めていただくように要望していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　強くね。強く言えないときは、こっちも強く言いますので、とにかくすぐきれいになるように、なるべく早くということで、よろしくご協力をお願いします。

３番目、教育委員会の事務の管理及び執行に関わるものについて、再質問をさせていただきます。課長、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 26 条の２項について、アドバイザーの活用を図ると。その点についてどのようにお考えか。学識経験を有する者の知見の活用を図るということについてのお考えをお尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第２項の規定によりまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するに当たって、学識経験者の知見を図るとされております。

教育委員会の事務につきましては、内部で自ら点検・評価を行うことは当然ですが、外部からの視点でのチェックも必要であると考えております。本市におきましては、学校教育や生涯学習の分野から２名を選任して、学識経験者から聴取した意見を報告書としてまとめ、点検・評価書に掲載をさせていただいております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　せっかく学識経験者、貴重なご意見をいただくわけですから、お二人のご意見を、どういうことを市教育委員会に求めているんだということで、ジャンル別に整理されて、対応策を練られたほうがよろしいかと思います。私のほうの時間の都合もなくなりましたので、後ほど教育総務課長とお話をさせていただきたいと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、（２）番の学校給食費の完全無償化に踏み切れるのかどうか、こちらのほうに移らせていただきます。

再質問になりますけれども、財政課長、恒久的な財源が必要ということで、財源的に無理ですね。給食費の完全無償化を行うのは。その点、ご回答願います。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それではお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたけれども、給食費の無償化につきましては財政負担が大きいということもありますので、先ほどの繰り返しとなってしまいますけれども、ほかの予算も含めた市全体の予算を考えていかなければならないということもありますので、市としましては、健全な財政運営が維持できるように努めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　市長にお尋ねいたします。マイクを取ってご準備いただき、ありがとうございます。

市長、公約果たせませんね。難しいです。ここ決断の時期に来ていますね。いや、でも市長まだ１年あります。ご安心ください。十分理解と協力、そして何とか来年、再来年は、７年度は、１市３町市制 20 周年を迎えますので、記念行事で、旭市は小・中学校給食費の完全無償化だ、事業スタートとどんといきましょうよ。そこ市長どうですか。だって、ライフステ

ージごとの支援、これが市長の市政づくりの方針でもございます。非常に厳しいですけれども、市長は完全無償化と言われていますよ。教育委員会のほうは無料化と言っていますけれども、あれ言葉変えたほうがいいかと個人的に思います。

市長お願いします、ご答弁。完全無償化。厳しくたってやるぞという。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　学校給食費の完全無償化につきましては、これまで他市町の事例のほか、財政的なシミュレーション等を行い、将来的な財源の確保についての検討はもちろん、市予算の全体のバランス、ほかの事業への影響なども考慮した上で検討を重ねております。次年度以降の学校給食費完全無償化につきましては、さらなる拡充をするための調整を行っているところでございます。

なお、合併 20 周年記念事業につきましては、ご意見としてありがたく承っておきます。ありがとうございました。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　市長、１年後のこの 12 月議会で、いよいよ旭市もやりますよと、このご決断のご答弁をいただけませんか。私、一般質問させていただきます。その点市長、いかがでしょうか。１年後です。この 12 月議会で、７年度から給食費やるよと。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　学校給食費の完全無償化につきましては、国が、国の責任において実施すべきものと考えており、国・県への要望を重ねているところでございます。国の制度として確立するまでの間、旭市として給食費の完全無償化を行うことは、物価高騰が続く中での保護者の負担軽減のため、また子育て支援策として有効であると考えております。今後も、旭市独自の給食費完全無償化の拡大に向け、前向きに準備を進めてまいります。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　大いなる前向きあるご検討、市長の方針ですので、ご期待申し上げます。

時間もなくなってきましたので、（３）番の実用英語技能検定試験の支援策の拡充、これにつきまして再質問させていただきます。大変申し訳ございません、この後にも質問、大事な質問が控えていますので、再質問１点だけでよろしゅうございますかね。

それは、過日 11 月の広報あさひ、学びのひろば、国際社会に羽ばたく人材を育てる英語教

育の充実に向けて、市では、英語力の向上を図り、子どもたちが身につけた英語力を生かして、国際社会で自分を豊かに表現し、他者と理解し合える姿を目指していますということで、どんと載せてありました。

１点目、外国語指導助手の配置、生徒の英語力アップ、国際理解の促進、まだまだ全員不足しますので、理由は後ほど個人的に述べさせていただきますけれども、小学校における英語教育の英語教諭補助員。今すぐにも募集すれば、やりたい人がいます。先ほどお会いいたしました。外国語教育アドバイザー、英語教育の質の向上、１人ですよね。もっと増やしたらいかがでしょうか。英検受検対策講座、英検３級の取得を支援したいがために、アドバイザーを置いて、わざわざ夏休み開放したんですね。ですから、英検の補助、もっともっと拡充したらいかがという考えなんですね。

さあそこで、最後５点、課長、海外留学を支援する制度、びゅんと飛行機でロサンゼルスのほうに飛んでいけば、平仮名で「あさひ」と書いたあさひ学園というのがあります。これは日系人含めて、日本人が誰でも行きたがるような、最新の日本の教育制度を学べる学校でございます。連絡取られて、留学を支援する、そんな制度も試みられたらいかがかなと。

それから、交流都市ザンビア等とありますけれども、この派遣を支援する制度、教育総務課では対応できないと思います。課長、市長、副市長にもご相談申し上げて、そういう画期的な旭市の教育の改革を図るような、そういうリーダーシップを教育委員会には図っていただけないかなと、個人的に思うんですね。

当然、国内における英語研修の支援制度ですね。それから、ＡＬＴは今９人でしたか、10人でしたか。たしか 10 人かと思います。年間五、六千万円の税金を投入して、彼ら、彼女たちを雇っているわけですね。もっともっと活用する方法が幾らでもあるんですね。彼ら 10 人の顔が全然見えないんですよ。契約、コントラクトの見直し、活用の見直しを図られたらよろしいかというふうに思います。

青少年意見発表、市長も、議長も、そして教育長も、将来ある子どもたちを支援したいなと。そして、大人が変われば子どもも変わると。こんな冊子もあります。昨日、教育長が温かいお言葉、無限の可能性をやっぱりバックアップしていきたいんだと、そういうことを本当に真剣に大人が、以前も言ったんですけれども、応援しないで誰が応援するの。こういう人たちが応援しないで、誰が応援するのということを、バランスをそれこそ考慮しながら、積極的に、大いに支援していただけないものかなというふうに思いました。課長、雑駁で結構ですから答弁をお願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　ご提案いただきありがとうございます。ただいま議員からご提案のあった海外留学や姉妹都市交流、そういったものについては、学校教育の枠を超えた事業でありますので、実施は難しいものと考えております。

ＡＬＴの有効活用につきましては、ＡＬＴを増員したことで小学校から中学校まで切れ目のない外国語教育ができ、授業だけでなく、小学生の頃からＡＬＴと接する機会が増え、児童にとって外国人と気軽に英語で話す異文化コミュニケーションに興味を持つきっかけにもなっております。

また、本年度はＡＬＴが七夕市民まつりに参加することで、学校以外でのコミュニケーションも広げております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　教育総務課長、ありがとうございました。

続きまして、（４）番、不登校関係に質問を移したいと思います。今現在、フレンドあさひ、学んでいる児童・生徒、何名いらっしゃいますか、お答えください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　今現在、適応指導教室フレンドあさひでは、33 人の児童・生徒が学習をしております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　学習不適応、大変なお子さんたちです。ですので、指導者２人いらっしゃいますよね。彼女たちのリクエストをしっかり聞いていただいて、即対応していただきたいんです。大事な大事な機器が二つ足りません。シュレッダー、これ必要ですよ。個人情報等々の管理の上でね。それから、やはり拡大コピーが必要なんですよ。Ｂ５の細かい文字を指導する子どもたちに、Ａ３サイズに大きく拡大をして、こうですよと、基本的に小学生でも複式授業をしているわけですから。

スタッフのご意見を十分聞いて、対応していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。その点いかがでしょうか、課長。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　シュレッダーやコピー機につきましては、市役所内でのほかの部署では使うことができますので、そちらのほうを使うことも可能かと思います。ただ、スタッフの方が子どもたちを支援するのに支障のないように、いろいろと要望は聞いていきたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　よろしくご対応お願いいたします。不登校ですけれども、部活動の地域移行は、教育長これでございました。不登校については、今、皆さん本当にびっくりしませんかね。日本の教育が危ない。ウェッジです。

今現在、日本の不登校児童・生徒数、30 万人ですよ。東総文化会館大ホール 900 人ですよ。仮に 1,000 人入ったとしても、あの東総文化会館が 300 棟あっても入り切れないほど、今日本全国には児童・生徒、学校に通えない。いるんですよね。そのうちの 11 万 4,000 人という統計が出ていますよ。専門家のいわゆる相談機会を得られなくて困っている。当然、そういうことをご理解された上で学校現場で指導されているとは思いますけれども、いま一度、不登校児童・生徒に対しての彼ら、あるいは保護者の目線に立った支援をお願いできればというふうに思います。いかがでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　議員おっしゃるように不登校児童・生徒が約 30 万人、29 万 9,000 人という報道を受けまして、文科省のほうでは緊急対策パッケージを出しております。その中では、学校へ通えない子どもさん、あるいは学校に行けても教室に入れない子どもさん、その方のために、教育支援センター別教室で授業できるとか、あるいはオンラインで授業を見られるように、そういった配慮を言われております。

それと、ＳＯＳの早期発見、これについて言われております。そちらについても、心の小さなＳＯＳを見逃さないように、あるいは子どもたちにＳＯＳを発信できるように、いろいろと教育をしているところでございます。

今後も、さらにそちらに力を入れまして、さらにはスクールカウンセラーや、そういった方々のお力をいただきながら、チーム学校として進んでいきたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　チーム学校、よそにない旭市教育委員会独特の強力な取り組み推進、お願

い申し上げます。

続きまして、一般質問事項項目４、こちらのほうに移らせていただきます。人と組織の育成戦略について。びっくりしました。旭市役所、こんなこと言ったら怒らないでください。失礼かもしれませんけれども、偉いたちばっかりなんですよ。いわゆる管理職は、管理職ポスト、ポスト職、662 名中 161 名。４人に１人が管理職、すなわち管理職手当を頂いている。４人に１人が管理職、管理職のうちの４人に３人が男性、女性は僅か何％でしたか、24.3％。管理職中、女性が占める、40 名ですか。少ないと思いませんか。

２年間、私、こちらは皆様といろいろ質問質疑、答弁をお聞きして、要は男性ばっかり。こちら女性３人いて、年代的にもって、バランスとおっしゃいましたけれども……

（発言する人あり）

○５番（伊場哲也）　今何人って言いました。

（「３人」の声あり）

○５番（伊場哲也）　自分で４人と言っているつもり……

○副議長（林　晴道）　場内静粛に願います。

○５番（伊場哲也）　静粛に、ごめんなさい。４人、しかしながら、去年は子育て支援課長、そちらのほうにいらっしゃったんですが、今、今年は見えないんですよ。女性の方が本当にいらっしゃらないなと、その点なんですね。

市役所における管理職選考基準、先ほど論文ということがありました。これは、副課長ポストに怒られるかもしれませんけれども、副主幹、副課長ではございません。副主幹です。管理職 161 名中 79 名いらっしゃるんですよね、今ね。副主幹ポストですと、これ何級職になるんですか。５級職、２万 7,800 円のいわゆる管理職手当。これ２万 7,800 円掛ける１年間、33 万 6,000 円掛ける 79 名やると、ざっくり 3,000 万円ほどの行政改革。必要ですかね、副主幹ポスト。答弁お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　副主幹ポストですけれども、主に班長職を担っていただいております。班長職となりますと、各課における班の統率、管理監督者という意味で、職務の困難性も生じてまいります。高度の責任を有しており、組織には欠かせない存在となっております。こういった特別の職責に対して、給与を調整するために管理職手当が支給されておるとご理解いただきたいと思います。

管理職に就く職員の多くは、その職務の重要性や監督者としての職責から、時間外勤務を自ら進んで行っております。しかしながら、管理職については給与制度上、時間外勤務手当が支給されません。こういったことからも、一概に人件費が高くなっているとは限らないものと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　分かりました。大変失礼申し上げました。

しかしながら、班長職 61 名のうち、副主幹でありながら（副主幹）班長で、副主幹でありながら班長ポストじゃない方、61 名中 18 名いらっしゃる。ちょっと不公平なのかなといったことも感じたもので、班長職となるものはどういう仕事をしているのかなということを感じさせられたと。

課長が１人って少なくありませんか。過去 10 年でも、女性課長１人だけなんですよね。それについては、市長、いかがですかね。先ほどバランスということがありましたけれども、どのような資質や能力が要求されるとお考えか、市長の答弁を求めます。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　ご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、職員の人員配置や管理職の登用は、性別にかかわらず、適材適所ということに重点を置いて行っております。特に課長職につきましては、課を統括する大変重要なポストでありますので、今後も職員の人材育成に努め、優秀な人材を登用してまいりたいと考えております。ご理解賜りたく、お願い申し上げます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　最後の質問になりましょうか。市長、これ、今年度で終わる計画なんですけれども、これご存じでしたか。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（第２次）というのは、旭市の計画、これホームページに載っているんです。これご存じでしたか。もしご存じであるならば、この女性職員の活躍の推進に向けた課題と目標、これをお伺いします。

これ、今年度で終わってしまうんです、３月で。したがって、第３次が今作成中だと思いますけれども、課題と目標です。とんでもないことになっているんですよ。ですので、これで終わりにさせていただきますけれどもね。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島　茂）　では、初め質問の趣旨、ちょっと理解できませんでしたが、数字的なことということで理解いたしまして、それについては、旭市の女性の管理職、これ 30％というふうに記述してございます。

そもそも男女共同参画社会基本法の前文において、先ほど市長が答弁しておりますように、性別にとらわれることなく、その個性または能力に応じといったような記述があるところでございます。

旭市役所におきましては、平成 29 年、平成 30 年に女性課長４名おったというのが旭市のアッパーといいますか、一番多かった年でありますが、先ほど来市長が答弁しておりますように、適材適所という中で登用しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。性別に関係なく、当たり前のことでございますね。ただ、言い方を間違えますと、だったら女性能力ないのかよというふうに聞き取れない、そういう答弁内容もややもするとありかねないので、これは、私の発言もそうなんですけれども、慎重にする必要があろうかというふうにも、自分自身の反省も含めて、そう思っているわけですけれども、５年７月に公表されておりますね。女性管理職の割合、とにかく、令和５年度まで 30％を目指すんだと。令和元年 22.4％、２年度 21.7％、３年度 23.7％、４年度 24.2％、５年度 24.8％、課題があります。

それに比べて男性の育児休業取得率ですね。これは令和５年度で 10％を目標にしていたということですけれども、もう既に昨年度段階で 30％を超えておりますので、先ほど言いましたように、この行動計画は今年度で終わりですので、その辺の過去の状況等々を十分踏まえて、第３次の女性活躍推進法に基づくこの計画を作成いただきたいと、かように思います。

都市整備課長並びに商工観光課長につきましては、一般質問できずに、私の不徳のいたすところで、時間がなくなってしまいましたので、これにて伊場哲也の一般質問を終了させていただきます。反省し、来年の３月に備えます。よろしくどうぞお願いします。どうもありがとうございました。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場議員は自席へお戻りください。

◇　戸　村　ひとみ

○副議長（林　晴道）　続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　戸村ひとみです。それでは、私の一般質問を始めます。

先月 11 月 19 日、東総文化会館において、旭市内の小学校６年生と中学校３年生、高校生青年の部の計 13 名の意見発表が行われました。自分は将来こうなりたいから今こうして頑張っているとか、好きで好きでたまらないことをもっと深く学んで追求したいとか、おのおのの発表の中に、自分の人生の向き合い方、生き方が表現されていて、涙が出るほど感動いたしました。自分の意見を持ち、それを堂々と発表する。本当に立派でした。

そして、感動と同時に、私たち大人のほうがもっとしっかりしないと、この子どもたちの健全育成はおぼつかないと痛感もいたしました。まさに、負うた子に教えられ浅瀬を渡る、このことわざどおりでした。とてもよい機会をいただきました。

私の政治活動のテーマは、子どもたちが夢と希望を持って大きく羽ばたけるように、次世代に責任を持った政治を行うことです。今回もその趣旨で質問を行ってまいります。

それでは質問に入ります。

１、旭の農業の未来と可能性について。

（１）です。学校教育と農業の連携について、学校給食完全無償化に向けた取り組みを伺います。といっても、前者、伊場議員のほうのご答弁に、市長が何だかできるのかできないのか分からないような市長答弁、先ほどの内容ですけれども、内容というか、前向きに準備というような言葉があったんですけれども、これはやられるということなのか、いややらないということなのかがよく分からないんですけれども、私は、ずっとこれは市長の公約いかんにかかわらず、絶対にやるべきことだと思いますので、その理由は後ほどまた述べますが、都市間競争にも負けてしまいますし、そういったところで、改めて予算編成時の今、学校給食完全無償化に向けた取り組みはどのようになっているか、お伺いします。

（２）有機農業の推進について本市の取り組みを伺います。国のほうでは、2050 年までに25%有機農業という高い目標を掲げて取り組んでおります。旭市はどのような取り組みをしているのでしょうか。お願いいたします。

（３）食品ロス削減について、農作物の生産現場で発生する規格外野菜等を県内の都市自治体との連携により解消できないかについて伺います。これはそのままの質問です。規格外野菜を利用し、県内の都市間連携に利用できませんか。

（４）です。外国人観光客誘致について、本市の地域資源である農業や食を生かした取り組

みを伺います。コロナ後、日本の観光地は有名無名にかかわらず、外国人客であふれているといったニュースを見るたびに、旭の持てる観光資源、ポテンシャルがこの町の外国人誘致に生かされていないと感じております。日本人が求める観光とは一味違った場所や文化がネットで拡散されて、こんなところにという驚きの声が各地で上がっております。旭市のインバウンドへの取り組みはどのようにされているのでしょうか。

（５）です。旭産農畜産物の輸出拡大について、県と連携した取り組みを伺います。11 月 15 日から、熊谷知事が視察団と県農林水産物のトップセールスと観光ＰＲのために、台湾に行かれたようです。台湾政府への産地証明や放射能検査証明といった輸入規制の撤廃に向けた要請もされました。千葉県は、東日本大震災以来停滞していた農林水産物の輸出拡大と、県内観光周遊によるインバウンドの拡大を目指しています。そこで、県の農畜産を支えているのは旭市ですから、旭市産農畜産物の輸出拡大について、県と連携した取り組みを行っておりますが、教えてください。

２、持続可能なまちづくりについてです。

（１）周年記念事業の活用について、千葉県誕生 150 周年記念事業における本市の取り組みを伺います。先日、ニュースで館山市の鏡ヶ浦通り、そこで、11 月 12 日に館山チアアップ・千葉県誕生 150 周年記念パレードが行われたとありました。パレードには、ミッキーマウスら東京ディズニーランドの人気キャラクターも登場、沿道には同市の人口を超える約５万 7,000 人が詰めかけ、同市誕生以降かつてないほどのにぎわいを見せたそうです。パレードは、県誕生 150 周年を記念し実施、県とＴＤＬの運営会社が１月に結んだ包括連携協定に基づき、東京ディズニーランド 40 周年スペシャルパレードも参加したそうです。

午後零時半からスタートし、県警音楽隊を先頭に、同市立中学校や市内高校の合同吹奏楽部、チアダンスチーム、銚子はね太鼓保存会など約 500 人が海岸沿いの公道 900 メートルを行進、最後に、鮮やかな衣装に身を包んだミッキーマウスやミニーマウス、ドナルドダックらも登場し、手を振ったり踊ったりしながら、パレードを華やかに締めくくったそうです。

パレードのゴール地点に近い芝生広場では、恒例の海岸ビーチマーケットが開かれ、約 100 店舗の飲食店や雑貨店が出店し、にぎわったそうです。何で館山市なのと思ったんです、私、このニュースを聞きまして。館山市では民を巻き込んでの 150 周年事業ができるんだと思ったわけです。

また、県内某デパートの吹き抜けには、巨大なスクリーンに、県内各町の祭りやイベントが映し出されていましたが、次々と紹介される映像に、旭市をＰＲするものはありませんでし

た。

そこで質問です。千葉県誕生150周年記念事業に関して、旭市はどのように取り組んでいますか。

（2）芸術文化の振興について、学校教育における取り組み、特に子どもたちの才能を伸ばす教育について伺います。冒頭述べました意見発表した小・中 10 人の子どもたちの中に、絵を描くのが好きで、芸術家を目指すという子が２人もいました。目を輝かせ、力強く夢を語ってくれました。きっと、今回意見発表ができた生徒だけでなく、たくさんの子どもたちが同じような夢を持っていると思います。そこで、その子どもたちの才能を伸ばし、夢を実現させるために、具体的な目標を立てるなどのアドバイスやサポートが旭市の子どもの教育に関わる大人たちの責任だと私は思います。昨日、教育長、可能性を最大限に引き出せる教育という話をされました。

そこで１回目です。芸術文化の振興について、学校教育における取り組み、特に子どもたちの才能を伸ばす教育について伺います。

以上１回目です。ご答弁簡潔によろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは教育総務課から、まず、大きな項目１番の（1）学校教育と農業の連携についての学校給食費の無償化に向けた取り組みについて。

学校給食費の無償化につきましては、先ほど伊場議員のご質問にお答えしましたとおりなんですが、他市の実施状況や、本市での財政的負担のシミュレーションを行っておりまして、令和６年度以降の給食費の無償化の拡充に向けて、現在、協議、検討を進めているところでございます。

続いて、一番最後の２番の持続可能なまちづくりについての（2）芸術文化の振興について、学校教育における取り組みということでございますが、こちらにつきましては、優れた芸術や文化などに触れることは、子どもたちの感性がより豊かに育まれるために重要なことであると考えております。

本市におきましては、市独自の事業である旭市学校いきいきプラン事業により、児童・生徒の感受性を高めるため、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの文化芸術に触れる機会を創出するとともに、社会人活用による様々な取り組みや特色ある学校づくりなどを支援しております。

また、市教育委員会が主催する旭市小中学校図工美術作品展、こちらでは、図画工作や美術の授業、部活動などで作成した作品を発表し、優れた作品を表彰することで、児童・生徒の文化・芸術への関心や豊かな情操を培っております。この作品展には、旭市出身の画家椎名保さんをお招きし、作品審査のほか、ギャラリートークを通じ、直接プロの画家と接する機会を設けております。

また、中学校の部活動では、より専門性の高い指導を受けたいという生徒のニーズに応えるため、市独自の支援事業として、課外活動支援事業を実施しております。課外活動支援事業では、部活動顧問としての活動ができる部活動指導員のほか、専門的な技能や知識を持つ地域人材を課外活動支援員として学校に派遣をしております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、ここで午後３時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時　０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、旭の農業の未来と可能性、大きい１項目めのうちの（２）番、（３）番、（５）番について順にお答えしたいと思います。

まず、（２）番の有機農業の推進について、本市の取り組み状況というところでしたが、有機農業の推進については、国は令和３年５月にみどりの食料システム戦略を策定し、2050 年までに目指す姿として、全国の耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を 25%、およそ 100 万ヘクタールに拡大を掲げ、CO_2ゼロエミッション化に向け、戦略的に取り組むとしました。また、千葉県ではこれを受け、令和５年３月に千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定し、2030 年までに有機農業の取り組み面積を 1,200 ヘクタール、県耕地面積が 12 万 1,500 ヘクタールですので、約１％とする目標などを掲げています。

市では、これらの戦略や基本計画を踏まえ、有機農業の持つ環境負荷低減効果など様々な効果を周知していくとともに、本市の農業の状況や産地の特性などを踏まえながら、慎重に対

応を検討していく必要があります。

現在の市内の取り組み状況ですが、例えばＪＡちばみどりでは、国の基準を満たす有機栽培では取り組みが困難なため、農家が比較的取り組みやすい「もっと安心農産物」や「ちばエコ農産物」「特別栽培農産物」などの検査基準で対応していると聞いています。また、化成肥料から有機肥料への切替えについても進んでいるようです。

市としましては、国や県の動向に注視しつつ、必要に応じた情報発信や各種手続きの案内などを行っているところです。

続きまして、（３）番、規格外野菜を県内の都市間連携に利用できないかというご質問ですが、規格外野菜等を県内の都市間連携に利用することは、現在のところ難しいと考えております。

続きまして（５）番です。輸出拡大の関係です。県と連携した取り組みについての現在の取り組み状況ということです。回答申し上げます。現在、食料・農業・農村基本法見直しの議論の中で、農産物や食品の輸出促進が国内の農業生産基盤の維持に欠かせないものとして、農政の柱と位置づける方向性が示されています。人口減少に伴う国内市場が縮小する中、成長を続ける海外市場を開拓し、輸出に対応した産地形成が求められています。

一方、国内で栽培した農産物を輸出する場合、様々な課題もあります。輸出できる国や地域、品目が限られていることや、輸出に係るコスト増による販売価格の上昇、長い輸送期間中の鮮度の劣化への対応などです。また、国や地域ごとに異なる輸入規制措置や動植物検疫協議、安全基準などにも対応しなければなりません。

千葉県では、令和５年 10 月 31 日に、千葉県農林水産物輸出活性化検討会議を設置し、県産農林水産物の輸出を一層活性化させるため、日本初のワンストップ輸出機能を備えた成田市場があることや、輸出環境の変化等を踏まえた新たな取り組み方針を策定しています。また、現地での輸出相談会の開催や、これら輸出に取り組む事業者への各種情報提供なども行っているところです。

市でもこれらの取り組みと連携し、輸出に興味のある事業者等への情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、質問事項の１の（４）外国人観光客誘致についてということで、本市のインバウンドへの取り組みはというご質問でございました。

現在、観光情報の発信という点で、市のホームページ、こちらのほうは外国人の方にも閲覧していただけるよう、外国語表記に変換できるようになっておりますので、ホームページで発信している観光情報につきましては、外国人の方にもご覧いただける内容というふうになっているところでございます。

ほかにも、ユーチューブによるＰＲ動画広告やインスタグラムなどによるイベント情報の発信等、インターネットやＳＮＳを活用して、こちらは外国人の方に限らず、広く発信をしているというところでございます。よろしくお願いします。

○副議長（林　晴道）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、２の（１）千葉県誕生 150 周年記念事業を活用した本市の取り組みについてお答えをいたします。

旭市では、大原幽学記念館の特別展と「ぽるぽろ」の２事業を実施しております。生涯学習課からは大原幽学記念館の特別展についてお答えをいたします。

現在、大原幽学記念館で開催しております特別展「椿海干拓 350 周年記念干潟八万石物語」は、文化の振興及び地域の活性化を図ることを目的として、千葉県誕生 150 周年記念事業の補助金を活用して開催しているところであります。

椿海干拓事業は、延宝元年、1673 年に総堀工事が完了してから、今年で 350 年の節目の年を迎えます。通称干潟八万石と呼ばれる約 5,100 ヘクタールに及ぶ広大な耕地は、近世初期の大規模新田開発として知られ、現在では豊かな農業生産地として人々の生活を支えております。

椿海干拓の歴史を伝える記録を中心に、水との闘いを経て、豊かな実りをもたらす一大農業生産地となるまでの歩みを紹介するもので、椿海の成り立ちから干拓の着手、干拓後から現在までの歩みをたどる映像作品の上映や図録の配布、関係資料の公開などを来年６月 16 日まで開催しております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　同じく体育振興課においても、千葉県誕生 150 周年記念事業補助金を活用して、日本一身近な海づくり推進事業、イベント名は「ぽるぽろ」を実施しております。この事業は、旭市の地域資源である海岸を、夏だけでなく年間を通じて楽しみながら、海の魅力を発見、再認識するイベントです。飯岡海岸を会場に、ビーチクリーンやアートのワークショップ、ビーチでヨガ、そのほかにニュースポーツ体験などの体験イベントを、今

年は６月 11 日、９月 17 日、11 月 26 日の合わせて３回実施しております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　学校給食のほう、財政的なこととか鑑みながら、６年度以降の検討ということなんですね、６年度以降の検討。つまり今予算編成のときに、６年度の予算に入れられるかどうかというのを検討していらっしゃるということでよろしいですか。そのあたり。６年度からの実施ということが可能になるという、そういう可能性もあるということですか。ちょっとそれお答えください。

私、先ほどの伊場議員への市長のご答弁で、伊場議員のほうは、１年後のこの議会でみたいなことをおっしゃったんですけれども、ちょっとそれは待っていられないというのがあるんです。といいますのが、市長も見られていると思うんですけれども、11 月５日の日経新聞の日経スタイルという、これ日曜日に出るやつなんですけれども、これに、学校給食のことが３面出ているんです。その１面の一番目立つところに、どことは言いませんが、旭市のすぐ近くの学校給食の、有機栽培したお米を市立の小学校に食べさせているという、言わなくても皆さんよくご存じだと思うんですけれども、そこのことが日経新聞のですよ、これ全国版のこういうふうに出ていまして、ここの記事の中に、いすみ市は……あ、言ってしまった、ごめんなさい。何でいすみ市の宣伝なんかしなきゃいけないんだ、私。言ってしまった、まずい。ほかにも大阪のとかいろいろ出ているんですけれどもね。こういう有機米で学校給食やっていて、ほかの野菜も有機というのを使い、もう市内の業者さんとか、そういう市内の農業者さんとかから、有機野菜を学校給食のほうに提供していただいて、どんどんもうそれを進めているので、実は移住者が、移住相談が非常に増えているというのがこの記事にあるんですよ。なので、１年なんか私待っていられないんです。

なので、すみません、課長、もう１回聞いていいですか。令和６年度といったら来年ですよね。来年度、可能性としてあるということでよろしいですか。今、前向きに予算編成の計画を立てていらっしゃる。もしそれが可能性としてどうなのかというのがご回答いただけないんでしたら、これ何が障害なのかといったら、財政的な問題だというようなことをおっしゃいましたでしょう。市長も、ほかの施策とかのバランスとかを取ってみたいなことをおっしゃいましたので、じゃ学校給食単体で考えてみて、調達コストを削減するというような、そういう方法を考えてみたら、これ学校給食完全無償化につなげられるんじゃないかと思うんですけれども、それ何か考えていらっしゃいますか、調達コスト削減。お願いします。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校給食費の無償化についてですが、こちらにつきましては、今現在、６年度予算の編成段階でございます。旭市の給食無償化につきましては、平成 29 年度から第３子以降無償化を始めまして、第３子の無償化の拡充をしております。今年度につきましては、交付金を活用して３月まで無償化をしているところでございます。

これまでも段階的な無償化などを行っておりまして、その段階的な無償化についても、可能性について今研究しているところでございます。全て無償化するか、あるいは段階的無償化するか、あるいは今までどおりになってしまうのか、それについて、今現在検討をしているところということでご理解をいただきたいと思います。

それと、調達コストの削減の取り組みということでございますが、現在、給食に使用する食材の調達方法は、市内の業者や県内の業者から、見積り合わせによって、基本的に一番低い金額を提示した業者から購入をしております。ただ、地産地消を実施するために、市内産の優先や、県内産、国内産の産地なども考慮した上で、調達先を決定しております。

ただ、児童・生徒の栄養摂取基準、こちらのほうは確保できるようにということで、低価格の材料でメニュー開発などを努力しておりますが、最近の物価高騰によりまして、コスト削減はなかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　コスト削減がなかなか難しいということで、業者さんから言われるところのコスト削減というのは難しいと思います。私、前回の一般質問で、北海道の当麻町に視察に行った話をしたんですけれども、荒廃農地を町が買い取って、子どもたちがボランティアさんたちと一緒に給食米を作っているという、これ規模的に難しいみたいな話をご答弁の中でされたんですけれども、学校単位でボランティアさんの、そこの学校単位のボランティアさんで子どもたちと作って、しかもその学校の全員に作ったお米を食べさせるというのではなくて、６年生なら６年生、卒業年度には、自分たちが作ったお米で給食を食べるんだよというような、そういうようなことを考えてみてもいいのかなと思うんです。

あとは、もう一つは、規格外の野菜を提供してもらうという、もちろん無償でです。市内の農家さんに規格外を提供していただくという、そういうふうなことも考えられないのかと思うんですけれども、お答えください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　前回、北海道当麻町をご紹介いただきまして、ありがとうございました。あの件につきましては、あのときには、当麻町と旭市では規模が違うので、それだけの農地を確保するのは難しいというご回答でございました。学校単位ということでございますが、農業につきましては、学校教育と農業の関係につきましては、各学校で農業体験の活動などは実施しております。ただ、市がその田んぼを買い取るとか、そういうことにつきましては、なかなか難しい状況かなと思っております。

あと、規格外の野菜についてでございますが、学校給食は給食センターで１日 2,000 食、3,000 食の給食を作っておりますので、それと同じ規模で、その食材を確保するというのはなかなか難しい状況であると思います。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　毎回難しいというご答弁ばっかりなんですけれども、そんなことを言っていたら一つも前に進まないんです。子どもたちにはいつもやってみなさいよとか、できるよ、やってみなさいとかと、そういうふうに私たちって教えているんじゃなかったでしたかしら。なので、教育に携わっていらっしゃる職員の方々には特に、ちょっとやってみようかなぐらいな、そういう気持ちを持っていただきたいと思います。

それで、前回も前々回も言ったんですけれども、財団をぜひとも市内有数の大企業から寄附をいただいて、市内の子どもたちを育てるためのお金なんだからということで、財団をつくっていただいて、子育て支援財団ですね、寄附をしていただく、給食費分の寄附をしていただくということで、特に私が名指して言いましたのはイオンタウンさん、誘致するときに５億円、毎年市のほうから１億三千何百万円かをイオンタウンさんに指定管理料と、あと家賃とで払っているわけです。その分、あそこのおひさまテラスに行く人たちは、イオンタウンでお買物するわけですから、イオンタウン用の集客にもなっているわけですから、財団のほうに、財団をぜひともつくっていただいて、市に貢献していただきたい。それを市長にお願いしたいと毎回言っているんですけれども。

だって、イオンタウンさんだって、お客さんがいなくなる、つまり子どもたちがいなくなって、子どもたちが大きくなった大人がいなくなると、イオンタウンさんだって困りますよ。売上げが立たないわけですからね。ということで、市長にはぜひともこれをまたお願いした

いということをお願いしたいんですけれども、ご答弁お願いします。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　財団などの設立に関しましては、市ではなく、民間が主体となって行われるものと考えております。また、市から他の営利団体に推進するものでもないと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　いや、私は別に、子育て支援をお願いしますということぐらいは言ってもいいと思いますね。

（２）でしたっけ。有機農業です。国のほうで、この有機農業への転換のほうのあれを指針は出されているけれども、県のほうでも指針を出して、1,200 ヘクタールですか、2030 年までにということでご答弁いただいたんですけれども、それではちょっと、この旭市は一体どういう目標を立てていますか。先ほど、ＪＡちばみどりがもっと安心農産物というんですか、そういう、ちょっと有機よりももう少し軟らかいというのか、そういうもののあれをやっていらっしゃるということでしたが、ということは、旭市というのはゼロということなんですかね、有機ということで。もしゼロとしたら、進まない要因、それから目標としてはどの辺まで掲げているのかなということと、市としての方針、それを教えてください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　先ほど言った千葉県が策定しています環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画、これは旭市も同時というか、共同でつくっているということなので、これは県全体としてこれを目指しましょうと、旭市も、というところになります。

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀）　特にそこは、旭市はどれくらいとかという話ではなくて、県全体で幾つか市町村、そこで羅列されていまして、そういった中で一緒に取り組んでいくというところです。県が 1,200 ヘクタールで、県全体の約１％とするならば、それを加味しますと、旭市も１％ぐらいが妥当なのかなというところであります。現在はあまり旭市内でも、なかなか有機で取り組んでいるのはいないんですが、先ほどご紹介しました農協関係では、そういったもっと、多少は薬品を使っているんですけれども、低減した取り組みで、有機というか、そっちの低減効果のあるものに取り組んでいるという状況になります。

あと、支障になっているのは何かというところなんですけれども、有機農業の取り組みには、まず農家の意向が一応重要というところです。有機農業に取り組むには、これまで培ってきた生産方式と全く変わりますので、販売先などもまた見直す必要があります。それぞれのメリットやデメリットというのを踏まえながら、慎重に判断していかなければいけないのかなと思います。

一般的に有機農産物は品質や収量が安定しないため、なかなか扱いにくいという状況になっています。市場での需要がまだまだ少ないというのも一つの要因です。生産には様々な手間と経費がかかるため、個別に付加価値をつけた販売や契約栽培に取り組んでいかなければならないということです。

また、有機という名称で農産物を販売するためには、一定の国の基準をクリアして、有機ＪＡＳ認証というのを受ける必要があります。認証には、２年以上前から、圃場に禁止された農薬とか化学肥料を使用していないということや、取り組み圃場の周辺農家の協力、栽培記録の作成など、様々な基準を満たす必要があり、費用もかかるという状況になります。だから、すぐ有機ですよというわけには、やっぱり２年間、その圃場に対して化学薬品が切れるという、そういったのも必要になってきます。

以上のことから、市内の農業者が有機農業に取り組むのは、ちょっと現在の段階では、まだ生産方式がなかなか確立しないという中で難しいのかなというところもあります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　課長のご答弁を聞いていると、難しそうですね。2030 年までに 1,200 ヘクタール、１％、とんでもないという感じがするんですけれども、いろいろクリアしなければいけないハードルってたくさんあると思うんですが、でもやっぱりどこかにきっかけを持ってやらないと、さっき言った市ですよ、近くの。そこの市は、買い上げてあげるから有機をやりなさいよということで、2015 年ぐらいからかな、何か本格的に始まったというのを記事で読みました。

やっぱり公共調達というのをこちらのほうからも提供しないと、提供というんですか、こっちで買いますからということで、それにはやっぱり一番学校給食だと思うんですよ、私。ですから、旭市の学校給食、何年までに全て有機にするとか、そういう目標を立ててやらないと、いつまでたってもできないですよ、有機なんて。市場での需要というのは、確かに物は、今物価高ですし、わざわざ高いものを買おうなんて人もいないでしょうから、それはやっぱ

り公共調達ですよ。そこだと思います。そこのところを学校給食のほうときっちり兼ね合わせというか、それをやっていただきたい。

それでは、３回目。これ、他市の学校給食の有機野菜というのの使用、有機野菜を使った学校給食というのは、私調べておいてくださいと言ったので、それどれぐらいの数であるのかというのをちょっと教えてください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　他市で有機野菜でというのは、県内では有機野菜は見つかりませんでした。ただ、先ほど議員おっしゃった市では、市内で収穫された有機米を学校給食で使用しております。こちらについては、学校給食で賄えるだけの収量があるために、有機米での学校給食ができているということでございます。

基本的には、給食というのは食数が多いものです。旭市ですと、１日約 5,000 食の食材が必要になります。それを安定的に購入するには、有機野菜、有機米は、今のところ旭市では手に入らないという状況でございます。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　国のほうで有機のほうを推進するに当たって、自分のところで作っている有機、自分のところで有機を作るというだけではなくて、ほかから入れるというようなことの、そこに対しての補助金というんですか、そういうものを出すようなことも、何かちらっとこれ見たら書いてあります。いろんな方法を使って、最終的には、自分の町で全部有機で、自分たちの子どもたちは、自分たちの町の有機のもので給食を食べさせるというような、そういう目標をぜひとも持っていただきたいところなんですけれども、ちょっとお考えをお願いします。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　有機野菜、農薬や肥料に頼らず、環境への負荷をできる限り少なくする方法で生産する有機農業は、人にも環境にも優しいことから、有機野菜の給食が望ましいとのご意見があることは理解できるところでございます。

ただ一方で、有機野菜につきましては、価格が高価であることや、給食に必要な一定数の確保、こちらが課題となります。現在、旭市では１日約 5,000 食の給食を作っておりますので、その食数に応じた有機農産物の確保が難しい現状においては、今現在では有機野菜を使用し

た給食は困難と考えております。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　そうしたら、規格外野菜のことなんですが、県内の都市間連携。何でそんなことを言いましたかといいますと、農業新聞、毎日農業新聞から物すごく有益なニュースを仕入れておりますが、間引き菜を給食へ出しているという東京都の足立区の話が載っていまして、間引き菜というのは、要するに大きくなる前の、全部が大きくなると実入りがよくなくなるんですか、ちょっとよく分からないんだけれども、間引きをする。その間引き菜を給食に出すということで、こういうことが恐らく旭市でもあるんじゃないかなと思いまして、それをほかの町に出す場合にはもちろん売るんですよ。そうすると、ロス削減と所得向上が見込まれるというふうにこれで書いてあったものですから、旭市の農家さんとかがそういうことをやってくださると、しかもそれを学校給食とか、ほかの町でも学校給食とかに使ってもらえると非常にいいんじゃないかなと思って、ちょっと言ってみたわけです、規格外野菜というのをですね。

そうしましたら、ちょっとそういう、規格外野菜は無理ですねとはっきり言われましたので、今度この都市間連携に使うというのではなくて、ふるさと納税の返礼品などへの活用という、そういうことができるかどうか。実は、県内のふるさと納税の最高額の勝浦市 55 億円というのは、カツオかなと一瞬思うんですけれども、カツオではなくて、サケのハラミなどの、あらとまでは言わないですけれども、そういうところをたくさん、原価が安い部分をたくさんお得感あふれるようにして返礼品をつくっている、それが一番売れるらしいので、売れるというか、返礼品として一番ぽちっとやられるようです。ですので、規格外のものとかで、そういう生産品ができないかなって、返礼品としてですね。そのあたりのところを可能性としてお答えください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　規格外野菜をどうにかうまく使って何か活用できないかというところなんですが、規格外野菜は、品目にもよるんですけれども、そんなに大量に出るものではないというような状況です。農家は生産技術を高めることで品質を向上させて、規格外の野菜を減らす努力をしているところなんです。

ご提案の支援に、そういった使い方で寄附などに、ふるさと納税の返礼品になるかというと、例えば規格外野菜がそのふるさと納税としても受け入れられるかどうかちょっと分からない

んですけれども……

（発言する人あり）

○農水産課長（池田勝紀）　製品、というか、例えば規格外野菜があまり出回るのもよくないと思っていまして、正規野菜の値を下げるという、そういった裏の事情もはらんでいるので、そもそも規格外野菜、本当にナスでいうと 1,000 本に 10 本も出ないという、そういう状況らしいです。１割は出ないよと、多いときでも１割出るかどうかというところで、それを生産コストに見合うというか、要は規格外野菜を別ルートに、輸送というか運ばないといけないですよね。そこで、人件費が別にこっちのルートでまたかかりますと。

そういったのを考えると、それは自ら処分したほうが無駄なお金を使わなくて済むというところで、そういった処理の仕方を今、ご近所の方にあげたりだとか、知っている人であれば、曲がっていたりそういうのは全然気にしないので、そういった形で、農家さんのほうは規格外野菜を処分しているというところで、なかなかロット数として大きい数字にならないので、そういった商業ベースに乗せるのはなかなか難しい状況なのかなと考えています。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。というか、私は規格外の大根、二つに割れたようなのとか、もう山のように頂いたもので、取りに来たらあげると言われて、捨てるんだからと言われて、それでちょっとこれは何とかできないものかなと思ったのでちょっと聞いてみました。先ほども言ったような、農業新聞で間引き菜のことが出ていて、これが所得控除の狙いというのが出ていたものですから、ウィン・ウィンになるのではないかなと思って聞いてみました。

では、（４）です。外国人観光客誘致についてです。

インバウンドのあれで、ホームページとか外国人対応しているということで、これ言語としては何か国語ぐらいやっていらっしゃいますか。それとあと、観光物産協会さんとかに置いてあるパンフレットとかですね。あれは、今現在外国語表記というのがないと思うんですけれども、それやるような予定ありますか。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

先ほどのホームページの外国語対応ですが、英語、中国語、韓国語の３か国語に対応するということになっております。

それと、観光物産協会のパンフレットの関係なんですけれども、やはりうちのほうもそうなんですけれども、まだ今のところは対応していないと。ただ、観光物産協会のほうも、現在ホームページのほうのリニューアルのほうを検討しているというふうに聞いております。その中では、やはり外国語表記といいますか、そこに、うちのホームページと同じような形かもしれませんが、対応できるように、今準備を進めているというふうに伺っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　以前も私一般質問で言ったんですけれども、黄金に実った地平線に沈む夕日とか、私は旭市に来て、本当にこんなすばらしい景色が見られるなんてと思って感動したんです。それを旭市の方に言ったら、みんな見慣れているから何とも思わないよなんて言われて、ここがちょっとやっぱり観光に対する、これは観光になると私が、外から来た人間が思うのと、旭市にずっといらっしゃる方が思うそれとはちょっと乖離しているんだなというのが分かりましたので、外国人となるともっと乖離しているのではないかなと思って、いろんな観光資源を、これはそんなものにならないだろうみたいなことを思わず、いろいろＰＲしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりお願いします。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

観光情報パンフレットにつきまして、現在令和３年度に作成したものがあるんですけれども、例えばこの先改訂するときには、外国語表記というところについて、観光施策の中で多言語対応といったところは、先を見据えた改善が必要だというふうに考えておりまして、例えばＱＲコードといったものを読み込ませることで、外国語の情報であるとか、例えばせんだって島田議員の一般質問にもございました、歴史的なそういう文化財とかそういったものの情報とか、そういったものを取り込めるようなことも、よりよい方法ということで、今課内で議論しているところでございます。

また、現在これは世間一般的にもあるんですけれども、スマートフォンが広く普及している中で、翻訳アプリケーションというのを最近活用して、様々な言語で情報が収集できる状況にあるというふうに伺っております。例えば、このアプリを使った情報収集する方に対しては、とにかく正確に、例えば外国人の方であれば、翻訳できて、また理解しやすい情報のそもそもの掲載というのに努めて、あと写真、今議員おっしゃいましたけれども、写真や映像、

そういったところで、視覚からもこの旭市の魅力というものを発信していければなというふうに考えております。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　よろしくお願いいたします。

輸出です。農畜産物の輸出なんですが、成田市がワンストップ市場というんですか、あれで、市も連携してやりたいということですので、ぜひとも今後の目標、計画、道筋とか、そういうものをしっかり立ててやっていただきたいなと思います。これ要望しておきます。せっかく県の農畜産を支えている旭市ですから、輸出のほうにもどんどんやっぱり高く目標を掲げてやっていただきたいなと思います。

持続可能なまちづくりについてです。

周年事業のことですが、150 周年記念事業に関して、これってどれぐらい前にこういう話が来て、どのような検討を経て実施されて、今のところこの二つの事業の効果というんですか、数値で出ればお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　千葉県誕生 150 周年記念事業、どれぐらい前に話があったかということでございます。

令和４年９月１日に、千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課から通知がございました。そこには、令和５年度は、千葉県が明治６年６月 15 日に設置されてから 150 周年を迎える節目の年となりますということで、県民の郷土への愛着や誇りを一層高めるとともに、県内外から人を呼び込む絶好の機会であるということ、あと 100 年後の県を考える機会として、多様な文化資源や魅力を配信し、千葉のブランド価格の創出や向上、地域活性化につなげていくための記念事業を実施するということで、市町村の皆様においても、本事業のコンセプトに合致する要件を満たした事業について補助金を交付するという内容でございました。これは令和４年９月１日に文書で頂いて、回答期限が９月 30 日と極めて短い期間で事業を検討しなければいけない状況にございました。これを踏まえまして、生涯学習課としては、椿海干拓が 350 周年を迎えますので、これに合わせて事業を盛り込んだということでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行）　効果なんですが、今開催中でございまして、集客人数とかそうい

ったものは、ちょっと今数字が手元にありませんので、ちょっと特別展は今開催中でありまして、来年の６月まで実施しておりますので、ちょっとご回答は難しくなりますが、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　お知らせが来て、回答までが非常に短い期間だったということで、この150 周年に関してはちょっと難しかったのかなと思います。館山市のニュースを見たものですから、今までに来たことのないような人がたくさん来たみたいなのを聞いて、旭市もちょっと何かできたのかななんて思ったんですが、ちょっとこれは難しかったですね。

では、もう相手があることなので、これは非常に難しい。なので、先ほど前者の方からもありましたが、市制 20 周年事業、こちらは早めに取り組んでいただきたいと思うんです。プロジェクトチームを早くつくって、とにかく旭市を何とかＰＲできるような、そういったものを打ち出していただきたいんですけれども、市制 10 周年事業というのはどういう内容で行われましたか。あと、周年事業というのは、何年単位ぐらいのをやられてきたというのか、これからもやっていくのか、それをお聞かせください。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　前回の市制 10 周年事業を平成 27 年に実施しております。そのときの事業内容ですけれども、東総文化会館において 10 周年記念式典を挙行したほか、記念誌、記念切手の発行、旭市合併 10 周年記念と冠名をつけた文化事業等を実施いたしました。

平成 27 年と申し上げましたが、その時点では、東日本大震災からの復旧・復興の真っ最中でありまして、周年記念事業に多額の費用をかけて盛大に実施できる状況下にはございませんでした。それもありまして、冠名にも小さなロゴマークを用いるなど、簡素な形で工夫しながら事業を実施したところです。

周年事業のルールとして定めていることはありませんが、一般的に 10 年が一つの節目と捉えられると考えていますので、令和７年、再来年度となります。それから令和 17 年の周年事業を想定しています。

令和７年の周年事業ですけれども、令和７年ですので、来年度、６年度において、十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　そうですね、十分検討して、今度は派手にというとあれですけれども、我慢していた分をちょっと上乗せぐらいで、市民の方が本当に市制 20 周年を一緒に祝えるようなものをつくっていただきたいなと思います。

ちょっと流山市の例を紹介したいんですけれども、流山市は市制 50 周年と、50 周年ですから相当な数のイベントを１年間でやっていまして、ラジオ体操を呼んだりとか、あとのど自慢を呼んだりとか、いろいろ 50 周年にはやられています。40 年のときもやられて、50 年のときもやられたのが、後藤純男という日本画家さんの回顧展なんですけれども、これ後藤純男さんが流山市の名誉市民になられているということで回顧展をやられまして、とても有名な画家さんで、私からの提案としては、旭市も有名な画伯がいらっしゃいます。日本画家の画伯いらっしゃいます、あと陶芸家の方なんかも有名な方がいらっしゃいますので、そういった旭市が誇る芸術家さんなども巻き込んだ個展とか、回顧展ではないですね、お亡くなりになっていないので、個展なども旭市をＰＲするいい、材料と言ったら失礼ですね。いいものになりますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

（２）の芸術文化の振興についてです。

部活動指導員とか課外活動支援員さんのお話は分かりました。旭市で、先ほど私もちょっとお名前を出そうと思ったんですけれども、椎名保画伯、こちらが旭市作品展のほうで、いろいろ子どもたちへの指導をやってくださっているということですが、芸術家になるという大きな目標を持っている子には、さらに旭市の枠から出ていくような、そういう指導ができるといいなと思うんです。ですから、県展とかそういうことに対して積極的に参加するような、そういったような指導というのはされていますでしょうかしら。

○副議長（林　晴道）　戸村議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　県展のことでございますが、展覧会等に作品を出展することで、図工や美術への子どもたちの意欲向上を図ることは、これは効果的であると考えております。ただ一方で、図工や美術は、学習指導要領に基づいた年間指導計画にのっとり実施しております。現在、旭市内小・中学校から千葉県こども県展に出展している学校はありませんが、旭市小中学校図工・美術作品展などへの参加を通じて、児童・生徒の文化・芸術への関心や豊かな情操の育成に努めているところでございます。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　私、先ほど教育長が昨日おっしゃった話を引用させていただいたんです

けれども、可能性を最大限に引き出せる教育、これやっぱりこの市の中で、枠の中にはまっているんじゃなくて、ここからどれだけ突き出ていけるかという、そこのサポートというか、そういうことをしてあげるのが私たち、子どもたちの教育を責任を持って担うという、そういうことではないかなと思うんです。ですから、ぜひとも市の枠内ではなくて、もっとこう出ていくような、そういったような、本当に才能を伸ばす教育の指導をしていただきたいということを要望いたします。

あと、今回私、芸術文化の振興についてということで、子どもたちの教育をしっかり考えなきゃいけないなというのを、本当に意見発表会で感じたんです。そんな中で、今ＡＩ、ＡＩとすごいじゃないですか。そういうＡＩブームといいましょうか、私が読んだ記事では、2045年にはシンギュラリティーといって、技術的特異点という、そういうＡＩと人間との立場が逆転するというんでしょうか、自立的な人工知能が自己フィードバックによる改良を繰り返して、人間を上回る知性が誕生するという、それがシンギュラリティーという、2045 年問題というふうに言われているんですけれども、これ仮説、今のところ仮説なんですけれども、昨今の新聞をにぎわしていたりとかというそのＡＩのことを鑑みますと、これ仮説ではなくて、もう予測になってしまっているんじゃないかなと思うわけです。そうなると、このシンギュラリティーに向かって、子どもたちの教育というのは、今まで大方の町とか、あと教育委員会とか、家庭もそうですけれども、今までやってきていたような教育では、本当にＡＩとの差というんですか、人間であるというところの差が、人間の教育というところの差が全くつかないのではないかなと思うわけです。

ＡＩは、先ほども言いましたような知能というところでは勝れる、どうしてもＡＩのほうが勝ってしまうというのがその 2045 年問題ということですので、どういった教育をしたらいいのかというのを、私ももう本当にしみじみ考えているんですが、これ人間らしい人となる教育というのが大事なのではないかなと思うんです。教育長もそれはよく考えてくださっているのは、この前私が実は観音様のことでご相談に行きまして、そのときに教育長も同じ気持ちだなというのは私はよく分かりました。

ただ、それを思っているだけではなくて、実際にその教育をやらなければいけないんです、私たちは。旭市の子ども、それから日本の子どもを育てるということに対して、責任を持ってやらなければいけないことですから、実際に思っているだけではなくて行わなければいけないということで、人間にしか持ち得ないという、そういうところを伸ばす教育というのをぜひやっていただきたいなと思うわけです。美しいものを見て感動するとか、その感動を表

現したいとか、困っている人を助けたいとか、人や動物、命あるものをいとおしいと思うとか、相手の気持ちになって行動できる、ああなりたいと憧れる夢を持つ、命の限りを知る、感謝の気持ちを持って生かしてもらっているということを認識するとか、そういうことをちゃんと教えていかなければいけないと思うんです。

それで、いよいよ本題なんですけれども、ここからは市長にも聞いていただきたいんですが、先日、観音様、十六面観音を流山市の彫刻家さんが、鎮魂の意味を込めて造ってくださいました。それを、実はこれ千葉日報の 11 月１日に載っているんですけれども、実はこの十六面観音が行き場所がない。避難住宅に仮設で置くことは決まっているんですけれども、恒久的な展示場所がないということでご相談に見えたので、私はもう即教育長のところに、これも本当に子どもたちの、旭市の子どもたちの教育のために物すごくいいことではないかなと思って行ったわけです。そうしましたら、市長のところで、前回、明智市長も宗教だというのでばっさり切られたということだったんですけれども、米本市長も、十六面観音が宗教だからという理由で、ユートピアセンターには置けないというようなことを言われたということを聞いているんです。

宗教だというと、市長はお浜降り、あのときに衣冠束帯を着られましたよね。あれも宗教ですよね、神道のほうの。あれは八百万の神を祭る宗教で、観音様というと、仏陀のほうの仏教になるんですか。でも、宗教という理由でばっさり切られるというのが私はちょっと納得いかなくて、教育的な部分からしても、子どもたちをどう育てていくかという、そういうので、教育というのは、もうその理念がしっかり脈々と流れていなければいけないと思うんですよ、旭市の教育を担っている人たちの中でね。そこのところで、この十六面観音に関しては、ちょっと考えていただきたかったなと思うんです。

私、この十六面観音に関しましては、やっぱり鎮魂の意味も込めて、流山市の彫刻作家さんが芸術として、プロの彫刻家さんですから、芸術として彫ってくださったものを、旭市の被災された方々のことを思って、鎮魂の気持ちを込めて彫ってくださった。それを、じゃ旭市にどうぞと持ってこようと思ったら、置くところがないという。これは私、ちょっと一体どうなのかなと思うんです。旭市の民度が問われるといいましょうか。教育的な部分でも物すごく私はいいと思うんですよ、何度も言いますけれども、十六面観音。全国にある観音様だって文化遺産ですよ。十六面観音にしても、名立たる彫刻家が彫られた芸術作品です。しかもその作品には、被災された人たちへの思いや鎮魂の願いが籠もっています。本当に宗教ということでばっさり切らなくて、これを子どもたちの教育、そして旭市の防災教育というん

ですか、そのあたりにも生かしていただけたらなと思うわけです。

私は、東北のフロントライナーというので、二回、津波の後の視察に行ったんですけれども、そのとき大川小学校にはたくさんお地蔵様が並んでいて、亡くなった子どもたちの数だけお地蔵さんがいて、そこに訪れる人たちはみんな手を合わせていましたよ。それを宗教と言われたら、私は日本国民として子どもたちに何を教えていくんだという、そういう本当に情けない気持ちになってしまうんですよね。ですから、十六面観音のことに関しましては、本当に旭市の子どもたちを人間らしく育てるという、そういった教育的に使っていただくということを強く要望しまして終わります。

○副議長（林　晴道）　戸村議員に申し上げます。発言時間が終わりとなりましたので。

○４番（戸村ひとみ）　どうもすみません。ありがとうございます。

○副議長（林　晴道）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、ここで午後４時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時５８分

再開　午後　４時１０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（林　晴道）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和５年第４回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて４点の質問をさせていただきます。

１点目、物価高騰対策について、２点目、高病原性鳥インフルエンザ対策について、３点目、電気自動車（ＥＶ）について、４点目、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室につい

て質問いたします。

まず１点目、物価高騰対策について質問いたします。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ税収増などの成長の成果を適切に還元し、国民生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取り組みを加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であります。

今般、政府が決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせてきめ細かな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加されました。補正予算案で増額された重点支援地方交付金のうち、自治体が物価高騰への対応として柔軟に活用できる推奨メニュー分約 5,000 億円について、ＬＰガス（プロパンガス）や学校給食費軽減、ポイント還元、プレミアム商品券など、また想定される事業については、国が示す事業以外でも、自治体がさらに効果があると考えられるものも交付金活用の申請が可能になっていますとあります。

そこで、（１）低所得世帯支援枠について、経済対策において低所得世帯支援枠に１世帯当たり７万円を追加することが盛り込まれましたが、本市の今後の予定についてお伺いいたします。

（２）生活者への支援として、電気、ガス（ＬＰガス）をはじめ、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための対策についてお伺いいたします。

（３）医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する支援策についてお伺いいたします。

（４）中小企業への支援策についてお伺いいたします。

（５）子育て世帯への支援策についてお伺いいたします。

２点目、高病原性鳥インフルエンザ対策について質問いたします。

（１）本年 11 月、東金市でのモニタリング検査で採取した野鳥のふん便から、高病原性鳥インフルエンザを検出したと発表がありましたが、市の対策についてお伺いいたします。

３点目、電気自動車（ＥＶ）について質問いたします。

（１）市役所駐車場に電気自動車（ＥＶ）の急速充電設備の設置ができないか質問いたします。急速充電設備は、一般的な乗用ＥＶの場合、電池残量がゼロの状態から約 30 分で８割程度の充電ができます。脱炭素社会の実現や災害時の電力確保にＥＶを活用することができるので、旭市でもＥＶのインフラ整備に、市役所駐車場に急速充電設備の設置はできないか質

問いたします。

（2）電気自動車（ＥＶ）を購入した人への補助はできないか質問いたします。政府は、50年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする方針で、35年までに、国内新車販売の100%をＥＶやハイブリッド車、ＨＶなどの電動車とする目標を掲げています。国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金と併せて、市としても電気自動車（ＥＶ）を購入した人への補助はできないか質問いたします。

（3）市では、現在何台の公用車に電気自動車（ＥＶ）が使われているのか質問いたします。

４点目、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室について質問いたします。

（1）高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室の開催状況について質問いたします。現在、ますます急速にデジタル化が進む中、スマホの使い方がよく分からないという方も多くいます。旭市として、現在高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室の開催状況について質問いたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

旭市長、米本弥一郎さんご登壇ください。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、３点目、電気自動車（ＥＶ）について、（1）市役所駐車場に電気自動車（ＥＶ）の急速充電設備の設置ができないかにお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、政府は2050年までに脱炭素社会（カーボンニュートラル）を目指すことを宣言しており、CO_2排出量の削減に電気自動車は必要不可欠であると言えますが、それらを普及させるには、充電インフラの整備が欠かせません。

充電インフラの整備は、ＳＤＧｓの複数の目標達成に関わるものであり、豊かな旭を次世代につなげていくという私のまちづくりの方針にもつながるものであると思っております。急速充電設備の設置につきましては、前向きに検討してまいります。

○副議長（林　晴道）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、企画政策課からは、１、物価高騰対策についての（1）から（5）までについて回答いたします。

まず（1）になります。

低所得者世帯に７万円を給付するなどの経済対策は、国の補正予算に計上された重点支援地方交付金を受けて実施するものであり、国の補正予算の成立が11月29日であったことから、

本定例会に提出した第５号の補正予算案への計上が間に合いませんでしたが、地方自治体において、年内に予算化するよう国の通知がありましたので、７万円の追加給付する住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金につきましては、本日補正予算を提出したところです。

続きまして、（２）から（５）になりますが、こちらについては質問が関連しておりますので、一括して回答させていただきます。

（１）で回答しました低所得者世帯支援とは別に、重点支援地方交付金では、生活者や事業者を支援するための推奨事業メニューが示されており、ご質問にありました物価高騰対策、医療・介護・保育・学校などの各施設、中小企業、子育て世帯などを対象とした事業に交付金を充てることができます。これらの生活者や事業者に対する支援策につきましては、どのような事業を行うことが最も適当であるか、現在検討をしているところです。

以上です。

○副議長（林　晴道）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　私のほうからは、２項目め、高病原性鳥インフルエンザ対策についてお答えしたいと思います。

市内全ての養鶏農家は、家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準に則して、防鳥ネットの設置や点検、修繕、餌や水を与える設備に野生動物の排せつ物を混入させないようにするほか、消毒の実施や粘着シート設置など、ネズミ等の害虫の駆除といった対策を実施し、毎年、千葉県東部家畜保健衛生所による立入検査と指導を受けています。

市としましては、家畜防疫に必要な消毒薬、消石灰の購入について補助を行っているほか、渡り鳥の飛来シーズンに合わせ、広報で野鳥への餌づけをしないよう呼びかけています。

家畜伝染病が発生した場合には、千葉県が行う防疫措置に協力することとなりますので、関係各課と速やかに情報を共有し、円滑な連携の下、対応するため、初動防疫や対応内容を記載した旭市急性悪性家畜伝染病発生時対応マニュアルを策定しており、発生時には、このマニュアルに沿って対応していくこととしております。

また、毎年、県の主催により、家畜伝染病の防疫演習や、市の重要な役割であるサブステーションの設営演習を開催しておりますので、積極的に参加し、スムーズな初動防疫ができるよう取り組んでおります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、環境課からは大きな項目の３の（２）電気自動車を購入し

た人への補助はできないかについてお答えします。

市では、令和５年度から一般家庭において、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を新車で購入した方に対し、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。ただし、新設・既設は問いませんが、住宅用太陽光発電設備、ソーラーパネルが設置されていることが条件となります。

補助額につきましては、自宅に住宅用太陽光発電設備、これが設置されている場合、または電気自動車の購入と併せて設置する場合は、上限が 10 万円。また、住宅用太陽光発電設備及び自動車に蓄えた電気を自宅で使えるようにする機器、通称、Ｖ２Ｈ充放電設備、これを併せて設置する場合には、上限が 15 万円となります。また、この補助金は、国の補助金と併せてご利用いただくことができます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　私からは、大きな項目の３の（３）番目です。市では、何台の公用車に電気自動車が使われているのかとのご質問にお答えします。

今日現在、本市の公用車に電気自動車は１台もございませんが、政府が導入を目指しております電動車、いわゆる電気自動車、燃料電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、この４種類がございますが、このうちのハイブリッド自動車を 23 台所有しております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　私からは、４の（１）高齢者向けスマートフォン教室の開催状況についてお答えいたします。

スマートフォン教室につきましては、通信業者と連携して、スマホを使ったことがない方や使い方が分からない方向けに、基本的な操作方法が体験できる入門講座と、スマホのアプリとして普及しているＬＩＮＥの使い方講座を、旭市民会館、干潟公民館、いいおかユートピアセンター、海上公民館で開催いたしました。受講人数は、４施設合計で 72 名となっております。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、再質問させていただきます。

まず１点目の物価高騰対策については、それこそ（１）のこの年内支給に向けて、低所得世

帯に７万円を給付する、これをしっかりと滞りなくできるようにお願いできればと思います。また、重点支援地方交付金については、これから検討ということでありますので、しっかりとこの（２）から（５）の内容を検討していただければと思います。

次に、２番目の高病原性鳥インフルエンザ対策について、再質問をさせていただきます。

毒性が強い高病原性鳥インフルエンザウイルスが感染の流行期に入ったと見られ、関係者は警戒を強めています。先月 25 日、佐賀県鹿島市養鶏場で鳥インフルの感染が確認され、その後、茨城県、埼玉県、鹿児島県、各県の養鶏場でも相次いだ。発生した養鶏場は、原則飼育する全羽を殺処分することになっており、感染拡大を防ぐため、18 万羽余りが殺処分された。農林水産省によると、2004 年に 79 年ぶりに国内で発生して以降、４期連続の感染は初めてだ。既に野鳥の感染も 10 都道県で 45 件確認され、ウイルスは環境中に広く存在すると見られる。農水省が全都道府県に監視体制の強化を要請したのは当然である。昨季、26 道県、84 施設の 1,771 万羽が殺処分され、過去最多だった。この影響で、鶏卵の供給不足が深刻化し、価格高騰につながった。今後、蔓延すれば再び鶏卵不足に陥りかねない。同じ轍を踏まぬよう、万全を期す必要があります。養鶏業者は、衛生管理や消毒の徹底など、やるべき防疫対策を怠らないようにしてもらいたい。

発生予防は、①養鶏場に出入りする車両の洗浄と消毒を欠かさず、物品は場内専用にする、②鶏舎ごとに専用の長靴を着用、③ウイルスを媒介する野生動物の侵入防止へ、防鳥ネットや金網などの破損はすぐに修繕といった基本的な対策の励行に尽きる。

佐賀県鹿島市の事例では、鶏舎内で多数のスズメが確認され、防鳥ネットに小動物が破ったと見られる破損が見つかったという。小まめな衛生管理の徹底を呼びかけたい。

鳥インフルが発生した場合、殺処分される鶏を減らすために、農水省が導入を促しているのが養鶏場の分割管理だ。場内を幾つかの区域に分けて、厳密な衛生管理を実施することで、殺処分の対象を発生区域に限定できるようにする仕組みで、政府は今年９月にマニュアルを公表している。感染の被害を最小限に食い止める手段として、周知と導入に向けた取り組みを丁寧に進めてほしいとのことですが、旭市では取り組みをされているのか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それではお答えします。

議員おっしゃられたとおり、東金市の事例、その後全国で４件の鳥インフルエンザが発生しているという状況になります。昨年度のこれまでで最大の 1,771 万羽の殺処分という、そうい

うのを受けまして、国でもいろんな対策を打っていくというところになります。

まず、議員おっしゃったとおり、全て市内の養鶏農家さんが、飼養衛生管理基準に則した対策、これを徹底して鳥インフルエンザを起こさせないことが重要であるというところがまず一義的にあると思います。さらに、議員おっしゃいました分割管理の件ですけれども、分割管理につきましては、感染拡大の防止や殺処分の羽数の抑制というところで、かなり効果的だというところで、国のほうも、議員おっしゃったとおり、９月にマニュアルを作成して公表しているという状況になります。

さらに、国のほうですけれども、来年度、令和６年度の予算の農水省の概算要求になりますけれども、その要求をホームページで見ますと、分割管理に向けたハード事業について一応示されております。内容については、いろいろ農場の分割管理の導入としてハードの部分で、更衣室とか、車両消毒施設とか、農場の境界柵、そういったもののハード事業を今考えているという状況になります。

そういった概算要求を受けて、千葉県が本年の９月、各農場の分割管理の要望調査というのを実施してくれました。そうすると、市内の中では、今のところ１件だけの要望になります。これから新しく農場を建てるのであればいいんですけれども、今現状ある中を、なかなか分割管理というのはなかなかハードルが高いということで、それでも市内の中では１件だけ、来年やりたいなという要望があるという状況になります。

今後も千葉県と連携して、飼養衛生管理基準の遵守や農場の分割管理についての啓発を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

それでは、大きな３点目の電気自動車（ＥＶ）についての（１）、市長ありがとうございます。ぜひ前向きということでありますので、来年度早々にお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、（２）電気自動車（ＥＶ）を購入した人への補助はできないかということでありますが、こちらは電気自動車ひもつきでなくてはいけないのでしょうか、この辺の購入に関しては。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

○１６番（伊藤房代）　単独というのはないんですかしらと思いまして。

○副議長（林　晴道）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　失礼しました。電気自動車単独での、それだけで補助はできませんかということと理解しました。

この旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金というのは、県の補助金のほうを財源にしておりまして、その県の補助といいますのは、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの利用促進も目的としておりまして、太陽光発電設備の設置が補助要件となっております。そのため、市補助金においても、再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備の設置を要件といたしております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。分かりました。

また、太陽光ではなくても、それだけでもまた補助がつくようにお願いできればと思います。

次に、（３）の市では現在何台の公用車に電気自動車（ＥＶ）が使われているかということで、まだないということでありますので、今後、公用車に電気自動車（ＥＶ）を導入する考え、また予定はあるのか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　お答えします。

国の地球温暖化対策法に基づく政府実行計画の中では、2030 年度までに、政府公用車の全てを電動車とする方向性を示しております。

今後、公用車に電気自動車の導入予定があるかとのご質問でございますが、公用車の更新の際には、市場の普及状況や充電設備の整備状況を注視しまして、公用車の使用用途にもよりますけれども、全ての車両というわけにはまいりませんが、補助金や有利な起債などを活用しながら、一定程度は導入を検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ検討していただければと思います。

次に、３回目の質問をさせていただきます。

自動車会社との、例えば災害協定について、旭市でも災害連携協定を自動車会社と締結することはできないか質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　災害時における電気自動車等からの電力供給に関しまして、これは千葉県が県内のトヨタ販売会社８社、日産自動車と県内の販売会社３社と締結した協定の中で、市町村からの要求を取りまとめ、一括して要請することとなっております。

この要請方法や利用要件等につきましては、旭市も同意しておりますので、他の自動車会社との災害協定に関しまして、必要が生じれば、独自の協定を考えていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひよろしくお願いいたします。

最後４回目の質問をさせていただきます。

千葉県野田市では、日産自動車など３社と災害連携協定を締結し、災害による停電時に日産の販売店などから、電気自動車（ＥＶ）を無償で貸与してもらい、避難所運営などの電力源に活用できる体制が整っています。

災害時には、ＥＶに蓄電された電力を専用機器を介して取り出し、生活家電やスマートフォンなどの電力として活用します。また、給電機能を搭載したＥＶを公用車に導入するなど、災害時の電源確保に力を入れています。旭市としても、電力は必要不可欠。避難所だけでなく、在宅避難をせざるを得ないが電気を必要とする人の元にも出向いて供給できるよう、いざというときに備えて、日頃から電気自動車（ＥＶ）の導入に力を入れたらと思いますがいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　電気自動車の導入の方針につきましては、先ほど行政改革推進課長から申し上げたとおりですが、その面で、災害対策の面も含めて考慮してまいりたいと考えております。

なお、災害時の電力の供給につきましては、行政等による公助だけではなく、地区や近所付き合いによる共助、自身による自助も必要不可欠ですので、例えば自主防災組織による発電機の購入補助の案内や家庭での蓄電池の備えなど、啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

最後４点目、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室については、これからも充実した高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室の開催をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（林　晴道）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤議員は自席へお戻りください。

ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林　晴道）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇　松　木　源太郎

○副議長（林　晴道）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎でございます。2023 年、令和５年旭市議会第４回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。

今回は、まず初めに、市民の方からご相談のあった仁玉川の改修事業について質問いたします。

１、仁玉川の改修事業について。

仁玉川は、私にとってとても思い出のある川です。それは、小学校４年生から中学１年までの期間、夏休みが始まると、両国駅から蒸気機関車に引かれた汽車で、夏休みの大部分を当時の旭町の母の実家で過ごしたからです。その間、同学年のおばあさんの弟の子で、同学年であったマサオ君と夏休みの勉強もして遊びました。加瀬ていじんの裏の仁玉川をかい掘りして魚を取りました。当時はとても水のきれいな川でした。その川が、私の旭市へ就職４年目の秋、台風で大水が出て大変でした。その後、仁玉川は普通の市街地の排水のための川として鋼矢板などで固められ、普通の川になってしまいました。なぜ私がこのような話をするかといいますと、この川はもっと大切に扱わなければならない川なので、粗末な扱いを受けているからであります。

それでは質問に移ります。

（1）仁玉川下流部分の護岸の崩壊について、どのような対策を計画しているかお伺いいたします。

（2）仁玉川改修の第１期工事は上流でした。上流で修復工事を実施したため、下流部分の（仮称）第２期工事の基幹水利施設ストックマネジメント事業が計画されているが、現時点での見込みはどのような状況であるか、お聞かせいただきたいと思います。

（3）この事業を早急に実施していただきたいが、旭市としての見解をお願いいたします。

次に、これも市民の方から相談のあった質問であります。

２、消防団の活動への援助の方法についてであります。

この方は、消防団の皆さんが、毎年消防団の活動を務めていらっしゃることについて、消防団の団員が活動費を集めていらっしゃることについて、市長への手紙をしたためたそうですが、返事がないのでどうしたものかと考えて、私のところへいらっしゃいました。消防団員の皆さんに対して、そのご苦労と奮闘に敬意を持っていますとおっしゃっています。

そこで私からの質問ですが、旭市の消防団は、団員の充足率が 90%前後で、その活動も大変です。団員は特別職公務員です。令和４年度の消防団員が、市民の方から直接、活動費の寄附を頂くことは４年でなくなっております。しかし、区や地域自治会を通して、消防団への寄附がなされています。この部分を市の費用によって充填することはできないか。

大きい３番目は、2024 年度（令和６年度）の予算編成における事業計画についてであります。

（1）学校給食の無償化についての計画、並びに検討結果をお伺いいたします。

（2）デマンドタクシーについての改善計画をお伺いいたします。

（3）国民健康保険税の均等割廃止並びに乳幼児・未就学児の均等割額の半額補助と同額を、市で独自に補助する制度を導入できないか、これら３点についてお伺いいたします。再質問は質問席でやらせていただきます。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から大きな１項目め、仁玉川の改修事業について順にお答えしたいと思います。

まず、１項目めになります。護岸の崩落について、どのような対策を計画しているかについて回答します。

仁玉川については、県営かんがい排水事業により整備された排水路であり、施設の所有者である千葉県から、千葉県大利根土地改良区が委託を受け、管理を行っております。

仁玉川の下流部においては、柵渠が崩壊し、護岸が浸食を受けている区間があることから、特に損傷が激しい箇所については、管理者である大利根土地改良区が、応急措置として大型土のうを設置すると伺っております。また、仁玉川１期工事の仁玉川上流部については、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業により、令和元年度までに護岸の更新工事が完了しており、下流部につきましても県営事業による更新工事が計画されているところであります。

続きまして、（２）番目です。現時点の工事の見込みという、計画の見込みということでお答えします。

下流部分の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、令和３年度に、千葉県による機能診断及び機能保全計画策定業務が完了しております。当該事業の申請人となる大利根土地改良区は、早ければ令和６年度に事業計画概要書を作成する予定であると伺っております。

続きまして、三つ目です。この事業を早期に実施していただきたいが、市の見解を伺うということですが、今後早急にこの第２期工事に至るよう、関係各所と調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　消防本部消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、質問項目２、消防団の活動への援助の方法についてお答えします。

ご質問の地区の消防団の活動費については、各地区や自治会、それぞれの取決めがあり、活動内容も違うと伺っております。こちらにつきましては、消防協力費などの名目で、古くからの防災活動への深い理解と地元有志へのねぎらい、またそれぞれ消防団員には地元でのお祭りやイベント等、行事への参加協力等もあり、地域貢献活動に対しましての協力費として区より頂いているものと考えております。

市としましては、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬や出動手当を支給しています。また、消防操法大会などの消防団各行事への参加に対しましては、各部へ補助金を支出しております。この補助金の制度につきましては、近隣市にない、旭市独自の制度でございます。

各地区により、消防団の構成、活動内容も違いますことから、議員のおっしゃられる部分に対し、市として費用を補填することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、３の（１）学校給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、現在国の地方創生臨時交付金を活用して、本年７月から来年３月まで、第１子からの無償化を実施しているところでございます。令和６年度以降の無償化につきましては、様々な財政負担のシミュレーションをしながら、学校給食費の無償化の拡充に向けて、協議検討を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、企画政策課からは、大きな３の（２）デマンドタクシーの改善計画について回答いたします。

デマンドタクシーにつきましては、現在市内を三つの区域に分けまして、共通乗降場所以外は、基本それぞれの区域内を運行しているところですが、今年度、旭市地域公共交通計画に基づきまして、市民から要望の多かった区域外運行、計画の中ではエリアまたぎ運行と記載してありますが、それについて検討をし、タクシー事業者と協議が調ったところです。

サービスの拡充につきましては、地域公共交通会議の承認と来年度予算の議決が必要となりますが、今のところ、令和６年度から医療機関を乗降場所とする場合は、区域外運行、エリアまたぎですが、これを可能とし、その区域外運行用の車両として１台の増車を予定しております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、税務課からは、大きい項目の３番、（３）の国民健康保険税の均等割廃止についてお答えいたします。

未就学児に対する均等割の５割軽減は、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で実施するものであり、国の基準を超えて、市独自に保険税の軽減措置について条例で定めることはできないものとされております。

また、未就学児の均等割を一律減免することについてですが、国民健康保険が相互扶助により運営される制度であるという理念に鑑みますと、被保険者個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて保険税の減免を行うことは適切ではないとしています。

国民健康保険税均等割の軽減措置を拡充すべきという趣旨のご質問ですが、ただいま申し上げた国の軽減や減免の考え方も踏まえまして、本年第１回定例会の一般質問でもご答弁申し上げたとおり、被保険者間の負担のバランスもございますので、法律で定められたとおり、未就学児に係る均等割額の５割を軽減する措置を維持してまいりたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、１番目から再質問させていただきます。

まず、仁玉川の令和元年に終わった事業でありますけれども、その資料をまず市長に見ていただきたいと思います。この資料は、県の出先の課長から頂いた資料であります。

まず一番上は、全体事業が６億 1,250 万円で、31 年、いわゆる令和元年度に最後の事業が終わっているわけです。平成 22 年から平成 32 年と書いてありますが、令和２年に完全に終わったということだと思うんです。そして、この横の図面が２万 5,000 分の１の縮尺図で、仁玉川が流れているところの点線がある部分が今回の工事でした。

ところが、今、私が今日質問したのは、新川につながる最下流部と約 780 メートルの土地が、その次のページは、これは最初のときの調査で、仁玉川排水路護岸状況というので、最下流部のところにも、この時点でもって土塁が崩れているわけですね。昨日の農水産課長も言っていました。でもこれは無視して、上のほうの鋼矢板の部分、これから始めたわけです。

一番最後は、最近私が撮った写真です。これではもう完全に全部崩れている。じゃ、なぜこういうことが起こったのかと聞きましたらば、ストックマネジメントというのは要するに現況を保持する工事だと。ですから、断面積が上のほうを広げるとか狭めるとかではなくて、下も広げるとか狭めるとかではない。だからこういうことになった。じゃ、なぜ上からやったのかという問題なんですよ。これは、私はその当時の市の考え方がおかしかったんだと思うんです。一緒に全部やって、時間かけてやるべきだ。

それからもう一つは、この 780 メートルのところは、旭市の洪水の図面を差し上げました。これの最後のところは、３メートルの洪水が出るという地帯なんですね。ここの両側は家はありません。近くにあるところもありますけれども、ほとんどが田んぼと畑です。こういうところを十数年ほっぽっといたという市の責任は重大です。ところが、この少し上流はアジ

サイロードになっていまして、その近くは市の遊具が設置されているわけです。700 メートルの先がもう完全に崩れている。ところが、それを、じゃ市がそういうところを整備しているのかといったらば、草刈りは地元の方たちが年３回やっているそうです。そうですね、課長ね。つまり地元に任せて、下流部分を放ってある、こんな市の行政がありますか。このことに大変私はびっくりして、事情を聞いて質問しようと思ったんです。

ですから、私はどうしても、大利根が管理しているとか、県が前やったからというのではなくて、なぜ私は昔のことを言ったかというと、当時はこういう排水路、農業用の排水路だということではなくて、昔からの川だったんです。自然な川でした。それが、そのときの事情によって、農業用排水路になり、そして昭和 45 年の大洪水でもって、これは直さなければいけないということで、あの鋼矢板の川になったわけですね。そういうことから見たらば、ぜひ私は、市が独自にでも早急に工事をすべきだと思うんです。

なぜ私がそういうことを言うかといいますと、この工事をやったおかげで、網戸地域を中心に農転ができなくなっているんです、農転が。それでもって、いろいろと農業委員会とか困っている面もあるんでしょうけれども、どうしてそうなったかということについて調べてみました。それは、こういうことなんですよ。生涯活躍のまち・あさひ形成事業、これが邪魔しているんです。

いいですか。この議事録によりますと、令和３年４月 27 日の旭市生涯活躍のまち推進協議会でどういうことが報告されているかというと「令和２年７月に市と事業予定者が相互に協力し、事業を確実かつ円滑に推進していくことを目的とした事業協定書を締結した。計画地は、農振農用地かつ第１種農地であったことから、県農林部局と協議を進め、都市計画の用途地域の指定をするための農林調整を行うことで、県都市部局と県農林部局の間での協議が整い、令和２年３月に農用地区域からの除外が決定された」こういうことなんですよ。

じゃ、何でこれがおかしいと言うかというと、例えば平成 29 年の広報あさひにこういうことが書いてあります。旭市農業振興地域整備計画の全体見直しを実施ということで、これから農用地除外ができなくなりますよということを言っているんです。いいですか。それで、いろんなことがあって、結局、それに近いことでやってはまずいということで、早めにそういうことの除外を市と県がやったんですね。3.5 ヘクタールの土地がですよ。優良な総合パイロット事業でもって行った田んぼが、商業用地、住宅用地、介護施設の用地に替わったわけです。

それで、市のホームページを見ますと、農振除外５要件というところにあって、この中には

こう書いています。「土地改良事業の受益地の場合、工事完了の翌年度から８年が経過していること」が条件だと。「近年行われた土地改良事業は以下のとおり。県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（仁玉川地区）、令和元年度工事完了、令和２年４月～10 年４月まで除外不可」これが、大変大きな状況を住民の方に出している。このことについて市長はどう思いますか。ご回答ください。

○副議長（林　晴道）　松木議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　すみません、市長ということでしたが、私のほうから、今の生涯活躍のまちの関係でお話ししたいと思います。

土地改良事業が完了後、仁玉川ですけれども、令和２年度から転用ができなくなっているというのは、これは事実でございます。あそこの生涯活躍のまちの受益地なんですが、当初は受益地に入っておりました。ただし、県のほうと協議をしまして、工事完了前にはあそこの受益地から除外をしております。受益ができているので、すみません、手続き的として、あそこの受益地から除外をした。それから農振農用地の除外をした。それから転用をして施設を建てた。なので、あくまでも令和２年から 10 年までは転用が不可ですよという期間はあるんですが、その前に、あそこの土地は受益地からも除外をしているという状況でございます。ですので転用ができたというような状況になっております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこが問題なんです。旭市は、いいですか、生涯活躍のまち、国からいろんな提案する事業がありますね。採択されたということで、この事業が始まりましたよね。これはご存じでしょう。始めるためには土地が必要だ。約 3.5 ヘクタールを使おうじゃないかと、一番市街側のところですね。これがもう除外して、それで何をやったかというと、私も議員になって、令和３年の開所のときに調べてみたらば、イオンタウンさんに５億円差し上げるということになっていた。これいつ決まったんだといったら、２年ほど前の債務負担行為の議決があった。つまり、イオンタウンさんが土地を改良して、田んぼから建物を建てられるようにした。それに下水をわざわざ引いて、公共下水道まで引いているわけでしょう、水道も引いているわけでしょう。それには５億 4,000 万円ぐらいかかるから、完成したらば５億円イオンタウン用にあげる、そういうことを議決していたわけですね。

ですから、これは住民のことを考えたらば、先ほど農水産課長が言ったような県の事業とし

てやるのではなくて、旭市が責任を持って、それこそ洪水の危険地域です。このまま放っておいて何が起こるか分からない。今は線状降水帯でもって、100 ミリ、200 ミリ降るところが旭市で起こるかもしれないでしょう。そのとき大洪水が出て、あの地域が被災した場合には責任取れますか。それを考えれば、すぐに設計して、調査を県がやっているんだったら、それから援助を受けて、市が独自にこの事業をやるべき。これは上限、私は５億円かかったってやるべきだと思うんです。この仁玉川の事業が、全体でもって６億 1,250 万円かかっているんですから、こんなにかからないでできますよ。どうですか、市長。

○副議長（林　晴道）　松木議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　仁玉川につきましては、もう１期工事が採択されるときには、全線ということで、工事は１期・２期で分けましたけれども、そのときの事業採択として、１期・２期含めて、仁玉川全域を農業予算でやるということで採択を受けております。今回たまたま工事を２回に分けて、１期工事が終わったというところですが、基本的には、採択の流れとしては、ここで事業をお手上げするのではなくて、粛々とそのとおり農業予算で始まった事業を遂行していくというのが、我々行政の考え方なのかなというところで思っています。

市でやるというところで、６億円という話だったかもしれませんが、１期はそのぐらいだったかもしれません。ただ、２期工事の分のほうがちょっと長いというところもあって、老朽化した部分もかなりあります。数字のほうは、まだこれから算定していくということで、はっきりした数字はないんですけれども、部分部分の改修についてはそんなでもないんですけれども、全域ストックマネジメントで全ての水路を直すとなると、あまり数字を言ってしまうと独り歩きしてしまうのであまり言いたくないんですけれども、何十億円という形にはなるのではないかというところで、それを市単独でやるとなると、財源としてもかなり厳しい。これが従前どおりの農林事業でやれば、国から 50%だとか、県から二十何%だとか、そういった補助が来ますので、基本的には今現在の農林事業で進めていければいいのかなと思って考えています。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それは話としては分かるけれども、これから何十億円もかけて２期工事をやるというようなことではないんですよ。旭市の分も、この市役所の先がもうあるわけでしょう。その部分ももう調べてくれたんですね。令和３年度に 1,600 万円かけて調査やって

いるんですよね。それはもう私も聞きました。その結果もほぼ出ているというふうに聞いています。

だから、市が当座でいいから、市長、ご覧になったでしょう。もう全部崩れているの、これ。崩れているでしょう。これがずっとしばらく続くんですよ。そして少し行くときれいになって、こちらに遊具があって、ベンチがあって、そこまでの間を何とかまずやる必要があると思うんです。それは県の許可を得なければね、県が管理している水路だからできないけれども、市がやったって、申請してやらせてくださいというんだったらできるんですよ。そういう地元の安全とかで、そういうことを考えた行政をあなたやりませんか。私はぜひそう思います。農水産課長の答弁なんかいらないから、市長どう思いますか。許可もらえばできますよ。どうですか。

○副議長（林　晴道）　松木議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　基本的には、先ほども申し上げたとおり、あの施設に関しては所有者が千葉県ということになっています。施設の維持管理につきましては、大利根土地改良区が千葉県から委託を受けて、常々の維持補修を行うというのは立てつけになっております。

松木議員がおっしゃるように、じゃ市がそれできるのかという状況なんですけれども、この仁玉川２期を始めるときの約束として、仁玉川の１期・２期工事まで終わって初めて財産を市に移管するということになっていますので、それが過ぎないと市に移管されませんので、県の所有であるし、大利根土地改良区の管理という部分では、そういう部分では、ちょっと今のところ難しい。それを仮に市が今もらってしまうということになると、基本的に空いた状態のものを市にもらっても、経費ばっかりかかってしまうということで、そんなことはあまりないと思うんですよ。何か移管してもらうときはきれいな状態にしてもらうというところで、市でもらうというのは立てつけとしてはあると思うんですけれども、そういった無理無理もらうにしても、そういった問題があるというところです。

昨日、飯嶋議員の質問の中でもお答えしたと思うんですけれども、１期目やるときの機能診断、持っていると思いますけれども、上流部からやったということで、上流部が一番危険度があったというところで、下流部につきましては危険度がそれの次だったということです。その次だったというところの立てつけとして、状況と、あとは劣化状況を遅らせるために、日々やっている土地改良区の補修事業で何とか延命できるのではないかというところで、その診断上は上流部よりも後になったということになります。

土地改良区のほうが管理している中で、受益者からいろいろ農業用の賦課金、徴収もしていますし、昨日も飯嶋議員の質問で答えたと思うんですけれども、市でも農業用の負担金ということで、毎年1,400万円ぐらい支払っています。それというのは、土地改良区が日々補修事業をやるに当たって経費がかさむということで、市のほうでも補助できないかというところでやってきているところでございます。

そういった中で、あそこがああいう状況になっているのは、最初の機能診断で、松木議員もあると思うんですけれども、写真の中でも、そのときから認識されていたところなんです。そういう中で、管理を任されている土地改良区について、そういった負担金とかの経費で、優先度を図りながら補修していくのが筋なのではないかなと思います。

それをないがしろにして、市が、市民の税金ですから、二重に払うことになってしまいますので、負担金ですので、土地改良区の職員の給料だけではないので、あれは補修事業とかにも使っているというところの負担金なので、そういったところで補修をしていただければこういった状況にはならなかったのかなと思います。それに関しては、市のほうでも途中途中で、土地改良区のほうにもっと進言すればよかったなというところの部分では反省しているというところです。

以上です。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、ここで５時20分まで休憩をいたします。

休憩　午後　５時１１分

再開　午後　５時２０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　回数を超えるかもしれないけれども、これだけちょっと質問させてください。

今、農水産課長が、本来あの部分は大利根にお金を出しているんだから、そんなことを言ったら悪いけれども、市がある程度負担しているんだから、工事終わった後ですよ、昔の。だから管理していてくれてもよかったじゃないかという言い方をしましたね。私もそう思いま

す。だからそれを、あの農業用水路を県が管理、県が持っているというのはおかしいと思うんだよ、県で指定して大利根が管理しているわけだな、。農業用排水路ということでね。

それの管理の状態の中でもってそごがあったわけだから、旭市は多少のお金を出しても、ある程度災害にならないような形のものに変えさせてくれないかと、そういうことは行政上できると思うんです。お金を出すからやらせてくれというのを、県が駄目だよと言うわけないんだから。

まずそういう形で、あそこは水害対策をしなければならないところでしょう。あなた、そう思いませんか。３メートルの水が来ますよと、この図面に書いてあるじゃないですか。水門があるけれども、水門があったって、新川の水位が上がれば来てしまうわけです。そうでしょう。新川は大洪水があったときがあるんだから。そういうようなことを配慮して、旭市としてはやっぱり予算的な措置をして、あの部分でもって土塁が壊れているところは早急に補修していく。県の代わりにやってやるなんていう大げさなことを言わなくたっていいわけです。あなたは何百億円と言ったけれども、そうかもしれない。

（発言する人あり）

○２０番（松木源太郎）　さっき言ったじゃないか。後で記録を見れば分かるよ。

（発言する人あり）

○２０番（松木源太郎）　何十億円か。まあいいよ、それでもね。

だから私は、要するに今回のことを見て、大変市の行政のやり方として、抜け駆け的に県の農林部と都市部でもってやらせて、それでもって５億円のお金を上げて、それでもってあの事業をつくったわけでしょう、3.5 ヘクタールの。そういうようなことというのは、行政のやるべきことではなかったんですよ。それはいいですけれどもね、今の市長の責任ではありませんから。

ですから、ぜひ市長、そういう形でもって大利根や県と話をして、あの部分をちゃんとして、それから、あそこの管理は公園の一部の延長なんだから、市が公園と認定している。ですから、そこは市がこれからは管理すると。地元の人に任せないで管理する。防災対策上も大事なところですからね。ぜひそのことについて、市長、見解だけ言ってください、考え方。

○副議長（林　晴道）　質問の要旨を鑑みて、ただいまの質問を許可します。

松木源太郎議員の質問に対して、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　市といたしましては、市民の安全・安心をこれからも守っていかなけれ

ばなりません。

この仁玉川に関しましては、県や大利根土地改良区とも相談しながら、早急に改善させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、２番目の消防団の問題についてお伺いします。

私は、消防団を何か非難しているわけではないんですよ。私も、江ケ崎で子安神社の総代長を３年やった経験がありますから、消防団の方とか、それから交通安全の方とかが、いろんな課題でもって協力してやっているというのをよく知っています。

しかし、特別公務員である方々がお金をもらう、これは違法だという判決が出ているからやめた、それはいいですよ。しかし、各行政区ないしは自治会が、協力金をやっぱり出しているということが問題なんです。

それで、これ調べてみたら、合併前、例えば先ほど消防長のお話がありましたけれども、火災その他の災害のために出動したとき、１部１回6,000円、警戒又は訓練のために出動したとき、１人１回1,000円、これが非常勤の、これだけですよね、正式に活動に対して出るのは。

ところが、これは20年近く前の平成17年まで、旭市の条例と同じ金額なんです。ですから、この非常勤の方に対していろんな条例、こちらの左側にもありますけれども、これはかなり変わっているんだけれども、消防に関してはこれだけなわけ。ですから、実際に消防に携わっている方、この方たちが七百数十人いるわけでしょう。そういう方たちが、特別公務員だから歳費はもらっている、年俸でもって１万円から十何万円までですよね。それでは大変なわけですから、その方たちが本当にいろんなことをやってくれる、消防団に対する一定の費用を市が負担する、こういう制度をつくっていただきたい。

先ほど消防長が言った、ほかでやっていない操法大会なんかについての何万円と出ていますけれども、そういうのはそれでいいわけですけれども、そこら辺のところは、市長、どう考えますか。

○副議長（林　晴道）　松木議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防本部消防長。

○消防長（伊東秀貴）　議員おっしゃられます先ほどからの活動費、いわゆる消防協力費ですが、こちらにつきましては各地区、自治会、それぞれの取決めがありまして、活動内容も違うと伺っております。

現在、旭市独自の補助制度、こちらがございますことから新たな補助の制度、こちらは難し

いものと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　暫時休憩をいたします。

各自、自席でお待ちください。

休憩　午後　５時２７分

再開　午後　５時２８分

○副議長（林　晴道）　それでは、会議を再開いたします。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　消防長の話も、私は分からないわけではないです。しかし、147 ある区、区が 147 あるんですよね、今の旭市は。そこでもって、私が前にいたところ、それから今度移ってきたところでは、金額は違いますけれども、10 万円単位のお金をやっぱり協力費として出していて、それが、147 区が全て何十万円ではないわけですけれども、そういうお金を住民から、区、自治会などが預かって、ご苦労さんで出す。それはちょっと違うんです。消防の業務というのは、自治体が責任を持って消防団をつくってやるわけです。

それから、もう一つ私が問題だと思うのは、私は合併前の旭市しか知りませんけれども、行政が違って、片方は事務組合、片方は自治体ということであったので、消防団は総務課の所属、それから常備消防は事務組合だ。今回は一緒になっているようですけれども、ちょっと私はいろいろと調べていて、常備消防の元に消防団があるって、何か家来みたいなことになってしまって、やっぱり旭市の総務課が消防団の管理、その他の援助はする。消防本部は、常備消防の本当の精鋭部隊にして、お互いに協力し合っていく。こういうような関係の行政の進め方にしないと駄目だと思うんです。ちょっとそれを感じました。市長、どう思いますか。

○副議長（林　晴道）　松木議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　お答えいたします。

以前は、議員おっしゃるように、一部事務組合としてやっておりましたので、それで例えば、旭市消防団、海上町消防団というふうに、四つに消防団も分かれておりました。したがって、

各市町の総務課で事務的なものを扱っておった。それが合併しまして、市の消防本部あるいは市の消防団ということになりましたので、一括して扱うために、消防本部のほうで事務を執るようになったというのが考え方でございます。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎義員。

○２０番（松木源太郎）　それはよく分かります。でもあれですか、銚子市なんかは、消防本部の中に入っているんですか、昔からある、合併しない。どうなんですか。

○副議長（林　晴道）　松木議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防本部消防長。

○消防長（伊東秀貴）　銚子市消防本部においても、消防本部内で消防団事務を執り行っております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎義員。

○２０番（松木源太郎）　ちょっと回数が多くなってしまって。分かりました。

それでは、ぜひ消防団に対するいろんな出動の金額を今の時代に合ったようにアップするとか、それから、そういうような細かい援助ができるような、そういう制度を旭市でぜひ工夫してつくっていただきたい。このことをお願いして、この問題の質問を終わります。

○副議長（林　晴道）　引き続き質問を続けてください。

○２０番（松木源太郎）　次は、給食費の問題です。

この問題について先ほどいろいろと議論が出ていましたので、私も少し議論にかみ合って、させていただきたいと思います。

これは 2024 年、令和６年からの予算を今考える時期ですから、私、大変この考え方は面白いなと思ったんですけれども、11 月 21 日の朝日新聞が、暮らしの欄でもって大変面白いことを出しているんです。「学校給食、国が一律で無償化を」という題です。これは東京大学で山口先生です。どうも市長の物の考え方が、これに近いと思うんです。

確かにそうです。児童手当で出せば、お金がいって。私はびっくりしたんですけれども、前に質問したので、私の不勉強をさらすわけですけれども、児童手当は、児童手当法というのがあって、今度、高校生までもらえるようになるんだそうですけれども、これは児童手当から給食費を引いてもいいというのがあるんです。私、児童手当法を勉強しなかった。皆さん方もご存じの方はいっぱいいると思うんですけれども、ですから今旭市では、ご存じのように、給食費が滞っている児童手当の受給の方には、本人が同意書を書けば、給食費をそこか

ら引いて渡すということになる。これが年間 81 万円もあるということですから、滞納している方がかなりいらっしゃるということになるわけです。4,000 円前後でしょう。4,000 円前後が、80 万円といったらば１人じゃないでしょうけれども、そういう方がいる。

この方のあれは、いろんな手当を出して家庭にやるよりも、国が給食でもって全国で子どもたちが食べるようにしたらば、一番ストレートに子どものためになると、こう書いてあるんです。こういう物の考え方があるかなとは思ったんですけれども、しかし。

県内でもやっぱりどんどん給食の無償化が増えています。市長の考え方を見てみると、市長の考え方は、やっぱり国がやるべきことなんだという頭があるんだと思うんです、私が見たらね。

それで、千葉県は３人目の方のを無償にしたいから、半分自治体が持てやということ。その考え方も、旭市でいうと 50 人ぐらい増えているわけでしょう。そういう考え方はいろいろあるので、ぜひ市長ももっと頭を柔軟にして、それでもってやっていただきたい。

なぜかといったら、例えばいすみ市の市長は、まず無料にするということじゃないんです、最初は、ご存じのように。農家に有機のお米を作ってもらって、それを普通に出荷するのよりも高い、２万 3,000 円と言っていますから、高いですよね。それでもって農家の方に有機米を作ってもらう。それで、それが今度、どんどん副産物も有機の野菜にしてくれとか、そういうふうになっていく。それから最後に、じゃ小さい自治体だけれども、給食をこれで無料にしようじゃないかという決断をした。やっぱり長い時間がかかったと思います。私もいろいろ聞いていますけれども。

そういう経過を踏まえてやっているわけですから、市長の考えや、市長がどう考えるかということが一番の大事なんです。今の市長のご答弁を聞いていると、国がやってくれるまで待っているじゃないかというふうに私は見えるので、そこら辺のところの本音を言っていただきたいんだけれども、どうですか、市長。

○副議長（林　晴道）　松木議員の再質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　私も、国がやるべきだというのは確かにそうなんですけれども、その考えの基は、やはり生まれた市町村によって、こっちの市町村は……

（「違ってはいけない」の声あり）

○市長（米本弥一郎）　そう、そういうことです。まずそれはご理解いただきたいと思います。

やはり長い時間をかけてということでございますが、本市におきましても、平成 29 年度よ

り、３人目以降の児童または生徒の学校給食費の全額免除を、旭市独自の事業で行ってまいりました。令和２年度、３年度には、新型コロナウイルスの感染拡大や景気の低迷による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の学校給食費をそれぞれ６か月の間、無償化したところでございます。また、令和５年１月には、千葉県の学校給食費無償化支援事業補助金制度を利用し、第３子以降減免制度の対象者の拡充を図ったところでございます。本年度には、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、７月から来年３月まで、市内小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費の無償化を実施しております。

議員おっしゃるように、段階を踏みつつ無償化に進んでいきたいと思っている。その間にいろいろ財政シミュレーションをしたり、今後の財源は本当に大丈夫かと、そういった確認もしながら進めていきたいと思っております。

そういうことで、今後ももうしばらくの間、他市町の事例のほか、財政的なシミュレーション等を行い、将来的な財源の確保に問題がないか等の検討をし、また市予算の全体のバランス、ほかの事業への影響なども考慮した上で検討を重ね、次年度以降の学校給食費無償化につきましては、さらなる拡充を進めるための調整を行っているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎義員。

○２０番（松木源太郎）　本音をやっぱり出してくれまして、ありがとうございます。

それで、市長、そこなんですよ。私が参加した令和４年度の予算と決算、９月に認定されました。あれを見て、それから令和３年、２年のやつを見て、令和４年の決算のことを調べました。その中で、これは私の疑念ですけれども、どうも 320 億円。この建物を建てているときはもっとずっと増えましたけれども、だいたい 320 億円から 330 億円の自治体で、85 億円の財政調整基金、それを含めた約 180 億円の基金を持っている。そういうことは今大変恵まれているんです。

銚子市なんかは大変ですよ。私も、銚子市の議員と話をするけれども、決算を起こすのに、ご存じでしょうけれども、水道からお金を借りてきて、終わったらば返してということを何回もやっている。そういうようなことはないですけれども、その中で、ただ金のことではなくて、やはり決算カードを見ても、0.49 程度の財政力というところでもって、これだけ 82 億円もの財政調整基金を持てるといういい条件を持っている自治体ですから、ぜひそこら辺もよく検討して決定していただきたいと、このことをお願いしておきたいと思います。この件についてはこれで終わります。

次は、デマンドタクシーです。

これについては、もう２年越しでもっていろいろ議論してきて、最近４台目も出してくれて、それでもって来年からやってくれるというご回答をいただきましたから、大変助かります。

医療機関に行く場合って限られていますけれども、確かにそういう方たちが多いんです。これについては質問しません、ありがとうございます。

最後です。

国保税の均等割については、だいたい国の出してくるお金が 500 万円前後ですよね。それだけの人数の方が未就学児でいるということなんですね。ですから私は、国の通達は駄目だと言っているけれども、完全に駄目だとは言っていないと思うんです。これは見解の相違じゃないです。あの通達文書はひどいです。抜け道をいっぱいつくって、駄目だって言っているんですから。ですから私は、子育て、お子さんを産んで育てて、そして、病気になっても安心してこの旭市で暮らせるためには、未就学児の国保税の均等割を、まずゼロにすることだと思います。

それで、市のこれ中身を調べているんですけれども、やっぱりお子さんに対する費用がかからなくなると、人は集まってきます。給食もそうです。そういうことを考えながら、ぜひ来年度の予算編成をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（林　晴道）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木議員は、自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

ここで午後６時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩　午後　５時４５分

再開　午後　６時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第 18 号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についての１議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

ここで追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　景山岩三郎　登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎）　議員の皆さんには、一般質問など、大変お疲れさまでございます。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、そのご報告をいたします。

追加議案の提出に伴う議事日程について、申し上げます。

お手元に配付してあります、令和５年旭市議会第４回定例会議事日程（その２）、本日、12月７日木曜日。この後、追加日程第１、議案上程。追加日程第２、提案理由の説明。追加日程第３、議案の補足説明。補足説明については、財政課長を予定しております。追加日程第４、議案質疑。追加日程第５、常任委員会議案付託。

以上で、追加日程についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第 18 号の１議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号の１議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　議案上程

○議長（木内欽市）　追加日程第１、議案上程。

議案第 18 号の１議案を上程いたします。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（木内欽市）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、議案１件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第 18 号は、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ４億 9,800 万円を追加し、予算の総額を 329 億 2,100 万円とするものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　議案の補足説明

○議長（木内欽市）　追加日程第３、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 18 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第 18 号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明申し上げます。

議案第 18 号の補正予算書をお手元にお願いいたします。タブレットの３ページをお願いいたします。補正予算書は、１ページになります。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ４億 9,800 万円を追加し、予算の総額を 329 億 2,100 万円とするものです。

第２条、繰越明許費につきましては、この後説明いたします。

タブレットの６ページをお願いいたします。補正予算書は４ページになります。

第２表、繰越明許費です。

３款１項社会福祉費、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）４億9,800 万円は、今回の補正予算で計上した事業でございます。こちらは、国が想定しております給付スケジュールにおいて、申請期限が翌年度に設定されているために、繰越明許費を設定するものであります。

タブレットの 10 ページをお願いいたします。補正予算書は７ページになります。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14 款２項１目総務費国庫補助金４億 9,800 万円の増は、右側、説明欄１、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増です。こちらは、物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国が措置した交付金となります。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

タブレットの 11 ページをお願いいたします。補正予算書は８ページになります。

３款１項１目社会福祉総務費４億 9,800 万円の増は、説明欄１、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）です。

こちらは、国の地方創生臨時交付金のうち、低所得世帯支援枠として、令和５年度住民税非課税世帯に対する１世帯当たり７万円の給付金の支給と、推奨事業メニュー枠として、低所得世帯支援枠で対象とならない令和５年度住民税非課税世帯のうち、被扶養世帯に対する、同じく１世帯当たり７万円の給付金を支給するために要する費用でございます。

歳出の説明は以上です。

以上で議案第 18 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第４　議案質疑

○議長（木内欽市）　追加日程第４、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第 18 号について、質疑はありませんか。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　議案の８ページを見ていただきたいと思うんですけれども……

○議長（木内欽市）　松木議員、恐れ入りますが、質問席へ移動願います。

○２０番（松木源太郎）　はい。

○議長（木内欽市）　準備が整い次第、始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案の８ページを見ているんですが、追加給付分４億 9,800 万円ということなんですが、追加分ということは、非課税世帯に７万円。経費なんかを除くと、7,000 世帯分ということになるんですけれども、単純にそう考えていいのか、それともほかの中身を含んでいるか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤）　ただいまの質問でございますが、対象世帯につきましては 7,000 世帯ということで想定してございます。前回３万円の交付済みの給付金がございまして、それに加えて、今回１世帯当たり７万円を追加給付という意味で、そのような事業となってございます。

以上です。

（「前の３万円があるからだね」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤）　はい。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

議案第 18 号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第５　常任委員会議案付託

○議長（木内欽市）　追加日程第５、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 18 号の１議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表（その２）、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、13 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は 18 日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　６時１１分

令和５年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和５年１２月１８日（月曜日）午前１０時開議

第　１　常任委員長報告

第　２　質疑、討論、採決

第　３　常任委員長請願報告

第　４　質疑、討論、採決

第　５　事務報告

第　６　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　常任委員長報告

日程第　２　質疑、討論、採決

日程第　３　常任委員長請願報告

日程第　４　質疑、討論、採決

日程第　５　事務報告

追加日程　議長辞職の件

追加日程　議長選挙の件

追加日程　副議長辞職の件

追加日程　副議長選挙の件

日程第　６　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫

１１番	遠藤保明	１２番	林　晴道
１３番	宮内　保	１４番	飯嶋正利
１５番	宮澤芳雄	１６番	伊藤房代
１７番	向後悦世	１８番	景山岩三郎
１９番	木内欽市	２０番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	榎澤　茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
農水産課長	池田勝紀	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	小澤　隆
消防長	伊東秀貴	上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後　稔	生涯学習課長	伊藤弘行
体育振興課長	金杉高春	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	戸葉正和		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内での写真撮影を行います。ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市）　ここで報告事項を申し上げます。

総務常任委員会に付託しました議案第 11 号について、お手元にお配りした訂正表のとおり字句の訂正をさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、本日の議事に入ります。

議案第１号から議案第15号までと、議案第18号の16議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　常任委員長報告

○議長（木内欽市）　日程第１、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　宮内　保　登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内　保）　皆さんおはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 12 月４日及び７日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第３号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、工事請負契約の締結について、議案第 18 号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についての６議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 12 月 12 日午前 10 時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

障害児通所等給付費の利用者数はどのくらい増加する見込みなのか、また、当初に増加を見込めなかったのかとの質疑では、当初、６種類あるサービスの合計利用者数を 412 名と見込んでいたが、今回の実績見込みは 424 名で 12 名増の見込み、また、児童発達支援と放課後等デイサービスの給付が見込みより大きく増加したためとの答弁がありました。

また、子ども医療費助成事業について、高校生の受給券発行による現物給付に変更されてからどのくらい増加したのかとの質疑では、高校生の受給券発行による現物給付は８月から実施している。受給券の交付枚数は 1,632 枚で、助成額は、８月支払い分は 143 万 9,875 円、９月支払い分は 235 万 9,988 円、10 月支払い分は 345 万 2,323 円で、交付してから伸びている。この中には、以前からの償還払い分も含まれているとの答弁がありました。

次に、議案第３号の主な質疑について申し上げます。

地域検討会議のメンバーから代表者会議のメンバーが選出されるのかとの質疑では、基本的には地域検討会議で意見を出してもらった委員の中から選出し、代表者会議へ進んでいただくことを想定している。代表者会議のメンバーは再編対象校の保護者や区長、学校関係者、福祉関係者、青少年育成関係者、その他教育委員会が必要と認める者との答弁がありました。

次に、議案第 15 号の主な質疑について申し上げます。

今回の契約は建築工事一式となっているが、電気設備や機械設備は別に発注するのかとの質疑では、今回の案件は建築工事一式であり、電気設備や機械設備は別に入札を実施している

との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 15 号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告を申し上げます。

令和５年 12 月 18 日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　おはようございます。最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る 12 月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第４号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第６号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第７号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第８号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第９号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについて、議案第 12 号、工事請負契約の締結について、議案第 13 号、工事請負契約の締結について、議案第 14 号、工事請負契約の締結についての 11 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 12 月 13 日午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

一般会計の給与部分について、県人事委員会の委員長談話では 1.19％の引上げとなっているが、旭市の場合は一般職のみでどのくらいとなるのかとの質疑では、一般職の給料表の改定率は 1.3％の増となっているとの答弁がありました。

次に、議案第５号から議案第８号の一括質疑で、主な質疑について申し上げます。

会計年度任用職員の給与は今回どのくらい上がったのかとの質疑では、概算で５％程度上がっており、職種によって異なるが、平均して月額１万円近く上がっているとの答弁がありました。

次に、議案第 11 号について、主な質疑について申し上げます。

旭中央病院は、サイバーテロ対策としてどのような対策を行っているかとの質疑では、病院内の電子カルテ等の医療に関するデータは専属の回線でやり取りをしている。外部には接続されていないため、外部からの攻撃は受けない形となっているとの答弁がありました。

次に、議案第 12 号から議案第 14 号の一括質疑で、主な質疑について申し上げます。

入札者が１者の場合でも入札は有効なのかとの質疑では、公告において資格確認の結果、資格を有するものと認められたものが１者の場合においても入札を執行することとし、結果として有効な入札者が１者の場合においても落札者決定を行うものとすると定めているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 11 号と議案第 12 号は賛成多数で、そのほかの議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告をいたします。

令和５年 12 月 18 日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第 12 号、工事請負契約の締結について、委員長報告に対しての質疑を行います。

常任委員会で質疑があったことの主な質疑ということで先ほどご報告がありましたが、私が

今聞き取れた限りでは、１点だったと思うんですね、一つだけ。そんなことはなかったと思うんですよ。主なものは相当ございました。

できれば、全てをお願いしたいのと、こちらで報告していただきたいのと、あと、その中で取消しをされる予定というか、それがあると思うんですけれども、その取消しについては、どのような手順で取消しが行われるのか。

私は、本会議あるいは委員会で、議員が発言したことに対しての取消しというのは、非常に重みがあることだと思うんです。ですからその手順を、旭市議会としてはどのように踏んで取消しをするのかということをお答えください。お願いします。

○議長（木内欽市）　ここでしばらく休憩いたします。自席でお待ちください。

休憩　午前１０時１９分

再開　午前１０時３５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務常任委員会委員長、景山委員長。

どうぞ、自席で結構です。

○総務常任委員長（景山岩三郎）　先ほどの戸村議員の質問にお答えいたします。戸村議員、大変お待ち遠さまでした。

質疑の全てを報告してもらいたいとのことですが、報告につきましては私に一任されておりますので、主なもののみを発言しております。

その他の意見としては、入札の３者が応募し、落札時の 10 月 12 日に入札内容の不備があり、無効とのことだがどのような内容かとの質疑では、詳細な点につきましては申し上げられないとの答弁がありました。これが１点目のあれです。

２点目、発言を取り消される予定と聞いておりますが、どのような手順で進めているのかということですが、委員会の中では、そのような発言はありませんでした。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　では、委員会の中では、質疑をされたことに対して、その委員が撤回しますと言う言葉を私は聞いているんですけれども、それがなかったということですか。撤回

しますで、それでは委員会としては、撤回しますのところを取り扱わないということでよろしいんでしょうか。そのままの形で議事録に残るということでよろしいんでしょうか。

○議長（木内欽市）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時４０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

景山委員長。

○総務常任委員長（景山岩三郎）　戸村議員、大変お待ち遠さまでした。

そのような申出はありませんでしたので、そのまま議事録に残ります。言ったことは議事録に残るということです。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　今の委員長のご答弁、私がこの本会議に臨む前に、具体的には昨日ですけれども、事務局を通してそういう取消しが行われる予定ということを聞いたので、こういう質疑をしております。

ということは、再確認させていただきます。委員会での発言、今回の 12 号議案に関しての委員会での質疑全てが取り消されずに、一語一句全て発言されたとおり、あと加えて言いますと、委員会での要するに質疑している本人ではなくて、ほかの要するに不規則発言なんですね。そういうのも委員会の場合は全て議事録に残っているはずです。なんとかかんとかという声ありということで、録音しているものは全て議事録に残るはずですので、それが全て議事録として残るということで、確認でよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市）　景山委員長。

○総務常任委員長（景山岩三郎）　そのとおり、残ります。

○議長（木内欽市）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　これより討論に入ります。

議案第１号から議案第４号までの４議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第５号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　おはようございます。

議案第５号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

人事院勧告は、労働基本権が制約された一般職に対してであり、議員には当てはまりません。そのほかには、期末手当を上げる明確な理由はありませんでした。成り手不足解消、あとは優秀な人材を集めるために必要だという声もありますが、旭市議会議員には、このようにすばらしい多種多様な議員が集まっておるので、それも問題ないと思います。

米本市長がおっしゃる選択と集中という言葉には、それを実行するには、何かを削ったり、我慢する必要があると思います。その第一歩として、自らを削らなくてはならないのではないかと考えていますので、甚だ恐縮ではございますが、今回、議員の期末手当を上げる本議案に反対します。

以上です。

○議長（木内欽市）　以上で、議案第５号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第６号から議案第 10 号までの５議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第 11 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　議案第 11 号、旭中央病院の中期目標を定める議案について、反対討論を申し上げます。

反対の理由は、この中期目標が市民の意見が反映されていない目標だという点にあります。先月 11 月 22 日、令和５年度第４回定例会の議案が議員に配付されると同時に、全員協議会が招集され、今議会に上程されているこの議案第 11 号の説明会が開かれました。上程される議案の説明が当局から開会日議案説明より前に行われることに対して、まず、議会軽視と言わざるを得ません。

11 月 22 日の全員協議会には、議案第 11 号と全く同じ資料が用意されていて、私たち議員

の手元にはダブルでこの議案書が配られました。全員協議会は、議会の会議ではありません。ですから、全員協議会での議員からの問いは、質疑でもなければ一般質問でもありません。それに対して、市の担当課長と副市長からは答弁のようなものがありました。この議員の問いと市当局の答えのようなものは、議事録にも残されるものではなく、議員の発言と市の正式答弁でもありません。座談会の域を出ないものです。

この全員協議会では、議員から、中央病院の在り方、役割に対して、たくさんの貴重な意見が出されましたが、その場で言っただけ、聞いただけのものになってしまいました。事実、本会議での私の質疑、議員の意見が反映されるのかというものに対して、反映されることはないという答弁がありました。ダブルで印刷された議案書と全員協議会の２時間にわたる会議時間が全く無駄なものになってしまいました。

本来ならば、市民の財産とも言える旭中央病院が目指す目標については、作成時に市民の意見を聞く場があってしかるべきで、市民の意見を代弁する議員の意見も取り入れるべきだと私は考えます。そうでなければ、今目標期間中に利用者である市民が感じている様々な問題が、次期目標にその解決策として掲げられることがないからです。問題が何かが明確に分からなければ、目標の立てようがないではないですか。議案を上程してから議員向けの座談会を設けて、話は一応聞くだけは聞くからよろしくねという姿勢には、市民のために旭中央病院の中期目標を作成したのだという思いが全く感じられません。

常任委員会で配られた資料、これはネットで市民に公表しているものですが、それをプリントアウトして常任委員会で配られましたが、その資料には、４番目、策定に係る基本方針に、「（３）市の重要施策（旭市総合戦略等）との整合性を図り、市議会からの意見を踏まえたものとする」――市議会からの意見を踏まえたものとすると、これは市民に公表しているんです。とありますが、今回の議案では、全くこれは絵に描いた餅です。市議会からの意見をどこに踏まえてあるのでしょうか。議会対応と整合性が全く取れません。

よって、市民意見、議会の意見を取り入れたものに作成し直すべしという理由で、議案第11号には反対いたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党、松木源太郎です。私は、議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについての採択に反対の討論をいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、以下、同法人と言いますが、第３期中期目標を定めることは、令和５年度第１回地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会の会議録資料、「資料４」によると、『地方独立行政法人法第 25 条第１項の規定により、市長が第３期中期目標期間内に達成すべき目標を定めた中期目標を同法人に対し指示するものである。そして、案及び最終案は、次回以降の評価委員会において審議し、評価委員の意見を反映させる』と記されています。

そして、『策定に係る基本方針で、（２）市民等に分かりやすく伝えるため、簡潔な構成とし、同法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示し、市長が法人に指示する内容を明らかにする。（３）市の重要施策（旭市総合戦略等）との整合性を図り、市議会からの意見を踏まえたものとする』と記されています。

このような方針を示しておきながら、10 月と 11 月に「評価委員会」を開催しているにもかかわらず、全く報告は議会になしであります。事前に「議会の説明会」を開催しました。「市議会からの意見を踏まえ」と記しているではありませんか。

さて、次に内容ですが、私が本会議の常任委員会で質疑、質問した点は、略語や、普通は使用しない言葉が一般の市民の方には理解するのは難しいと申し上げたらば、用語解説を作ってくれましたが、今回の中期目標を広報あさひに掲載してみてください。そうすれば、どれだけ市民の皆さんのご理解がいただけるか分かるでしょう。

質問への答弁で、「お医者さんも見るので、このくらいの略語や用語は必要だ」と答える回答がありましたが、市民の方に理解していただきたい中期目標です。その意味が分かりますか。

第２期の中期目標と大きく変わった点は、「救急、高度急性期医療を提供する医療機関」から、第３期の中期目標は自ら、広域基幹型急性期病院と書いたことです。つまり旭中央病院は、さらに第２期よりも千葉県や茨城県を含む広域の重要な病院になったんだという宣言をしているわけです。さらに、第２期にもあった住民へのサービスの提供の中に、「旭市生涯活躍のまち」への連携協力を入れていることです。

その一方、第２期の期間に、福祉施設である養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園を今年の７月末で廃止したことです。70 周年の記念誌に写真まで入れて、この廃止を載せております。これでは、その他の福祉施設もいつ廃止されるか分かりません。設置者の市長に相談があり、市長は了承したのでしょうか。しかし、正式に議会には報告がありません。来年３月議会に定款の変更の議案が出るのでしょうか。一体どうなっているのでしょうか。

この中には、介護老人保健施設シルバーケアセンターも載っております。この施設は、実は2000 年の介護保険の施行される 11 年も前に始まった施設であります。私はこの施設が造られるときに、当時の諸橋院長と激論を闘わせました。なぜか。早く病院から出た、出る方をシルバーケアでもってお世話するんだと。そういう施設が必要なんだ。いや、そういうことを病院はやらないで、病院は長く診るべきだという議論をしたことがあります。

しかし、諸橋さんのほうが先見の明がありました。11 年たったらば、介護老人施設として国から認められたんです。つまり、退院した方、お年寄りを長く、体力、生活できるまで面倒を見よう。今のリハビリと同じです。そういう考えがあったから、病院の中に福祉施設をつくったんです。これでは、今あるケアハウスなども、いつなくなってしまうか分かりません。そういうようなことが今行われようとしているわけです。

もう一つ、ご紹介いたしますが、平成 27 年 12 月１日に提案されている地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画の中の８ページには何と書いてあるか。介護・福祉の提供と連携ということで、当院の附属施設である介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスを適切に運営していくとともに、老朽化に対応した新たな整備改修計画を市と協議のうえ策定する、こうなっているわけです。つまり、こんなことはもう昔のことでもあって、今はそんな必要がないというのが今の病院の考え方なんです。

最後に、中期目標の決定について、近隣のさんむ医療センターの方法を紹介してみます。現在、さんむ医療センター、旧成東病院では、第５期中期目標の作成が進んでいます。事前に第４期と第５期の対照がホームページに掲載されています。これがそうです。これが第４期、これが第５期、そしてどうなっているかというと、青い印刷のところは新しく付け加えるところ、赤いところは訂正したところ、こういうことがホームページにちゃんと載っております。そしてさらに、来年の１月 10 日午後２時から評価委員会が公開され、誰でも見られますよということがホームページに、このように載っております。つまり、開かれた中でもって、設置団体である独立行政法人をどうするかということを市民に明らかにしているわけです。

ところが、旭市の場合には全く違うんですね。もう議会の中でもって通って、その後、次の議会でもって病院が中期計画をつくれば、それでもって我々はやっていくんだという、こういう考え方でもって進めている。

ですから、今回の第３期中期目標の議案は、一度差し戻して、臨時会を開催して、10 月、11 月の評価委員会の意見をちゃんと我々に報告して、その上で、同法人には第３期中期計画の策定をしていただいて、議案第 11 号はそういう形でもって皆さん方で反対して、１回これ

を否決しなければなりません。

議員の皆さん、こんな不十分な報告と審議で、これから４年間の中期目標や中期計画で同法人の事業をさせてはなりません。これが私の反対討論であります。

○議長（木内欽市）　以上で、議案第 11 号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第 12 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　議案第 12 号、海上・飯岡統合消防分署、この工事請負の建築のほう、工事請負の契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

反対理由は１点、情報開示がされないため、議案審査ができる状態にないという点です。

11 月 29 日の本会議の提案理由とその説明では、議案書に記入してある。こちらです。議案第 12 号、工事請負契約の締結について議決を求める、表面。裏面に、記、１、名称、２、契約の方法、総合評価方式一般競争入札、３、契約金額６億 5,780 万円、４、契約の相手方、そして、この本会議場での補足説明、課長のほうから、９月８日までに３者から申込みがあり、10 月６日から 10 月 11 日まで入札が行われ、当該相手方が落札した予定価格が７億 1,434 万円のところ６億 5,780 万円、落札率 92.09％という、これだけの説明でした。

あまりにも簡略過ぎる説明で、添付資料の提出を求めたところ、資料が議員全員に配られたのは、議案質疑中の本会議場で議長の暫時休憩の声の後でした。休憩中に配られた資料は、開札調書と評価調書、開札調書で明らかになったことは、３者の申込みがあった中で、落札した１者がどのようにして選ばれたのかということでした。

落札しなかった２者のうち、１者は無効、もう１者は辞退でした。落札しなかった２者のうちの１者の無効とはどういうことか質疑したところ、入札書と内訳書に金額の差異があったという答弁でした。金額の差異とは、入札書が幾らで、内訳書が幾らだったのか。その差異は幾らだったのか。無効と判断したのは誰か。数字を示してもらわないと無効にしたことが妥当だったのかどうか審査できませんが、しかし、担当課長は言えませんの一点張りです。

電子入札で開札したのが 10 月 12 日、開札の後、担当課では、応札書類をチェックして記入してある数字を計算し直し、金額の差異に気がついたのだと思われますが、では、なぜその数字、金額の差異が開示できないのでしょうか。今、私は情報公開を求めていますが、２週間かかります。今は応札したうちの１者の無効という市当局の判断の正当性が証明できません。落札しなかったもう１者の辞退にしても同様です。

開札時には、入札書に金額が記入してあったはずです。入札しなければ未入札と結果では記入されているはずですから、入札はなされている。開札した後に辞退したのです。なぜ辞退をしなければならなかったのでしょうか。せっかく応札したのにです。この辞退した１者の入札金額を開示してもらうようお願いしましたが、こちらも言えませんということでした。

私たち議員は、市当局が出してきた契約案件に対して、客観的に公正に審査をしなければなりません。客観的に審査する方法は、唯一、数字です。いいと思うな、きっと大丈夫だよでは駄目なのです。主観的な思いでは、公正な判断、審査はできません。何億円もの、十何億円もの工事請負契約に、市が無効と言っているんだからきっと無効なんだよと、私たち議員が言うわけにはいかないんです。

なぜなら、この工事請負契約の原資は血税だからです。国・県からの交付税、補助金たりとて、全て血税です。どこかの大金持ちが寄附してくれたもので成り立っているわけではありません。今年の漢字が先日決まりました。税です。皆さんご存じだと思います。税です。税に関しては取られると思っているので、それだけ関心があるのです。喜んでもっと払いますなんていう人はめったにいません。そして、税は全て数字、金額です。気持ちで払うなんていうことはあり得ません。全て客観的な数字です。行政は市民の血税を取り立てる以上、その使い道に公明正大であるべきです。隠すなんてもってのほかです。

そして、私たち議員は、その税の番人です。税金、血税の使われ方に細心の注意を払い、その使途の公正、公平性が守られているのかを見張っていなければなりません。したがって、この工事請負契約に関しては、数字の開示がない限り、税の番人たる私たち議員の職責を果たすことができません。

市長に、そして議員の皆さんにお伺いしたい。皆さんは何を守りたいですか。守りたいものは何ですか。私は、市民の方の市政に対する、そして議会に対する信頼を守りたいです。なぜなら市民の信頼がなければ、今、旭市が抱えている人口減少をはじめとする諸問題、そして、旭市の未来に向かって行かれないからです。市民の信頼なくして、どうやってよいまちがつくれるでしょうか。市長の市政運営のスローガンは、チーム旭ではないですか。チームのメンバーの信頼を勝ち取って旭市を前に進めていくために、公明正大な行政運営をやるべきです。

以上の理由で、私、戸村ひとみは 12 号議案に反対いたします。議員の皆様の良識のあるご判断をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎です。私は、議案第 12 号、工事請負契約の締結について、１、名称、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事（建築）、２、契約の方法、総合評価方式一般競争入札、３、契約金額６億 5,780 万円、４、契約の相手方、千葉県旭市ニの 528 番地、阿部建設株式会社の採択に反対の討論をいたします。

この一般競争入札は、総合評価方式一般競争入札で実施されました。３者が応札をし、10 月 12 日の開札で入札が行われ、第１回の入札で、阿部建設株式会社から５億 9,800 万円で落札しました――消費税抜きの金額ですね。が、入札に参加した他の２者は、１者、鈴木建設株式会社は無効、もう１者、島田建設株式会社は辞退でした。鈴木建設（株）の無効を質疑しましたが、入札した札と内訳書の金額が相違していたため無効としたとのことでありましたが、電子入札方式であり、その中身が不明のため、入札の中身に情報公開の請求をいたしました。また、島田建設株式会社についても、なぜ辞退したのかその理由をただすため、情報公開の請求をいたしました。

したがって、これらの事実が判明しないため、採択に反対するものです。

ぜひ皆さん、総合評価方式一般競争入札は、旭市では、まだなじみがないものだそうですけれども、この評価の方式というのは、やり方によっては地元優先の会社を入れるということになってしまいますが、しかし、評価方式でもって、金額が高くてもいい事業であると掲げられれば入札できるというのが財政課から例としても示されまして、悪い方式では私はないと思います。

しかし、今回の場合は無効と辞退、そして１者だけ残ったそこが落札したと、これはおかしいではないかと私は考えたわけです。ですから、このことについてはもう１回、私は入札をやり直すべきだと思います。２者、３者、金額を比べて、また事業者の点数を比べて、ここがいいというところに仕事をさせるべきだと思います。ぜひ皆さん方、議案を不採択にして、さらにもう一度入札させようではありませんか。

念のため申し上げますけれども、この建設工事に私は反対しておりません。野球場が減るからいろんな議論をしてきましたけれども、飯岡と海上の中間地帯に新しく整備された消防署ができるということは、大変意義のあることだと思っております。このことを最後に申し上げて、反対討論を終わります。

○議長（木内欽市）　以上で、議案第 12 号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第 13 号と議案第 14 号の２議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第15号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　議案第 15 号、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事請負の議案に対して、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は１点、12 号議案、海上・飯岡統合消防分署、先ほどの 12 号の議案で無効となった業者が落札していることです。議案第 12 号の開札が札を開けた日が 10 月 12 日、この議案第15号、この工事請負は10月10日に公告があり、開札が12号の開札の約１か月後です。10 月 12 日に入札書の金額と内訳書の金額の差異で無効になったところが、約１か月後に別の、つまり今回の工事請負で落札しています。ですから、12 号の無効が妥当だったのか審査されない限り、この15号の落札が有効と判断することが私にはできません。

第12号から第15号までの工事請負契約は合計17億円にも上ります。この15号の議案、保育園の工事請負に関しては、さらにまだ議案として上がっていない機械設備、電気設備まで、これを全て合わせると海上・飯岡統合消防分署と中央第二・ゆたか統合保育所、この建設、これを合わせると 20 億円にも近い金額になるのです。こうした巨額の血税の使い道、それに対して数字の開示がない限り、私は到底賛成するわけにはいきません。

よって、議案第15号、戸村ひとみ、反対をいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党、松木源太郎です。私は、議案第 15 号、工事請負契約の締結について、１、名称、（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事（建築）、２、契約の方法、総合評価方式一般競争入札、３、契約金額５億6,210万円、４、契約の相手方、千葉県旭市後草2364番地、鈴木建設株式会社の採択に反対の討論をいたします。

この一般競争入札は、総合評価方式一般競争入札で実施されました。２者が応札をして、11 月 17 日の開札で入札が行われ、第１回の入札で、鈴木建設（株）が５億 1,100 万円で落札しましたが、入札に参加した他の１者、島田建設株式会社は５億3,800万円でした。実はこの２者は、10 月 12 日の統合庁舎の入札でもって無効と辞退を入れた業者であります。こういう業者を１か月もしない間に再度入札に入れる。これはおかしいのではないでしょうか。

つまり、この２者というのは、一定の期間入札ができない、そういう処分をすべき２者であ

ります。その２者をあえて正式に入れて、そして開札を行う。こういうような入札の仕方は、私は許されないと思うんです。１か月ないし２か月、その間に別の業者が応札すればその業者に渡す。これが今までの入札のやり方でありました。このようなでたらめな入札をするから、私たちから疑問に思われるわけです。

ぜひこの議案を、ぜひこの議会でもって不採択にして、再度入札をさせる必要があると思います。また、先ほど述べましたけれども、今回の建設事業は大変重要な事業であります。二つの保育所を初めて統合して、青年の家の跡に造るという、いろんな工夫がされていますから、ぜひ実現したいのですが、しかし、今回の入札は、もう旭市に今後あってはならないような入札であるということをご指摘して、反対の討論にさせていただきます。

○議長（木内欽市）　以上で、議案第 15 号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第 18 号について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第 15 号までと、議案第 18 号の 16 議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第１号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、令和５年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第３期中期目標を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　常任委員長請願報告

○議長（木内欽市）　日程第３、常任委員長請願報告。

建設経済常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　菅谷道晴　登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴）　皆さんこんにちは。

建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る 12 月４日の本会議において、本委員会に付託されました請願第４号、「特定商取引法平成 28 年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、12 月 11 日午前 10 時より議会委員会室で、紹介議員より説明を受けて審査を行いました。

審査では、請願の趣旨については十分理解できるが、非常に奥が深く範囲が広いため、継続的に調査研究を早急に進めて全員の判断が整う形に持っていけたらと考えているとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり、報告します。

令和５年 12 月 18 日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第４号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより、請願第４号について討論に入ります。

請願第４号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　請願第４号、「特定商取引法平成 28 年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、建設経済常任委員会所属の議員の皆様方におかれましては、本請願第４号につ

きまして、慎重審議、審査いただき、誠にありがとうございました。

ただいま委員長報告にありましたように、本定例会閉会後、継続審査という形で議決されましたが、本請願が一つ、喫緊の課題であるということ、一つ、議員の皆様全員に分かってもらわなければならない非常に重要な請願であるということ、この２点をご理解いただきたく、また、請願の趣旨、この後、五つの項目に沿って述べさせていただきます。

まず初めに、請願第４号、「特定商取引法平成 28 年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願についてですが、請願文書表の請願趣旨に記載のとおりですが、文言が若干分かりづらいですので、難しいですので、分かりやすくご理解いただきますよう説明させていただきます。

１点目、この請願ですけれども、消費者被害を防止、救済し、消費者の安全・安心な生活を確保するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を政府に提出することを求める請願であるということを、まずもってご理解いただきたいと思います。

次に、２点目でございますけれども、特定商取引法とは一体何ぞやということでございます。確かに、第１条の目的を読んでみますと、この法律は、特定商取引を公正にし、購入者等の被害の防止を図ることにより、購入者の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。これが第１条の目的でございます。

何か分かるようで分からない。難しい。具体的に掘り下げてみたいと思います。正式には特定商取引に関する法律ということで、特に訪問販売など、消費者トラブルを生じやすい商取引を対象に、事業者による不公平な勧誘行為の取締りを行う法律というものだそうです。

さらに具体的に、では、一体全体、特定商取引にはどういったものがあるかということでございますけれども、七つの類型に分かれているんだそうです。簡単な四つを取り上げてご理解していただきたいと思いますけれども、まず一つは、訪問販売、二つ目が、訪問購入です。何かいらないものはございませんかといった類いのものです。３点目は、通信販売、ご存じのとおり新聞や雑誌、インターネットの広告等を利用し、郵便、電話、通信手段による販売方法ですね。四つ目が、電話勧誘でございます。

こういう販売方法に対して、事業者の悪質な違法あるいは勧誘行為を防止し、消費者の利益を守る、これを目的としている法律です。ですので、そういった被害に遭っている方の声を吸い上げ、それを今回は国に届ける、そういう請願内容でございます。

では、なぜ特定商取引法の抜本的な改正を請願しなくてはならないのかという趣旨でござい

ますけれども、これは平成 28 年に改正され、その際に、５年後に見直しますよという改定がなされ、採択されたんですね。ちょうど令和４年、平成 28、29、30、31、令和２年、令和３年、５年後に見直しをするという、今言いましたように可決されたにもかかわらず、ご存じのとおりトラブルは後を絶ちません。消費者被害がいまだに減らず続出しているということです。これを何とかしたいということの請願なんですね、そういった現状を鑑みて法制の強化を図る必要があるということ。

記載事項を確認させていただきますけれども、令和４年版の消費者白書によりますと、何と全国の消費生活センターの消費生活相談が 85 万 2,000 件なんだそうです。そして、その半数以上の 54.7%が特定商取引法の対象分野に関する相談なんだそうです。

なお、65 歳以上の相談が訪問販売に対しては 14.4%、電話勧誘については 8.1%、65 歳未満の相談割合の２倍を超えている、そういう実態でございます。

なお、ここが今後、私ども注視していかなきゃいけない点じゃないかと思うんですけれども、認知症等高齢者の相談に当たっては、訪問販売、電話勧誘販売がおよそ 50%近くの 48.6%に上っているということでございます。言うまでもなく、インターネットによる通信販売相談件数も 30%に迫ろうとしております。また、ご存じのとおり令和４年の成人年齢の引下げによりまして、特に 18 歳、19 歳の若者世代、マルチ商法取引に対しての被害も続出しているんだそうです。

以上、特定商取引法が確実に消費者を守れる法律、ざる法にさせないためのさらなる法整備の強化を図る、そういうことの請願なんです。

では、具体的にどのような改正がなされるべきか。三つあります。訪問販売、電話勧誘販売についてですけれども、これは、そういったものを購入したくないんだという消費者の意思、この意思を尊重、決定する仕組みを設けるべきであるということですね。２点目ですけれども、事業者の登録制を導入するということ、３点目は、勧誘者を特定できる情報開示請求ができるようにするという改正でございます。

２点目は、通信販売についてです。特に申込みの撤回、取消し、これがなかなかきちんと追及、最後まで追跡してもしっかりとした事業者等を特定できない、そういう現状になっております。後でゆっくり、購入したもののクールダウンして考えたら、いや、これはちょっと購入し過ぎたと。したがって、購入した半分を撤回したい等々の解約条項がきちんと明示されていない。

したがいまして、解約、返品体制が迅速、適切に取れるようにするために明記すべきである

ということですね。契約申込みと同様に、解約申出の方法もきちんと法に定めること、通信業者に義務づけること、併せて広告表示の透明性、これをきちんと明確に法に位置づけるべきである。

それで、建設経済常任委員会所属の皆様方が閉会後、きちっと継続審議してくださるということに関しましては、冒頭申し上げましたように、３月議会までにきちっと慎重審議していただき、本請願につきましては、国に市民の皆様方の声が届くような、そういう対応をしてくださるということを切にお願いし、長くなりますけれども、最後に、再考すべき点、これを申し上げます。

先週、旭警察署生活安全課宮田課長並びに係長、県の実態はどのような状況かということを聞いてまいりました。特定商取引法に関する被害件数ですけれども、昨年度６件、県内であったそうです。そのうち 16 人の関係事業者、これを検挙しているそうです。今年度につきましては、健康食品も含めて 14 件、25 人の検挙に 11 月末現在で至っているとのこと、旭市内の被害状況等については、具体的には大きい被害は出ていないけれども、相談件数を考えると、実際の被害に遭っている人たちだというふうに捉えてよいのではという生活安全課長の答弁がございました。

一方、旭市内の消費生活センターへの相談件数は、昨年度 421 件、商工観光課長にいただいております。70 歳以上の高年齢者におかれましては、通販に関する相談 206 件、うちネット商法に関しては 145 件、訪問販売については 22 件、電話 21 件、強引な買取り等のトラブルが令和３年度以上に増加しているという話も確認をさせていただきました。

今言いましたように、警察署のほうでも皆様方、先週の新聞折り込み、県警からのお知らせ、これは特定商取引法とは違って、特定詐欺に関する危険防止のパンフレットでございます。サポート詐欺について知っていますかという、こういうパンフレットは入っていましたよ。見られた方も多いとは思いますけれども、そういうことを考えても、現実問題、特に高齢者がよく分からないまま商品を購入してしまって、何とか断りたいんだけれどもというようなこと、そういう被害が続出しているということですね。

船橋市の葛南総合法律事務所、岩井弁護士にも詳しく聞きましたところ、伊場の言うとおりだと。ぜひ、議会の皆様方にも理解を求めるような形で、特定商取引法の改正について理解をいただくように努めるべきではないかといった結論でございました。

なお、本請願につきましては、千葉県退職者連合東総・香取地域協議会、匝瑳市、香取市、旭市、銚子市の方々より請願依頼を受けております。

被害者が身の回りに何人かいるのに、その人たちを助けてあげようとする法整備強化、女性３人、男性２人を含む５人の方々が建設経済常任委員会の場に傍聴においでになりました。全員賛成で採択してくださるものと期待をしておりました。しかしながら、その場では即刻採択という形になりませんでしたので、法整備の強化を切にお願いしたいと、そういう私たちの声を即届けてくださらないのでしょうかと、若干落胆もしておりました。

なお、参考までに、近隣市議会の本請願に関する状況をお伝えいたします。千葉市、市川市、習志野市、木更津市、茂原市、近くでは多古町議会が、もう既に６月、９月で採択をしております。

なお、野田市、成田市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市議会におかれましては、この12 月議会で請願の申出があったと聞いております。伊場哲也の個人的な気持ちですけれども、できれば他市議会に後れを取りたくないものだと考えております。

なお、私事で恐縮ですけれども、天下のアマゾンギフト、残念ながら注文した金色の壁紙が今現在届いておりません。追跡調査をしております。いわゆる輸送の問題で、人手不足で、今、なかなか追跡調査がうまくいっていないと、そういう状況でございます。中国を悪く言うつもりはございませんけれども、中国企業に、佐川急便が人手不足を解消のために輸送をお願いしたと、そこまでは分かっております。住所を記載したラベルが商品、包み箱に貼ったけれども、それが剝がれてしまって、どこに配送していいか分からないと、そういう状況であるということまで分かっております。

最後、２点ですけれども、先月は旭市議会としての取り組み、西は印西市、白井市から、東は銚子市に至るまで、11 市の市議会親睦ゴルフ大会がございました。その場では、ここにいらっしゃる皆さん方が司会進行、まとめ役、他の市議会が羨むほどのまとまり、これを見せつけたのではないかなというふうに思います。

あわせて、２年前の令和３年 12 月 19 日執行の一般選挙公報、キャッチフレーズを覚えていらっしゃいますか。お年寄りが生涯活躍できるまち、誰一人取り残されず安心して暮らせるまちづくり、市民一人ひとりが安全・安心、いつでも健やかに生き生きと暮らしていける地域づくり、未来の旭、五つの未来図面、安全・安心、住んでみたいまち旭、元気な旭、さらなる飛躍、市民のための行動力、今まさに見せるべきではないでしょうか。

一番身近な議員、小さな声を聞く力で政策実現、市民に一番近い議員を目指して、市民の声が届くまちに、ぶれずに正直に声を受け止め、提言、市民の声を届け、市民の命と暮らしを守る市政実現、市民の声を聞きます、あなたの声を伝えます。市民一人ひとりが安全・安心

に暮らせるまちであってこそ、旭が好きだと言えるのではないでしょうか。

皆様とともに、市民の声を国に届けようではありませんか。ぜひ、皆様方の市民の切なる喫緊の声であるということをご理解いただき、本請願第４号を採択いただきますようお願い申し上げ、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　以上で、請願第４号について、通告による討論は終わりました。

これより請願第４号について採決いたします。

請願第４号、「特定商取引法平成 28 年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、建設経済常任委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、請願第４号は、閉会中の継続審査と決しました。

◎日程第５　事務報告

○議長（木内欽市）　日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

１つ、精白米粒すけ 800 キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より、９月 21 日受納いたしました。

１つ、金 100 万円を、有限会社ブライトピック千葉様より、９月 27 日受納いたしました。

１つ、金 61 万 4,500 円を、明治安田生命保険相互会社様より、９月 27 日受納いたしました。

１つ、金 10 万円を、旭市ゴルフ協会様より、10 月 10 日受納いたしました。

１つ、空気清浄機１台を、株式会社千葉興業銀行様より、10 月 12 日受納いたしました。

１つ、豚肉 633.5 キログラムを、有限会社Ｐｉｇ　Ｆｅｒｔｉｌｉｚｅ松ヶ谷様より、10

月19日受納いたしました。

１つ、金20万円を、銚子商工信用組合様より、10月26日受納いたしました。

１つ、豚肉 262.25 キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、11 月 17 日受納いたしました。

１つ、テントほか保育所用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、12 月８日受納いたしました。

１つ、ヤマザクラ苗木 50 本及び植樹記念石碑１基を、公益財団法人イオン環境財団様より、12月９日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（木内欽市）　事務報告は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　零時１０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程　議長辞職の件

○副議長（林　晴道）　議長の都合により議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま木内欽市議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林　晴道）　ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（穴澤昭和）　辞職願。

このたび一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和５年12月18日、旭市議会議長、木内欽市。

旭市議会副議長様。

○副議長（林　晴道）　おはかりをいたします。木内欽市議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（林　晴道）　全員賛成。

よって、木内欽市議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（１９番　木内欽市　入場）

○副議長（林　晴道）　ここで長い間お骨折りをいただきました前議長、木内欽市議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１９番　木内欽市　登壇）

○１９番（木内欽市）　ただいま辞職願を受理していただき、ありがとうございました。

思い起こしますと、長い間議長を務めさせていただきました。ありがとうございました。皆さんの支えがありましてやってこられました。議員の皆様、もちろん市長をはじめ、ここにおられます幹部職員の皆様、そして市の執行部の皆様に、改めて感謝と御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

◎追加日程　議長選挙の件

○副議長（林　晴道）　木内欽市議員の議長辞職により議長が欠員となりました。

おはかりをいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林　晴道）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林　晴道）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○副議長（林　晴道）　議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（林　晴道）　ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（林　晴道）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（林　晴道）　配付漏れないものと認めます。

記載台での記載をお願いいたします。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（林　晴道）　投票箱、異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。

なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効としますので、ご了承願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（発言する人あり）

○副議長（林　晴道）　ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　零時２２分

再開　午後　零時２３分

○副議長（林　晴道）　それでは、会議を再開してください。

（点呼に応じ投票）

○副議長（林　晴道）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（林　晴道）　投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（林　晴道）　開票を行います。

立会人の指名をいたします。

14番、飯嶋正利議員、15番、宮澤芳雄議員、以上の２議員を指名いたします。

飯嶋正利議員、宮澤芳雄議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開　票）

○副議長（林　晴道）　それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　２０票

有効投票　　１８票

無効投票　　２票です。

有効投票のうち　飯嶋正利議員　　１０票

木内欽市議員　　７票

松木源太郎議員　　１票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。

よって、飯嶋正利議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました飯嶋正利議員が議場におられますので、会議規則第 32 条２

項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでありました。自席へお戻り願います。

（立会人、自席へ着席）

○副議長（林　晴道）　ただいま議長に当選されました飯嶋正利議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇を願います。

（１４番　飯嶋正利　登壇）

○１４番（飯嶋正利）　ただいま議長選によりまして、皆様よりご推挙いただきました飯嶋でございます。木内前議長を見習い、旭市発展のため、微力ながら努力していきます。よろしくご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（林　晴道）　ここで議長を交代いたします。

議長、飯嶋正利議員、議長席にご着席願います。

（副議長　林　晴道　議長席退席）

（議長　飯嶋正利　議長席着席）

○議長（飯嶋正利）　議長を交代いたしました。

ここで、昼食のため、午後１時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時４３分

再開　午後　１時４０分

○議長（飯嶋正利）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（副議長　林　晴道　辞職願提出）

（副議長　林　晴道　退場）

◎追加日程　副議長辞職の件

○議長（飯嶋正利）　ただいま林晴道副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（穴澤昭和）　辞職願。

このたび一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和５年 12 月 18 日、旭市議会副議長、林晴道。

旭市議会議長様。

○議長（飯嶋正利）　おはかりいたします。林晴道議員の副議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（飯嶋正利）　全員賛成。

よって、林晴道議員の副議長の辞職を許可することに決まりました。

ここで、しばらくお待ちください。

（１２番　林　晴道　入場）

○議長（飯嶋正利）　ここで長い間お骨折りをいただきました前副議長の林晴道議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１２番　林　晴道　登壇）

○１２番（林　晴道）　皆さん、ご機嫌よくお過ごしでいらっしゃいますか。この２年間、副議長を務めさせていただいた林晴道であります。

本当に多くの皆さんに支えていただいて、この重責、職務を全うすることができたのかなと、そのように思っております。特に議員各位におかれましては、何かと議事運営、進行のほうで調整をさせていただいたり、お話しさせていただきましたけれども、まだまだちょっと自分自身足りないところがありましたけれども、本当に協力をいただいたなと感謝、感謝でございます。

あと、何よりも議会事務局の職員一人ひとりに、本当にいろいろな面で時間を取ってもらって、本当に裏方なんです。調整役を僕がなかなか破天荒が過ぎるもので、いろいろ無理難題をお話ししたことがあるんですけれども、しっかりと旭市の議会の進行、議事の円滑な取り

組みのために協力をいただいた。

本当に僕自身、この２年間、実り多い２年間であったなと、そのように思うところであります。今後、任期が後半あと２年ありますけれども、どうかまた一議員としまして、皆さんと一緒にいろんな話をしながら議会をしっかりと旭市が見えるように、それから動いているように取り組んでいきたいなと、そのように思うところであります。

最後になりますが、僕はこの旭市、この地域を日本のど真ん中で輝く誇りある活躍、活動がみなぎる地域に、旭市にするんだという大きな夢を持って取り組んでまいりました。この夢を夢のままで終わらせてはならない。過去にとらわれず、未来を悲観せず、今を生きる。ここで一生懸命皆さんと一緒に活動させてもらいたいなと、そのように本気で思っておりますので、いろいろ不都合や物足りないところがあったかも分かりませんが、お許しをいただいて、まだ一緒に皆さんと議会活動をやっていけたらありがたいと、そのように本当に思うところでございます。

このような壇上に上がらせていただく席をつくっていただきまして、本当にありがとうございました。またどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎追加日程　副議長選挙の件

○議長（飯嶋正利）　林晴道議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票に決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（飯嶋正利）　議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（飯嶋正利）　ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

記載台での記載をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（飯嶋正利）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（飯嶋正利）　異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。

なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○議長（飯嶋正利）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（飯嶋正利）　開票を行います。

立会人の指名をいたします。

16番、伊藤房代議員、17番、向後悦世議員、以上２名の議員を指名いたします。

伊藤房代議員、向後悦世議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開　票）

○議長（飯嶋正利）　選挙結果を報告いたします。

投票総数　　２０票

有効投票　　１９票

無効投票　　１票です。

有効投票のうち　遠藤保明議員　　１６票

片桐文夫議員　　２票

松木源太郎議員　　１票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。

よって、遠藤保明議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました遠藤保明議員が議場におられますので、会議規則第32条２項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

（立会人、自席へ着席）

○議長（飯嶋正利）　ただいま副議長に当選されました遠藤保明議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

（１１番　遠藤保明　登壇）

○１１番（遠藤保明）　ただいま皆さんのご推挙により、副議長に就任いたしました遠藤保明です。これからは市政、市議会の発展のために、皆さんのご指導、ご鞭撻をいただきながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

◎日程第６　閉　　会

○議長（飯嶋正利）　以上をもちまして、令和５年旭市議会第４回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　２時０９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　飯　嶋　正　利

前 議 長　　木　内　欽　市

前副議長　　林　　晴　道

議　　員　　菅　谷　道　晴

議　　員　　戸　村　ひとみ